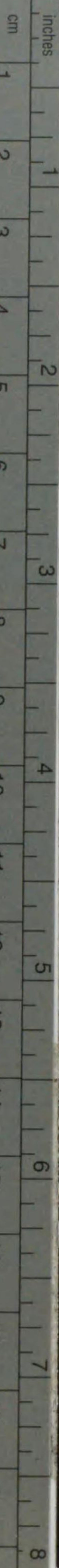


Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

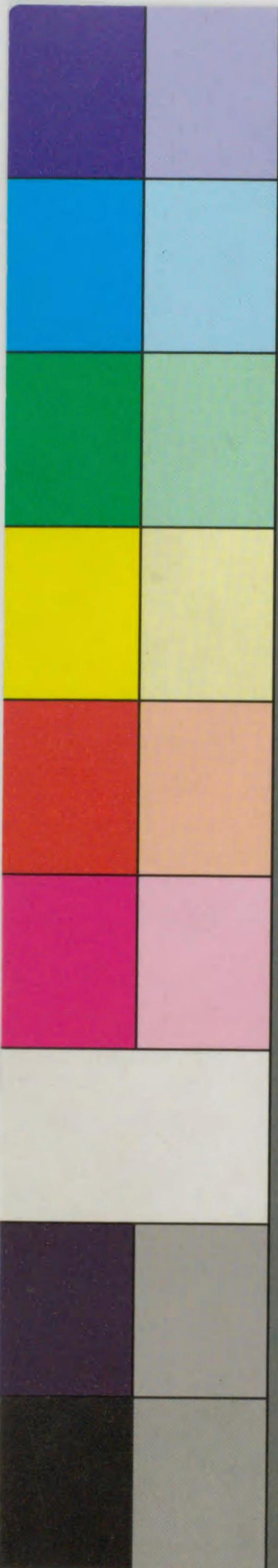
A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



Kodak Color Control Patches

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

© Kodak, 2007 TM: Kodak



577
2

577-62
1200501520357

7.11.17

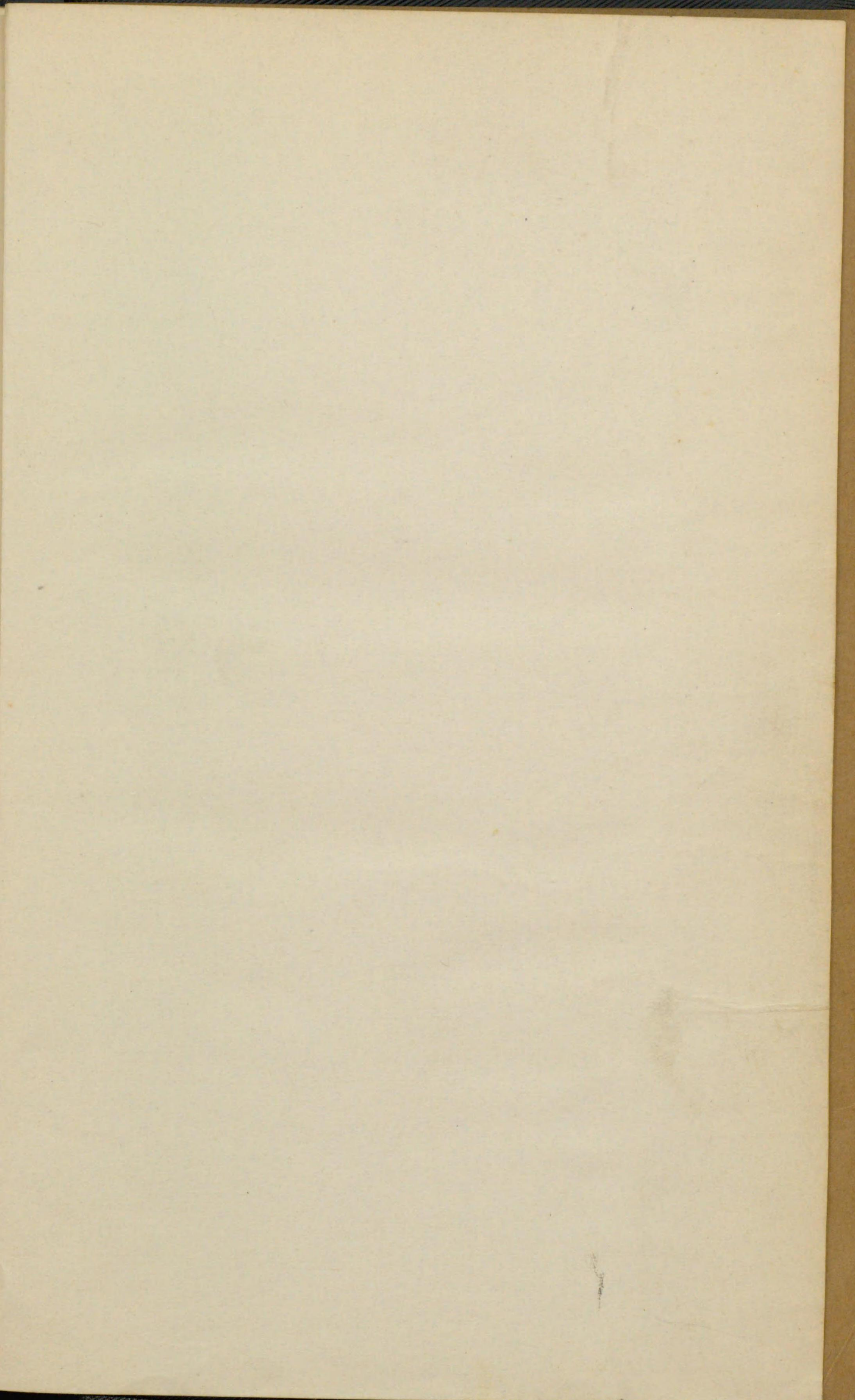
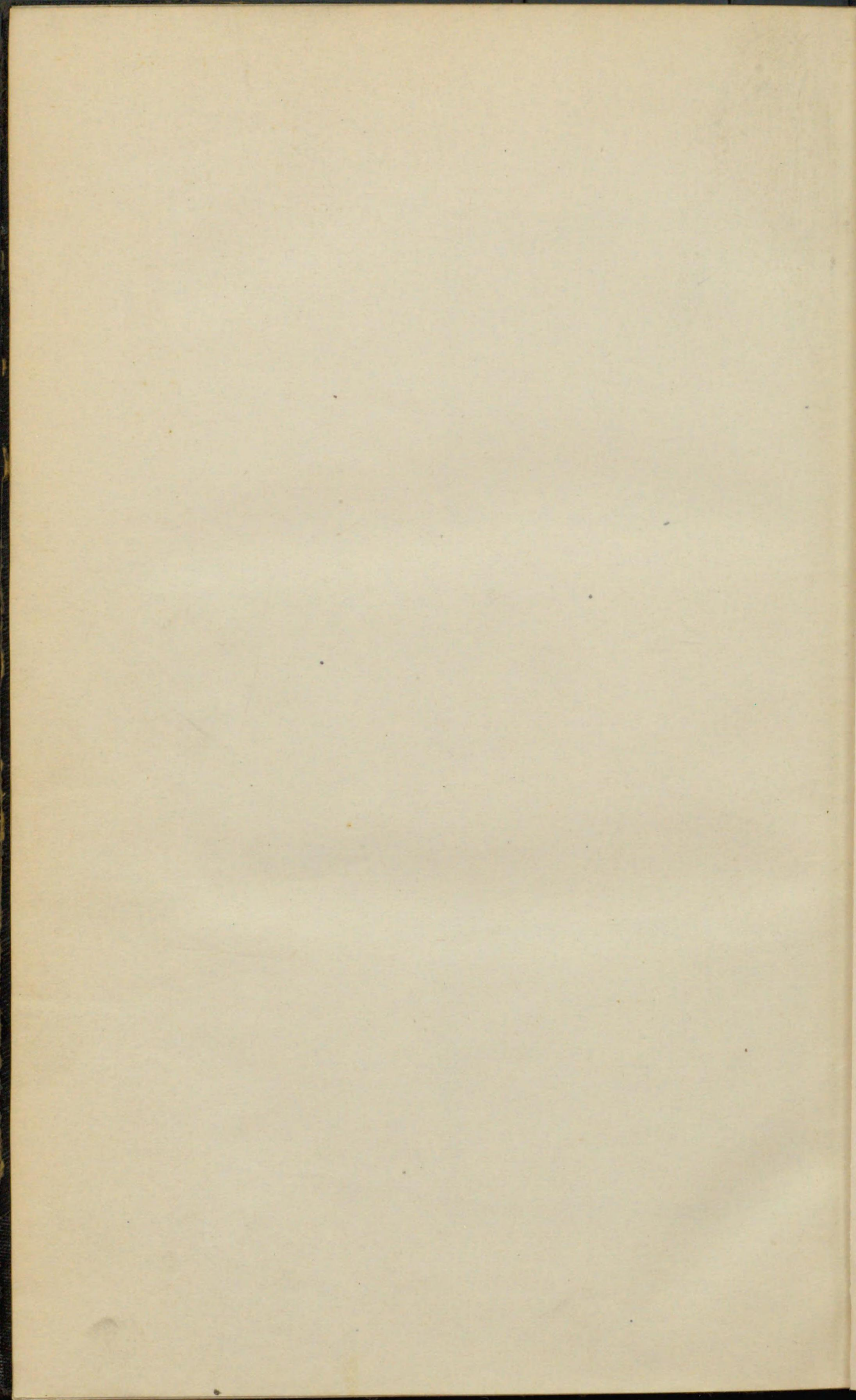
西備名區

(著者自筆)

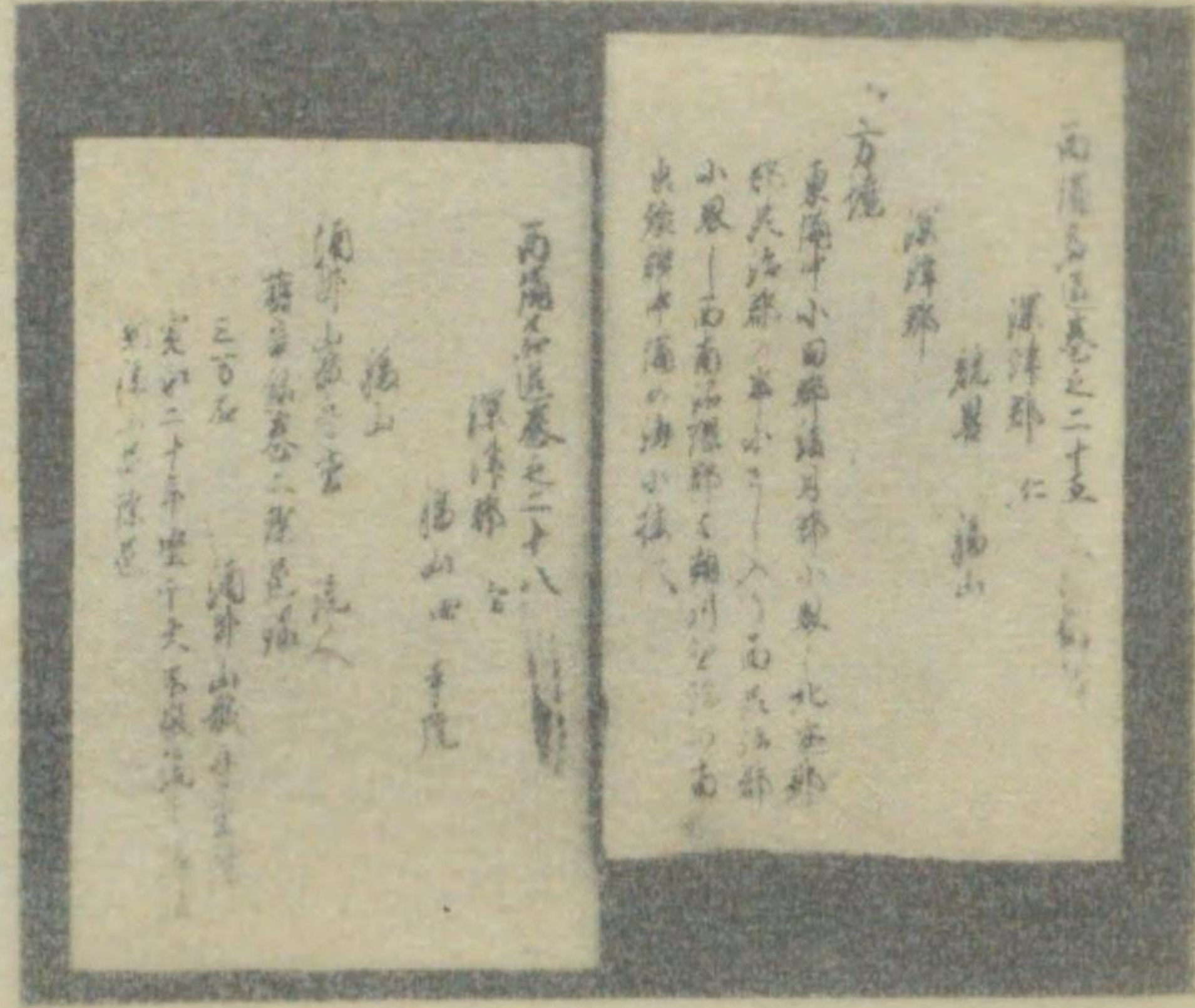
馬屋原呂平重帶編

自卷四十九 至卷五十三 葦田郡
自卷六十八 至卷六十九 三上郡
自卷七十二 至卷七十三 世羅郡

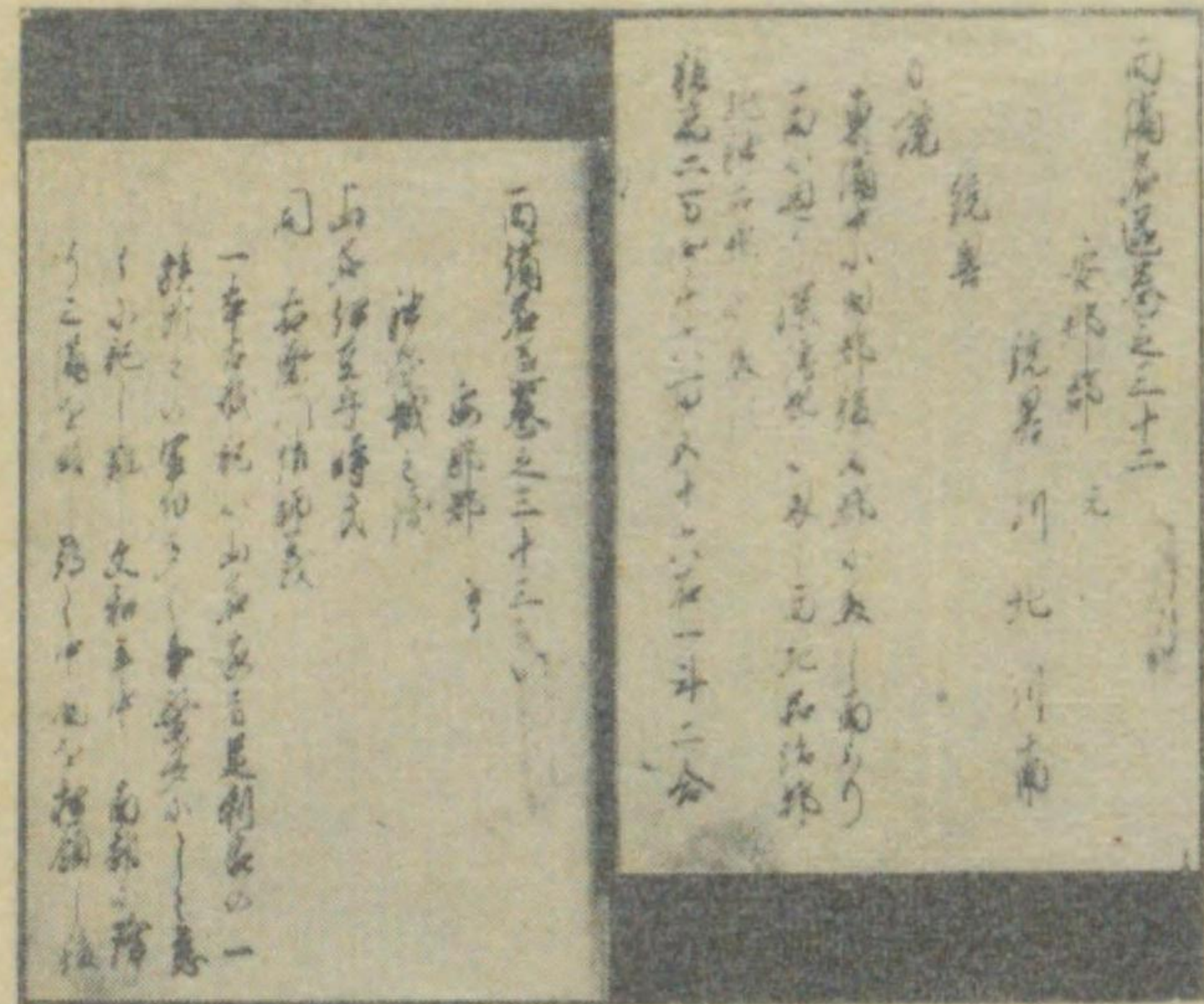
自卷六十六 至卷六十七 三次郡
自卷七十一 至卷七十一 三谿郡
自卷七十四 至卷七十四 御調郡



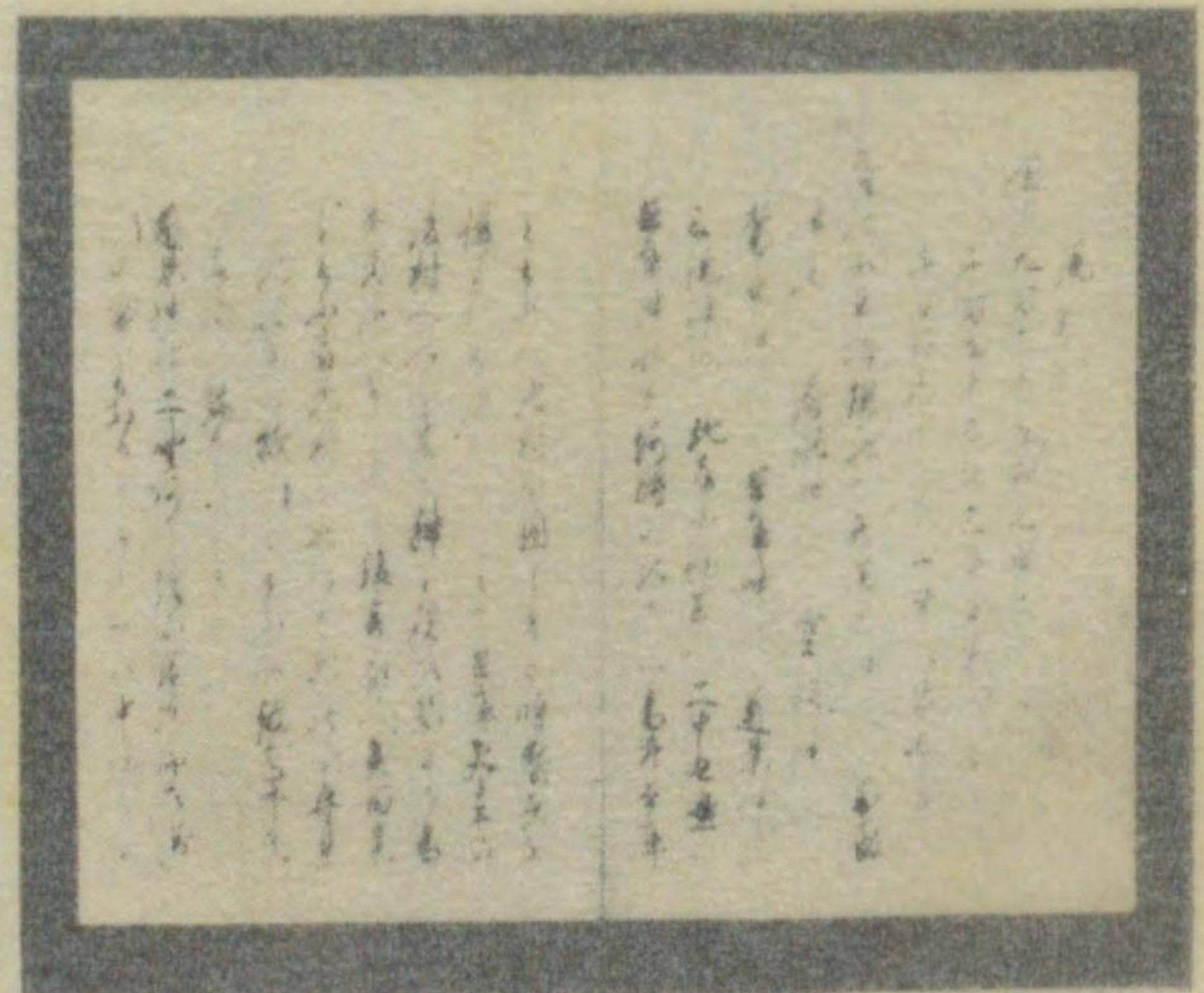
著者自筆本
『西備名區』卷二十五(右)と
卷二十八の冒頭(左)

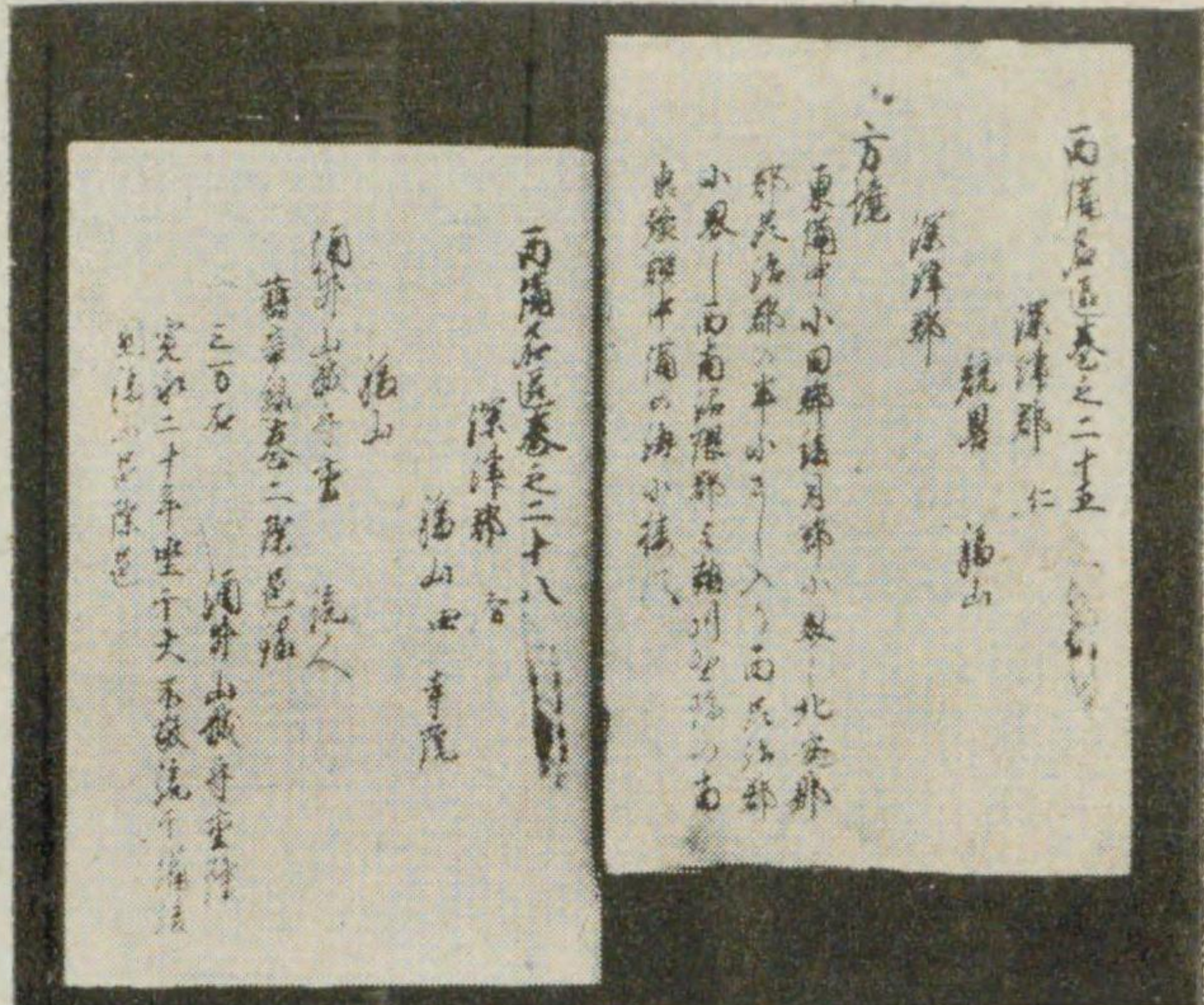


同上
卷三十二(右)と卷三十三の冒頭(左)

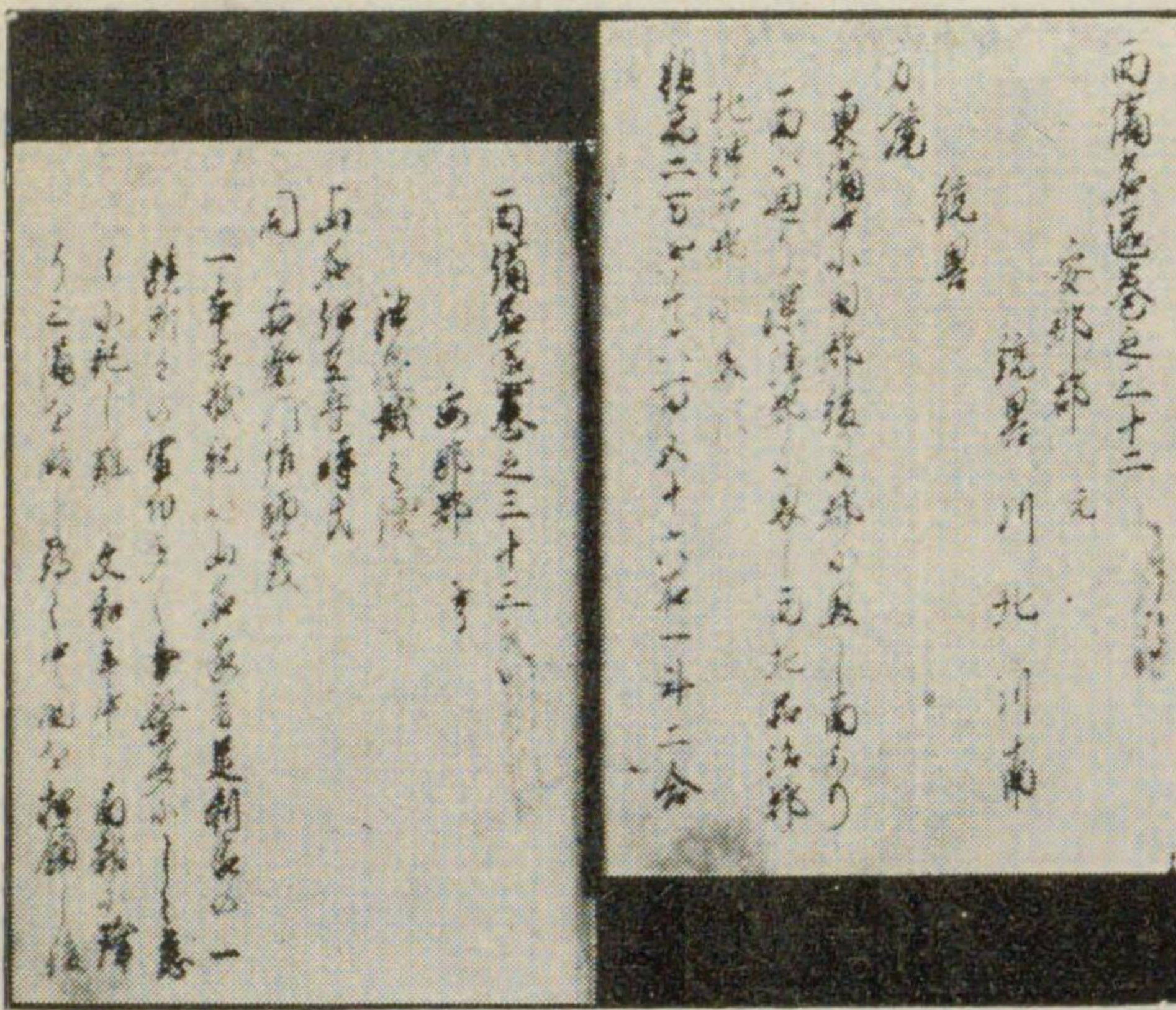


同上
卷三十五のうち
湯野村の部冒頭

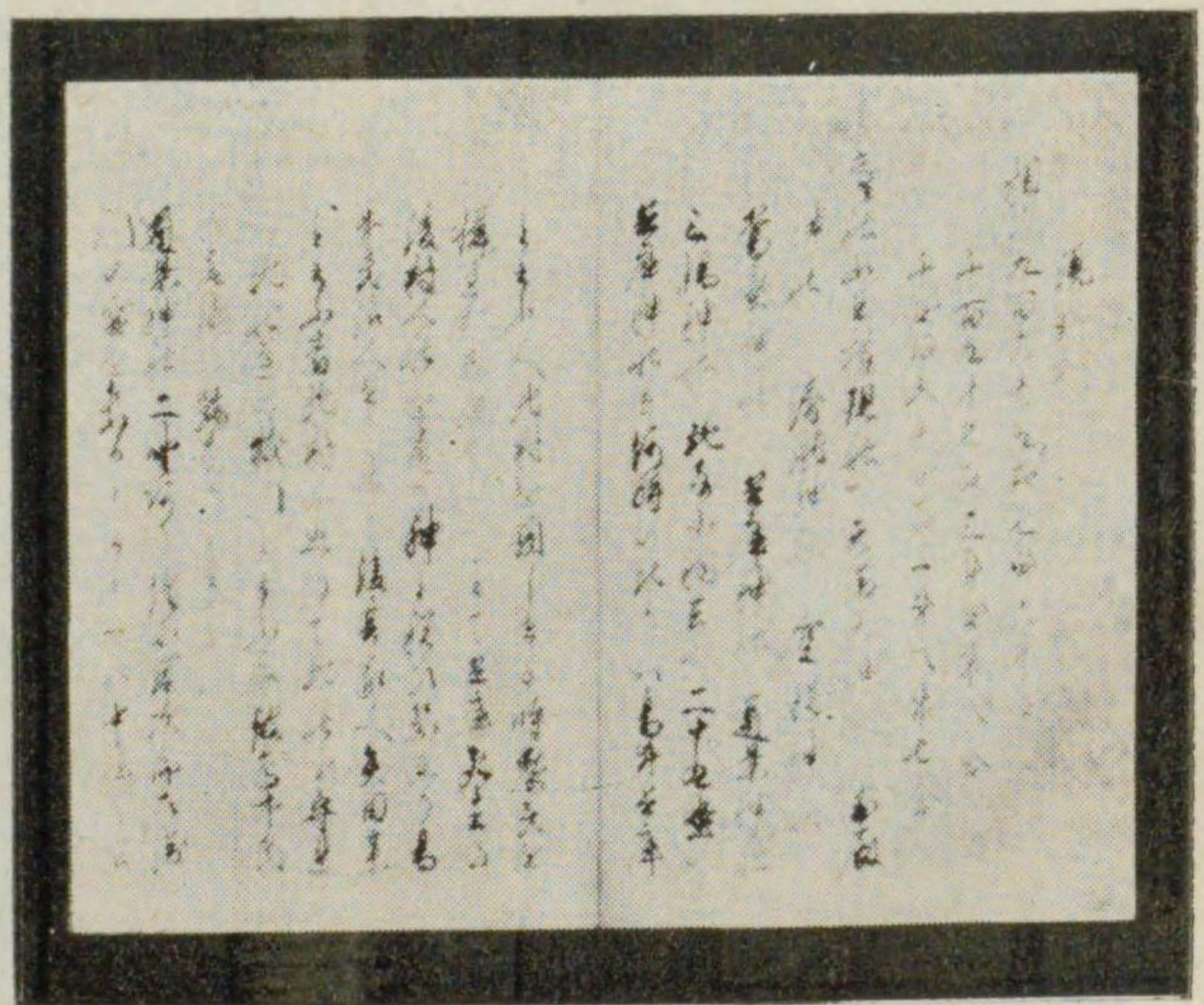




著者自筆本
『西備名區』卷二十五(右)と
卷二十八の冒頭(左)

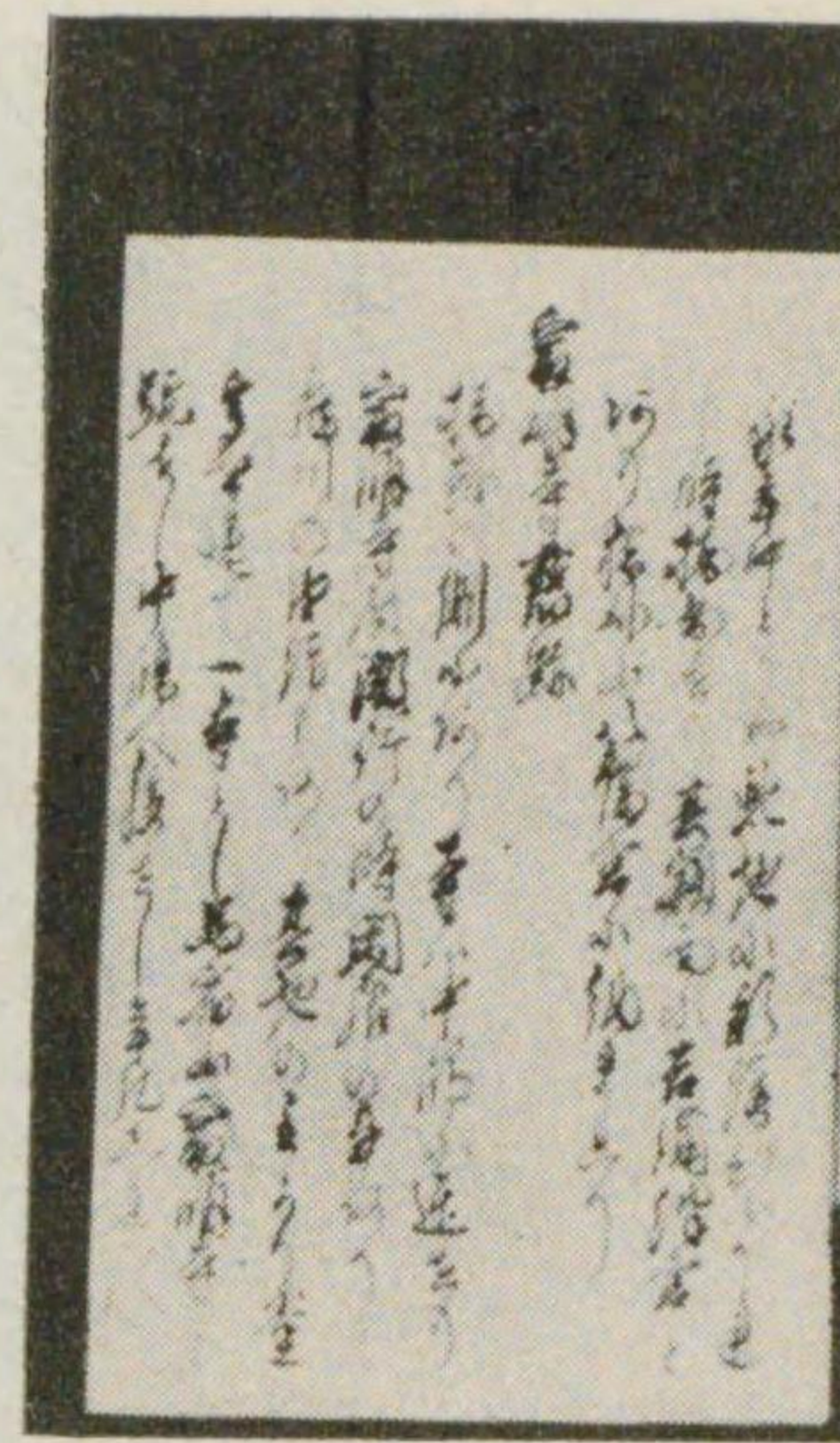


同上
卷三十二(右)と卷三十三の冒頭(左)



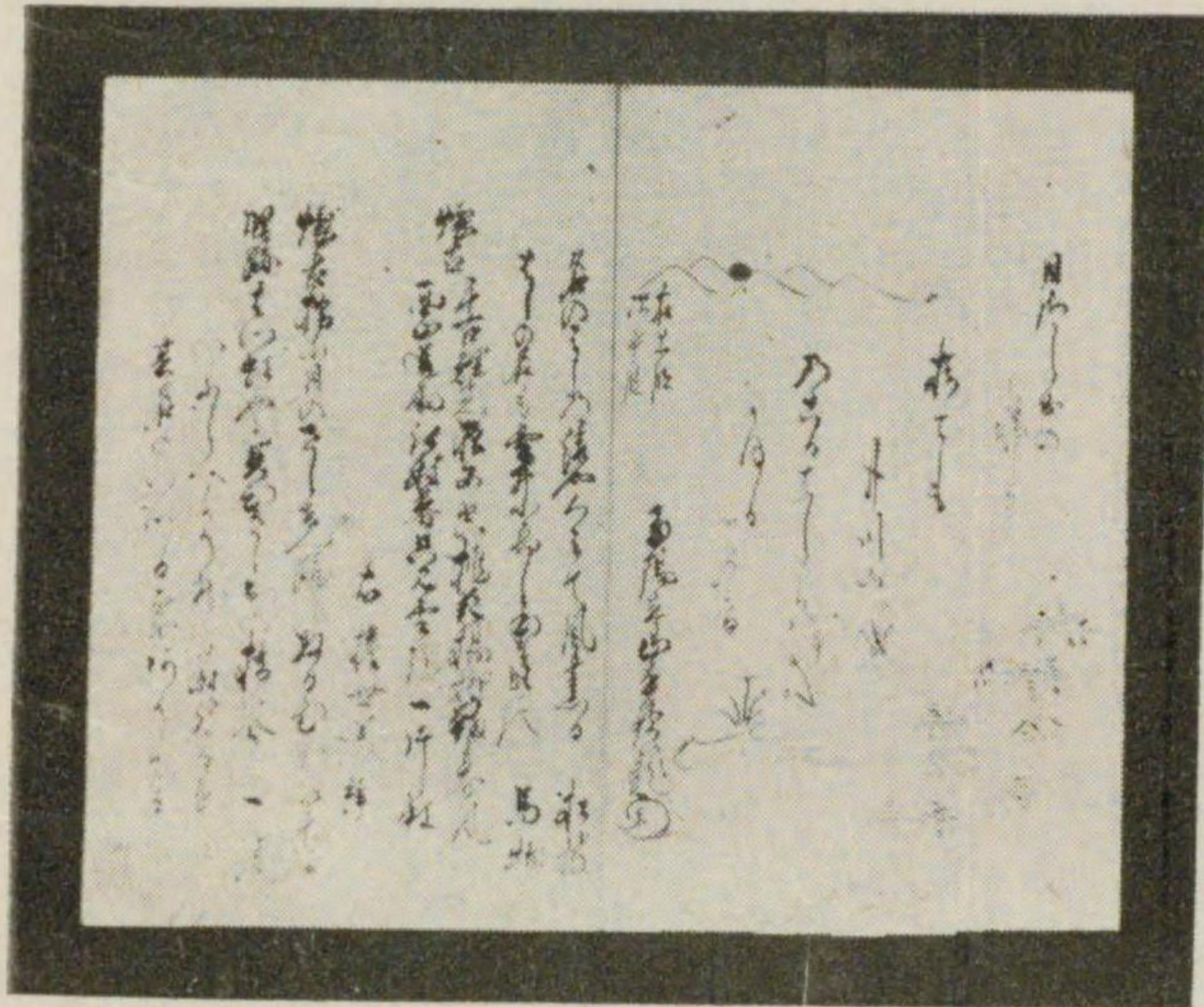
同上
卷三十五のうち
湯野村の部冒頭

西園寺退之卷之三十九
 流若 以山寺 今園
 方院 天海林
 卷三十九のうち 近田村
 最明寺舊跡の部(左)

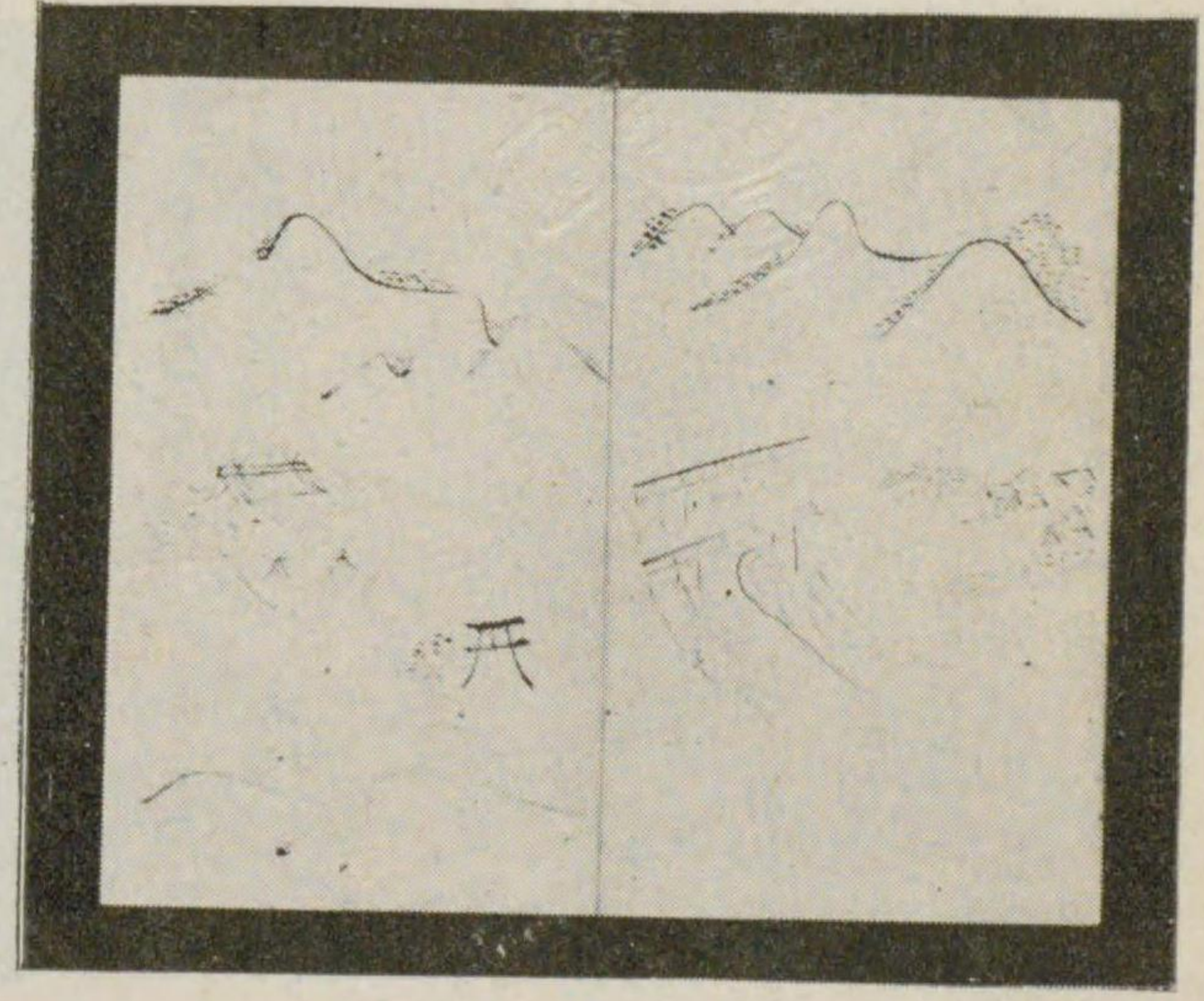


同上
 卷三十七の巻首(右)と
 卷三十九のうち 近田村
 最明寺舊跡の部(左)

同上
 卷三十八向永谷村のうち
 仲川香の部挿畫(其一)



同上
 卷三十八向永谷村のうち
 仲川香の部挿畫(其二)



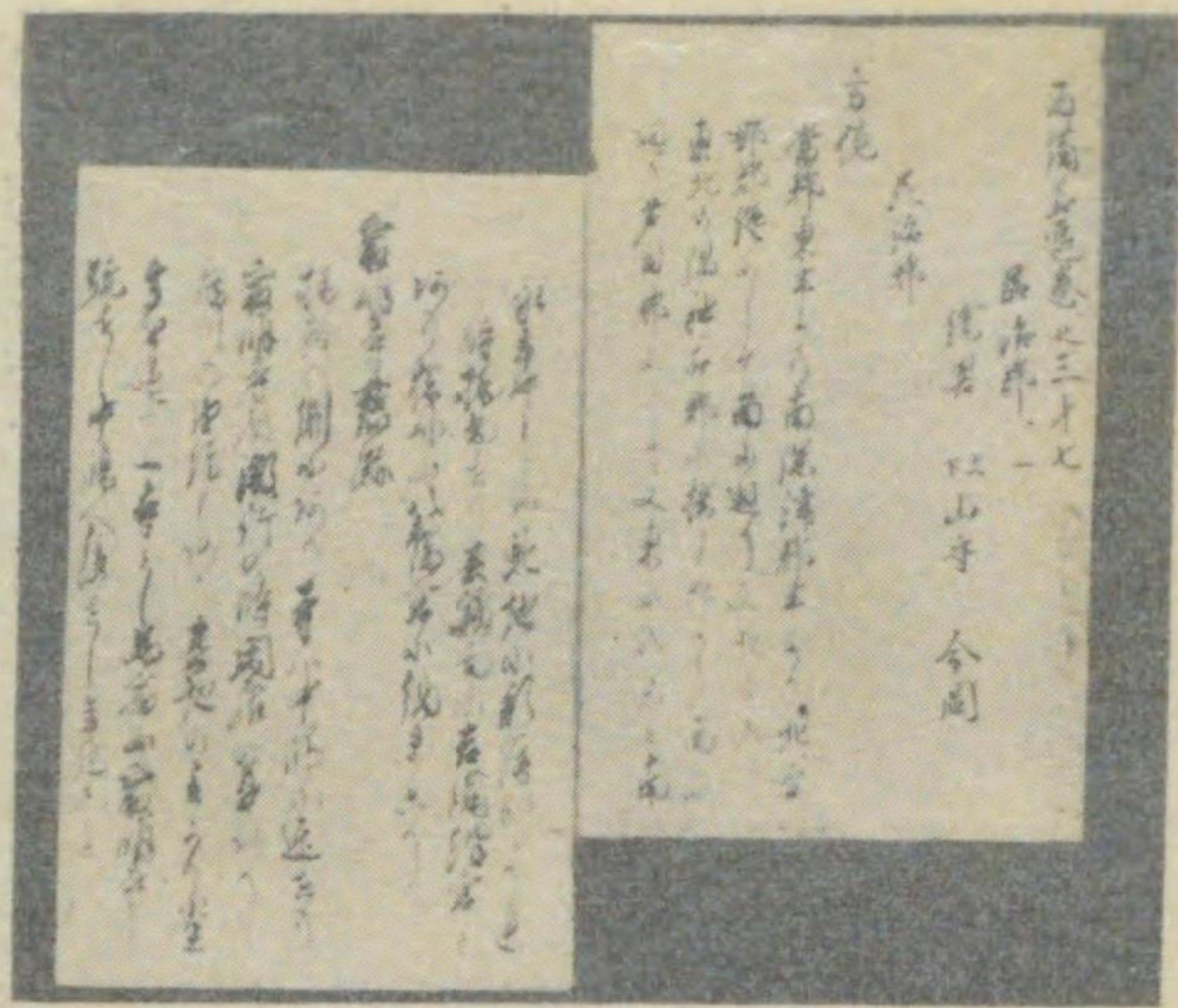
西園寺退之卷之五十二
 同日 出山 河
 西園寺退之卷之五十二
 同日 出山 河
 西園寺退之卷之五十二
 同日 出山 河

同上
 卷四十九(右)と卷五十二の冒頭(左)

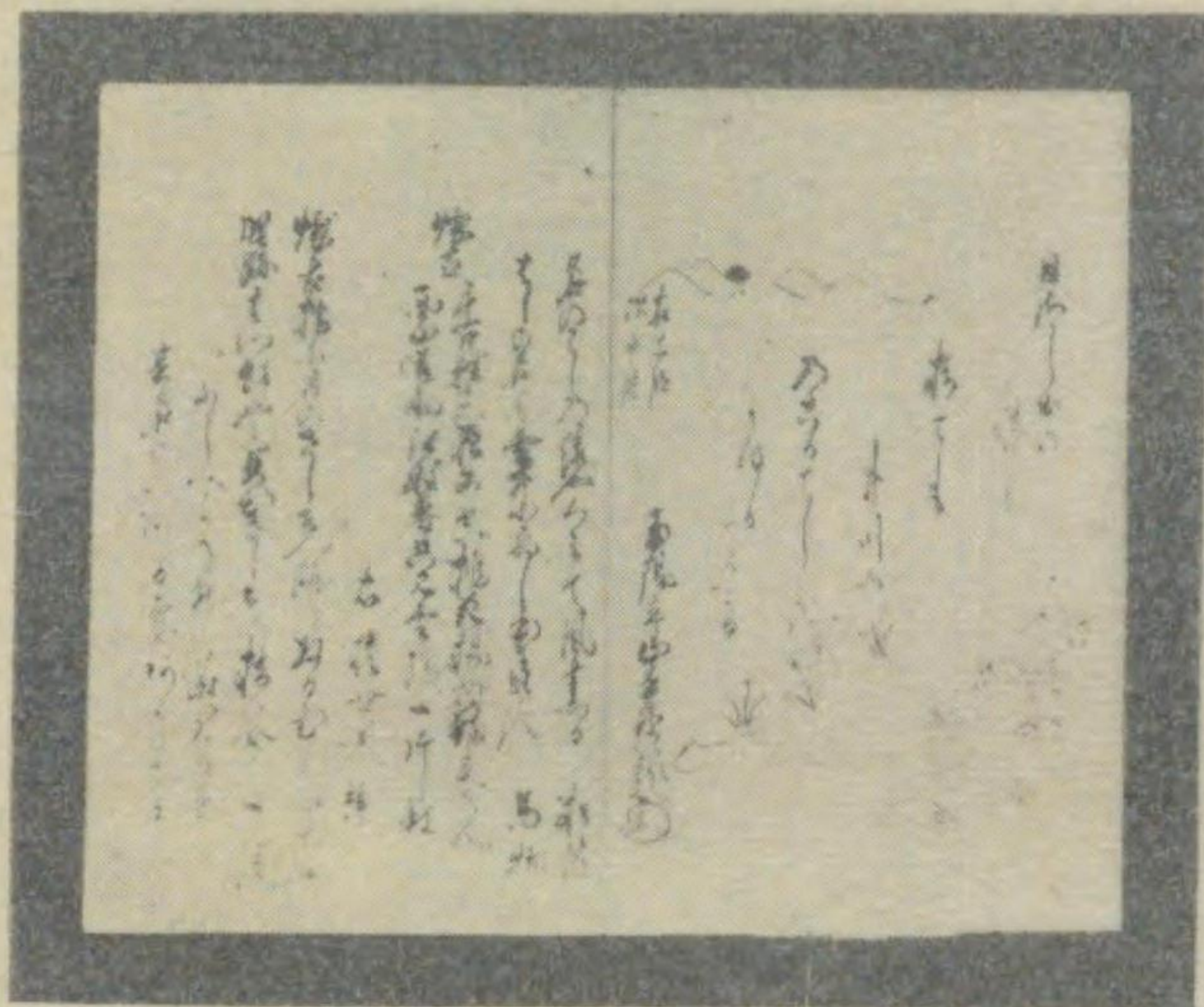
同上
 卷七十五題簽(前)と同卷本釋村のうち 高垣氏記事(後)

西條名區 七十五

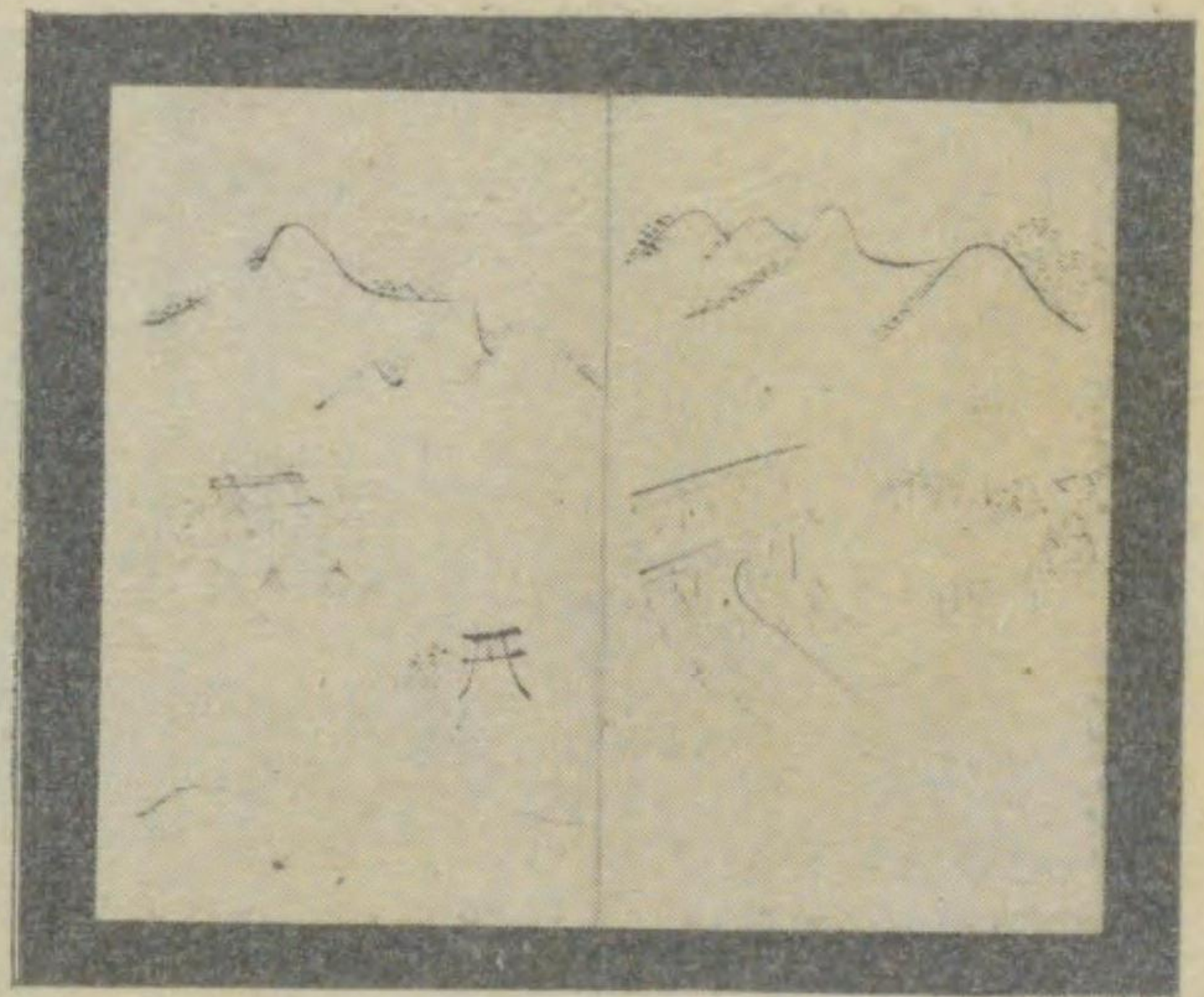
高垣氏
 傳云高垣氏生藤山平入道高垣
 の末息之長俊生文弘の礼進宮内
 子聖子教一談二十餘人自教一
 子の撰山家へ恒回八節大御門末
 子少者巧長俊之三歳の男子何
 日同を記聖子之範堂へ入道
 自教一人と終々時礼母高尼と子
 女皆同とたのしく此初子を連進道
 進め此高尼の此子歎へて撰山
 の首皮を憐れ乳母高尼の高し恒回
 の恒回高く高尼と高尼の紋之つ初
 無分
 南朝五年の比撰山平入道將
 監し高尼高尼若高尼高尼高尼
 高尼高尼高尼高尼高尼高尼高尼
 高尼高尼高尼高尼高尼高尼高尼



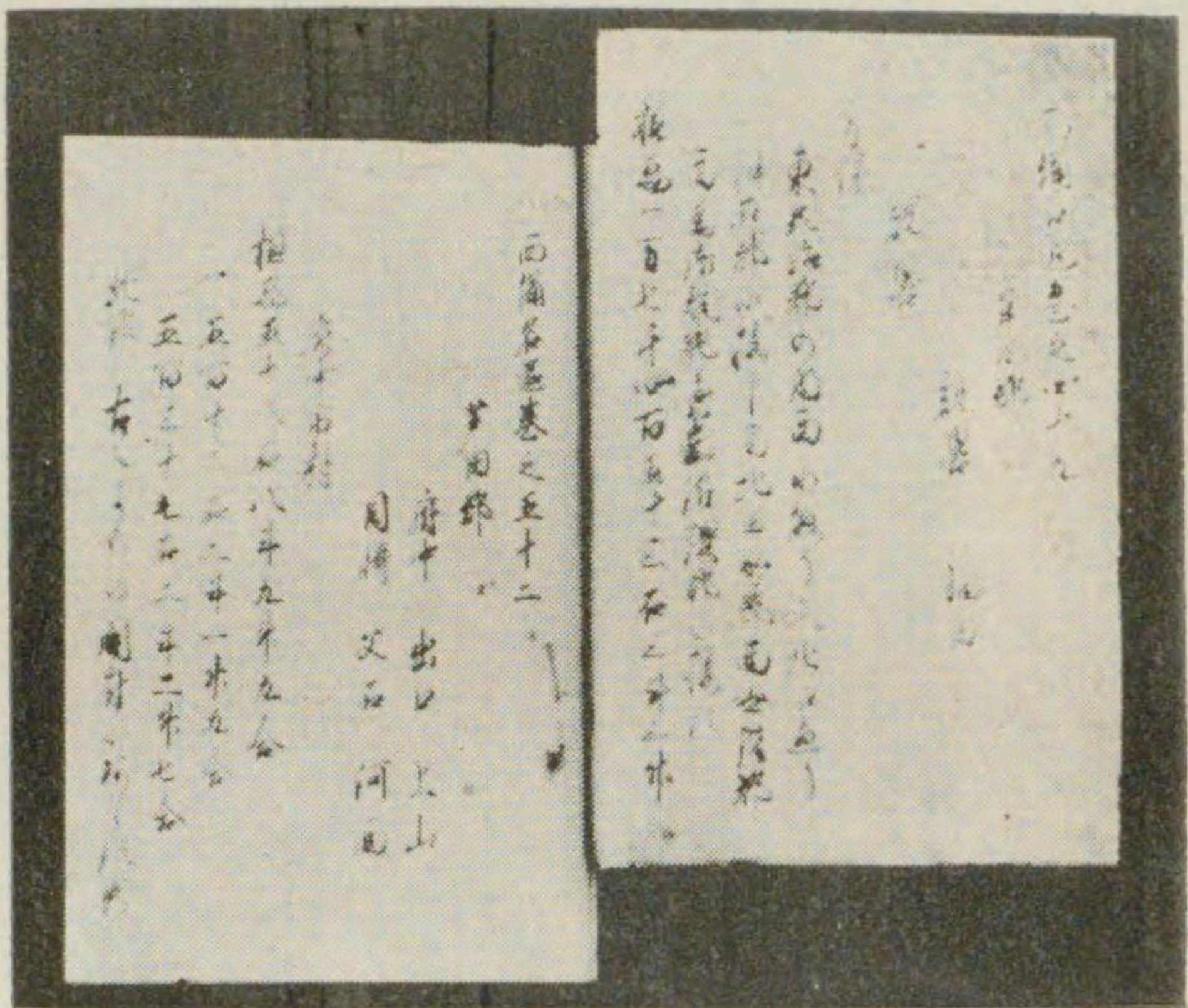
同上
卷三十七の巻首(右)と
卷三十九のうち近田村
最明寺遺跡の部(左)



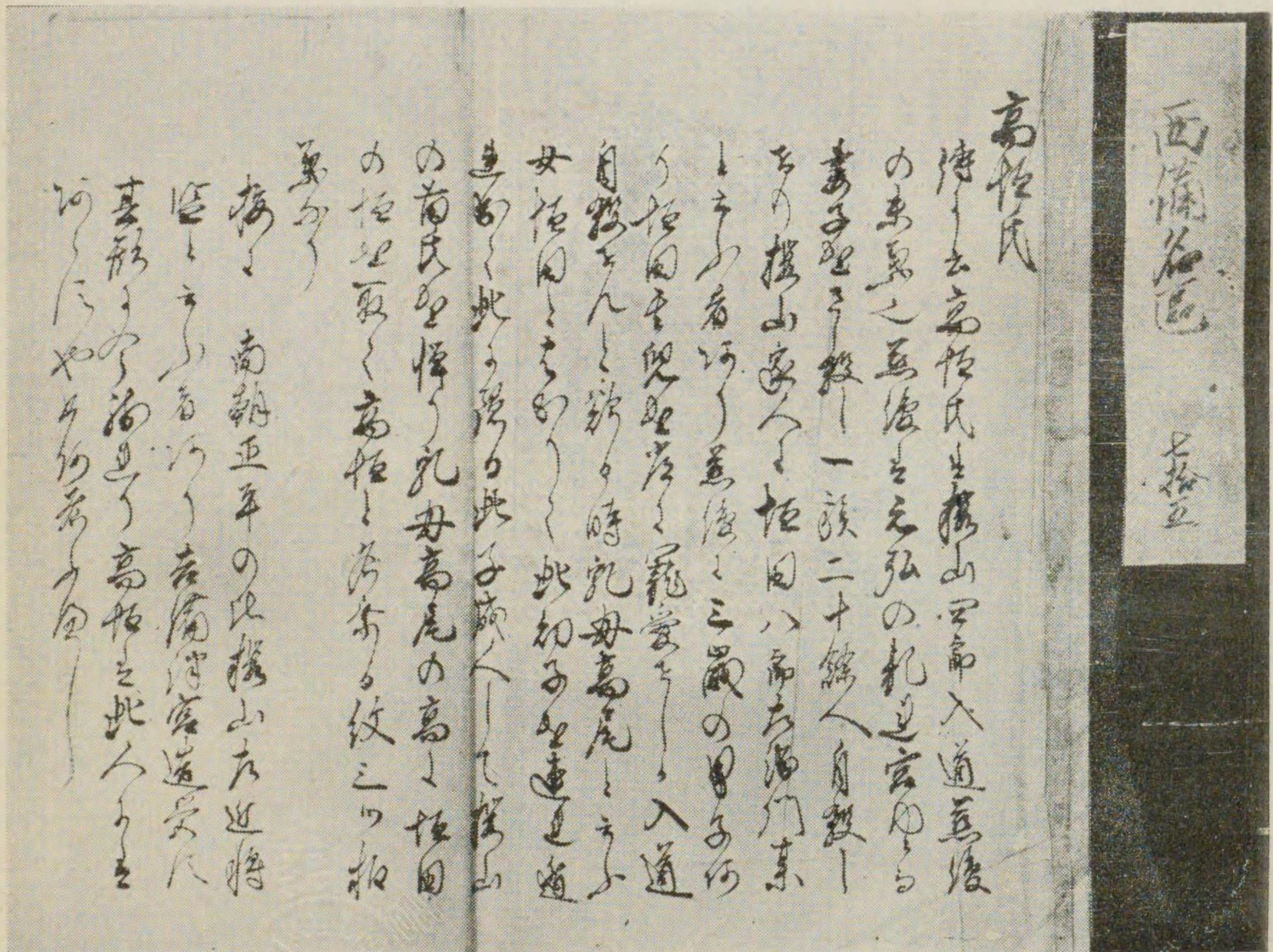
同上
卷三十八向水谷村のうち
仲川香の部挿畫(其一)



同上
卷三十八向水谷村のうち
仲川香の部挿畫(其二)



同上
卷四十九(右)と卷五十二の冒頭(左)



同上
卷七十五題簽(前)と同卷本郷村のうち高垣氏記事(後)

巻七十七

玉浦の部記事のうち

同 上

玉浦の部記事の一部

備後叢書 第八卷

目次

眞寫頭卷

著者自筆本西備名區卷二十七と卷二十八の冒頭、同上卷三十二と卷三十三の冒頭、同上卷三十五のうち湯野村の部、同上卷三十七の卷首と卷三十九のうち近田村最明寺舊跡の部、同上卷三十八向永谷村のうち仲川香の部挿畫其一、同上挿畫其二、同上卷四十九と卷五十二の冒頭、同上卷七十五本郷村のうち高垣氏記事、同上巻七十七尾道浦のうち玉浦の記事の一部、西備名區に序したる野村蘿軒翁肖像。(四頁)

文學博士高楠順次郎氏序

早稻田大學教授文學博士西村眞次氏序

西備名區の編纂と其の傳播及び保存(校訂者)

西備名區著者慰靈祭主催者祭詞(蘆品郡宜山村長石井半五郎氏)

西備名區著者慰靈祭祭場寫眞及び著者菩提所福性院主回向文

西備名區著者慰靈祭に於る校刊者の祭詞

西備名區、葦田郡例言

西備名區、三次郡(自卷六十六至卷六十七)目次

西備名區、三上郡(自卷六十八至卷六十九)目次

西備名區、三谿郡(自卷七十至卷七十一)目次

西備名區、世羅郡(自卷七十二至卷七十三)目次

西備名區、御調郡(自卷七十四至卷八十八)目次

西備名區、三次・三上・三谿・世羅・御調郡例言

西備名區、葦田郡(自卷四十九至卷五十三)

西備名區、三次郡(自卷六十六至卷六十七)

備後叢書第八卷目次

序一	一〇三
序三	一〇三
祭詞一	九
同二	七
同三	四
葦田郡目次	三
同例言一	三
三次三上三谿世羅御調郡目次一	三
同	四
同	七
同	九
同	一〇三
同	一〇三

目次一

西備名區に序したる野村蘿軒翁肖像



(翁の裔孫、野村行子刀自藏)



西備名區、三上郡(自卷六十八至卷六十九)
 西備名區、三谿郡(自卷七十至卷七十一)
 西備名區、世羅郡(自卷七十二至卷七十三)
 西備名區、御調郡(自卷七十四至卷八十八)
 西備名區、著者自跋並奥書
 三原圖書館長澤井常四郎氏跋

一四三
 一六六
 二〇九
 二四八
 著者跋一
 跋一

577-62

西備郷土史の最完全なるものが、最新らしく世に公にせらるゝ。ここは、同郷の士が均しく慶賀して措く能はざる所である。而も『西備名區』九十卷の著主自筆本は、畏友三谷一二君の藏する所なりしを聞き、且我が郷土史の完成に偉大なる功勞ある得能正通君が銳意校刊の衝に膺らるゝと聞いては、一層の安心と敬意を以て迎へざるを得ざるの感を深くした。

『西備名區』の著主馬屋原垧堂大人は、備後郷土史會同人に取つては、實に隔世の師表と仰ぐべき史家である。その記する所を見るに、凡そ風土の古今を語るべきものは、方境屬領、史實とも細大漏す所なく、神社志として、寺院志として、また政記、戦記として、城砦志、風俗志として、何れの方面

より見るも遺憾なく、我國の人文史に於て、殊にその史料の提供に於て、樞要の地位を占むべきものなりと信ずるのである。予が郷里地方の如きは、藝藩に屬したりと雖、直截には三原支藩の領する所なりしを以て、地方史料の集成に於て遺憾なき能はざりしが、今茲に『西備名區』の公刊に依て、新たに得る所多かるべきを信じ、當事者の犠牲的努力を感謝し、一言を寄せて序文に代ゆることとする。

昭和七年六月一日

武藏野女子學院逍遙園に於て

雪頂 高楠順次郎 識

『備後叢書』第八卷として、馬屋原重帶の『西備名區』の中、葦田三次・三上・三谿・世羅御調の六郡を収載することになり、校訂者たる得能正通翁から、それらの諸郡が私の親しく踏査した場所であるところから、何か感想を書いて出せよと懇請されたので、私は一言を寄せて私に課せられた責を塞ぐ。

如上六郡の中、私が最も心を留めて研究し、全部殆んど足跡を印せざるころなしといつてもよいのは葦田郡だけである。葦田郡は私の蘆田川流域の古代文化の研究について極めて重要な地域であり、且つ色々の便宜があったので、前後四回までも訪問して山間僻陬までも探査することをおぼろしく忘らなかつた。其際私の手引をしてくれたの

は此書であつた。西備名區』はまだ刊本になつてゐず、従つて私はそれを見たことがなかつたが、當時の栗生村長徳毛住右衛門氏から其寫本を借ることが出来て、初めて此書に接したのである。

菅茶山の『福山志料』と共に、『西備名區』は備後研究の精髓で、文獻的研究として先づ最も完備したものであらうさうした手引によつて、私は私の考古學的研究を進めることも出来、また私の考古學的研究の結果を此手引に照合することも出来て、いはゞ助けつ助けられつして、蘆田川流域に於ける古代文化を略ぼ復原することを得た。私の研究は大分進んで、既に素材を整理し、それに批判を加へて與材とした。それからこれらの與材を綜合し

て西吉備文化の發生展開の過程を復原するばかりとなつた。かうした時、此書が剗腕に附せられることは、私にとつて實に愉快である。

得能翁は老軀を提げて浩瀚な此書の校訂に當り、また經濟的苦痛を忍んで其上梓を敢行せられ、老の身に至るのを知らぬげである。私達は此事に對しても學界の爲めに讃辭を呈する義務があると思ふ。

昭和七年七月十三日

文學博士 西村 眞次

西備名區の編纂と其の傳播及び保存

- 一、西備名區は、備後國品治郡向永谷村——今の蘆品郡宜山村大字向永谷——、垺堂馬屋原呂平重帶といふ人の編纂である。
- 二、著者は寶曆十二年——月日を詳にせず——に生れ、天保七年七月十三日、七十五歳を以て歿した人である。其の事歴は向永谷吹上山に在る垺堂先生壽藏碑に委しい。
- 三、西備名區の編纂に著手したのは何時であるか不明である。其の脱稿は著者が四十三歳、即ち文化元年であることは、本書初巻——著者自筆の原本により中戸千葉之進氏が謄寫したもの——凡例の七項に於て『本編二十三卷、文化元年草稿なる』と記され、また著者自筆原本卷之二十四、沼隈郡十三、水呑村のうち、高島宮のことを述べるにあたり、『(前畧)御壽百二十七歳、御治世の始元より、今至文化元年二千四百六十四年(下畧)』とあるに徴するも明らかである。併し如上初巻凡例に於て、本編二十三巻とあれは、現今世に存在する西備名區九十巻に比して、其の巻數に大なる相違がある。這是文化元年には二十三巻であつたものを、それ以後に於て分巻したのか、又は其後増巻したものか判明しない。恐らくは文化元年には大體の編纂を畢り爾來増補分合、終に九十巻となつたものであらうと思ふ。初巻凡例七項の末に於て『厥後(文化元年稿成の後)再三校考し諸書勘合し、補闕をなす、故に本編と違ふものあり、當篇と違へるものは謬まれるなり、棄て用る事なかれ』とあるより看るも、然うであらうと思はれる。

四、本書題して西備名區といふ、而も全編を通覽するに、福山藩内は詳かにして、其他は否らず。初巻凡例十項に於て『福藩封内は事蹟大指擧之、公領・廣陵封内・中津封地は釋るに便りを得ざる事多きが故に詳かならず、故にその見聞の一二を記す、本の意は福藩志なるのみ』とあるが如く、福山藩以外の各地にあたり、記事の充分ならざるは遺憾である。

五、此書何時の頃より世に行はれたか不明であるが、文化六年己巳の春二月に完成した福山志料——藩命により主として菅茶山の編纂したもの——の引用書目中、既に『西備名區』があり、また初巻凡例の七項中、文化三年長州侯の需に應じ、此書を呈することを述べるの條に於て『其比菅先生、福山府志(福山志料を指す)を撰まれしかは、此拙稿(西備名區のこと)をも乞ひ申されし故、送り置きぬ云々』とあるより見れば、本書脱稿直後世間に傳はつたものであらう。猶本書卷八十の後に附せる、著者自筆の跋に『(前畧)書つゞけぬるか、終に一編の書(西備名區を指す)とはなれり、(中畧)是を巾箱におさめて、いさゝか暇日の弄具とするのみ、さるを親しき友の、是にその事あり此にこの事あり、洩れたるあらは補はんと、奪ひ去りて人に傳へ見せしむるも、若、古へを覽る人にとは、是正を求るはしともならんと、是に心よわりて、終にこばますなりぬ云々』とあるに徴

するも、當時此の書の編纂あるを聴き、甲乙争うて傳覽謄寫したものと見える。顧ひ起す、校訂者が齒十四五——明治十五年——のころ、湯野村誌の編輯にあたり、何かと郷土史料を漁りつゝあるうち、神邊の貸本屋——今其名を記憶せず——に於て、『西備安那名將舊記』と題する數冊の書を借覽したことがある。校訂者が明治十七年十月中脱稿、同十八年二月二十五日を以て出版したところの、拙著『湯野村誌』の引用書目中『安那郡名勝舊事記』と記したものは、異名同本の西備名區のうち、安那郡の部であつたのである。當時全く西備名區の異名同本と知らなかつたのは、今更慚愧に堪へない。之を以て觀るも、此書は古くから世に行はれ、貸本屋にまで傳播してゐたことが知られる。また校訂者が、深安郡御野村土肥七郎氏より借覽した『西備安那名記』と題するものも、西備名區の安那郡の部であり、深安郡八尋村葛原次郎氏所藏の『西備安那郡名記』も、土肥氏のそれと同一であること云へば、名を異にして内容の同じものもあるらしい。是は何人の惡戯に出たものか知らないが、著者に對しては相濟まず、己れを欺むき世間を欺くことは許しがたい。校訂者は又、去る明治二十三年の秋『松永村誌』の編輯に志し、其の資料を得んがため、屢次沼隈郡浦崎村笠井治右衛門氏の邸を訪問した。當時先代の治右衛門氏、隱居して『透悟』と稱した老翁の居室には、四方に堆かく本箱が積み重ねられ、多くは郷土史を収めてあつた。其内に此の西備名區もあつたのである。『松永村誌』に引用した此書は、即ち笠井家の本書寫本であつたのであるが、爾後散佚して今では同家に無いと聞く。惜むべきことではないか。

福山義倉圖書館に、廣島縣福山中學校——今の廣島縣立福山誠之館中學校——圖書館より移管された西備名區卷三十七乃至四十、即ち品治郡一二三四の四卷を所藏して居る。是れは、もと阿部家即ち福山藩の所藏にかゝるものであらう。今おもひ出せば、去る明治四十二年より四十三年に涉り、校訂者が福山志料刊行の事に任じたるとき、其の原本を阿部伯爵家より借用したことがある。其の福山志料の文字と、此の福山義倉圖書館保管の西備名區寫本とは、字體全く同一であるやうに思はれる。恐らくは菅茶山が福山志料編纂に際し、西備名區を引用すべく、著者より借覽のとき、筆耕子をして謄寫せしめたものゝ一部分ではあるまいか。福山志料原本と此の福山義倉圖書館保管の西備名區四卷が、其の字體酷似せる点より推想して、何うも然う考へられるのである。後考のため校訂者の所感を述べておく。夫れは何れにしても、福山藩に所藏された本書が、僅かに品治郡中四冊のみ残存し、それ以外の大部分は果して何うなつたものか、惜むべきことである。福山義倉圖書館には、右の外、西備名區卷二十五乃至三十一の深津郡、卷三十二乃至三十六の安那郡の寫本も所藏して居る。是は近年、沼隈郡神島村の、今は故人である畑吉之助氏よりの購入である。恐らくは先年、吉田弘藏氏——當時の深安郡長——

が、筆耕子に寫本せしめたものを、何うかして畑氏の手に歸したものであるまいかと思ふ。蘆品郡廣谷村故中戸千葉之進氏——當主龜一氏——の家には、本書卷二十五乃至三十六の深津郡及び安那郡、卷三十七乃至四十八の品治郡、卷四十九乃至五十三の青田郡の寫本。蘆品郡網引村宮内、追林順太郎氏——國幣小社吉備津神社宮司——の家には、本書卷四十五品治郡九、同四十六品治郡十、同四十八品治郡十二の寫本。尾道市立圖書館には、本書卷二十一乃至二十三鞆浦の部の寫本。神石郡上村山本誠式氏は、本書卷五十六乃至五十八神石郡上中下の寫本。蘆品郡宜山村大字大橋、高田雄信氏は、本書のうち畧例一二三其他品治郡を始め重要な部分の抜書を、孰れも所藏して居る。

此外、校訂者が、國幣小社沼名前神社宮司金原利道氏を通して借覽したものに、本書卷十七沼隈郡六のうち内外常石、草深村分、卷十八同郡七、卷二十同郡九の寫本がある。是れは何れの家の所藏であるかを知らない。

以上は校訂者の知り得たところのものゝみである。此外猶所藏される向もあらうが、世に知られて居ない。而して本書の一部分が、斯の如く弘く分布されてはあつたが、傳寫の誤りも多く、中には記事の脱漏も少くない。之を著者自筆の原本に對照するに、各館各家所藏のものは、何れも異同があつて、著者自筆の原本と合致しないものであることを斷つておく。

六、本書は桐堂先生——著者の號は桐堂——壽藏碑にも『(前畧)先生於名區最屬意、平昔左右圖史、日晨夜艾、未嘗釋卷、月増歲加、終至全部九十冊、庚寅(文政十三年)即ち天保改元の年之冬、親書裝綴、恭納諸一宮之寶庫矣(下畧)』とあり、又、著者自筆原本卷八十の後に附したる奥書に於ても『于時文政十三年(天保元年)神有月、馬屋原呂平重帶禿筆、吉備津宮廣前奉納、敬白』其次に『同男次右衛門重興寄附、内陣正仁坊深英取次』とあるに依つて考ふるに、去る文政十三年(天保元年)の冬一たびは吉備津宮——今の國幣小社吉備津神社——の寶庫に納められたものであらうが、其後何らかの事情により、著者裔孫の家に戻り、今は其五代の外孫、沼隈郡山手村、三谷一二氏——現今東京市小石川區駕籠町二五五番地に住し、三菱礦業株式會社取締役會長たることは、餘りに有名な事實である——の山手村の本邸に、大切に保管されてある。

校訂者は、此の著者自筆の原本を閱覽すべく、是まで種々努力したのであるが、門外不出の書として保管されてあると聞くのみか、容易に其の一覽をも許さるゝの機會に到達しなかつた。幸に昭和五年五月、吉備津神社宮司追林順太郎氏が、全國神職會議のため上京の機に會したので、在京の眞田鶴松氏と、三谷氏を訪問して其の閱覽の懇請方を依頼し、猶其後、東京帝國大學史料編纂官文學博士和田英松氏、および濱野知三郎氏にも、其のことにつき三谷氏への交渉を依頼したのである。

ところが稍く客歲々末にいたり、三谷氏より眞田氏を通じて、校訂者の希望應諾の報に接したので、種々打合せの結果、本年一月二十日、追林宮司と俱に山手村の三谷氏本邸を訪問し、同氏不在中其の家事を管理せる同氏分家、三谷壽吉氏により、本邸に於て初めて著者自筆の原本を繙閲したことであつた。之を通覽するに、第一巻より第二十六巻までの二十六冊、第二十八巻より第八十巻までの五十三冊と、畧例六巻及び姓氏畧例三巻の九冊と、合せて八十八冊は著者自筆の原本であるが、第一巻の前に在るべき初巻の一冊は全く闕本、第二十七巻深津郡禮の一冊も闕本であつたものを、先年故吉田弘藏氏が、生前寫本を以て之を補ふたこと——三谷壽吉氏の談——である。そうして此の第二十七巻の一冊のみは表紙も無く、紙質の脆弱なものに膽寫したものであつた。是に於て同月二十一日、書を在京の三谷氏に裁し、右初巻の闕本は、校訂者に於て曾て中戸千葉之進氏手寫のものを所持せるを以て、更に之を再寫し、卷二十七は福山義倉圖書館本および中戸本により校勘したものを以て繕寫し、其の闕を補はんことを告げ、筆耕子に命じて膽寫せしめ、製本師をして裝幀せしめ、本年三月九日之を在京の三谷氏に送致したのである。

右の事情により、本書九十巻は全部揃ふには揃つたのであるが、惜哉、初巻と第二十七巻とは著者自筆の原本で無い。若し右の二冊が何れかに散在してあるならば、之を一つ所に集めて保管さるゝ日のあらんことを切望する。

七、著者自筆原本の閲覽を得たるに就ては、其の保管者たる三谷一二氏、および實際に之れが保存の任に當らるゝ三谷壽吉氏、並に本書の寫本を貸與されたる福山義倉圖書館、故中戸千葉之進氏の靈、尾道市立圖書館、追林順太郎氏、高田雄信氏、明泉寺主蒲生成丸師、山本誠式氏、異名同本の西備安那名記を借覽したる土肥七郎氏を始め、本書原本及び寫本の閲覽に關し、絶えず盡力されたる眞田鶴松氏、金原宮司、追林宮司、和田博士、神野利右衛門氏、濱野知三郎氏、澤井常四郎氏、濱本鶴資氏、高垣敏男氏の、孰れも御厚意に對し、謹て感謝の意を表するものである。此の機會に於て、著者裔孫馬屋原仁一氏に對し、深甚なる敬意を表するものである。

昭和六年五月三十日

校訂者 養兎翁 越智 宿禰 正通

西備名區著者慰靈祭主催者祭詞

時惟れ昭和七年四月十日、我向永谷區全部の主催に依り、茲に清酌庶羞の奠を以て、垺堂馬屋原呂平先生の英靈を祭り、不肖石井半五郎主催者を代表して、謹て祭詞を奉る。

顧みれば先生は、今を距る百七十年前、寶曆十二年を以て我向永谷に生誕せられ、天保七年七十五歳の高齡を重ねて昇天せらるゝ、天資聰明にして博く和漢の學を究められ、壯年帷を下して子弟を教導せらるゝや、近郷其德を慕ひて教を請ふもの前後一千人に及ぶと云ふ、其薫化の大なること以て想ふべきなり、而して又育英の傍、常に書史を耽讀して日夕手に卷を釋てす、博搜廣索、想を一管の筆に託して、西備名區九十巻、職徵稿一千餘巻を編述せらるゝ、其識見其熱烈、誠に欽仰敬慕に堪へざるなり。

殊に西備名區の九十巻は、備後に於ける名勝古蹟地理風俗より、偉人傑士孝子節婦に至るまで、遠く太古に遡りて、微に入り幽を闢き、網羅して餘す所なく、實に備後郷土史の金科玉條なるものにして、今回備後郷土史會得能正通氏の校訂に依り、廣く世に刊行頒布せられたるは、恰も國民精神作興と實實剛健の氣風涵養に緊切なる、郷土史研究の最旺盛なるの時に際し、正に其研究上に一大資料を興へられたるものにして、世を裨益することの極めて鮮少なからざるは勿論、依て以て大に先生の高德を顯彰する所以にして、予等の最も光榮とする所、先生亦地下に於て會心の笑みを洩らせらるべきを信するなり。

翻て思ふに、由來本村は農桑を主業とするか故に、文獻に親しむ人少く、從て先生の遺蹟を追隨し、先生の偉業を祖述するものなく、星移り物變りて先生の高德空しく荆棘の中に埋れんとし、甚しきは先生の英名さへ現代村民の追憶より遠ざからんとするの感ありしは、實に懺愧に禁へざる所にして、不肖半五郎、曾ては本村育英の任に當り、今又現に村治の衝に當るの故を以て、一層其感を強くし、頂門正に鉄椎を下さるゝの想あり。

幸にして今や西備名區刊行の擧を轉機に、豁然迷霧を一掃せられ、先生の令名は嚴として宜山の天地に甦生し、先生の令徳新しく高増の山上に輝くに至り、本日茲に恭く齋場を設けて慰靈の祭典を行ひ、敬慕の誠を致すに至れるは、誠に歡喜措く能はざる所なり、今より後誓て先生の偉績を紹述し、本村教育に一段の生氣を加へ、村民亦各々自己反省の明鏡として砥礪に努め、以て此の偉功ある先生を擁する本村の榮譽を長へに失墜せざらんことを期すべし。

昭和七年四月十日

慰靈祭主催者代表 宜山村長 石 井 半 五 郎

昭和七年四月十日蘆品郡宜山村大字向永谷吹上山にて舉行の西備名區著者馬屋原翁慰靈祭祭場



祭壇前に祭詞を朗讀せるは校刊者得能正通
向て右側に著座せるは馬屋原一家一族

西備名區著者菩提所福性院主回向文

恭シク三寶ノ冥鑑ヲ仰ギ、六種ノ供具ヲ奠シ、香燈梵唄、以テ厩原院魯
平重帶居士ノ追福ヲ祈リ奉ル。惟ニミルニ、居士ハ寶曆十二年、美ハシ
キ此郷ニ誕生シ、夙ニ經史ヲ學ビ、長シテ一家ヲ爲ス、遠近其學徳ヲ慕
ヒ、門生實ニ一千名ヲ越ユ、當時ノ碩學ト交友日ニ親密ニシテ、尊王ノ
志厚ク、國史ヲ通シテ啓蒙至ラサル無シ、加フルニ大日本地圖ニ精通シ
殊ニ西備名區九十卷ノ著述ノ如キニ至ツテハ地名故實、微ニ入り細テ穿
チ、古今獨歩ノ權威トシテ、長ク郷土ノ重寶トナル、居士ハ生前更ニ聞
達ヲ求メス、晏如天分ニ安ンシ、寒村ノ隱君子トシテ終始一貫セリ、蓋
シ蛟龍池中ニ潜ムヤ、百年ノ後昇天ノ機ヲ俟ツモノアリ、居士ノ餘生十
有一年、室ヲ喪ヒテ天命ニ安ンシ、眞ニ悠々自適ノ雅趣、詩人生活ノ瀟
奥ヲ極メタルモノアラン、世壽七十有五、天保七年七月十三日、溘焉ト
シテ逝ク、爾來星霜ヲ閱スルコト殆ト一百年、果セル哉、備後郷土史會
ノ事業トシテ居士ノ遺稿ヲ刊行シ、名著ノ眞價ヲ公ニセリ、今人漸ク其
風貌ヲ景仰シ、禮讚至ラザルナシ、現在ノ郷土美ヲ謳歌スル者、誰カ久
遠ノ過去先賢ノ遺業ヲ思ハサル者アランヤ。
春已ニ酣ニシテ、滿山萌芽ヲ裝ヒ、曼荼ノ風光正ニ展開スルノ時、茲ニ
本日ヲトシテ郷土ノ子孫相謀リ、遺恩報謝ノ赤誠ヲ捧ケ、親シク墓前ヲ
莊嚴シ、居士ノ面影ヲ偲ヒ、謹ンテ追福菩提ノ供養ヲ奉修ス、希クハ戀
慕ノ情ヲ轉シテ同發ノ善因トナシ、鑽仰ノ誠ヲ酬シテ同證ノ善果トナサ
ン、重ネテ乞フ、聖靈化他ノ妙用空シカラス、郷土ノ子弟鎮ニ其攝化ニ
浴センコトヲ、乃至法界平等利益。

昭和七年四月十日

權中僧正

福田寺戒性 敬白

西備名區著者慰靈祭に於る校刊者の祭詞

本日を下し西備名區の著者、珂堂馬屋原先生の慰靈祭を行はるゝに方りまして、同書校刊の任に當つて居ります緣故上、此の盛典の斑末に列しますことは、私の最も光榮とするところでありませう。

回顧致しますれば昨年の十月二十五日、國幣小社吉備津神社の境内に於きまして、先生の英靈を招き、西備名區發行報告祭を執り行し、是より先き同年七月七日を以て、同書初卷並に卷二十五乃至三十一の深津郡、卷三十二乃至三十六の安那郡とを收載したる備後叢書第五卷を發行したことを報告致しました。其後同年十二月二十八日、卷三十七乃至四十八の品治郡、卷五十四と五十五の甲努郡、卷五十六乃至五十八の神石郡とを収めました備後叢書第六卷を發行し、本日もまた卷十二乃至二十四の沼隈郡、卷五十九乃至六十一の奴可郡、卷六十二乃至六十五の惠蘇郡を收載したる備後叢書第七卷を發行致しました。此外既に印刷を了しましたものは、卷四十九乃至五十三の葦田郡、卷六十六と六十七の三次郡とであります。之れに卷六十八と六十九の三上郡、卷七十と七十一の三谿郡、卷七十二と七十三の世羅郡、卷七十四乃至八十の御調郡を收載して備後叢書第八卷とし、遠からず發行の考であります。次には卷之一國初、卷之二郡縣・租庸調・貢斛・水脈、卷之三國神・國人・職位・封戸、卷之四國人・守護・流人、卷之五新田・杉原・高山山名、卷之六大内・尼子、卷之七八毛利、卷之九十福島、卷之十一淺野・高僧並孝義録人數目錄と、之れに畧例六卷、姓氏畧例三卷とを收め、備後叢書第九卷として發行するの豫定であります。

當初私は、先生の自筆原本が今猶世に存在して居るか否かを知らなかつたのであります。夫れが爲め専ら其の謄寫本の蒐集に力を効し各方面を涉獵致しました。其の結果、去る昭和四年一月十日中戸千葉之進氏より初卷並に卷二十五乃至三十一の深津郡を、同年五月二日澤井常四郎氏を通して尾道市立圖書館より、卷二十一乃至二十三の鞆の部を、同月八日福山義倉圖書館より、卷二十五乃至三十一の深津郡、卷三十二乃至三十六の安那郡、卷三十七乃至四十の品治郡の部を、同月二十四日中戸千葉之進氏より卷三十七乃至四十八の品治郡を、同年六月五日同氏より卷四十九及び卷五十一乃至五十三の葦田郡の部を、同月十三日同氏より卷五十四と五十五の甲努郡の部を、同月十四日金原利道氏より卷十八沼隈郡七四島の部を、同月二十五日明泉寺より卷三十七乃至四十八の品治郡拔書を、同年七月十日追林順太郎氏より卷四十五・四十六・四十八の品治郡の部を、同月廿三日金原利道氏より、卷十七沼隈郡六のうち内外常石・草深並に卷二十沼隈郡九三山田の部を、同月二十八日高田雄信氏より西備名區の拔萃を、同年八月二十九日中戸千葉之進氏より、卷三十二乃至三十六の安那郡を、同年十月十日同氏より、卷二十五乃至三十一の深津郡を、同月二十五日高垣敏男氏を通して土肥七郎氏より、異名同本の西備安那名記のうち一乃至八の八冊を、同年十一月十七日金原利道氏より、卷十七沼隈

郡六のうち三山南の部を、昭和五年五月十七日高垣敏男氏を通して土肥七郎氏より、異名同本の西備安那名記のうち九乃至十二の四冊を、昭和六年二月十一日山本誠式氏より、卷五十六の神石郡上・卷五十八の同郡下を、何れも借用致しました、是は申すまでも無く全部謄寫本であります。斯く苦心を累ねつゝあるうち、遂に天の時到来、先生自筆原本の所在を確かめ、幸に著者裔孫馬屋原仁一氏と外孫三谷一二氏との好意に依りまして原本の借覽を許され、沼隈郡山手村の三谷氏本邸に保管せらるゝ先生自筆原本中、昭和六年一月二十日卷十二乃至二十四の沼隈郡と卷五十四と五十五の甲努郡を、同年三月二十四日卷四十一乃至四十八の品治郡の一部を、同年五月二十日卷五十六乃至五十八の神石郡と卷八十の御調郡の一部を、同年七月二十日卷五十九乃至六十一の奴可郡、卷六十二乃至六十五の惠蘇郡、卷六十六と六十七の三次郡、卷六十八と六十九の三上郡、卷七十と七十一の三谿郡、七十二と七十三の世羅郡、七十四乃至七十九の御調郡の一部を、同年九月十日卷一より十一まで並に畧例六卷と姓氏畧例三卷とを、同年十二月十三日卷二十五と二十六および卷二十八乃至三十一の深津郡の一部、卷三十二乃至三十六の安那郡、卷三十七乃至四十の品治郡の一部、卷四十九乃至五十三の葦田郡を、隨時借覽致しました。是れにて先生自筆の原本は、初巻と卷二十七の闕本を除く外、全部九十卷のうち八十八巻だけは悉く繙閲したのであります。即ち去る昭和四年一月十日より本年三月二十日、借覽本最終の返還に至るまで、凡そ三年三箇月の間、晝となく夜となく、暇あれば則ち先生の遺著に親炙したのであります。夫より以來今日に至るまで、猶今日より後西備名區の校刊を完了するの日まで、同じく先生の遺著に接近するのであります。故に先生は此の吹上山上に永久の眠りを續けらるゝも、先生の永眠後九十六年を隔てたる今日、なほ先生の風采は生けるが如く私の眼に映じて居ります。輓近朝野を擧げて郷土史の研究を鼓吹するとき、先生の此遺著あるを見る、誰か今昔の感に打たれないものがありましよう。其の先見の明、誠に敬服すべきであります。謂はゆる文章報國の精神、千古を通じて輝くもの、實に尊ぶべきではありませんか。宜なる哉、先生の在世中、日暮に親なりました宜山向永谷の有志者各位、茲に相謀つて其の慰靈祭を行はるゝや、徳高く智深きが故にあらずんば、何を以てか此に臻らむ。欽羨景慕の情に耐へませぬ。

嗚呼、先生が畢生の大著たる西備名區は、全部九十巻のうち既に其の五分の三を校刊し、残すところ五分の二であります。希くは人天の擁護と、英靈の冥助とに依り、成るべく我が身體の健康を保ち、其の殘部をも刊行し、一は以て自己の所懐を遂げ、一は以て先生の遺蹟を顯はさむことを。茲に些か西備名區校刊の過去と將來とを述べ、謹て祭辭に代へることゝ致します。

昭和七年四月十日 馬屋原先生遺著西備名區校刊者 備後郷土史會理事 養兎翁 得能 正 通

西備名區

自卷四十九 至卷五十三 葦田郡目次

(原本には此の目次は無いが校訂者に於て之をつくる。)

例言

卷之四十九、葦田郡、一

統畧、福田村(左掲括弧内の数字は頁數である。以下同じ。)

統畧

方境(一)。租高(一)。安之太(一)。風村(一)。六郷(一)。葦田郡、國府、國司(一)。郡内宮社、寺院(一)。孝子綱引公金村(一)。葦田宿禰(一)。葦田黒比賣(一)。多治部橋(一)。猷白鹿(一)。村謠附院飯(一)。朝川、神谷川、荒谷川、有地川(五)。石州往來、路(一)。

福田村

租高(六)。産社其他神社(六)。利鎌山城、福田遠江守某、福田遠江守盛次、岡田掃部介信次、福田掃部介信久、福田遠江守盛雅、福田大和守盛長、同大和守盛國、同造酒介久重、同遠江次郎並利鎌山合戰、岡田掃部介信義(七)。岩見の端城一名掛平山、光成左京進隆正、同新三郎與家、同右馬允、同右馬介(一〇)。魚見原城、小野九左衛門常延(一)。宇佐山城、光成安藝(一)。宿茂塚壘、有地玄番(二)。處士三原助五郎(二)。水野家浪士(三)。孝婦幾久女(三)。赤子岩、ゆ

卷之五十、葦田郡、二

上有地村、下有地村、相方村、

上有地村

租高(七)。産社良神社、同國司神社、其他神社(七)。國竹城、有地石見守清元、同美作守元盛(一)。孝子庄助、孝子與太郎(一)。溢月山正滿寺(一)。妙照寺廢跡(一)。

下有地村

租高(二)。産社良神社、松山八幡宮其他神社(二)。大谷山米迫城、有地石見守清元、同次郎左衛門尉景宗(三)。上山城、南三河守(三)。殿奥城、鳥與城、有地石見守清元、同美作守隆信同又左衛門、同九右衛門盛信、同八助、同民部少輔元盛並軍功、有地美作守正盛、同左京亮、同右近允、同三九郎(三)。馬場の跡、森信屋鋪出宿(三)。御屋鋪(四)。大谷丸の平城、有地美作守隆信、同次郎左衛門尉景信(四)。市迫城、有地美作守元盛(四)。寶珠山本安寺(四)。

相方村

租高(五)。潮崎神社(五)。石柳及圓鏡發見(五)。佐賀田山城、有地民部少輔元盛、有地氏家士、

柞磨村

同客居の士(二六)。吉備津宮伶人高橋氏文書樂譜(二七)。宇喜田基家首塚(二八)。水野家浪士(二八)。旭唱山本泉寺(二八)。觀音寺廢跡觀音堂(二八)。租高(二〇)。産社其外神社(二六)。入船山城(二九)。大和兵庫介(二九)。燧ヶ城、橋崎某(二九)。南三河守景久(二九)。有地右衛門太夫(二九)。滑山城、下井石見守(二九)。高橋丹後守(二九)。柞磨の清水(二九)。

栗柄村

租高(三〇)。鳴谷村(三〇)。産社南宮社、南宮口碑(三〇)。孝靈天皇御廟、同御陵(三三)。嚴島神社、御門大明神社、其外神社(三三)。國府の説(三三)。南宮山後の城、加賀良八郎(三四)。嘉山城福田助三郎(三四)。板屋城、徳毛監物基門、同監物基利(三四)。大廉城、大門右衛門佐、同右衛門尉重門(三四)。僧中高(三五)。研山(三五)。國分寺屋鋪、同鍛冶屋鋪、古刀銘盡の葦田郡物系圖(三五)。葦田(三六)。南中山神宮寺、清教山西龍寺(三六)。

土生村

租高(三七)。産社其外神社(三七)。淵上城、杉原又太郎信平、同又次郎爲平、同又四郎、同又四郎利孝、同民部太輔元經、同七郎左衛門尉經珍、同七郎左衛門常義、同又四郎義恒、同宮内少輔廣盛(三七)。孝子長五郎、孝婦こん女(三八)。救護

本山村

租高(三〇)。産社日吉山王權現社其外神社(三〇)。幡立山城、和田小次郎、甲斐次郎光秀(三五)。簸の池(三五)。武田ヶ瀧(三五)。嚴屋山青目寺縁起并簸池(三五)。志村山觀音(三五)。龜ヶ嶽(五七)。幡立石(五七)。

荒谷村

租高(三五)。産社其外神社、龍田山龍田大明神社并雷童の説(三五)。鬼の梁(五九)。入梅蛇(五九)。坂根燈。丸山の山吹、黄葉夕陽村舎詩(六〇)。

卷之五十二、

葦田郡、四

府中市村、出口村、上山村、目崎村、父石村、河面村。租高(六二)。村の來由(六二)。産社伊勢神明社其外神社(六二)。水野家浪士(六二)。孝婦つま女、節婦あき女、孝子福山屋次兵衛、孝子白銀屋吉郎兵衛(六二)。朝川(六二)。淺井の水(六二)。光耀山明淨寺、琢磨山光圓寺、豐饒山法音寺(六二)。黄葉夕陽村舎詩(六三)。

出口村

租高(六四)。産社神南備神社(六四)。羽中八幡宮、芦高の神社其外神社(六四)。八尾山城、杉原伯耆守光平并系圖(六四)。杉原民部丞貞平以下歴代城主等(六七)。山名伊豆守時氏、同右衛門佐師義

卷之五十一、

葦田郡、三

山釋迦院(三元)。大日寺廢跡(三元)。用土村(三元)。廣谷村、町村、本山村、荒谷村。府川村、高木村、中須村、高木村。租高(四〇)。産社(四〇)。石鳥井(四〇)。古府の町架(四一)。古城跡の説、中村越後守家成(四一)。補陀落山法樂寺(四一)。

府川村

租高(四〇)。産社(四〇)。石鳥井(四〇)。古府の町架(四一)。古城跡の説、中村越後守家成(四一)。補陀落山法樂寺(四一)。

高木村

租高(四二)。神社(四二)。水野家浪士(四二)。寶臺院光明山西雲寺(四三)。

中須村

村名來由(四三)。租高(四三)。産社其外神社(四三)。黒尾谷(四四)。吉備某君、吉備比賣王女(四四)。施基王子二品親王(四四)。弓削道鏡並生所、同淨人(四四)。圓福寺、妙谷山本覺寺、龜地山西法寺(四六)。眞雅大僧正(四六)。

廣谷村

租高(四七)。村の沿革(四七)。産社清瀧神社、同稻月神社(四七)。其外神社(四九)。水野家浪士(四九)。廣谷、鵜飼(四九)。碓井の水(四九)。孝子千助(五〇)。陌明山十輪院、朝光山廣谷寺、清瀧山常福寺、龍松山徳圓寺、加納山善行寺(五〇)。

町村

村名來由(五一)。租高(五一)。産社小野神社、惣社神社其外(五一)。荒木屋鋪(五)。洞木(五)。石井の水(五)。音無川、密語橋(五二)。教王山榮明寺(六九)。

上山村

租高(七五)。産社其外神社(七五)。月入の杜(七五)。槻木の古株(七五)。馬酔木燒(七五)。上光山長谷寺(七五)。孝子某(七五)。

目崎村

租高(七六)。産社其外神社(七六)。勅旨田(七六)。猪子山安樂寺(七六)。多門屋鋪(七六)。

父石村

租高(七七)。産社其外神社(七七)。名和城、和知豊後守元氏、同豊後守元長、同豊後守豊郷、同又八郎久豊、同右衛門尉隆實畧傳(七七)。蘆田川(七九)。西山正詩、黄葉夕陽村舎詩(七九)。

河面村

租高(八〇)。産社其外神社(八〇)。河面城、橋崎太郎宗貞、同市右衛門尉(八〇)。神谷山福泉寺(八〇)。

卷之五十三、

葦田郡、五。久佐村、阿字村、行藤村、木野山村、桑木村、金丸村、常村、藤尾村。

久佐村

租高(八二)。産社其外神社(八二)。橋崎朝山二子城、橋崎加賀守豊武、同右衛門尉元康、同備後守元

景、同右京大夫利景、同備中守景貞、同三河守元安、同三河守信景、同備中守宗真、同三河守貞長、同三郎左衛門尉豐景、同少輔五郎、同彈正少弼元兼、同久之丞、同市之丞、同東市正、同三河守、同加賀守、同三河守、同出雲守、同三河守、同三河守、同左馬介(八八)。小野仁兵尉同十兵衛尉景忠(八七)。しけのふ城、河内藏人(八八)。萩原藏人丞、岡田孫八郎(八八)。有地右衛門(八八)。玉禪寺廢跡(八八)。迦葉山安善寺(八八)。元日神拜の古例(八八)。

阿字村

租高(八九)。産社其外神社(八九)。西の城、上里右近友門、同右近尉、同右近吉春(八九)。千六山(八九)。ことおふ(八九)。禪床山實嚴寺(八九)。

行隣村

租高(八九)。産社其外神社(九〇)。醫光寺(九〇)。

木野山村

租高(九〇)。産社其外神社(九〇)。小林山城、木野山治郎左衛門尉吉行、芥川庄ノ次郎吉清、同庄司次郎盛忠、同三郎盛村、同七郎次郎(九〇)。雁山城、榑崎伊賀守元定、同又三郎(九一)。芥川庄次郎吉久、同庄司左衛門吉見、同三郎、同庄次郎吉清(九一)。虚空木、同瀧(九一)。松林寺(九一)。租高(九二)。産社其外神社(九二)。森定城、入江大藏少輔正高(九二)。古碑(九二)。

桑木村

租高(九二)。産社其外神社(九二)。森定城、入江大藏少輔正高(九二)。古碑(九二)。

西備名區

自卷四十九 至卷五十三 葦田郡

例言

- 一、西備名區卷四十九より卷五十三に至る葦田郡の五卷は、著者自筆原本に依り之を校訂し、なほ蘆品郡廣谷村、故中戸千葉之進氏の寫本をも参照した。
- 二、本書原本及び中戸氏の寫本にも無いが、便宜句讀を施し、漢文漢詩には概ね返り點を加へておく。
- 三、書中假名づかひの誤りも其儘とし訂正を加へない。
- 四、書中誤りと認むるものも直に之を訂正せず、其下に括弧を以て正字を示し、誤字正字の右側に圈點を施しておく。
- 五、引用書など誤りと認むるものは、其下に括弧を以て正字を示し、誤字正字の右側に圈點を施し、脱字あるときは括弧を以て其の脱漏の文字を補ふておく。其外括弧を以て引用書の卷數を示しておくところもある、たとへば、續日本紀(卷第廿九)履中天皇紀日の如し、併し中には及ばざるところもあらう、偏に寛恕を希ふ。

昭和七年二月四日

校訂者 養兎翁 越智宿禰 正通

金丸村

租高(九二)。産社品治別神社、同鴉見神社其外神社(九二)。田能山城、金丸宗三郎、同宗左衛門利政、同宗三郎利之(九三)。天神山城、村田八郎高數、同隼人高英、嶋津某(九三)。長者屋鋪(九三)。權中納言定頼卿(九三)。惣門の淵(九四)。魚切の瀧(九四)。風穴(九四)。功圓山西福寺、紫雲山西圓寺、法身山光秀寺(九五)。

常村

租高(九五)。産社八幡宮、品治別神社其外神社(九五)。常城(九六)。芦浦城、渡邊太郎左衛門尉貞、栗原左衛門尉元政、同左京亮、同左衛門尉胤實(九六)。日隅山城、日隅若狭守入道元政、同肥前守入道快真、同五郎入道兼實(九七)。今路城、甲斐次郎光秀(九七)。葦浦、都禰(九七)。常陸山宿院、銅榮山光明寺、弘雲山長泉寺(九七)。

藤尾村

租高(九八)。村の状況(九八)。産社八大龍王神社、國高依彦神社(九九)。白瀧山、富士尾山、父尾谷、父尾の瀧、月居の森、父尾の丸山、松浦大明神(九九)。長者屋鋪(一〇〇)。石原山城(一〇〇)。小松何某(一〇〇)。入江大藏少輔正高(一〇〇)。富士尾金山(一〇一)。魚切の瀧(一〇一)。高山碕(一〇一)。犬塚(一〇二)。猿か城(一〇二)。

西備名區

自卷六十六 至卷六十七 三次郡目次

(原本には此の目次は無いが、校訂者に於て之をつくる。以下同じ。)

卷之六十六、三次郡、上

統畧、横谷村、大畠村、光

守村、森山中村、森山西村、大山村、森山東村、伊加和志村、大津村、上作木村、西野村、下布野村、戸河内村、門田村、香淀村、日下村、三原村、小文村、西入君村、藤兼村、茂田村、石原村、櫃田村、泉吉田村、西河内村、後山村、穴笠村、南畑敷村、西酒屋村、青河村

統畧

方境(一〇三)。租高(一〇三)。風村(一〇三)。美與之(一〇三)。四郷(一〇三)。岩上川(一〇四)。布野川(一〇四)。河内川(一〇四)。路(一〇四)。三瓶山三州争論(一〇四)。三吉又五郎秀盛(一〇五)。

横谷村 租高(一〇六)。女龜山(一〇六)。

大畠村 租高(一〇七)。

光守村 租高(一〇七)。

森山中村 租高(一〇七)。孝婦源助妻よす女(一〇七)。

森山西村 租高(一〇七)。

大山村 租高(一〇八)。

森山東村 租高(一〇八)。

西備名區

三次郡

伊加和志村 租高(二〇八)。睦者千太郎兄弟四人(二〇八)。

大津村 租高(二〇九)。

上作木村 租高(二〇九)。作木城、作木隼人亮並作木新左衛門尉及其軍功(二〇九)。

下作木村 租高(二一〇)。作木—常清—の瀧(二一〇)。青瀧寺廢跡(二一〇)。

西野村 租高(二一〇)。

上布野村 租高(二一〇)。産社知波夜比賣神社(二一〇)。布努(二一〇)。布野部、三吉太郎(二一〇)。布野山陣城附尼子三吉布野合戦(二一〇)。御殿屋鋪(二一三)。

下布野村 租高(二一四)。地勢(二一四)。

戸河内村 租高(二一四)。

門田村 租高(二一四)。

香淀村 租高(二一四)。

日下村 租高(二一五)。日下の里(二一五)。日下城、迫田美濃守(二一五)。

三原村 租高(二一五)。三原屋鋪、三原藤兵衛尉(二一五)。

小文村 租高(二一六)。

西入君村 租高(二一六)。本龜山城、岸本兵庫介(二一六)。福山城、甲尾越中守(二一六)。孝子喜七郎、同文藏、孝婦喜七郎妻れん女、同さな女(二一六)。

目次 一

東入君村 租高(二八)。

藤兼村 租高(二八)。

茂田村 租高(二八)。

石原村 租高(二九)。

櫃田村 租高(二九)。沓が原城、小瀧丹後守(二九)。三熊山城(二九)。堂迫山城、吉田新三郎(二九)。

泉吉田村 租高(二九)。

西河内村 租高(二〇)。龜山城、河内治部之丞(二〇)。

東河内村 租高(二〇)。

後山村 租高(二〇)。

穴笠村 租高(三三)。

南畑敷村 租高(三三)。

西酒屋村 租高(三三)。潮權現社(三三)。佛池(三三)。青木か瀧(三三)。

東酒屋村 租高(三三)。

青河村 租高(三三)。青河山青屋城、青屋出羽入道友梅、青屋城合戦(三三)。青河の瀧(三四)。

卷之六十七、三次郡、下

板木村、大が谷村、羽出庭村、上河立村、上志和知村、福田村、山家村、岡三淵村、四十貫

兵衛尉政慶、同新兵衛尉光義、同式部少輔高廣、同若狹守、同安房守(三七)。三吉備後守保高、同右近太夫豊長(三七)。尾關山城守、同石見守正勝(三七)。積山城、尾關石見守正勝(三七)。尾關の淵(三六)。

上板木村 租高(三三)。

下板木村 租高(三三)。奇特者孫七郎(三三)。

大が谷村 租高(三三)。

羽出庭村 租高(三三)。

上河立村 租高(三三)。

下河立村 租高(三三)。平城山城(三三)。

上志和知村 租高(四〇)。産社八幡宮(四〇)。八幡山城、中村石見守慶久、同石見守隆定、岩屋合戦(四〇)。

志和知城(四〇)。上里越後守守光(四〇)。

下志和知村 租高(四一)。

福田村 租高(四一)。

山家村 租高(四一)。山家城、尾關石見守(四一)。

岡三淵村 租高(四一)。

四十貫村 租高(四一)。

畠敷村

村

租高(三五)。産社若一皇子神社(三五)。比惠尾城三吉備後守入道海雲、同新兵衛尉、同備後守宗隆、同備後守隆實、同右兵衛太夫高、同安房守政高、同備後守隆信入道、同備後守保高、同新兵衛尉隆茂、同修理亮廣隆、比惠尾城合戦、三吉家軍功(三六)。三吉式部太輔隆慶、同新兵衛尉政慶、同新兵衛尉政康、同筑前守康俊(三六)。同大炊介、同丹後守、同飛騨守、同三郎左衛門同式部少輔高廣、同新兵衛尉光義(三六)。三吉備後守兼範、同新兵衛尉宗高、同安房守致高、佐々木三吉備中守秀綱、同少納言房覺辨、同筑前守康住、三吉家傳(三六)。節婦すめ女(三六)。岩屋寺(三六)。

原村

租高(三三)。産社大歲神社(三三)。三次城、淺野因幡守長治、同和泉守長尚、同式部少輔長麿(三三)。沼の城、三吉豊前守(三四)。孝子甚兵衛、同與助、孝婦よし女、同きん女、孝子市内、同平次郎(三四)。三吉鴻の川(三五)。結城山吉祥院松雲山醫王山西江寺、照林坊(三五)。成光丹池、宗祐池(三六)。綠岩(三六)。土居の淵(三六)。

上里村

租高(三七)。飛熊山城、三吉新兵衛尉直道、同新

西備名區

自卷六十八至卷六十九 三上郡目次

卷之六十八、三上郡、上

統畧、川手村、庄原村、河西村、宮内村、新庄村、高村、小用村、永末村

統畧

方境(四三)。租高(四三)。属村(四三)。五郷(四三)美可美(四三)。庄原川(四三)。赤川(四三)。路(四三)。

川手村

租高(四四)。長江庄(四四)。醫王山明月院平等寺(四四)。

庄原村

租高(四五)。産社山王權現社(四五)。山王山城、庄原李之介、同孫次郎、同兵部少輔親親、同豊後守(四五)。孝子忠兵衛、同喜兵衛(四五)。孝子甚七郎、孝婦かな女(四五)。孝子新藏、孝婦かね女(四五)。木村氏墓(四八)。貝石(四八)。法藏寺(四八)。

河西村

租高(四九)。孝婦さて女(四九)。

宮内村

租高(四九)。孝子三四郎(四九)。

新庄村

租高(四五)。

高村

租高(五五)。多可(五五)。篠津原山城、滑良兵庫介(五五)。山内瀧口九郎通英(五五)。田中河内守

(二五)。雲井の城、山内瀧口九郎通英、同瀧口大炊介武通(二五)。福山城、滑良十郎左衛門(二五)。

小用村

租高(二五)。古城跡(二五)。

永末村

租高(二五)。孝婦さこ女(二五)。孝子茂三郎(二五)。

卷之六十九、三上郡、下

本村、上谷村、峰村、赤川市、高門村、春田村、一ツ木村、實留村、是松村、板橋村、大久保村

本村

租高(二五)。産社蘇羅比古神社(二五)。信敷庄(二五)。杉原因幡守(二五)。孝子好右衛門、同忠五郎(二五)。岳音寺(二五)。篠の丸山城、田中河内守(二五)。知能山城、追附山城(二五)。

上谷村

租高(二五)。孝子角兵衛(二五)。

峰村

租高(二五)。三根の城、赤川十郎左衛門尉元秀、同左京亮元宣、同又五郎元利、同源左衛門尉元近(二五)。

赤川村

赤川城、赤川左衛門佐、同李之丞(二六)。

高門村

租高(二六)。篠丸山城、田中河内守、同七九郎、同豊後守(二六)。孝婦ふみ女(二六)。高雄山、文覺上人墓、文覺上人傳附戀塚の由緒、不忍の評(二六)。

向江田村

落(二六)。國廣山城、國廣石見守(二六)。租高(二六)。江田郷(二六)。江田旗返城、廣澤左衛門尉實高、同家傳(二六)。廣澤三郎義尚、同三郎義春、同三郎義久、同備前守義之、同三郎實綱、同兵庫頭重家、同兵庫頭元家、同尾張守忠信(二七)。小早川備後守源平(二七)。江田尾張守隆貫入道、桂元澄弓精(二七)。江田宮内少輔(二七)。江田次郎兵衛尉(二七)。孝子六左衛門(二七)奇特者三助(二七)。

萱瀨村

租高(二六)。的場山城、加賀井越後守(二六)。孝子兵八郎(二六)。

仁賀村

租高(二六)。

光清村

租高(二六)。光清古城山(二六)。

灰塚村

租高(二六)。福山城、廣澤某元家、湯谷又八郎(二六)。考婦つね女、孝婦さく女(二六)。孝子八之助(二六)。孝子菊松、孝子庄松(二六)。奇特者佐々木氏(二六)。

大谷村

租高(二六)。

安田村

租高(二六)。ひるひの城、今井四郎兼平(二六)。尾頭山城、安田右衛門太夫元勝(二六)。富士山(二六)。

春田村

租高(二六)。家内睦者徳左衛門家族(二六)。

一ツ木村

租高(二六)。笠野の城、一ツ木藤左衛門尉(二六)。

實留村

租高(二六)。丸山城(二六)。孝子惣七郎(二六)。

是松村

租高(二六)。

板橋村

租高(二六)。

大久保村

租高(二六)。

西備名區

自卷七十一 三谿郡目次

卷之七十、三谿郡、上

統畧、和智村、向江田村、萱瀨村、仁賀村、光清村、灰塚村、大谷村、安田村、雲通村、清綱村、丸田村、吉舎川之内村、吉舎本村、棗原村、三玉村

統畧

方境(二六)。租高(二六)。属村(二六)。江田川(二六)。路(二六)。五郷(二六)。

和智村

租高(二七)。和智城、和智九郎、同豊後守入道、同豊後守元長、同豊後守元實、同豊後守實春、同又九郎豊郷、同又八郎久豊、和智氏傳、同没

雲通村

租高(二六)。鍋割坂(二六)。

清綱村

租高(二五)。和智靈社(二五)。清綱城、和智又九郎實春、同右衛門尉隆實、同豊後守久豊、同又九郎豊郷(二五)。清綱の瀧(二五)。

丸田村

租高(二五)。

吉舎川之内村

租高(二六)。

吉舎本村

租高(二六)。産社良神社、後鳥羽院勅額(二六)。南天山城、和智豊後入道、同豊後守元長、同豊後守元實、同左衛門尉實春、同又八郎元豊、同湯谷又九郎豊郷、同右衛門尉隆實、同又八郎久豊(二六)。吉舎宿、後鳥羽院御行在所(二七)。太子寺(二七)。

棗原村

租高(二七)。萩原城、廣澤某元家、湯谷某(二七)。

三玉村

租高(二六)。鳥巢山城、赤松山城守則房(二六)。平松山城、和智某(二六)。富士山(二六)。三あかの瀧(二六)。

卷之七十一、三谿郡、下

辻村、檜村、矢井村、海田原村、矢野地村、敷地村、長田村、志幸村、木乗村、三良坂村、多利村、岡田村、江田川之内村、小田幸村、大田幸村、海渡村、高杉村、廻り神村、糸井村、三若村、有原村、石

原村、上田村

辻 村

租高(一九)。

檜 村

租馬(八九)。檜山城、杉床某(一九)。

矢井村

租高(一九)。

海田原村

租高(一九)。

矢野地村

租高(一九)。誓光寺(一九)。

敷地村

租高(一九)。

長田村

租高(一九)。鷹巢山城(一九)。

志幸村

租高(一九)。志幸山城、新宮甲斐守(一九)。

木乘村

租高(一九)。

三良坂村

租高(一九)。産社知波夜比古神社(一九)。溝口城(一九)。

多利村

租高(一九)。赤城山城、玉串新五左衛門尉(一九)。

岡田村

租高(一九)。多利山城、小森何某(一九)。

江田川之内村

租高(一九)。江田城、江田三郎家氏、同遠

江守有氏、同修理亮行義、同源八郎泰氏、江田

氏畧傳(一九)。江田源三氏行、同小次郎隆達(九

七)。しげが嶺(九七)。

小田幸村

租高(一九)。

西備名區

自卷七十二 至卷七十三 世羅郡目次

卷之七十二、世羅郡、上

統畧、壹步村、飯田村、敷

名村、上野山村、横坂村、吉原本郷村、吉原

中村、黒川村、藏宗村、上津田村、下津田村

小國村、津口村、萩原福田村、萩原本郷村、

篠村、下徳良村、上徳良村、加茂村、田打村

青山村、中原村、重永村、堀越村、寺町村、

青水村、京丸村、山中福田村、長田村、黒淵

村、安田村、戸張村、徳市村、宇賀村

統 畧

方境(二〇九)。租高(二〇九)。属村(二〇九)。敷名川其他

壹步村

租高(二二)。

飯田村

租高(二二)。

敷名村

租高(二二)。敷名城、敷名兵部丞元綱、同兵部少

輔元範(二二)。椋梨次郎左衛門尉、同平左衛門尉

同左衛門尉包久、同左兵衛尉(二二)。

上野山村

租高(三三)。山光寺山城、上野山加賀守、同兵庫

横坂村

租高(三三)。

吉原本郷村

租高(三三)。杉山城、吉原藤左衛門尉、同三郎

大田幸村

租高(一九)。新宮山城、新宮左衛門尉(一九)。木

梨小次郎元經(一九)。孝子三六郎(一九)。孝婦て

う女(一九)。

海渡村

租高(一〇〇)。

高杉村

租高(一〇〇)。産社知波夜比古神社(一〇〇)。高杉城

祝司新左衛門尉氏正(一〇一)。祝司東市正、同丹後

守忠綱、同甲斐守、同治部少輔、同長門守、祝

城没落(一〇一)。祝司勘左衛門(一〇四)。宮山城、江

田源三氏行(一〇四)。鼓が瀧(一〇四)。瀧本觀音堂(二

廻り神村

租高(二〇四)。廻り神山城、廻り神藤十郎元豊、同力

量(二〇四)。

糸井村

租高(二〇六)。笠野、城、糸井孫左衛門租(二〇六)。

和泉三郎五郎信行(二〇六)。

三若村

租高(二〇六)。三若江田城、廣澤源八兵衛尉(二〇六)。

昌通城、小田小次郎景盛(二〇六)。旗返城(二〇七)。

有原村

租高(二〇七)。大笹山城、大江元高、大江朝臣敷名

元範(二〇七)。

石原村

租高(二〇八)。石原山城、石原備前守入道(二〇八)。

上田村

租高(二〇八)。

兵衛尉(三三)。龍王山城、吉原與惣左衛門尉(三三)。

瀨川城、吉原三郎兵衛尉(三三)。

吉原中村

租高(二二四)。

黒川村

租高(二二四)。黒川城、江村八大夫榮基、江村專齋

同剛齋(二二四)。孝子長右衛門(二二五)。

藏宗村

租高(二二五)。

上津田村

租高(二二五)。

下津田村

租高(二二六)。明神山金築城、庄七郎(二二六)。楠正

成臣和田某舊跡等(二二六)。

小國村

租高(二二六)。

津口村

租高(二二六)。津口城、東郷平内(二二六)。孝子平八

郎(二二七)。津口郷(二二七)。

萩原福田村

租高(二二七)。年成山城、萩原藤左衛門尉、同藏

人丞(二二七)。

萩原本郷村

租高(二二七)。川田山城、原田豊後守(二二七)。い

なつこ山城、下嶮山城、森安山城(二二八)。桑原郷

(二二八)。

篠 村

租高(二二八)。村の來由(二二八)。産社八幡宮(二二八)。

藤原朝臣百川(二二八)。和氣加賀守清武(二二九)。清

磨墓、清磨傳(二二九)。冠谷、冠塚(二二〇)。

下德良村 租高(三三)。德良城、長右衛門太夫元則(三三)。
上德良村 租高(三三)。宮迫山城、長崎團右衛門(三三)。
加茂村 租高(三三)。堀の城、栗原河内守元胤(三三)。頭
畑山城、日野目山城(三三)。

田打村 租高(三三)。月が平山城(三三)。
青山村 租高(三三)。
中原村 租高(三三)。
重永村 租高(三三)。本の井の城、重永小太郎(三三)。三
吉少納言房覺辨(三三)。

堀越村 租高(三四)。月山城、小寺十郎左衛門、同佐渡守
(三四)。
寺町村 租高(三四)。
青水村 租高(三五)。
京丸村 租高(三五)。田淵屋鋪、杉原新兵衛盛經(三五)。
山中福田村 租高(三五)。

長田村 租高(三五)。龍王山城(三五)。
黒淵村 租高(三六)。
安田村 租高(三六)。安田城、天野左馬頭(三六)。
戸張村 租高(三六)。輛張郷(三七)。
德市村 租高(三七)。多尾城、毛利山城守(三七)。利生院

西上原村 租高(三六)。沼の城、上原右衛門太夫元輔(三六)
太田民部(三六)。
東上原村 租高(三六)。宮地山城(三六)。
赤屋村 租高(三七)。赤屋城、得能對馬守(三七)。高山城
天野某能久(三七)。砂走城(三七)。鳳栖山文裁寺
(三七)。

井掘村 租高(三七)。
太田本郷村 租高(三六)。産社和理比賣神社(三六)。太田の
郷(三六)。羽山城、梨和中務少輔景盛、同中務太
輔景久、同中務太輔景守(三六)。太田庄(三六)。
河尻村 租高(三六)。産社聖靈神社(三六)。松岡城、林三
郎左衛門尉教定(三六)。林肥前守、同軍功(四〇)
赤城(四〇)。

小世良村 租高(四一)。小世良城、世良能登守(四一)。
甲山町村 租高(四一)。高山城、山内大和守直通(四一)。上
原民部少輔元資、同右衛門佐元佐、同右衛門太
夫元祐、上原氏没落(四一)。節婦ひめ女(四一)。
孝子五兵衛(四一)。今高野山愛染院龍華寺、冬枯
の松(四一)。黄葉夕陽村舎詩(四一)。

三郎丸村 租高(四一)。土屋城、土屋十郎左衛門直秀(四一)
西神崎村 租高(四一)。七つ井の城(四一)。

西備名區 世羅御調郡

宇賀村 租高(三七)。宇賀山城、矢野新介元俊(三七)。孝
子庄兵衛、孝子勘兵衛(三七)。

卷之七十三、世羅郡、下 小童村、別迫村、青近村、
松崎村、小谷村、伊尾村、西上原村、東上原
村、赤屋村、井掘村、太田本郷村、河尻村、
小世良村、甲山町村、三郎丸村、西神崎村、
東神崎村

小童村 租高(三九)。産社祇園宮、同傳(三九)。小童村(二
三)。山根城(三三)。林山城、長右衛門太夫元則
(三三)。鹽谷城、河北石見守(三三)。虎御前墓、
少將墓(三三)。

別迫村 租高(三三)。天野某能久(三三)。大友左近將監能
直(三三)。攝津掃部頭親秀(三三)。
青近村 租高(三三)。曾我十郎祐成墓、同五郎時宗墓(三
三)。

松崎村 租高(三五)。
小谷村 租高(三五)。
伊尾村 租高(三五)。登井か丸城、下見加賀守、下方外記
(三五)。尾首山城、湯淺越中守(三五)。

東神崎村 租高(四七)。

西備名區

自卷七十四 御調郡目次

卷之七十四、御調郡、一 統畧、和泉村、和草村、土
倉村、下津村、惠木村、麻生(助原村)、吉田
村、丸門田村、下山田村、野間村、德永村、
大原村、綾目村、高尾村、公文村、貝箇原村
宇津戸村、諸毛村、大山田村、小國村、釜窪
村、大町村、河面村、三郎丸村、河南村、本
村、千堂村、僧殿村、篠根村、浦邊村、畑村
中野村、仁野村、大塔村、大藏村、白太村

統畧 方境(四一)。御調郡(四一)。三豆木(四一)。木梨真
人(四一)。四方田左近將監(四一)。租高(四一)。属
村(四一)。七郷(四一)。白江川、新庄川、朝川(四
一)。山陽道(四一)。路(四一)。

和泉村 租高(三五)。和泉城、三吉少納言房覺辨(三五)。
堀越山城、門田甚左衛門尉元賀、同宮内少輔、
同佐渡守入道(三五)。

和草村 租高(三五)。和草城、三口助三郎、土屋長門守(

一五〇。青木山城、土屋長門守(二五二)。年信山、青木山(二五二)。

土倉村

租高(二五三)。土倉城、土倉對馬守夏平(二五三)。土屋長門守(二五二)。末近四郎三郎忠死(二五二)。

下津村

租高(二五三)。茶臼山城、山名左近將監(二五三)。

惠木村

租高(二五四)。產社祇園社(二五四)。同稻荷神社并久井牛馬互市(二五四)。久井庄(二五四)。府本城、門田甚左衛門尉元賀(二五四)。孝子甚兵衛(二五四)。

麻生村

租高(二五四)。

吉田村

租高(二五五)。

丸門田村

租高(二五五)。產社八幡宮(二五五)。丸山城、上里周防守實秀、同善九郎通職、同民部助實、同四郎三郎元實、同善兵衛尉實次、同若狹介實勝、同丹後守、同仁兵衛尉、同豐後守(二五五)。

下山田村

租高(二五六)。

野間村

租高(二五六)。保木城、野間刑部太輔隆實并保木合戰(二五六)。

德永村

租高(二五六)。

大原村

租高(二五六)。

綾目村

租高(二五六)。孝婦さん女(二五六)。

高尾村

租高(二五六)。

仁野村

租高(二六五)。

大塔村

租高(二六六)。

大藏村

租高(二六六)。孝子五郎兵衛(二六六)。

白太村

租高(二六六)。伯多(二六六)。

卷之七十五、御調郡、二

小原村、菅村、同山方村、同平村、同花尻村、同岩根村、同中原村、同江田村、同平木村、市原村、神村、太田村、國守村、丸河南村、今田村、上野村、津蟹村、堺原村、篝村、垣内村、野串村、深村、山中村、宮内村、福井村、矢中村、美生村、本庄村、市村、木門田村、本郷村、久山田村

小原村

租高(二六七)。

菅村

租高(二六八)。

同山方村

租高(二六八)。

同平村

租高(二六八)。

同花尻村

租高(二六八)。

同岩根村

租高(二六八)。

同中原村

租高(二六九)。

同江田村

租高(二六九)。

同平木村

租高(二六九)。

公文村

租高(二五九)。

貝箇原村

租高(二六〇)。

宇津戸村

租高(二六〇)。者度(二六〇)。宇津戸城、毛利秀金(二六〇)。同秀包(二六〇)。内海山城守、同左京亮(二六〇)。

諸毛村

租高(二六一)。

大山田村

租高(二六一)。

小國村

租高(二六一)。

釜窪村

租高(二六二)。

大町村

租高(二六二)。

河面村

租高(二六二)。

三郎丸村

租高(二六二)。

河南村

租高(二六三)。

本村

租高(二六三)。

千堂村

租高(二六三)。

僧殿村

租高(二六三)。

篠根村

租高(二六四)。

浦邊村

租高(二六四)。

畑村

租高(二六五)。

中野村

租高(二六五)。

市原村

租高(二六九)。

神村

租高(二六九)。

太田村

租高(二七〇)。

國守村

租高(二七〇)。

丸河南村

租高(二七〇)。

今田村

租高(二七一)。

上野村

租高(二七一)。

津蟹村

租高(二七一)。

堺原村

租高(二七三)。

篝村

租高(二七三)。

垣内村

租高(二七三)。

野串村

租高(二七三)。

深村

租高(二七四)。

山中村

租高(二七四)。

宮内村

租高(二七四)。

宮内村

租高(二七五)。產社八幡宮、八幡神傳、藝州佛通寺

下馬籍由緒、百川・清磨兄弟傳、三社託宣(二五五)。八幡庄(二八〇)。八幡八景(二八〇)。櫻山城、櫻山四郎入道慈俊、同左衛門(二八二)。勝幡山城、澁川左衛門佐隆景(二八二)。衣掛栗(二八二)。

福井村

租高(二八三)。

矢中村

租高(二八三)。

租高(二八三)。小童山城、澁川左衛門佐滿賴、澁川傳、澁川左近將監義俊、同伊豫守俊詮、同次郎義鏡、同中務少輔義種、同左兵衛佐義堯(二八三)。小早川左衛門佐隆景(二八四)。澁川左衛門佐義光(二八四)。

本庄村

租高(二八五)。本庄山城、杉原左京亮(二八五)。

市村

租高(二八五)。本照寺山城、池上因幡守、同佐渡守同久三郎(二八五)。久本山照源寺、城本山本照寺(二八五)。

木門田村

租高(二八六)。家正城、石原小次郎景直、同彌次郎(二八六)。

本郷村

租高(二八六)。大平山城、木頭石見守經兼(二八六)。高垣氏(二八六)。

久山田村

租高(二八七)。梶山田村、木梨村、猪子迫

栗原村

租高(三〇〇)。栗原城、千葉豊後入道直翁、千葉氏畧傳(三〇〇)。栗原豊後守、同左衛門尉元政(三〇〇)。

大田垣新六郎(三〇一)。土屋三郎(三〇一)。土屋與惣左衛門、土屋氏畧傳(三〇一)。黄葉夕陽村舍詩(三〇一)。

吉和村

租高(三〇一)。産社熊野權現(三〇一)。鳴瀧山城、宮地兵部太郎廣義、同兵部次郎廣俊、同兵部太輔弘躬、同兵部太郎恒躬、宮地氏畧傳、鳴瀧城落去(三〇一)。小串山城、宮地關内(三〇一)。七曲城(三〇一)。

太夫殿城(三〇三)。龍王山城(三〇四)。鳴瀧(三〇四)。不動石、鸚鵡石(三〇四)。吉和か磯(三〇四)。弓懸嶺(三〇五)。鳴瀧山觀音寺廢跡(三〇五)。鳴瀧山成瀧寺(三〇五)。妙音寺、長日山西願寺、長日山阿彌陀寺(三〇五)。

木原村

租高(三〇六)。産社八幡宮、同龜石神社(三〇六)。木原城、木原民部丞實光(三〇六)。木原源三兵衛(三〇六)。重見因幡守通種、重見氏畧傳(三〇六)。木原兵部太輔元道、同次郎兵衛尉、同彦右衛門尉家次(三〇七)。鉢が峯(三〇七)。鯨島(三〇八)。田坂信濃守賴賀墓(三〇八)。鳴瀧山觀音寺(三〇八)。

卷之七十七、御調郡、四

尾道浦、同後地

西備名區

御調郡

村、白江村、三成村、栗原村、吉和村、木原村

梶山田村

租高(二八八)。麻訶衍寺(二八八)。

木梨村

租高(二八九)。木梨輕太子(二八九)。鷺尾山城、木梨左衛門尉信平、并杉原家譜、附維盛入水眞僞(二八九)。杉原又四郎(二八九)。木梨太郎左衛門尉光信同右兵衛尉胤信、同太郎左衛門尉光盛、同次郎元盛、同兵衛尉胤信、同宇原藏人滿胤、同治部太輔、同彦四郎、同千代松丸、同河内守政光、同越前守隆盛、同治部太輔通經、同又左衛門尉元清、杉原九郎左衛門、木梨民部少輔元經(二八九)。杉原太郎左衛門(二八九)。杉原備後守(二八九)。木梨宮内少輔廣盛、同平左衛門尉(二八九)。木梨家城、杉原民部丞爲平、同備中守光胤、同山田次郎左衛門尉光春、同木原民部丞實光、同白江右京亮頼胤、同修理亮光恒、同右衛門尉盛胤、同修理亮光貞、同播磨守康平、同豊後守永盛(二八九)。木梨中務少輔(二八九)。古刀銘盡の正信其他(二八九)。

猪子迫村

租高(二九五)。

白江村

租高(二九五)。白江城、白江右京亮頼胤(二九五)。

三成村

租高(二九五)。浦嶋子祠、同傳(二九五)。太閤秀吉公

尾道浦、同後地

租高(三〇九)。産社龜山八幡宮(三〇九)。産社長神社(三〇九)。嚴島神社(三〇九)。祇園社(三〇九)。天満天神社、菅廟畧傳(三〇九)。加茂神社(三〇九)。熊野權現社(三〇九)。尾道六郎(三〇九)。山名右兵衛佐俊豊、同備前發向(三〇九)。權現山城、杉原民部太輔元經、同宮内太輔廣盛(三〇九)。丹過城、持倉修理太夫、同備後守(三〇九)。三谷屋鋪、三谷豊前守(三〇九)。荒木屋鋪、荒木攝津守村重、同志摩守村正(三〇九)。太閤秀吉公御本陣(三〇九)。小川壹岐守、同七郎左衛門(三〇九)。澁谷次郎高重、同對馬(三〇九)。大木戸太郎(三〇九)。勝島氏(三〇九)。松本氏(三〇九)。塙圍右衛門尉直之、同寓居(三〇九)。山田氏(三〇九)。古刀銘盡の貞國其他(三〇九)。孝子そこの女、孝子喜三、孝子甚右衛門、孝婦みよ女、孝子彌右衛門(三〇九)。畫師五岳(三〇九)。玉浦、同名論(三〇九)。轉法輪山大乘院莊嚴淨土寺(三〇九)。足利尊氏卿墓、同左兵衛督直義朝臣墓(三〇九)。雄龍石、雌龍石、鼓岩、長者の鹽石、犬伏岩、身投岩、墓石、女夫石、纜石(三〇九)。峰の藥師堂(三〇九)。黄葉夕陽村舍詩(三〇九)。摩尼山惣持院西國寺同觀音堂、寶塔、三重塔婆、御影堂、鐘樓(三〇九)。大寶山權現院千光寺、毘沙門堂(三〇九)。黄葉夕陽村舍詩(三〇九)。米留山天神坊泰山寺(三〇九)。

龍燈山海德寺(三三)。尾陽山常稱寺(三三)。日輪山五劫院持光寺、鯉江備前守墓(三三)。遍照山光明院福善寺、淨專寺、潮音山善勝寺(三三)。百尋地藏(三三)。海雲山天寧寺、五重塔婆(三三)。仲猷祖闡和尚(三三)。西明庵(三三)。水野庵(三三)。准西國尾路三十三所(三三)。備後酒(三三)。

卷之七十八、御調郡、五 西野村、三原、東野村

西野村、三原 租高(三四)。櫻山城、櫻山四郎入道慈俊(三四)。山名權大左衛門(三四)。三原清五郎(三四)。杉原千代松丸(三四)。三原左京亮家徳(三四)。三原左衛門尉(三四)。圓鑑禪師(三四)。孝子女次郎(三四)。間喜兵衛光延、同十次郎光興、同新六郎光風、赤穂義士由緒(三四)。古刀銘盡の正家其他(三四)。古今銘盡の正家其他(三四)。銘盡備後物系圖和談(三四)。法花一乘左京亮正宗(三四)。船山(三四)。碓山(三四)。備後牛石(三四)。文字の岨(三四)。月瀬梅林(三四)。杵原(三四)。三原城、小早川中納言隆景卿、小早川家譜、同別傳(三四)。宇都宮遠江守豊綱(三四)。福島但馬(三四)。福島刑部少輔正元、福島由緒(三四)。上月豊後(三四)。福島丹波、大崎玄番長行、同城引渡(三四)。淺野甲斐(三四)。歡喜山中臺院(三四)。神應山成就寺

卷之八十、御調郡、七

因島統畧、立花村、重井村、田熊村、大濱村、中之庄村、土生村、棕の浦、加賀美浦、外の浦、三の庄村、外附、自跋、奥書

因島、統畧 租高(三七)。隱島神社(三七)。周嶋(三七)。因島城、村上新三郎、同彌次郎(三七)。河野友三郎(三七)。南三河守通弘、同三河守通種(三七)。村上彈正高重、同八郎左衛門尉景廣、同源三郎武滿難波軍操、馬越氏夜話(三七)。

立花村 租高(三七)。餘崎城、村上新左衛門尉義光(三七)。鳥居次郎資長(三七)。

重井村 租高(三七)。青陰城、村上三郎左衛門尉義弘(三七)。今岡左衛門尉通任(三七)。村上山城守師清、同山城守義顯、村上義弘絶系、北畠師清繼續、三島警固、同山城守雅房、同次郎義豊、同三郎義房、同備中守吉資、同大炊介吉直、同新左衛門尉義光(三七)。村上新藏人吉照、同彌太郎照友

東野村 租高(三五)。產社八幡宮(三五)。長井浦、濱、泊磯、水、糸崎(五六)。鷺島(五九)。

卷之七十九、御調郡、六 岩子島村、向島東村

岩子島村 租高(三六)。酒麩石附酒泉井浮鯛(三六)。牛の口(三六)。大ほろ島、小ほろ島(三六)。光湖山榮明寺(三六)。

向島東村 租高(三六)。產社八幡宮、同良神社(三六)。川尻覺明荒神社、太夫坊覺明(三六)。木曾原、木曾三郎義重(三六)。義重の墓、同畧傳(三六)。小川小次郎景盛(三六)。三石城、下見刑部、三石權頭(三六)。丸山城、丸山大膳(三四)。大町西が丸城、田村某近信(三四)。岡島城、村上治部少輔助安、同又三郎義滿(三四)。歌浦、歌島家清(三四)。歌島(三五)。和泉式部居住の跡(三五)。こへ、古江、へるを谷(三五)。西金寺(三六)。寺内、江の奥、かね石、鳩の月岨(三六)。賀島、賀島碑(三六)。白石岨(三七)。

向島西村 租高(三七)。產社八幡宮(三七)。向島西城、村上

(三五)。能嶋次郎顯長、新長新左衛門尉、己斐豊後守(三五)。

田熊村 租高(三五)。產社八幡宮(三五)。黑崎(三六)。

大濱村 租高(三六)。和布莉瀬戸(三六)。大濱城、村上丹後守、同備中守國重、同備中守吉資、同左馬介吉安(三六)。やい子嶋(三六)。

中之庄村 租高(三七)。產社八幡宮(三七)。大江出城、宮地大炊介明光、同大炊介資弘(三七)。寶鏡山金蓮寺(三七)。

土生村 租高(三七)。長崎城、村上次郎義豊、同新藏人義充(三七)。

棕の浦 租高(三八)。

加賀美浦 租高(三九)。鏡の浦(三九)。

外の浦 租高(三九)。砥の浦(三九)。孝子八三郎、同貞十郎、同庄三郎(三九)。

三の庄村 租高(三九)。みつの崎(三九)。

外附 風速郡、風速浦(三九)。弓削(三九)。太政大臣弓削道鏡、弓削淨人(三九)。法公靈社(三九)。

自跋、奥書 著者馬屋原重帶翁跋辭、吉備津宮廣前奉納奥書(著者跋一)。

目次一五

西備名區

自卷六十六
至卷六十七
自卷七十四
至卷八十四

三次郡
御調郡

自卷六十八
至卷六十九

三上郡

自卷七十
至卷七十一

三谿郡

自卷七十二
至卷七十三

世羅郡

例言

- 一、西備名區卷六十六卷六十七の三次郡二卷、卷六十八卷六十九の三上郡二卷、卷七十卷七十一の三谿郡二卷、卷七十二卷七十三の世羅郡二卷、卷七十四より卷八十四に至る御調郡の七卷は、孰れも著者自筆原本に依り之を校訂した。以上各郡は校訂者の知る限りに於て、原本の外に寫本あることを聞かない。
- 二、本書原本には無いが便宜句讀を施し、古歌の漢字を假りたるものには、傍訓、漢文・漢詩には概ね返り點を加へておく。
- 三、書中假名づかひの誤りも其儘とし訂正を加へない。
- 四、書中誤りと認むるものも直に之を訂正せず、其下に括弧を以て正字を示し、誤字正字の右側に圈點を施しておく。猶衍字あるときは其の右側に圈點を施し、括弧を以て其の衍字なることを示す。
- 五、引用書など誤りと認むるものは、其下に括弧を以て正字を示し、誤字正字の右側に圈點を施し、脱字あるときは括弧を以て其の脱漏を補ふておく。其外括弧を以て引用書の卷數を示したところもある、たとへば、日本書紀(卷第十七、繼體天皇紀)云のごとし。併し中には及ばないところもあらう、偏に御寛恕を仰ぎたい。
- 六、卷六十六三次郡上のうち、其の始めに村名列記のところと内容とは順位が異なり、また内容には收めてあつても、前書村名列記の内に洩れたものもある、櫃田・泉吉田が夫れである。是れは括弧を施して村名列記中に加へておく。
- 七、初卷惣編目録には、卷六十八三上郡上のところに、宮内井蘇羅比古神社、信敷庄とあるが、右何れも宮内村の部には無く、卷六十九同郡下のうち本村のところに掲げてある。
- 八、卷六十八三上郡上の始めに村名列記せるうち、川西は無いが、其の内容には之れがある。又卷六十九同郡下の同上、一ツ木は最終に載せてあるが、其の内容は春田の次となつて居る。
- 九、卷七十三谿郡上の始めに村名列記せるうち、吉舎は吉舎川之内の前になつてをるが、内容は前後して居る。また卷七十一同郡下の同上、敷地は最末に記してあるが、其の内容は矢野地の次にあり、海渡は江田川之内の次に記してあるが、内容は大田

幸の次となつてをり、小田幸は大田幸の次となつてあるが、内容は小田幸の方が前になつてをる。

一〇、卷七十二世羅郡上の始めに列記せる村名中、上野山・敷名となつて居るが内容は前後してをり、萩原本郷・同福田とあるも同じく内容は前後してをり、上徳良・下徳良とあるも内容は前後してをり、田打は無いが内容は加茂村の次に夫れがあり、京丸・青水とあるも是も内容は前後して居る。又、卷七十三同郡下の同上、伊尾・小谷とあるが内容は小谷・伊尾となつてをり、太田本郷・井掘とあるも内容は前後して居る。

一一、卷七十四御調郡一のうち、始めに列記せる村名中、大山田・諸毛とあるが内容は諸毛・大山田であり、卷七十五同郡二のうち同上、岩根・花尻とあるが内容は花尻・岩根であり、同上始めには坂井原とあるが内容は堺原であり、同上始めには屋中とあるが内容は矢中であり、卷七十八同郡五のうち同上、始めには東野・三原であるが内容は三原が前で東野は後であり、卷七十九同郡六のうち同上、始めには向島西東とあるが内容は向島東村が前になつてをり、卷八十同郡七のうち同上、始めには中庄とあるが内容は中之庄、始めには椋浦とあるが内容は椋の浦、始めには加々美浦とあるが内容は加賀美浦、始めには三ツノ庄とあるが内容は三の庄となつて居る。こんなことは他にもあらう、たゞ心づいたところを掲げておく。

一二、初巻のうち惣編目録には、卷之七十九御調郡六および卷八十同郡七の両巻に立花があるが、是れは卷之八十御調郡七にのみ收められて、卷七十九には無い。其他惣編目録と各郡下の内容とは、前後異なつたところも頗る多い。恐らくは惣編目録作成の後、各巻の内容を變更したものであらう。

昭和七年二月四日

校訂者 養兎翁 越智 宿禰 正 通

西備名區卷之四十九



葦田郡 一 福田

方境 東、品治郡の内西に懸り、又北は廻り、神石郡に接し、西北甲努郡、西世羅郡、西南御調郡、東南沼隈郡に接す。租高、一万七千四百五十五石三斗三升四合。(六郡志、一万七千四百五十三石三斗三升五合) 安之太

和名類聚抄に。當郡の訓、又一に葦田、又葦田と書して、『よしだ』と訓しより、吉田郡とも言ひし事あり。今は『アシダ』と訓す。

屬村、二十八

福田、砦有地、相方、柞磨、栗柄、土生、父石、目崎、出口、府中市、府川、高木、中須、廣谷、町村、本山、荒谷、上山、阿字、久佐、河面、行藤、木野山、桑木、金丸、常、藤尾。 已上二十八村

其先、二十五村。水野侯の時、有地一村を分けて三つとし上中下とし、又改め上、下(有地の二字を脱するか)、相方となる。又常村を分けて金丸を置き、二十八村となる。

六郷

和名抄に云。佐味、在所分明。廣谿今の廣。葦浦今アストラと云て、都禰今一村ノ名。芦田地名あり、是なるへしと云へとも栗柄村に

葦田云ふ地名あり。驛家在所不
り、是なるへし。驛家分明。

葦田郡

同書に。國府在葦田郡。

國司の在館、今在所分明ならず、故に國府の一條、前卷統畧に記す。

郡内宮社、五百八十八坐。

同 寺院、三十七箇寺。

孝子、綱引公金村

在所分明ならず。品治郡新市村に綱引浦と云地名ありて、孝子の傳を止めたり。古へ彼地葦田郡に屬せしにや、互考すへし。

續日本紀(卷第廿九)曰。稱德天皇、神護景雲(二)年二月壬辰、備後國葦田郡人綱引公金村、年八歳喪父、哀毀骨立、尋丁
母艱、追遠益深、賜爵二級、復其田租終身。

葦田宿禰

宿禰者 孝元天皇第四皇子、比古布都押之信命之次子、建内宿禰之九男(古事記傳八男)葛城長江曾都毘古命之次子ニ而宿禰之姉
者 仁德天皇の妃(古事記傳太后)なり。

葦田黑比賣

黑比賣者 履仲天皇之妃、磐坂市邊押羽皇子、御馬皇子、青海皇女生三子。磐坂皇子者爲 雄畧天皇被殺。

水鏡、履中記に。葦田宿禰のむすめ、黑姫と云ふ人を后にせんとおほしてと云々。

日本書紀(卷第十二) 履中天皇紀曰。云々。以羽田矢代(宿禰)之女黑媛、欲爲妃云々。

又(日本書紀卷第十二)云。(元年)秋七月(己酉朔)壬子帝(立)葦田宿禰之女黑媛爲皇妃(后)云々。

本朝通紀云。皇太子有諒闇、未即位、以羽田矢代宿禰之娘黑媛爲妃云々。

羽田之女者、后。葦田之女者、妃。(此項研究を要す)

多治部橘

多治部者、葦田郡郡司。

獻白鹿

三代實錄(卷第三十)曰、陽成天皇、元慶元年三月三日(甲辰)、備後國獲白鹿一而獻之、雪白可愛 奉覽 太上天皇、後放
於神泉苑。(同書卷三十一)四月十六日丁亥、詔曰、朕聞善政之報、靈貺不違、洪化之符、神輪必至、朕以寡薄、辱奉不(不)
基、德未動天、喜非感物、而去正月即位之日、但馬國獲白雉一、二月十日尾張國言木連理、閏二月二十一日、備後國貢白鹿
一、或體誤、曉月、羽毛映於丹輝、或幹凌寒霜、枝柯被於青郭、皆應符改色、感祥變容、豈人事乎、蓋天意也、當是上支錫、趾
(社)下民蒙恩、今若抑而不定(宣)謂 朕辱味、思與海內、同此休徵、亦大(夫)因瑞建元、非無故實、嗣(位)紀號、既有前
聞、况今栢燧改煙、葭灰正氣、風物和暖、卉木繁滋、宜速佳辰、以資運開(開)寶運上、其政(改)貞觀十九年爲元慶元年。(自)
今日味爽以前、大辟已下、罪無輕重、已發露未發(露)已結正、未結正、繫囚見徒、(悉)皆原放、但犯八虐、故殺、謀殺、強
竊二盜、私鑄錢、常赦所不免者、不在赦例、又内外文武官、主典以上、賜爵一級、其正六位上者、廻授一子、五位已上子孫年
二十(廿)以上者、敍當蔭之階、僧尼滿位已上、加位一階、其大法師(位)已上者、者字衍)廻授弟子、夫以、九册(州)雲接、百郡星
連、天降祥禎、(禎)地有處所、宜復尾張但馬備後等三國百姓當年徭役十日、就中瑞所正出、特須優給、其葦田郡勿輸、今年
之調、春日(日)字衍)部及養父部(郡)並免當年之庸、其接得神物者、多治部橘、但馬公得繼等、敍正六位上、賜物准例、看著
珍木者、僧道能到岸等、授從(位)二位(階)、庶使鴻休罔極、流遠近而普(普)靈、鳳曆无疆、配乾坤而彌久、主者遊(施)行。
村謠附境飯

ひらく歌とも云。其調、催馬樂に似たり。當郡北方山分の郷里、賀席酒宴に謠へり。福藩封内にては、當郡の山分のみ、うたへ
り。南郡には此事なし。又是より北郡藝藩封中は皆是を謠ふ。其歌に

〽白鷺の、よねをくわへて、三つ五つ、君か御藏に、おさめ参らす。

〽盃の、臺の廻りに(福山志料、めぐりに)、松うへて、松の小枝に、こかね花さく。

〽父母は、しらて馴にし、なしよか身に、いつしかなせし、岩田三重帯。

〽君か代は、盡し金の砂はき寄て、山となるまで、祝ひ参らす。

〽ゆるくくと、うけてこしめせ(福山志料、まいれよ)、此造酒を(福山志料、御酒を)、此盃に、鶴かまします。

〽ゆるくくと、うけてこしめせ、此みきは、中にへさいの、福かまします。

〽盃の、臺の廻りに、菊うへて、これを肴に、しんきこしめせ。

〽受たりやく、渡りに舟なら、受たりや、わたりに船そ、よひきうけたり。

〱酒はたゞ、のまねはすまの、浦淋し、のめはあかしの、顔に波たつ。
 〱龍田川、淵は瀨となる、世の中に、なせに君さま、酒はまいらぬ。
 〱飛鳥川、淵は瀨となる、瀨は淵となる、君か心は、かくやありなん。
 〱我戀は、めしやはらかに、こひの汁、鯛のさし身に、酒はもろはく。
 〱十七か、夢にはかねを、つけられて、明けて見たれば、はこそ白けれ。
 〱門松に、夜の間に、雪かふりかきり、明てみれば、葉こそしろけれ。
 〱玉手箱、中のかげこの、繪の鷺を、明てみれば、羽こそしろけれ。
 〱とん／＼と、うてと妻戸は、明もせず、あけすはかへせ、とりかはしの花。
 〱やとし火か、もへ立ほどに、おもへども、ふたりの親の、中にねるかな。
 〱父はたん、母し(や)くやくに、姉つゞき、妹白菊、我は卵の花。
 〱母はたん、姉はしやくやく、妻つゞし、妹白菊、我はうの花。
 〱十七か、朝川わたる、可愛さよ、我妻ならば、おふてわたらん。
 〱宵に來て、曉かへる、七瀬川、川は淺かれ、契り深かれ。
 〱いつみても、かはらぬ物は、松の葉よ、君か心は、松に似よかし(福山志料、いつまでも、かはらし物を、松の葉に、君の心か、よつにによかな)
 〱山からす、何を思ひの、すみ衣、柳は(福山志料、に)やらいて、渡るうき世に。
 〱白鷺か、門の扉に、すをかけて、いかなやみても、月どかやく。
 〱つはささり、三のやなかに、巢をくんで、おもふかみさま、目の下にみる。
 〱十七か、親に隠して、齒にかねつけて、篋にふる雪、葉をかかすなり。
 〱大船の、ともの矢倉に、松うへて、松の小風に、舟のはやさよ。
 〱櫻木を、打わりみれば、何もなし、花のたねとは、何を言ふらん。
 〱たまさかに、逢ふて咄すよ、余所の客、枕ならへて、心しつかに。
 〱我心、枯木の空の、たまり水、月より外に、しる人もなし。

〱鶯の、花の小枝に、かり寐して、花を枕に、月を詠める。
 〱戀の海、深き思ひを、舟にはつめど、思ひはのこる、舟は出て行。
 〱心から、心うらむる、戀のやみ、あけなは君を、うらみさままし。
 右の歌のみに限らず、その數盡しなし。其中に萬葉集の歌、古今集、新古今集などの歌に似よりたる歌もありつれども、手爾於葉の、少しつゝ違ひたるか多ふし。是は誤り傳へたるなるへし。古へは何國にても、皆もてはやし謠ひし様子なるに、餘國はしらす、本州の南郡には、しる人なし。その謠ひやうは、今此邊に酒席にて客、酒を受ると、小謠なとうとふ如く謠ふもあり、又三人五人もありて諷ふ時は、一人、上の五文字を出すと、又一人は、『ヨウサマ』と、ほめはやす。七文字を諷ふと其次の五文字を、別の人和す。すへの十四文字は、其席にある人、同音にうとふ。是古へよりの定りし例なりと云ふ。扱その盃時にいたたきし盃を飲む真似をして、後に酒を受る、是も古よりの禮にして、傳ふ處なりとこそ。思ひ出たり、我いと若き比まで斯ある禮の残りしにや、古者は、盃を頂戴して、其儘のむ躰をなし、後に酒を請たるを、幼な心におかしくおもひしか、今は思ひあたりぬ。古事の斯すたりぬるを、又賀客祝宴、或は正月節振舞などに賀膳を出し、飯を一通り食し終りぬると、其家の老婦、一番に出て飯をしひ、一通高盛に盛て通る。客是を喰ひ盡すと、娘出て、又前の如くに盛て通る、客又其飯を喰ひ終ると、娘あれは娘、あゝるだけ出て、銘々に斯の如くす。又其跡にて主客互に此邊に酒をしひるか如く、飯をしひ、さすの間のとしひ合ふ事あり。是古への境飯の禮の残れるなりと云ふ。是のみに限らず、奥方には古例の残りたる事まゝあり。五月田植の式など、神代よりの例を失はざる處あり。南郡は古例一圓にすたりたり。

朝川

當郡にては芦田川とも稱せり。哥書にはあした川、府中にありと見へたり。水上は世良郡徳良本郷より出る小川、太田へ東し、甲山の北に上原、川尻を経て、東北、小谷へ移り、扱、甲努郡斗升、井永の間を西南せる小川、此に會し、南して久佐村にて行、藤川會し久佐川と云。又南して御調郡の小川會し、浦邊と河面の間を経て父石へ移り、東北し、土生、中須、相方、福田を東し、品治郡近田へ移る。

神谷川

水上、一は藤尾村父尾谷、龍王社の奥、一二三の零降の瀧より流れて金丸に出て、金丸の小川會し常村へ南し、品治郡安井へ移り、新市村にて朝川へ會す。

荒谷川

一に龍田川とも云ふ。出口、府中に出て朝川に入る。

有地川

水上、柞磨村より出、有地にて下有地南北兩谷の小川會し、福田を東して品治郡向永谷へ移る。

石州往來

是古への山陽道なり。品治郡新市村より中須、廣谷、町村、府中へ西行し、出口より荒谷へ西北へ坂路にかゝる。此處を坂根と云ふ。是、荒谷分也。是より上る事數十町、溪間の石路なる嶮に至る。また下る事、數十町にして木野山、行藤を西北に降り、甲努郡に移る。是石州路也。古、山陽道は新府より南して、父石より御調郡へ移る。

一路 神石郡父木野村より金丸へ、同郡高蓋より金丸へ、二道會し又二路となり、一路は常へ南し、品治郡宮内へ移り、南して當郡廣谷へ移り往還に出つ。又、金丸より本山へ懸り府中へ通す。以上、本郡統畧、畢。

福田村

租高、千百十六石九斗一升四合(廣島縣史、六郡志千百十六石四斗三升四合)

千四百九十五石九斗八升四合

千六百八十九石八斗六升五合

産社、龜山八幡宮

傳云ふ。當社は人皇百三代 後花園院の御宇、寛正元年の春、當村に四郎と云ふ者あり。八幡大神御夢想に、吾を祭祀して汝か姓を竹安と名乗るへしとの御神託によりて、鶯が塚と云ふ處に一祠を造營して齋き祭り本村の土生神とし、自、竹安四郎と名乗り神主となる。其後利劍(鎌)山の城主福田遠江守盛雅、此神を崇敬し、祠を龜山にうつし、九尺四面の祠を建て、神田を寄附し、四郎四世の孫、又五郎尋て神主たり。福田氏没落し數十年の後、社壇(壇)破壊に及びしを、元祿二年己巳の年、産子本村

井品治郡向(永)谷として社を營み神輿を造り祀る。享保十九年神輿三舁となる。禰宜は神主竹安氏の別家一人、能嶋氏なる一人あり。安永年中故あつて能嶋氏も殿内に候し、是より兩神主とはなりぬ。されど竹安氏より御殿開かされは、殿内へ入る事なしとそ。

龍王神社

天滿天神社

良神社

嚴嶋神社

御崎神社

此外、小祀(祠)共に六十五坐。

利鎌山城

山間にして、又孤丘なり。

福田遠江守某

一本古城記に、遠江守某。又名、造酒介某。又近江守盛春共云。本氏岡田氏、當所に移つて福田と稱す。

福田遠江守盛次

一本古城記に。岡田遠江守盛次は、井手左大臣橘諸兄公の末葉、遠州岡田の城主なり。盛次二子あり。嫡男遠江守某、次男掃部介信次と俱に、元弘(後の弘)字(衍)、建武の亂れに、足利治部太輔尊氏に屬し、しばしば忠戰し、建武に尊氏京都を敗し西國へ沈落の時、暫、中國に隠れ住み、同三年五月、尊氏九州より起つて上洛の旨(時か)、兄弟此旨を聞き尾路淨土寺に參調し從へり。尊氏兄弟直に攻め上り、兵庫湊川の戦ひに楠を亡ぼし京都に入る。後醍醐天皇、皇都を避けて比叡山に遷幸あり、後吉野に迂り給ひければ、新田は北國に退ひて亡び、尊氏、新帝を立て都を治め給ふ。延文のはしめ兄弟の戦功を賞せられ、備後の國にて領地給はり、芦田郡福田村に小城を構へ住す。其領三千五百貫の内、五百貫舍弟信次領知せり。後信次は高須村に移ると云ふ。

按に。福田領は、西は杉原兄弟の領知となる。東は岡崎一族の領地となる。此近村、福田、永谷、大橋、今岡、戸手、有地、柞戸と云ふ説あれば、三千五百貫は古制の百貫、千石に宛れば三万五千石なり。岡田領三千石共云へは三千五百貫は誤りにて、三百五十貫なるへし。

又一説に。遠江守、其先は 欽明天皇より出て、遠州岡田に住する事、二十五世にして石州に移り、又五世にして遠州に歸住し、尊氏將軍に従ひて當所に移ると云。

又一本古城記。福田遠江守は藤原姓なり云々。

一本古城記に、清和天皇の後胤岡田遠江守、又名、近江守盛春、此城開基。

此條當城初代に符合すれ共、又次の條に齟齬す。又岡田氏後代に藤原あり。されは岡田始稱は清和源氏に二家あり。一は源頼

信の舎弟、陸奥守頼清の孫、村上爲國十四男小野藏人宗實、其男藏人實時男四郎實重、遠州岡田に住して稱とす。又一は新羅三郎義光嫡男刑部太郎義業、其男信濃守昌義五男冠者親義、岡田と稱す。藤氏、橘氏の始稱は未考。去ながら、古へより始封の地名を以て苗氏(と)するなれば、何れより出たるをしらす。猶考索すへし。

岡田掃部信次

福田遠江守舎弟。沼隈郡高須村關屋城主となる。

福田掃部信久

一本古城記に。關屋城主岡田掃部信久と云ふ者、明應三年菅田郡福田村利鎌山に移り住むと云。
同 遠江守盛雅

一本古城記に。戸鎌山城主、又宇佐山、又明光山城に住す云々。

又一本に。掃部信久三世、龜山八幡宮造營云々。

大永年中盛雅、當國神社准西國順禮ありしとみへて、其納札、吉備津宮并當社にあり。其牌金字なり。按に、尊氏將軍より大永中迄、二百八十年はかりなれば、明應前後より以來、三四世もあるべし。今其名字闕く。

福田大和守盛長

一本古城記。沼隈郡西村の條に、福田大和守盛長、菅田郡福田村より移る。

同 大和守盛國

一本に。盛長男、古志没落の時、浪入す。

同 造酒介久重

又名、治部太輔。

一説に。天文、永祿の間、有地美作守隆信と不和になり、數戰に及び、永祿元年三月四日、隆信男鷲太郎に討れ城没落す。久重三子あり。妻子阿州に因みありて落行き、暫く住し、後一人新庄本郷に歸り住む。子孫松永にありと云。

又一説に云。福田遠江守は大内簷下に屬す。時に杉原宮内少輔忠興の家士、山手の城主、杉原播磨守、或、團上監の掎たり。杉原、元大内簷下たりしが、天文の比、雲州の尼子家に屬す。有地も尼子に従ふ。因茲、杉原、有地兩士俱に尼子に従かはん事をすむ。福田是を容れず、故に不和となり、有地と數度の戦ひ勝負をわかつた。有地密に謀つて杉原と示し合せければ、杉原是

を諾して其舅家なるを以て和を計らんと、再三福田を山手に招く。福田其謀ありとは夢にもしらす、從士僅にて山手に趣く。有地、兵を俄山に伏せて悉く討果し、直に利鎌山に押寄せ、其虚を討て其城をぬき、福田領悉く押領す。時は天文の末なるよし云へり。

又言。品治郡向永谷に勝負追と云ふ處あり。有地、福田勝負を此に決す。故を以て名くと。

按に。有地は天文のはじめ、宮城攻められし時、毛利家に従ふ。杉原は尼子に従ふ。有地、尼子に歸從をすむめしとは傳聞の誤りなるへし。福田、尼子方なる故、有地と戦ひに及びしなるべし。

又云。遠江守の亡魂、杉原に祟りをなすによつて、杉原、山手に一祠を建て八幡宮と祭ると。

又言。福田遠江守は尼子、毛利の時事なるべけれども、いつれの簷下と云ふ事をしらす。家人に瀨來伊賀、塩飽十次郎、市原次郎左衛門、小坐七郎右衛門、小野某など云者あり。其屋鋪跡、今に云ひ傳へて處の字となる。小野氏の子孫殊に繁茂せり。岡田氏なる者あり、是福田氏の一族の子孫也。其外矢嶋、檜野など云ふ者ありし。

福田遠江次郎

利鎌山没落は此父子の時なり。次郎は久重三子の一人なり。

福田氏没落の一條、一説に云。有地の住士、有地石見守は宮内龜壽山の城主、宮下野守元信の舎弟也。兄弟不和の事ありて宮城を出て有地に來り、宮領の内殿奥或は鳥奥に屋鋪を構へ住ける。其比、宮下野守は本州の本身にて近郷を手につけ、尼子に従ふ。毛利元就朝臣、大内家に簷下として藝州を従かへ、備後に打入て宮城を攻めらる。因茲、石見守、毛利家へ子細をのへ、元就朝臣に従ひ、宮城の攻手に加はりければ、毛利家より有地を賜はり、有地石見守と召さる。然しより所々に軍功ありて美作守隆信に至る。石見守。或、永祿三

嫡男。福田遠江守と不和の事起り、天文の末より小せり合ひ度々にして、勝負互に替り戦ひ決せず。弘治元年、或、永祿三月、福田と勝負を決せんと内謀しけるに、有地は毛利家に従ひける故、宮城在番の士に加勢を乞ひ、隆信、家の子郎等に宮城の加勢、合せて三百餘騎、大手に向ふ。子息民部元盛に山路に馴たる精兵をすくり、五十餘騎にて南方の山溪を経て山の手の裏に忍び寄らしめ、相圖を定め、大手より激しく攻め駈りければ、遠江守も勢を集めて二百餘騎、大手の麓に打て出、双方五十騎三十騎、入かへく戦ひけるが、頓て隆信諸勢を一手になし、無風になつて押駈れば、福田既に危くみへしかは、城に残りし遠江次郎、父を救はんと五十餘騎、疾風の如く駈出れば、隆信が勢、戦ひ勞れたる折なるに、兼て謀りし約ある故、突立られたるふりして引退く。かゝりければ、城は空虚となりぬるを、元盛伺ひ見すまして。裏の方より一散に城際に打寄せ攻め上りけれ共、

防く兵一人もなく、皆大手の方へ打出し折なれば、安く城に押入り、固屋に火をかけ関を作れば、女子足弱のみありて狼狽騒ぎ、防んどする者なく、皆ちり／＼に大手の方へ啼わめき、走り出る中に一人の女子、髪ふりみたし鉢（鉢）巻し長刀打ふり元盛に打てかゝり、死物狂ひに働けるに、さすがの元盛あしらひ兼ね、しばらく支へ戦ひける。女子の後より有地八助走りより、ふん込で、かの女子の腰のつかひを大太刀にて横に拂へば、二つになつて、うんとも言はず倒れ伏す。むざんなりけるありさまなり。是遠江守の妻女なりける。さすがに杉原の女、落城の躰なるに忍び落んする心なく城中に討死し、貞烈の名をぞあげたりける。斯有ければ、城内に手に障る者なく、五十余人の荒者ども、大手の方へ駈出、城兵の後より切てかゝれば、城兵は最前有地勢の退くを追ふて、平場に至る處に、城内に火おこり、関の聲聞へければ、後をかへりみるに、元盛が五十餘騎打て駈れば、隆信も取てかへし、前後より取圍み攻立けるにぞ、城兵打太刀しどろになつて、常に勇士と呼ばれたる瀬來伊賀、塩飽十次郎、市原次郎左衛門、岡田八郎、同九郎、小野太郎次郎、同三郎など言へる一騎當千の者共、悉く討死したりければ、遠江守も今は守かへすべき様もなく、是迄と思ひて一方打破り、漸く切ぬけ、束をさして走りけるが、有地勢に追詰められて、終に討死せり。有地九右衛門、其首を得たりとぞ。遠江次郎は漸く切ぬけ、山の手へかけ入り、何國ともなく落失て、城は念なく落にけり。

岡田掃部介信義

岡田信次より六世、高須關屋の城に主たりしが、天正年中、古志清左衛門豊長か與力たり。豊長、毛利家に従ひありしが、謀叛の聞へありて藝州吉田或、三原へ召寄せられて殺害せらる。因レ茲、新庄諸士離散す。信義も關屋城を退き、此郷に蟄居すと云。岩見の端城 或は掛平山共云。

光成左京進隆正

隆正、其先は土肥氏にて、元弘の比、上山守、姫居山城にあり。其比、新三郎某、櫻山兵を起せしに従ひ、楠に使せしめ、赤坂落城を見て歸ると云ふ。其後隆正に至る迄名字闕く。隆正父子、福田氏没落の後、此處に移り有地氏の與力となる。元大内簇下の士なり。或云。天文元年、此に移り大内家に従ひ、同三年筑前合戦に討死すと云。按に。年紀の誤りなるへし。天文は福田氏居城の時なり。

同 新三郎興家

隆正長男。一本古城記に、長州豊浦へ移り毛利家に従ふ。尼子、毛利家と取合の時、神石郡の戦に討死と云。

光成右馬允

興家の舍弟。慶長十九年卒すと云ふ。江良村檜崎氏は光成の女を迎へし時、聲引出とせし朱鞘の太刀、今に傳ふと云。又云。志摩里城主馬屋原備前守嫡男采女正重頼、志摩里退城の後、光成に遇（寓）居し、向永谷村に住居す。光成是を取經（立）か（）る故、後年孫女を養ひて、重頼家嗣重國妻とす。

同 右馬介

子孫當邸にあり。又長州へ供奉せし何某の子孫、萩府にあり。

魚見原城

小野九左衛門常延

福田遠江守舍弟。今本村に小野氏の人多し。多くは此人の子孫也と云。

按に。魚見原は一本古城記にありと云へ共、岩見か端、同所なれば、掛平山の岩見端の誤りにや、光成は福田氏より後に此に移るとみゆれば、小野は岩見端城の前主なるへし。

宇佐山城

光成安藝

福田氏客居の士と云。

光成、此山の中に宇佐八幡宮を勧請し、小祠を營み、宇佐を以て地名とす。

宿茂塚壘

有地立番

有地美作守隆信舍弟也。隆信父子、利鎌山城を乗取、福田領を押領し、東方（の）押として砦を構へ、立番を差置く。小孤丘なれとも要害よき處なり。

處士、三原助五郎

其先三原清五郎と云ふは、足利家に属し、三原に居城し、觀應年中、足利直義に従ひ、しば／＼戰功あり。數世の後、毛利家に属して後本村に土着し豪家なりし。毛利家長州へ移らせられしより其儘本村に處士たり。其後、水野侯、本州をしるしめし、或時鷹野に本村に入給ふ。時に三原、僕をして牛を野に飼はしむ。此牛馳せて侯の馬前にすゝみ來る。侯は剛強にして退く事を忌

み給ひ、帶劔にて彼の進み來るを振打に首を打落し給ひ、其刀を助五郎に給はる、後此刀を清めて、吉備津宮に獻納すと云。又云、此家先規より土着にて田畠數十町を持てり。然るに其地所、水利宜からず、折から邸内に新に池を築く。三原氏此に増築し雜費を辨せんと、時の里正に談し、其費の半を弁す。故に其田畑に水を引く事、月に十日を以てし、外田畑へ水を引事を禁ず。今は其家おとろへ、田畑他人の手に渡りぬれども、古例によつて一月に三日は彼田畑に引く。其田都而租税を異にし、當代免定格別にして是を固屋免と云。其家號を固屋と言ひければなり。親族小野氏其跡を引請、譜代下男の者多ふし。此小野氏は福田氏家士の小野とは姓異なり、小野篁の後裔にて、久佐村城主小野仁兵衛尉の子孫なり。天正より慶長の比に小野十兵衛尉尉景忠とて、武者物語に出たる、太閤、北條征伐の時、駿州沼津にて御目かけられし、河田八助杯と同列の豪強の士なり。是は檜崎の家より養子たりしとも云へり。福田住居は、いつれの比かもしらす。此嫡家、元祿の比市郎右衛門と言ひしは、余(著者自稱)が高祖父馬屋原彌次郎包重が舅氏たりしなり。

村岡右衛門七

齋藤源助

篠原藤藏

坪井小右衛門

右四士は、水野侯没落の浪士。村岡、齋藤、篠原は子孫絶たり。

孝婦、幾久女

官刻孝義錄云。孝行者、阿部伊勢守領分、芦田郡福田村、甚八妻、きく、歳二十九、寶曆十一年褒美。

赤子岩

市原野山にあり。石面に小兒の足跡顯然たり。

ゆるき石

割石の山上にあり、石重りたるなり。人手をかけて動かす時は動く、いかにおせども、はなれず。此石、早苗山の洪鐘鳴る時は、自うこくと云ふ。いまだしかるや否はしらす。

朝川

水脈は前に記せり。歌は府に記す。

有地川

水脈は前に記す。

富谷池

當郡一の大池、福藩封内第三の池也。寶曆年中、此池より蛟(蛟)龍昇天せしと云ふ。其頃は夏の最中、農夫田畑に耕耘す。時に俄に雲霧起り大風雨あり。霧(雲)霧蒙(朦)朧として東西をわかつたず、農夫走り退く事あたはず、野草を掘み岸に取付き、倒れ臥たるに、身を空中に引上るが如く、斯の如くなる事一時半計にして雨止み、風静まりて晴天となり、銘々其前に耕せし處をかへて農具は何處へか行けんを尋るに、半町、或は一町二町も外に散乱し、池水半乾きたり。斯ありしに、此風雨一里計りの外は、唯曇りて、少雨ありしのみ、其事なき處よりみれば、數丈の白布を空中に曝すが如く、はるかに高くのほりてみへずなりしと言ひけらし。

名光寺廢跡

其先、此處に一寺ありしが、いつの頃にか廢して、今其處の字となる。

或云。其先、福田遠江守、當邑に移つて若一皇子を勸請して祭れり、今其處を名光寺と云ふは訛なりと。

福田寺廢跡

福田遠江守菩提所。福田氏没落の後、廢して十王堂のみ今に残れり。其側に五輪の石塔散亂せり。處の人、福田氏の墓と云。今此一郷の字、福田寺と云ふは此に因るものなり。

靈光寺廢跡

是も、いつの比にか廢して、此處の字となれり。

法輪山、福田寺、福性院

眞言宗、明王院末寺。洪鐘銘には北面山とあり。

本尊十一面觀世音菩薩、脇士天照皇太神、春日大明神、俱に春日佛師の作なりと云。安那郡北山村笠木山高松寺觀音と同作にて、婦人安産を守り給ふとて安産の符を出せり。脇士春日大明神の璽と云は頂に龍を戴きけり、是春日龍神の表せるにや。此本尊の由來を尋るに、いつの比にやありけん。此處に大松樹一幹あり。鴻此松に巢をくめり。郷人いと珍しき事に、鶴巢をかけたらしと言ひ、もてはやし、貴賤往き來て見物しけり。其比、此事によりて人立市の如し。扱、鴻生立て立去りし跡に、いつとなく燈火掛し如く、よなく靈光あり。月の十七夜、二十二日迄は殊に光輝あざやかなりければ、あなふしぎ、此鶴の巢の跡には何にても有かたき御神か、また御佛か御影向ありつるなめり、昇り見ばよかりなんと思へども神佛の御影向ならんには、いと恐れありと、試る人もなかりしが、ある月の十七夜、此松樹の下に人なきに、多勢躍りそめきけるが、暫くして大風さつと一しきり、かの巢を吹きおとしける。近きわたりの人、夕部のぞめきを、心にいかごとと思ひ、朝とく彼松を見れば巢みへず。扱は夕部の嵐に

吹落しけるにやと思ひ、木の元に来り見れば、御長二寸はかりの十一面の観音菩薩の尊像の脇に、天冠の御神像と、又冠のうへに龍を戴き給ふ御姿の像と三躰おはしましけり。かの人大に恐れ敬ひ、やかて人々にかたり、其處にかり、屋まふけ置て、程なく小堂を作り遷し奉りぬ。扱、處の字を是迄は何とか言ひけん、此時鶴の巢に、かゝる影向ありしにより鴻の巢の観音堂とぞ號しけるより、人多く参りまふて來しかは、後には一寺のすかたとなりぬ。其後元祿年中、水野侯除邑の後、福山封内檢地あり。其頃此觀音堂の側に宥現上人とて尊き比丘の草庵を結び、此觀音を信して行ひすましてましませり。檢地の砌り邑長より除地を願はんかとありしに、出家は田地は無用とありしかは、堂下のみ竿いらす。此故に除地なし。檢地の衆も、扱も誠の法師かな、比丘聖と稱しても恥かしからぬ僧なりと感せられしと云ふ。此故に御檢地の御民圖帳に、鴻の巢觀音堂と記されしとぞ聞へぬ。其後光成の家よりはかりて、宥現を開基とし福田寺再興として一寺となる。宥師の法徳に感し、光成一族を始とし、馬屋原一族、竹安一族、坂井一類等、歸依して檀家となりしかは、本村、有地、向永谷、大橋、今岡など、眞言歸依の人々、曰寺とし繁昌に及へり。因茲、堂宇、庫裏等迄、此師の法徳にて造營調ひ、其後洪鐘鑄られ、鐘樓なりぬ。又觀音寶前に懸れる古金襴の戸帳あり。和物にあらず、唐物とみゆ。いかなる佛徳にや、是も宥師の法徳にて此寺の什物とはなれり。又阿彌陀佛を安置せる別廬あり。是は不思議の因縁あり。ある佛工の目利に、此は京都に名高き九尊の彌陀の一躰なりとぞ申せしとぞ。其言曰、いつの比にや、此尊像事なく一躰失せ給ひけるふしぎさよ、此尊像世に名高き名像にてまします故、住侶大切の思ひに御厨司の前後上下を鐵網にて圍ひ、事大造の模様を竊盜などの盗み出すべき事、中々ならぬ容躰、深密の佛前なりしが、いつとなく一佛躰忽に失せ給ひぬ。住僧驚き佛壇(壇)の躰、其廻りを心付け見けれ共破り損ひし處もみへず、去りとも盗み出せしとも見へず、ふしぎながらも其處此處と手筋を付て尋ね求ると言へども、一向に行衛しれず。せんなくト士にかけて佛意を伺ひしが、ト士、是は阿彌陀の悲願にて、衆生濟度の爲、出網ましゝて西に遷り給へりともみへたり。尋ね求ると云ふとも、得べからずと言へりしかは、夫より其儘にて九尊のみだど名高かりしが、今は八尊の彌陀となり給へりと言ひしとぞ。扱此靈像、當寺に納りしも、又ふしぎありしとぞ、其動靜を尋るに、當寺の住僧も九尊の彌陀の一躰とは聞傳へられしかど、是もいつの比、いつの月と記せる文もあらず、唯其事の傳へには、ある時廻國の僧の殊勝らしきか、おい來り、一夜の宿りを乞ひしかはとぞめぬ。其僧國々里々の靈地の物語りし、此彌陀の尊像を安置せばやとおもへども、此處に安んじ置き奉らばやと思ふ處もなし。普く靈地を求るに、此に來りて、しきりに安置し奉り度心きざせり。此近きわたりのけしきを見るに、勝れたる景色の地とはみへざれども、佛縁ふかくありうる處にや、安置したく思ふなりと、終宵かたりてふしにけり。翌朝住僧常の如く朝動してかへりみれば、廻國の僧とみへし人、かた

ちもなく、阿彌陀如來の一躰、美なる厨子に籠めて床に立給へり。扱、彼僧はいつくへ行しや一向にみへず、昨夜の詞を思ひ出れば、阿彌陀如來のおのつから當寺に影向し給へるなり。調度とみへしは此厨子なめりと、有難き彌増り、頓て觀音堂に請し入れ奉り、朝暮信念し、後此事、人に語りければ、むかし觀音影向の如く、人まいりつどひけり。其後前に言へる一佛師來りて、是は九尊の彌陀なりと、京都の次第を語りけり。そも此九尊の彌陀は、高祖大師の高弟眞雅僧正の御直作にて、此九尊の外になしと聞へて、彌信感を催ふしけり。

于茲、當寺の住職 高祖大師千歳の御忌も近ければ、一小宇を造營して高祖堂とし、法恩に備へんと兼て心懸られし折から、去々文政十年亥四月十七日夜、不圖武倍山麓の里々に八十八所の本尊大師影向ましゝける。當寺の境内へも一所影向ましませし、本尊阿彌陀如來なり。前度影向ありし阿彌陀佛は眞雅僧正の御作なるに、僧正、去歲、法光大師と 勅諭あり、彼是宗法繁榮の萌なりと頻りに高祖堂造營の志起り、阿彌陀、大師を安置せんと有信の人々に募り、去子の冬より造營に取かゝられぬ。此事また余(著者の自稱)か數年集めし西備名區を改書して吉備津宮へ納め置んと書寫に取懸りし折から、此事ありければ、本村の部を寫せし筆の序に加補せし處なり。恐惶々々。

弘法大師の像を安置す。厨子共に光成右馬介寄附。

按に。是、福田寺にありし物ならん。

堂前の石階は馬屋原氏より作り、同石燈籠、十王堂は竹安氏寄附す。

清水山、西教寺 眞宗、光照寺末寺

其先は向永谷村金藏坊末庵なりしと云ふ。金藏坊東派となるの時、光照寺末寺となる。金藏坊も今は西派に歸せり。

向永谷村村に萩原氏なる者あり。此家の祖、關東に住せし事あり。其因にて關東に在し時、懇志の家柄なる人廻國して尋ね來り、萩原氏に足を止め、年月を経て福田へ一庵を結び住めり。其比萩原氏金藏坊檀家たりし故、此回國の人も金藏坊に得度して此地に住めり。其後此小庵、何れより繼きしや、自然と寺となりぬ、金藏坊東派となりし時、かの檀家多く此寺の檀家となりしと云ふ、誠にやしらす。

清水山、觀音堂

岡田掃部介信次建立す。其先信次石州に住す。よつて石州菩提所の清水山觀音を此に移す。よつて此堂内に信次位牌あり。其牌面に

正覺院關屋無門居士

嘉慶元年卯十月五日

西備名區卷四十九 畢

西備名區卷之五十

葦田郡 二

上 有 地	村	下 有 地	相 方
柞 磨		栗 柄	土 生

上 有 地 村

租高、二千四百石（廣島縣史、六郡志、千七百二十七石三斗六升七合）

右は上下有地、相方三邨一圓之歲額、水野侯の時三邨となる。元有地村一村なりし。

千十八石八斗三升五合（廣島縣史、千十八石一斗五合。六郡志、千十八石八斗一升五合）
千十八石四斗四合

産社、良神社

右、三村一圓の土生神。在上下有地村。

同 國司神社

傳云。此國司大明神と申は、往昔 天武天皇の御宇、石川王と申人、吉備太宰と云官にて、本州の國司として路後の府にまし／＼て、國民を憐み給ひ、しば／＼惠政行はれ、有かたき事になん思ひて、いつ迄も此君、治めさせ給へかしと祈りけれ共、限りある任をぞなげきける。然るに 天皇の八年己丑の秋（日本書紀、三月己丑）とや、府中の御館において薨しさせ給ひしかは、國民父母に別れし思ひより、猶深く歎き悲しめども甲斐なく、せめてはと府の東の片山里に祠を建て、國司の社と齋き祭りしとぞ。今こくしをくにしと唱ふるは、郷人の詞のなまれるなり。

八大龍王社

若一皇子社

天神社

福路地神社

此社は、有地美作守隆信勸請すと云ふ。此外、小祠共に十七坐。

國竹城

一本作國武

有地石見守清元 品治郡宮内村龜壽山今は城主宮下野守元信の末子或は兄弟不和の事起り、宮城を退き有地大谷山米迫と云ふ處に小城を構へ住し、後此處に移り、又鳥の奥一作に小城を構へ移り住み、宮領の内、有地、柞磨を押領し、毛利家に通して大内家の籓下となる。天文三年、毛利元就朝臣藝州を手に属け、備後に打入、二月八尾城に陣して宮入道と攻戦十月に及び宮城降る。清元毛利侯の手にしたがひ軍功あり。

同 美作守元盛

清元の孫、初め鳥の奥にあり。後此處に移り、天正のはしめ下有地市迫に移れり。

孝子、庄助

孝子、與太郎

右二子者兄弟也、本村の孝子也。梅宇先生の傳云。

備後國福山管内、葦田郡上有地村、有彌兵衛者、有男子二人、長曰庄助、年三十二、次曰與太郎、歲二十六、二子平生甚孝、父母、唯命是從、一無違忤、彌兵衛自癸卯臘月、臥病有在、日就衰耗、一步不能致、二子憂之、相謂曰、大人齒超耳順、病且衰頹、然家本貧窶、薄田三石、舉充租稅、更無餘贏可供甘旨、針藥無方、藜藿是具、何有補元起痼之理、若進米飯、則疾病有少愈乎、因就隣保或親故、借少許米、炊進之者數日、彌兵衛謂二子曰、汝等憂吾之衰病、日々假貸、使喫米飯、其志可荷、就(然)半菽之食、是農家之常、三時不怠、人猶且困、吾猶疾涉、年不能把耒耜、徒食米飯、則天威咫尺、禍崇不測、且汝等日々假貸之負、何日償之、納租之時、歲々有不足之憂、欲償其負、則復益迫、自今勿再進、二子恐佛其意、不強進、然不借則不能進、借則違親之意、百計無策、偶聞沼隈郡新庄山、樵薪備人、輸松永浦、相與到其許、負薪以充其雇直、買米及小魚、以進、既數日、彌兵衛知其狀、謂二子曰、播厥之始一日已荒、則不能見翼之盛、何有方見之成、汝等日々往松永浦、而田事荒廢、其本業、自今務服田畝、勿以爲念也。二子徐答曰、一日之間、朝昏力作、則其功奚輸衆人、雖晝間往松永浦、而何妨之有、彌兵衛不肯聽。二子恐唐突其意、後數日、二子復竊輸薪復買米、炊而進、彌兵衛對飯涕泣、爲(不)能下筯、近

隣有喜右衛門者、忽爾偶來、見其對飯涕泣、而問其故、彌兵衛答曰、更無他故、二子事吾之篤、不覺淚下、具陳其顛末。喜右衛門亦相與感泣而歸、到庄屋、本邦差邑之善、宿、堪、幹、事、與八郎家、僕(縷)陳其狀。與八郎感其至情、呼彌兵衛、保長、同保中之長、頭。忠右衛門、同保惣三郎、問曰、頃聞當村彌兵衛者、二子、甚與父母不諧、然而(乎)、二人答曰、是何人之說、而過聽乎、彌兵衛二子平生至孝、無一言與父母忤、長子有妻、當年產一子、其妻亦執婦道、事舅姑最謹、且彌兵衛臥病涉年、其飲食供奉委曲盡心、一々陳其事、與八郎謂二人曰、嚮彌兵衛近隣人、既來告其狀、然非汝等之言、則難認實、故問、向說我(我)說(我)二子與父母不諧者設辭也、汝等之言與向告來者之言、如合符節、嗚呼純孝之人、一鄉無異辭者、希有之人也、屬忠右衛門曰、卒(率)彌兵衛二子來、面聞其事、且褒稱之也、忠右衛門到彌兵衛家、謂二子曰、庄屋殿有命、宜(共)到宅、二子曰、吾儕下流賤農、未嘗到庄屋、將何事見召矣(乎)、若知其狀、竊見告、忠右衛門曰、汝等孝父母(之)事、傳播邑中、想欲褒稱乎、二子曰、子之事父母、當然之事、何足被褒稱、大爺善爲辭、忠右衛門諭曰、不(到)庄屋宅、則或有呵責、二子不得已、(與)忠右衛門共到、與八郎出見二子、問其孝親之狀、二子一々具陳、且謂曰、家本貧窶、使親不得甘旨之養、一大不孝也、進少許米飯、以養其衰病、何見褒賞之有、其言真率無少辭避、與八郎謂二子曰、汝等一邑之模楷、益勵其行、勿怠勿荒、負薪之事、父之所戒有、理、吾與少許米、以是餌、乃與精米一斗、二子拜謝、齎歸示父母、父母怡悅、舉邑感稱、頃達于吾侯之聽、乃召二子、賜米數俵、以旌其純孝、賞庄屋與八郎、素履篤實、與善之厚因(周)給之勤、賜黃金數片云。

溢月山、正滿寺

真宗、大東坊末寺

備後國葦田郡下有地村正滿寺洪鐘銘

- 鐘之爲體 兩藥九乳 宮商諧兮 兼徵含羽
- 寶杵高懸 以擊以拊 一聲放兮 鳥獸樂舞
- 鬼散幽愁 獄啓深戶 休徵匪小 郊田旒々
- 寬保元年五月二十五日 獲黍與梁 供佛奉祖 猗歟群生 入蓮華聚
- 正崇法霖銘

右銘者法霖者、雜賀氏、紀州關戸人也。師於桃溪二子皆西本願寺能化也。妙照寺廢跡

法花宗にて有地家菩提所たりしが、天正年中、有地元盛、雲州へ所替にて寺退轉せり。清元、隆信等の墓ありしか、今は下有地村本安寺に引移して、其跡の地名となる。

下有地村

租高、七百八十七石七斗三升一合
八百三石四斗三升七合

産社、良神社

上下有地、相方の産社なり。天正年中、有地美作守隆信、勸請造營す。能宗氏を以て神主とせり。今は小田氏支配たり。小田氏は元吉備津宮神官にて、宮内三太夫の一人にして吉備津宮神事に與り、十四郡より初穂を納り、元本州一圓の注連頭として、世系家譜に連綿たり。神務繁茂にして一人の勤務にては行届き難き故に、藝藩封内は其處々に小注連頭を立て分けて支配を免し、福藩封中も又數に分けて掌せしめ、今領する處、神石郡、甲努郡、芦田郡、品治郡、沼隈郡、安那郡等の内、所々にあり。且、世系大意左の如し。

卷始

大同七(元)年丙戌五月十八日、始置六道觀察使、至平城天皇丁亥三月十八日一相續圓護。

其系 嵯峨天皇より起り世系連綿として今に至れり。水野日向守勝成朝臣、宮内邑吉備津宮造營選官に小田又左衛門太夫道末と云ふ人を社家頭として、坐列第一に 仰付られしより、其子薩摩守通正、元祿年中吉田官となり、其子主殿頭秀信、寶永三年乙酉(乙酉は二年、三年は丙戌)八月二十六日任五位下、其子筑前守某從五位下、其子甲斐守某尋て從五位下たり。

松山八幡宮 有地隆信勸請造營し、神主は甲斐氏。

岩神社 天滿天神社 辨才天社 此外、小祠共に三十八坐。

大谷山、米迫城
有地石見守清元

宮城を出て初め此處に居を下す。然處妖怪ありて人多く失ける故、國竹に城を移すと云。

同 次郎左衛門尉景宗

清元に從つて宮城を出、俱に此處に來り、清元居を移すの跡に止りて妖怪を鎮め、永く居住す。

上山城

南三河守

一本古城記に出つ。然れ共、其傳さたかならされ共舉之。或は清元、有地に移られしより以前暫く此にあり共云ふ、又天正二年、備中松山切崩の時、攻手にあり、此人なるへしと。

殿奥城 一作鳥奥

有地石見守清元

天文年中、國竹より城を遷すと云。

同 美作守隆信

清元嫡男。一本古城記に民部丞隆信、弘治年中住居と云。

弘治元年、福田遠江守と不和に及び、數戰の後、山手の城主杉原播磨守と謀て、俄山にて討果し、城を乗取福田領を合せ領す。其地は中須、戸手、近田、大橋、向永谷、福田、有地等也。又柞磨に檜崎某と言ふ者あり。隆信又是を攻て城を奪ひ、永祿五年十月、毛利侯に從ひて雲州嶋根郡に打入、軍功あり。其後隆元朝臣の手に從ひ、初め清信と名乗りしを改めて隆信と名乗と云ふ。有地又左衛門

隆信舍弟。文祿元年、朝鮮征伐に從ひ、釜山浦にて討死せり。

同 九右衛門盛信

隆信舍弟なり。隆信神石郡に打入り、階見、高蓋を切取、高蓋に砦を構へ住ましむ。天正年中、太閤秀吉公、徳川公と予楯の時、毛利家勢州に出陣あり。阿野津城を攻め給ふ時、先登して討死せり。

同 八助

隆信末弟なり。文祿、朝鮮征伐に釜山浦にて討死せり。

同 民部少輔元盛

隆信嫡男

一作美作守

一本古城記に。吉川元春より一字を賜はり、吉川の手に入す。

又、毛利輝元卿より一字を賜はる。

栗柄村に徳毛監物と云者、尼子に属して近郷を従へんとす。元盛一夜討して追落し、栗柄村を領す。

天正のはしめ、太閤秀吉公、未筑前守たりし時、中國探題に補せられ播州に打入、上月城に尼子の殘徒を籠む。毛利家出陣あり

て、攻圍る、秀吉救之、高倉山に陣し毛利家に對す。其籠熊見川に不意の軍起つて大戦となる。秀吉の勢、頻りに打て下り支へ

戦ふ。時に元盛一番に敵陣に割て入り、秀吉と直に鏖を合す。次、杉原播磨守盛重續きしかは、秀吉叶はず引退く。吉川勢一手

になり頻りにすゝんで秀吉を書寫山に追ひ込んだり。

又云。天正中、小早川隆景卿の手に属し、備前合戦に羽柴秀吉と鏖を合す。秀吉叶はずして引退く。

又備前峰濱麥飯山に城を築きて、浮田か背るを押へとして保井田伊豫守を大將として守禦す。有地元盛是に副たり。浮田と對陣

して、しばし戦ふ。此時子息惠介後左平内、無双の功あり。元盛、直家が養子浮田與太郎基家が此城を乗取らんと寄來

るを出迎へて戦ひて基家と組合、落重てもみ合ふ處に、元盛が從弟有地大炊落合ひて、首は大炊が手に獲たり。

又云。麥飯山の砦を穂井田伊豫守大將にて、有地美作守古志清左衛門尉、村上河内守、植木備中守等と守つて宇喜田基家を討取と。

備中府志、出部村城の條に。天正三年兒嶋合戦に大橋左門、水川與惣左衛門兩勇の手にて、宇喜田基家を討取と香川家の軍記

に顯然たりとあり。然るに相方山に基家首塚と云ふあり。元盛、相方城へ移りし比なりとみゆ。前説と異なれば並へ書して後

考をまつ。

天正中、將軍足利義昭公、鞆津に御動坐の頃、大坂本願寺より兵糧を乞により、毛利家より三嶋警固に命せられ、兵糧十萬石

を數百艘に積みて軍士數千人をして送り遣はさる。此軍事上の傳に委しく記す。時に元盛、將軍の軍使として難波の沖にて織田勢を破り、大船

を乗り取、恙なく兵糧を石山城に運ひ入る。

天正中、古志清左衛門尉豐長謀叛の聞へあり、よつて藝州吉田へ召れ、有地元盛、井上春忠に命せられ、酒宴の席にて元盛誅

之或は春忠。豐長身の長七尺二寸、力量普通にこへたり、首討落されなから立上り、大太刀拔放せしと云ふ。

一に云。元盛の臣有地式部、能嶋治部、兩人は弓の上手にてありしかは、毛利家に召れて賞金賜はりしよし、其時に輝元卿、兩人の中一人所望あり度との御事なりしに、小早川隆景卿申されけるは、有地元盛、毎度の合戦に比類なき高名いたし候も箇様の侍多く扶持し居候故に候。元盛に居侍候へば、全御内に居候も同し事に候間、元盛に御かへし然るべき様申されけるにより、然らば元盛別して目をかけ遣はし候様にと申付らると云ふ。

又一説に。輝元卿より十二箇國の軍大將仰付られしと云。

按に。既に山陰山陽は吉川、小早川の兩將、軍士を司り給ふ、其上に毛利家において何ぞ十二箇國の軍將あらんや。元盛の身上何ぞ兩川侯の上に立へき。

元盛所帶の太刀三條小鍛冶宗近三尺三寸、鏑同作、刀小原實盛二尺七寸、差副、郷義弘一尺八寸と云。

天正のはしめ、元盛、相方山へ城を遷さる。

此城 鳥奥の麓に隆信の舍弟九右衛門、又左衛門、八助井家臣能宗氏、久良氏等の屋鋪の跡あり。

有地美作守正盛

元盛の嫡男。後、相方山城に移る。

同 左京亮

同 次男。播州の合戦に出たり。

同 右近允

同 男。播州合戦に出たり。

同 三九郎

有地家の子孫、何れの別れなるをしらす。水野家へ勤仕して祿三百石を賜はり物頭たり。

城山の麓に馬場の跡あり、長三十間、横八間あり。有地調馬場と言へり。

森信屋鋪

有地九右衛門盛信が屋鋪と云。

出宿

有地元盛の別業の跡と云。

御屋鋪

元盛、相方山へ移りし後、此處に下屋鋪ありしとて下の御屋鋪と字す。

大谷丸の平城

有地美作守隆信

鳥の奥の出城として住せしと云。

同 次郎左衛門尉景信

隆信に代つて此城主となると云。

市迫城

有地美作守元盛

一本古城記に。弘治年中、福田治部少輔を討て此に移り住と云。

寶珠山、本安寺 本能寺 本興寺 兩末寺

開基、本住院日領大徳、享(享)祿三年三月十三日寂す。有地氏菩提所妙照寺の墓を當寺に移す。其墓石櫛の内に小塔あり、其中に銘して曰。

理法院殿青心日覺

大永三年五月五日(六郡志、福山志料、二年五月九日)

按に。此は、清元以前の人ならん。

寶珠院殿蓮心日珠(六郡志、福山志料とも、寶林院)

本覺院殿妙心日光

蓮成院殿常安日意

相方村

租高、二百四十六石三斗八升一合

二百六十四石五斗六升一合

小祠、潮崎神社

潮崎神社は潮首と云ふ處に、築上けたる如き丘にあり。或云、潮首は潮汲にて古へ穴の海の比、此邊り迄、潮満來りし比、汐をくみし處なり。

改寫増加一條

文政十年丁亥の春、潮崎神社の古祠を後の方の丘にあげて新にせんと村の産子よりつとひ、地をならしけるに、其丘に老小松樹五幹……斯の如くうへたる様にて、いと古くかせたるあり。是を穿ち捨て地をならしけるに、自然石の長五尺ばかり、横三尺餘もある岩あり、是をかへしみれば、下は石擲なり。割まゝの石を石灰にて詰めたり。其中に石を置き、石の上に差渡し八九寸の圓鏡あり。又其上に石を置き、是も四方を石灰にて詰めたり。其鏡、表は明鏡にて、裏に日月天王と銘ありて、天冠に天の羽衣と云ふ如き装束の御影像一體、脇に冠に同じ装束の御影四體、都而五つの御靈有り。其廻りは縁の如にして、眞龍廻れり。其彫刻、かの天冠装束は云ふも更なり、龍鱗に至るまで、其細工のあさやかなる事、更に凡物とはみへず、古代の物とこそみゆれ。神武皇帝を祭りて潮崎大明神と稱すれば、古代 帝王の御陵にてはあるまじきや、其處もまた小祠の上に築上けたる如く、塚の様のみへし。五本の松のいと古ひたるは塚のしるしなりつらん。いかにしても日月天王とあれば凡人の塚にはあらじ。其圓鏡、初め取出せし時は明鏡たりしが、御役所の見に入れしが、御上には潮崎の神靈たるへしとて御下けありしとぞ。彼是日を経るうち、曇りて眞黒になれり。裏は古金の色とみへたり。是は人手に穢れて神御魂離去し給ひしなるべし。按るに、日月天王の文字ありと言へば、人皇初代の物にはあらじ。漢字我 朝に弘まりし後の事なるべし。千葉家に日月の紋を用れば、若くは千葉の先祖を祭りしにはあらずやと云ふ人あれど、日月ばかりなればこそ、左もありなかと云ふべけれども、天王と云ふ文字あれば、夫とも言ひがたし。日月天王は 天照皇太神、月夜見尊、素盞鳴尊にあらずや、されば此三神を祭りたる、潮崎大明神の御陵とは言ふべけれ。近き比、雲州今市の何某寺に境内の山を地ならして、堂宇を建んと丘を掘りけるに巖窟あり。横へ入る事二間ばかりにして、脇より透穴のありて巖窟の内明らかにみへし。其廣き事、方二三間もありつる眞中に、石の唐櫃の如きありて、金の杵一雙、明珠數々ありしかは、扱は神の御陵ならんと祭りをなして、其杵と珠をばかの寺の寶物として納めしと、出雲人の言へりけり。余いまだ其神物を拜せざれば委しき事はしらす、是は神代の事にて、素盞鳴尊歟、又は大己貴命かの御陵にてあり

つへし。斯ある古物に銘なきは太古の事と思はるゝ、此は明鏡に文字あれば、王代の事なるべし。龍は天子の御璽ならでは有まじければ、龍の圖に 天王の文字は武家の用る處に非ず。皇帝親王の御璽とするに近かるべしと思へども、愚蒙の身に於て其事に據の慥なる證をも考へ得ざれば、思ふくさく書つゞけぬ。後賢よく考みて、日月天王の據のさとしを示し給はゞ幸ひ甚しからん。さりとも武家の墓碑ならば、是此を作れる人の誇れるなり。

良神社

天瀧天神社

此外、小祠共に十二坐。

佐賀田山城

有地民部少輔元盛

當城は元盛開築して、有地島奥城より此に移れり。比は天正のはしめと云ふなり。

傳へ云。元盛當城にあつて尼子旗下に從ふ、然るを神邊城主杉原播磨守盛重、毛利家に屬し尼子を離れて毛利家に從かはん事をすむ、元盛是をいれず、故に當城を攻る事數度に及ぶ。或時杉原、龜壽山の麓に陣しければ、此處を軍の端と云は、毛利侯宮城を攻有地、此處に遊戰す。杉原敗して退き、後又謀つて大軍、神邊より二手にわかれ向ふ躰をなす。其行粧、大竹に炬火多くつけ、二人して持之、數百本、城上より是をみるに、先手、坊寺、近田に至れども後陣いまだ神邊を離れず、大軍量りがたし。城堅固なりと云へども當るべからずと、杉原が陣へ使者を以て毛利家へ吹擧を頼みければ、杉原是を諾して、毛利侯へ達して旗下となる。

按に。有地は祖父清元より毛利侯に從ひ、一も違忤なし。杉原は忠興晩年より毛利家に從ひ、盛重も尋て從屬し、軍功諸士の上立り。有地尼子方とは里諺の誤りなるべし。若くは有地、杉原私の戰ひなど有しかはしらす、いふかしかれ共、普く人の傳ふ事なれば、記して後考に備ふ。

或説に云。天正七年三月、浮田和泉守直家逆心によつて、同苗與太郎忠家（陰德太平記には基家とある）を備前蜂濱の城に籠めて、義昭將軍討滅すべき謀を廻らす。小早川隆景三萬餘騎にて是を攻む。浮田直家、羽柴秀吉四萬餘騎を以て對陣す。時に城中に相圖して浮田直家、羽柴秀吉南北にわかれ、忠家城中より打て出、三方より小早川の陣へ押寄せ攻め戰ふ。時に小早川の陣より有地美作守元盛驅出、大將を向け一文字に突て入り、羽柴秀吉に鎧を合せ、秀吉叶はず引退く。古志兵部少輔興忠は城主浮田與太郎忠家と鎧を合せ、鎧下に首を取て差上る。因茲秀吉、浮田兩陣大にみたれば、直家此を見て、敵は大将を目懸る軍なりと秀吉をいさめ、八幡山に引あげ、終に敗軍に及ぶと云ふ。高名記。

天正年中、太閤秀吉公より諸國山城御停止によつて、各下城す。時に有地、佐賀田山をひらき、品治郡宮内に居住す。其後雲州へ所替し、吉川の手に屬し船手の將となる。

有地氏家士

- 有地右衛門(門)太夫 同 玄番允 同 九郎次郎 同 大炊介 同 式部 同 内藏太輔 同 次郎左衛門
- 同 右近太夫 同 民部 村上内藏太夫 的庭三四郎 蓮花七郎右衛門
- 平田治兵衛元信此人御調郡本庄村越前守重義末流 足名新介 能嶋治部 山根氏 下江氏
- 同 客居の士
- 平田孫七郎

父は豊前守、元雲州平田住士、古志新庄に移りし時、從ひ來り、古志滅亡の後、有地家に偶居す。其子孫七郎、有地雲州へ移るの時、止つて戸手村に住居せり。

江草氏は元粟根に住居の士にして、有地の舅氏たり。後此家に寄偶して有地村に住す。

後藤修理進は、元御調郡栗原の士也、有地家に偶居す。本は栗原氏なりしよし、後藤は舅氏の姓と云。栗原其先は千葉氏なり。千葉豊後入道直翁と云ふ者、栗原村に住居して栗原を以て稱とす。平姓なり。朝鮮征伐起りし比、加藤主計頭清正、朝鮮出陣の節、修理進の諸子を召さる。其書翰、嫡流の家に傳ふ。

一本古城記に。相方山城主馬屋原監物、有地元盛臣と見へたり。監物は天文のはしめ、毛利家宮城を攻め給へる時、宮に加勢したる深津郡坂田村の士なり。神邊城主杉原の與力となりしなり、元盛の時の人にあらず。願にサカダ、サガタの傳聞の誤りにて、此に記せしにや。當城は元盛始築にて間もなく退城にて、馬屋原監物城主たる由なし。

高橋氏は、宮内吉備津宮の伶人にて、其先は武内宿禰の後裔にして品治姓なり。樂譜家に傳ふ。吉備津宮式日の神事、三方御祈禱に樂を奏す。高橋氏はを掌れり。其中に無言の舞と云あり。舞樂の事、宮内にくわし。若其家に障りあれば主人、外人に傳授して舞はしむ。

樂譜に陵王と云物一卷、囀歌と云ふ物一卷、神樂歌の譜一卷を傳ふ。陵王の樂譜は巻尾に狛真葛と云ふ人より品治兼方と云人に傳へたる由を書し跋あり。囀歌の巻尾には弘安三年二月二十九日と書す。神樂歌は首尾摺れ破れ、何時比の物ともしれず。吉備津宮内陣將仁坊深英子の云、先年高橋氏此譜を以て都に上り、並河先生に視す。並河是を或公卿何某君の見に入れしに、是は殊に稀なるものなりと仰ありし由、並河此趣きを書狀に認めかへす。其時、真葛は如何なる人にやと問ひしに、真葛は樂所補任に、

正嘉元年後深草院の十一年に當る。任左近將監、同日春日御幸に陪從の人なりと言ひしと語られき。此樂譜を寛政年中奥州白川侯の人、諸國舊記を尋ね廻られし時、吉備津宮に參詣あり。此譜を寫して侯に奉られしとなん。字喜田基家首塚

有地民部少輔元盛、備前合戦に宇喜田與太郎基家を討取、首を取かへり此に祭ると云。

土人言。此首塚何處にありしや分明ならざりしが、近き比、朝川筋、川除普請に觀音寺山の石を穿(ち)用ゆ。其時、石厓の下に瓶あり。中に頭并太刀ありし。是基家の首塚なりしならん。

坂田與一右衛門

右は、水野侯没落の浪士。

旭(唱)山、本泉寺

法花宗本能寺本興寺兩末寺

開基、先藏院日繼大德。天正十五年正月五日(六郡志、福山志料とも十年正月十五日)迂化。其先眞言宗なりしが、有地元盛此に移つてより法花となり別業の如くす。此故に大手の築地に矢狹間十二箇所穿たり。今は古例を失はざるのみにて七つひらきたり又後の山の半腹に五輪石塔多ふし。是眞言宗たりし證なり。

觀音寺廢跡觀音堂

元眞言宗にて觀音寺と言ひし寺地なり。後、新市に寺を遷して姥山本住寺と號し法花宗とす。故、其跡に眞言寺たりし時の本尊觀音を残して小堂を建て其跡を残し、今に本住寺より支配せり。

柞磨村

租高、四百六十二石五斗九升三合(度島縣史、六郡志、四百六十二石五斗九升)

四百八十九石四斗九升一合

四百六十四石二斗九升二合

産社、江原八幡宮

玉壁八幡宮

二宮大神宮

長神社

天神社

地神社

此外、小祠共に二十一坐。

入船山城

一本古城記。城主柞磨殿。

大和兵庫介

康正二年造内裡段錢國役割附に。

壹貫文六月朔日、大和兵庫介殿 備後國柞

五月廿日定戸村段錢

按に。戸は戸の誤りにて、柞磨殿は此人なるへし。

燧か城

一、上山城

檜崎某

一本に。有地隆信の爲に没落す。

南 三河守景久

軍記に備後人とす。向嶋にも居住のよしあり、有地にもあり。

有地右衛門太夫

一本。有地隆信、檜崎を追落して、右衛門太夫を籠置と云ふ。

滑山城

下井石見守

年紀分明ならず。

高橋丹後守

天文年中、有地美作守と戦ひ没落す。

柞磨の清水

露心居士道の記に

たらまの清水むすひよりにて行く人、かくすとなん聞侍りて

足曳の、たらまの山路、行きかては(にか)、稻田の清水、くまぬ日そなき。
どつ、けしもおかし。行くもかへりみれば、すそ野にはなてるうしの、おふくむれたる端山のわたり、立残すきり間に、露ちりし馬草かりとて、わらはのこへかはすもあはれなり。
此次の文、新庄のけしきなり。かし(こ)にしるして、此に略しぬ。

栗柄村

租高、千八百石三斗七升(廣島縣史、六郡志、千七百七石三斗一升二合)
千十七石八斗六升(廣島縣史、六郡志、千十七石五斗六升)
千四十四石五升

鳴谷村

枝村なり。租高右の内にあり。

産社、南宮神社

本庄中須、高木、府川、土生の土生神也。

是、此近村古府の跡にして、其先、國司府に居まして祭典し給ふ。國府の鎮府たる故なり。祭神左の如し。

大倭根日子賦斗邇命

孝靈天皇の御諱なり。御神號古事紀(記)による。

伊邪那岐神

伊邪那美神

金山毘古命(古事記は神)

右四坐、本殿正坐に並坐。

多紀理毘賣命

多岐津(古事記は都)比賣命

市寸嶋比賣命

大屋津比賣命

抓津比賣命

右五坐は、古へ左の別宮の祭神、今は本殿の左の脇坐に並坐。

速玉男命

事解男命

意都加牟都美人命

猿田彦命 一本、伎(岐)神

右四坐、古、左右の別宮の神、今は本殿の内、右の脇坐に並坐。

良神 異神

右二坐、本殿の内に坐す。

右正殿の外は、古へ左右の別宮、二所の神は其先、當宮左右に俱に九尺四面ありしか、中古破壊に及び、應永六年再營の時、本殿一社となり、左右の祭神俱に本殿に一緒に祭る。慶長年中造營ありしが、應永の例により一社に祭る。其左右の社跡今に存せり。

諸國一宮記。濃州南宮大明神、祭神は金山彦命云々。
神社啓蒙曰、社家註記云、南宮者、金山彦命而火神也、非_ニ金神。司_ニ離火南方、故名_ニ南宮、抑南宮者、陽神而居_ニ南方、文武兼備故國家崇貴敍_ニ正一位勳_ニ一等、就_ニ中天武朱雀朝、施_ニ功于我邦云々。按、一社相承如_レ此乎、然奉_レ備_ニ天覽_ニ國史皆爲_ニ金山彦、且風土記金山彦神云々。

按に。此等の記による時は金山彦命正殿正坐たるべし。二柱 孝靈天皇は合坐の神なり。或は當社 孝靈天皇、吉備津彦命と云説あり。是は古府中記吉備津宮畧縁記に吉備津宮、芦田郡用土にありと云説により誤り言へるなるへし。

南宮口碑纂記畧
于_レ爰當社南宮大明神者、(號)正一位勳_ニ二等金山彦太神、是則伊弉諾伊弉册尊、彦火之神時生神也。然金山彦命號_ニ南宮_ニ者、依_ニ南方火德陽神_ニ矣、垂_ニ於此地跡_ニ當初_ニ傳謂_ニ平城天皇之御宇、美濃邑人流浪而來、留_ニ當國府中_ニ、積_ニ於年月_ニ、終成_ニ富祐家_ニ、然自_ニ天武天皇白鳳之初、美濃國不破郡府中祭_ニ此神_ニ、後移_ニ于南中山_ニ、自_レ然以後、産_ニ于美濃國_ニ者爲_ニ氏之神_ニ、故更轉_ニ於此地_ニ、而移祭、

于時大同二年丁亥也、其時謂府中、今府川高木中須用土僧殿栗柄也。是都而末社所々散在、貴船之神社當南古城、大津和氣神社當東市平、牛頭天王鎮座僧、加美奈美神社在尾松、大尾明神東北門七社以上。經藏、鐘樓堂、神寶之數不遑、翰墨、松尾、平井、土呂毛、三苗(箇)所凡在五十餘町神田、雖然時變世轉、保元平治之亂、神寶舊記悉散失、就中人皇百一代、後小松院應永六年己卯營建之云々。此時纔本社已而、其後當國大守御調郡木梨城主相原又太郎殿、被寄附四十二貫地、至慶長之初、國主福嶋正則沒却社領矣、陵廢究此矣。元和五年六月、正則被配流于信州、同年八月、水野日向守勝成爲當國主、日、土呂毛神田、高八斗(福山志料)、被寄進之、到正德之今、寛文九己酉歲、豐田元義三谷氏等營建之、鳥居延寶六戊午歲造之、隨神門、釋迦堂、貞亨四丁卯建之、鐘鑄寶永六己丑歲造之畢云々。
杉原氏寄附之料

神田免、御供田免、宮地免、膳部免、供藏免、的免、鷹免、太鼓免、笛免、胡麻免、此等の田地、今悉く其地の小字となれるのみなり。

一説に云。當社は吉備津宮に等しき大社にて、昔は一宮、南宮、眞宮とて、國中三社の大社なりしに、今本殿一社のみ。今其本殿祭神の御璽の外に、男女の木像十四軀あり、いかなる人の像ともしれず。或人の言、國司此府に逝去ありし像ならんと言へどもさだかならず。其外、佛經若干あり。斯ある大社なりし故、むかしは神官社僧も多くして、月々の神事ありしと見へたり。近曾迄、毎月大般若轉讀會もありし。今に月の十三日には、其例によりて參詣も多し。祭りは九月二十九日なり。

奉納大般若經六百軸

南宮大明神御寶前

願主相國寺沙門中高

此外連名多し

應永二十九年壬寅十二月廿三日(校訂者曰。福山志料には十月とあるも余の實見によれば正に『應永廿九壬寅年十二月廿三日』とある)

右隨神門は慶安年中破壊し、古隼人神璽も本殿にあり。此外、經藏の跡、本地堂の跡等あり。

神池あり、此に弁才天の社あり。

孝靈天皇御廟

神宮寺山の墓所に、寶篋院塔の年久しきあり、是なりと云。

按に。是は 天皇の御廟と言ひかたし、世に此塔を營むは佛法弘まりし後なり。此 帝の朝には、いまた其名も聞へざりしと覺ゆ。

同 御陵

神宮(寺)山の後、南宮社の北の丘を云ふ。天皇の御陵は古事紀(記)傳に 御陵在片岡馬坂上云々。此に御陵のある事は、吉備津彥命、吉備に迂し祭り給ふ處なりと云へり。是又御廟と合せ考ふへし。

嚴嶋神社

南宮の南の丘にあり。

御門大明神社

御門か鼻と云ふ處にあり。神璽木像二牀居坐す。天皇井皇后の璽と申傳ふ、いつれも御束帶の御姿なり。

又一説に。南宮は吉備太宰石川王の祭り給ひし處なり。石川王、吉備の國司として 天武天皇八年三月に此處に薨し給へり。御門は 帝にて 天皇を祭り給へり、石川王を祭るなるへしと云ふ説あれども、此近きわたりに御廟あり御陵あり、是 天皇(を)祭るの證たるべし。猶考ふへしと云々。

又吉備津彥命の祭り給ふと言ふをも合せ考ふべし。

貴船神社

龍王神社

帶刀神社

森元神社(六郡志、福山志料、森本神社)

羽黒神社

大羽神社

十禪師社

田和神社

天神社

神戶神社

大尾神社

此外、小祠共に三十二坐。

天津神社

國府は此邑にありしと云ふ説あれども、年ふりて過にし古への事にて、何處とさたかならず。又そのはしめて、官吏の來りませし

もしれず、多くは吉備津彥命の吉備をしろし召れしこそ、國監のはしめなるへし。さらば府は其時に居館し給ひしこそ、後府とはなりしなるへし。此邑の國府の官署(署)たりし由は此君の 考妣の御廟、御陵、靈社、また國分寺屋鋪あり、南宮ありて、府の鎮守として此近きわたりの村里、土生神とするにより、此を國府の元と言へども、此處こそ官城會所の跡とさたかならぬにより、國司の任序は初卷にしるして後考をまつのみ。

南宮山後の城

加賀良八郎

居城由來、年紀分明ならず。

嘉山城

福田助三郎

一本古城記に。土庄村淵上城主、杉原と戦ひありて没落す。里人の言、于今櫓の臺跡あり、弓懸畑と云ふ。没落の年紀しれず。

板屋城 一土居城

徳毛監物基門

杉原伯耆守元康臣

又一本に。名字作徳重。八尾城没落の時、討死と。

徳毛監物基利

八尾城没落の時討死と云。

又一本に。天文年中没落。

大廉城 一作大角

大門右衛門佐

一本。苗字大廉とす。徳毛没落の後、移り住むと。

同 左(下)には右とあり(衛門尉(下)には承ともある)重門 一作門重

古蹟志尾路勝嶋氏に。宮原云、小早川隆景の臣、或は類子宮原彌三郎は天文二十一年三谿郡高杉城切崩しの時、右の腕を切られながら大に働きければ、諸勢一同に込み入り、終に落城せしとぞ。此時、隆景より彌三郎へ感狀を下されしよし。其後、彌三郎は栗柄村の城へ移る。其處に大門と云ふ地名あり、よつて大門右衛門尉と名乗られしとぞ。

又、大廉右衛門丞の内室は有地元盛の女にして、比類無き大力なり。右衛門丞、毛利家へ背く事ありて、吉田より討手向けられしに、右衛門丞の内室、左の臂に茶臼を居へ坐鋪を掃き居られけるを討手の者共是を見て、右衛門丞も父子定めて内に居らるべし。まつ、あの女一人計りでも中々百人かゝりても叶ふまじとて引き去りけるとぞ。右衛門尉も、とても毛利家へ背きては叶

僧中高

ふまじとて、九州の方へ落られしよし。重門は天正三年九月三日に出奔して豊後へ至り、大友家に仕ふと云へり。

京都相國寺の僧、當邑の産なるよし。何れの家より出たるはしらす。南宮社へ大般若經奉納も此縁なるよし。

研山 又、作三戸木は非なり

當邨西南の山嶺平廣にして凹なる所なり。國分寺鍛冶屋鋪の跡は此處に龍王の社あり、其上の山なり。

西山先生、研山を尋て府を過ぎ、芦田川のほとりにて詩を吟して曰。

戊申二月廿六日蘆田川上吟歩

橋約半籠楊柳烟。春風曳杖過晴川。研山畢竟求難得。碧玉灘頭歛帽眠。

國分寺屋鋪

同 鍛冶屋鋪

古刀銘盡

備後國吉(葦)田郡物之系圖

能間國分寺下上

○助國 号左京佐 能間下上 兼行 助國養子 從正和康永比者也

鎌倉守邦親王 御治代、正和中

同

兼安 兼行子 輕下上 兼安子

康永より至徳の間の者なり

兼安 兼行 輕下上 兼安子 此一類、銘横、至徳より 應永比者也

兼光 兼行弟 輕下 兼光弟子

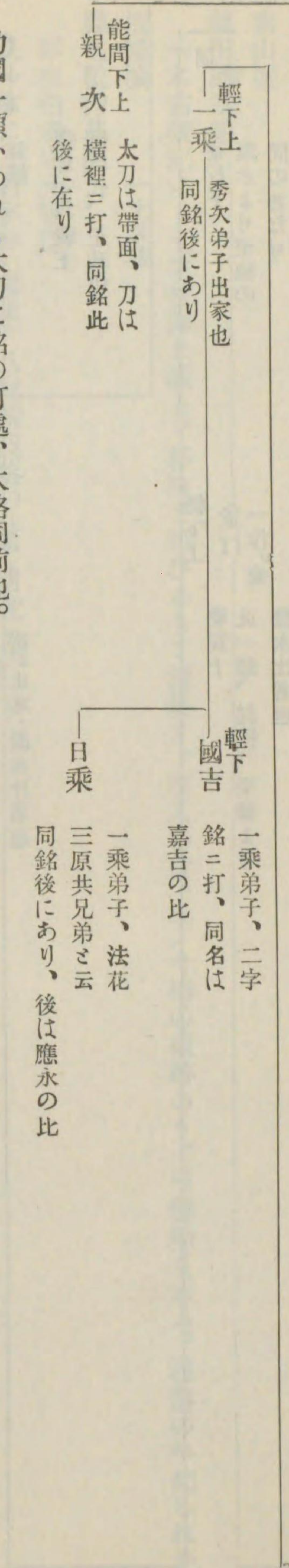
時代同 重俊 同銘近代にあり



能間下 助國弟子
行吉 時代同し

同下上 大刀は帶面、刀は差裏ニ打、同銘後にあり

秀次



助國一類いづれも太刀に銘の打處、大略同前也。

銘横。大槩は太刀共に目釘穴の下へ打なり。

此外一代物多し。其在所分明ならざる故、かりに次に記。何れ備後也、

○貞家 ○實貞 ○實光 ○國正 國分寺 ○兼吉 ○兼守 ○貞正 ○正近きなし ○督因

○正直 ○長光 ○延次

秘談云。後光嚴院御宇、長曆比、備後國住人。慶長八年迄二百四十七年云々。

私考云。長曆は後朱雀院年號、後光嚴院即位也(迄か)三百十五年也。後光嚴院年號は文和、康安、貞治。應安五年に後圓融院即位なり。蓋延文二年より其年に當るなり。

和名類聚抄に六郷の一也。當村鶴脇と云處のうしろなり。出口村に芦田嘉一^高と云處あり。一説是なりと云へとも、名應せず。

南中山、神宮寺 眞言宗、榮明寺末寺

清教山、西龍寺 眞言宗、榮明寺末寺

造營あり。其後遙に年經て寶徳二年庚午歲、土生村用土人、昌禪と云人再興す。元祿十一年七月、時の住職宥慶上人造營すと云。

土生村

租高、四百八十三石五斗六升九合(廣島縣史、六郡志、四百八十三石九斗二升八合)

三百七十五石八斗九升四合

四百十六石五斗四升六合

産社、清瀧神社 上森神社 八幡宮 宗湯神社 貴船神社 此外、小祠共に二十四坐。

淵上城 城地の下に朝川の流れ曲流す、因て大深淵となる故、斯云。

杉原又太郎信平 同 又次郎爲平 二子は兄弟なり。其傳、御調郡木梨村鷲尾城に委しくす。信平兄弟、元弘、建武の勳功によつて木梨の庄、其外芦田郡の内をも賜りしかは、此にも城をかまへて此邊を鎮すと云。

同 又四郎 貞和五年、將軍御兄弟御不和のはしめ、西國探題足利右兵衛佐直冬は直義方の人とて、高武藏守師直より將軍の命と稱し、討奉れと近國の御家人にふれ示せしかは、又四郎、同九月十三日、二百餘騎にて鞆津へ押寄せ、直冬朝臣を追落せしとそ。

杉原又四郎利孝 寛正年中、足利家へ勤仕して京都にありて畠山伊豫守義就に属しけるに、義就、將軍家の御意に背き、京都を退去し、近年より領せし國なれば遊佐河内守國直を守護代として差置たる若江の城に落着居られける處に、舎兄尾張守長政、討手を蒙り高安に出張す。義就聞て之を長政の陣に夜討をかく。長政の陣固ふして破り得ずして義就の兵、熊城太郎、弓削六郎左衛門、北辻隼人佐、杉原又四郎、蓮花王院以下、宗徒の兵五十餘人討死して、殘徒漸く味方の城へ遁歸ると云。

尊氏の勃興より寛正迄百二十年計り、寛正より天文に至るまで六七十年、此間に歴代の名字二三世闕たりとみゆ。

杉原民部太輔元經

天文年中の人、木梨にも此人あり。

同 七郎左衛門尉經珍 一作恒政

一本古城記に。八尾城主杉原石見守元康家老。

一説に云。太閤に従ひし杉原七郎右衛門は恒政か子孫なり。

同 七郎左衛門常義

同 又四郎義恒 一作義常

八尾城主と不和に及び、八尾より討手來り攻圍む。又四郎討死し七左衛門出城して丹州に走り、後尾州に移ると聞ゆ。

按に。尾州にあつて太閤に仕へし杉原は、伯耆守光平が後胤なり。長房か祖父十郎兵衛尉家利か父祖の世より尾張の國の住人とは成りてけり。家利一男六女を設く。嫡子七郎左衛門尉家次は伯耆守長房か父なり。姉は淺野又左衛門尉長勝が妻なり。一説に妹なりと云。長勝は杉原入道道松か妻にて、豊臣太閤家の政所の御母公なり。家次所縁に付て秀吉の家にしたしかりしか。彈正大弼長政か父也。妹は杉原入道道松か妻にて、豊臣太閤家の政所の御母公なり。家次所縁に付て秀吉の家にしたしかりしか。は、彼家に仕へて天正十一年九月九日、五十四歳にて死す云々藩翰譜にみへたり。是を以てみれば時代は相應すれども其人の名字應せず、いつれ光平の子孫なれば因みはありぬべし。光平の家筋は其子胤平は相模入道に怒られて、本州なれば備後に遁れ隠る。舍弟下總守は新田に屬して子孫ありとも聞へず。胤平、備後に歸り來り、子孫備後にあれば尾張杉原はいつれにも備後より移りしに違ひはあらじ。家利が祖父とは此七郎左衛門にや、又八尾杉原、是、杉原本家本郷と云へり。此家より丹州へ移りしとの説もあれば、何れ國同ふして同姓同名なれば、二つの内に虚實あるべし。

杉原宮内少輔廣盛

一本古城記に。永祿年中、有地元盛の爲に没落すと云。

按に。廣盛は信平より九世の主にして、木梨鷲(尾)城に居す。當城は七郎左衛門退去の後、家士などにて守らせしなるへし。然るを有地追ひ落して押領せしにや、いふかし。

孝子、長五郎

官刻孝義錄云。孝行者、阿部伊勢守領分、菅田郡土生村、百姓、長五郎、六十才、天明二年褒美。

孝婦、こん女

同書云。孝行者、阿部伊勢守領分、菅田郡土生村、百姓五助娘、こん、三十一才、天明七年褒美。

救護山、釋迦院 眞言宗、榮明寺末寺

開基分明ならず。本尊觀世音菩薩は木梨の城主杉原又太郎信平の守本尊なり。信平晩年に一寺を造營して菩提(所)とし、我守本尊を安置して信敬す。夫より年經て慶安年中に焼失せしを、時の住職何某上人造營。此時迄實藏寺と言ひし事は洪鐘の銘に見へたり。是信平の草創せし時の寺号なるへし。慶安造營の時も改めずして、元祿元年洪鐘改鑄の時に實藏寺と銘す。今の寺號は近比改められしものならん。

大日寺廢跡

古へは大寺のよしにて、諸堂塔の跡、中々小地の模様にあらず、廣太なり。今は其地の字となるのみ。

用土村

里諺によつると云。古への一小村、今は本村に屬して支となる。

西備名區卷之五十 畢

西備名區卷之五十一

葦田郡

府	川	高	中	廣
町	村	本	荒	谷
		山	谷	
			須	
				谷

府川村

租高、四百八十六石七斗六升三合（廣島縣史、六郡志、四百八十七石二斗九升）

四百八十一石五斗八升八合

四百二十一石三斗一升八合

産社、天満天神社

神璽、渡唐天神。本村、高木、兩邨の土生神なり。

石鳥井

畑中にあり。鏡石二つ懸けたり。一は角石、一は自然石なり。角石に日吉の二字を刻し、自然石にも文字ありと聞へしかども、みへわかず。其先いつの比にや、法樂寺の竹林をひらきし時、掘り出せし異石にて、日吉の文字ありとて此鳥井に添へたりとなん。延享、寛保の比まで、いつれの神の鳥井ともしれざりしが、日吉の文字あれば山王の鳥井とは極りぬ。山王は本山。里謬には本山山王社の鳥井、大水に流れ來りしを其儘此處にたてたりと云へり。又是は町村の熊野權現の正面なれば、此神の鳥井なるべしと言ひしかど、日吉の文字あれば山王の鳥井には定まりぬ。又或説に。古へ朝川の流れ府川と今の府の間を曲流して町村に入り、又折れて此邊に流れたり。其節此處に渡りの石梁ありし其橋柱なり。水野侯の時、川筋改りて此橋無用の物となりしかは、其橋柱を鳥井の柱とし梁をかけたなり、其橋をさゝやきのはしと言ひし。今其名町村の榮明寺の前の小川を、音無川と言へはとて

圮橋をわたして、さゝやきのはしの名をとゞめけり。

按に。鳥井、其神よりはるかに隔りたる事間々あり。吉備津宮の大鳥井は近田村にありて鏡石残り。また万能倉、法成寺の間に鳥井の柱梁、小川にあり。何れの鳥井ともしれずなりて倒れ居れり。いかに大水なりとも、石梁の流れ來るべきやうやあらん。朝川の渡りにありし密語橋の石梁と言へるもいふかし。元より山王の鳥井と此處に建しなるべし。

古府の町架

中古、府川に町架ありて此を府中と言ひしを、水野侯の時、朝川の流をかへて今の新府の南にて關止め、府川の南へ流し、今の府は元河原にてありしを、府川の町を遷し、町村、本山村、高木、中須の川筋を新開となし、府川、高木、中須に川除堤を築かれ其跡漸々田畑となる故、出口、目崎かけて町架立つべき、府中市と稱し、本村を川の跡とて府川とは名付られたり。凡國府と云ふは、王代に國司御在館ましゝて、其官署等多くありて國務を行はしめ給ふ處なりしに其跡さだかならず。故に其事跡は初卷にあげて此處にはもらしぬ。

古城跡ありと一本古城記にみゆれ共、その跡さだかならず。

中村越後守家成

是、此地の城主とあり。或は山名家の臣とも言へり。

補陀落山、法樂寺 眞言宗、榮明寺末寺

開基、行基菩薩。中興、榮明寺宥泉上人造營と云。

當寺は土生村淵上城主木梨氏の祈願所にて、天文年中造營ありしよし。棟札に云。

杉原播磨守

大願主 木梨民部太夫

木梨七左衛門

天文二十一年壬申年八月建

願主 池田隼人

同 帶刀

宥泉上人中興の棟札に云。

榮明寺有泉

元和七年酉年五月建

豐田九郎左衛門元直

池田 惣左衛門信政

本尊觀音堂は門外にありしを寛文八年、寺の内へ移す。
古牌二基あり、池田氏牌、々面云。

小峰淨雲居士 準人

天文二十二年甲寅（二十二年は癸丑にして二十三年が甲寅）七月廿八日

知雲政利居士 帶刀

慶長七壬寅六月廿一日

高木村

租高、六百五十九斗七升九合（廣島縣史、六郡志、六百五十六斗二升五合）

九百四十二石六斗五升四合

九百五十九石六斗七升四合

小祠、王子神社

豐武神社

稻荷神社

宮惣社

此外、小祠共に十坐。

右豐武社は豐田氏の祖靈を祭る。

宮惣社はやみ齒を祈るに驗あり。霜月十三日を祭りとす。彼驗を得し人此に禮參す。

茂野忠左衛門

豐田淺右衛門

同 久三郎

右三士は、水野家没落の浪士。

豐田氏、其先は防州の士。豐田美濃守は大内簷下の士たり。大内家滅亡の後、陶隆房に屬せしが、毛利元就朝臣の招に應じ、毛利家、陶と取合の初、陶小次郎を誅し其外軍功多し。因而賞之而御調郡、葦田郡を賜はる。其後故有て浪人し此地に住す。其子

豐後守兄弟あり。弟某^{名字}關。關東に趣き 徳川公に奉仕し、軍功ありて 大神君より芳賜あり。御召の陣羽織を賜はる。しかれども、放蕩にして仕へにたへずして浪人して國に歸り、四州に渡り死すと云。兄豐後守は水野勝成君浪人ありて此邊に隠れ居給ふ節、扶助し奉りし事あり。侯、本州藩鎮の時、其因みにより兄弟一族召出され、三十六人勤仕せり。其後水野家除邑の砌り多く浪人しける内、又結城侯に召れし族もあり。

寶臺院 禪宗、龍興寺末寺

開基、通品（嵩）徹水和尙。

光明山、西雲寺 淨土宗、智恩院末寺

開基、巖龍和尚圓譽上人なり。和尚は町村金龍寺開基し住職せり。後當處に小庵を結び、隱居して有しが、大徳の聞へありて、後年作州津山涅槃寺に招請せられ、寛文二年七月廿日に圓寂せらる。和尚作州に移られて庵地の如くなりしを、寛文中、寺號を免され一刹となる。

中須村

本村は宮内龜壽山の西の麓より南かけて小村なりしが、穴の海埋れて朝川の流れとなりし、その中洲なりしを、水野侯の時、川かへありて中洲を開墾して是を附屬し、中洲村と云、今中須と云ふ。

租高、六百三十三石九斗六升五合（廣島縣史、六郡志、六百三十六石二斗四升五合）

八百石五斗三升（廣島縣史、六郡志、八百四十五斗三升）

八百四十一石二斗二升四合

産社、北條神社

當社は其先、北條時賴入道最明寺殿潜行の時、此地に止宿あり、後惠政にあつかりしとて、時賴の靈を祭りて産社とすと云。

軍神社 祭神、大己貴命

良神社 祭神、日本武尊

西備名區 卷五十一

葦田郡

縫殿介神社

此外、小祠共に二十坐。

黒尾谷

龜壽山の西面なり。今宮内吉備津宮の末社黒尾神社、皇太子社二坐此處にあり。黒尾神社は吉備津宮神官品治氏の祖神にて、品治氏も此谷に住居せり。後、中關と云處に移り、又宮内に移る。其時此二社をも宮内へ移し祭れり。古へ行教和尚、益信僧正本大など此處より出られし人といへども、品治氏なれば今は宮内人と云なり。此地も古へは宮内なりし共云。又此處に吉備某君舒明天皇の皇后舒明天皇の皇后并 天智天皇の皇子施基皇子の御所の跡ありと言へども、其地さだかならず。皇子は弓削二子の御父なり。
吉備某君

吉備比賣王女

吉備比賣(王)女は 舒明天皇の皇后に備り給ひ、皇子數多生しおわします。是則 天智天皇 天武天皇 皇極天皇の御母后にて
まします。吉備某君は本州の國司として本村黒尾谷と云ふ處に御所造り御坐ありし時、御出生の姫君あり。容顏美麗なるを 天
皇聞召、都へ迎へて皇后となし給ふと云。

施基皇子二品親王

天智天皇の皇子、吉備國の監吏として本村黒尾谷と云處に御所造り御坐ありし節、道鏡、淨人と云二人の御子を設けましましけ
りと云。

弓削道鏡

同 淨人

道鏡は 天智天皇の皇子二品施基皇子の御子なり。僧となり丹州に住し、又弓削に住して弓削少僧都と云ふ。内裡に召れて大
禪師(大日本史、禪師)と召れ、大政大臣となり、法皇位(大日本史、法王位)に昇る。淨人は其弟なり。

傳云。古へ此處に弓削皇子と云ふ人居まして二人の御子あり。兄は出家して道鏡法師と云ふ。さして法徳もなければ美男にし
て世に聞へ、丹波の國の或寺に招請せられて住しけり。頃は天平寶字五年 高野天皇極(校訂者曰。皇極帝にあらず、孝謙帝な
り)都を大和國保良郷に遷し給ひ、君臣庶民共に移りけり。高野天皇は御位は大炊王廢帝に譲り給ふと云へども猶 朝に臨んで
政事を行ひ、姪奔にましくして惠美押勝寵幸せられ、私事ども多かりけれども、帝の寵愛により威勢世を覆へり。然るに道鏡
丹波にあり。其頃局の内に、かの道鏡が世に聞へたる美男にして大陰葦のよしを聞き密に 高野天皇に奏しける。天皇大き

に悦び給ひ、急き召寄せて、大陰の事は先達て 聞し召れけるに、其美僧たるを見給ひ、大に 歡慮に叶ひ、大禪師と召れ、授
法に事よせ 宮中に居へ置かれ、朝夕御側をなし給はず、其寵に驕りて我儘を働きければ 天皇廢帝甚見苦しめて時々諫め給へ
ども 高野天皇更に用ひ給はず、二帝の御中不和のおこりとなり。天皇廢帝終に廢せられ給ひ、淡路に遷つて後、程なく崩御
あり。道鏡が姪の沙汰、世間に誰言ふとなく謳歌せしかは、同じき六年の夏 高野天皇世の嘲りを覆はん爲、俄に御傍りをお
ろさせ給ひしかど、政事は 御意の儘なりけり。是より先に、正一位藤原惠美押勝 高野帝の御寵愛を得て常に 禁中に在て、
姪甚しかりしかど、帝の寵に權勢募り上越す者もなかりしに、道鏡法師 帝に咫尺してより常に 玉坐の邊りに侍れば、寵
榮日に増し押勝が權柄次第におとろへ 玉坐に姪宿する事克はず、斯て道鏡が權勢なる災害我身の上に至らんは必定なりと、謀
りて道鏡を闇討に覆ひ討んと計りし事顯れ 勅勘蒙り、江州に走り高嶋に戦ひ、官軍の爲に生捕られ誅せられけり。擬押勝亡ひ
天皇も押勝同意と聞へ、淡路に廢せられ給ひしかは 高野帝重祚し給ひ 稱徳天皇と申奉りしは是なり。是より道鏡を彌寵遇
まし、道鏡も姪犯肆にして大政大臣大禪師(禪師)と 尊號を賜はり、其威に募り奢を極む。太宰府の神主阿曾磨と云ふ者、
道鏡が威勢を見て此に詔ひ、八幡太神の 神勅と偽り奏し、道鏡を 帝位に即かしめんと謀る。道鏡悦び 帝に密談して和氣清麻
呂を宇佐に遣はし 神勅を聞かしむ。清磨、宇佐に詣て 神勅を蒙り、有の儘に奏聞す。道鏡が心には清磨も阿曾磨に會して
神勅を偽つて歸り告んと思の外なりければ、道鏡怒つて清磨を殺さんとす。帝是を宥め給ふ故、穢磨と改めて備後國(大日本
史、續日本紀、前々太平記、大隅國)へ流しけり。寶龜元年庚戌二月 天皇、河内の申(由)義宮に行幸なる。道鏡威勢の餘り
天皇を妻とする我に誰かは背くへき、帝を除きて我 位に即ん物をと心に計り、珍物なりとて常ならぬ、あやしき食を奉る。
されど 天皇、道鏡が進むる處なれば、御疑の御意なく食し給ふ。是より 玉體惱ましく、終に其とし八月、御歳五十三にして
崩御し給ふ。左大臣藤原長手(續日本紀、前々太平記、永手)、右大臣吉備眞備、藤原百川、藤原良繼等謀を合せ白壁王を以て皇太
子とし、御位に即かしめ奉りて 光仁天皇とぞ申奉ける。此 天皇、道鏡が奸惡は兼てし召れ共、先朝御寵恩の程を
思召、死刑を免し、下野の國へ流し、薬師寺の別當とし、其弟弓削淨人は道鏡か 内裡へ召されし後、呼登せて官人となし置け
る。是は土佐の國へ流さるべきに極りぬ。淨人此頃は 先帝の御陵の下に居しを、即日藤原楓磨是を承り、各配所へ送りける。
道鏡は薬師寺にある事三年にして卒せりとぞ。此において清磨を急き備後の國より徴かへされ本官に復しけるとぞ。淨人は其終
る年をばきかすと。(校訂者曰。道鏡に關する記事は殆ど前々太平記を抜萃したるものである、其うち前々太平記中、清磨流謫
の地を前には大隅とし後には備後國より徴しかへすとある)。

清麿兄弟、本州に流されし事は、篠原又八幡に記す。

前々太平記、古今集撰の條(前々太平記卷之十八、創撰古今集一事の條である)に云々。

次に猿丸太夫と云ふは、其元は弓削道鏡とて威猛氣高き大臣なりしが、帝位に望をかけまくも忝も時の天子孝謙女帝に密通して、讓位の沙汰に及ぶ比ほひ、和氣清麿を宇佐へ下し、神勅を偽り侍らへと命しけれども、清麿元來廉潔白なる男にて阿黨せずして筋を斷れ流刑に遇つ。其後、帝崩御ありしかは、道鏡を今は憚る處なく重科に處すべき者なれども、さしも、先帝のいづくしみ深かりし者を、諒闇に如何と諫る人もあれば、下野の國へ流しけり。猶其上にも、昨日今日迄大臣たるを其儘配所へ遣はさん事、流石なりとて、江州田上の別業に一年舊主の喪を終らせ、其間に髪を生しつゝ名を改めて猿丸太夫と名付て下せし程の身なれど、歌においては秀逸おふく、撰み入れられたりけるが、猶此猿丸と云ふ名をも記さざりしは、朝廷をはかる以所なり。古今の六歌仙は、喜撰、猿丸、遍照、業平、小町、黒主なり。喜撰は念佛者にて宇治山に引籠り基泉と稱す。栗栖(校訂者曰、前々太平記、栗栖野)にて尾花の歌とて汚れたる、手房はふれし、極樂の、西の風ふく、秋の初花。

此度は愚僧が歌は一代に唯一首にて待ふとて名を書かへ、喜撰と稱す。次は猿丸太夫なり。奥山に紅葉の歌あり。

又一説に。弓削は麻戸皇子の御子山背大兄王の次子(大日本史、三子)、弓削王あり。猿丸太夫は此人なり。

右二説いづれかその人ならん。猶互勘すべし。

圓福寺 眞言宗、榮明寺末寺

開基、宥智上人造營。上人は榮明寺住職なりしが、隱居して此寺を開基し、寛文二年入寂せらる。

妙谷山、本覺寺 法花宗 本能寺 兩末寺

其先、栗柄村ありしを此地に移す。鳴谷に其跡あり。

龜地山、西法寺 眞宗、正滿寺末寺

其先、龜壽山の麓に在りし一刹なり。寺没落退轉して本尊地中に埋れ居しを、いつの比にや掘出して里正の家にありし事年久しかりしを、寶曆四年一庵を建立して本尊を移せりと云ふ。

眞雅大僧正

弘法大師の直弟。東寺法務。嵯峨、御室、大覺寺管首。本州中須邑人。

愚按。紀に讚州人也、此邑の人と謂事不審。併、佐伯氏本州監吏の事ありしや、其由を以、爲本州人一乎。弘法大師の同胞の御舍弟たる事明に其傳紀書讚州の部にあり、故、于此不舉。其傳可有考察也。

廣谷村

租高、四百七十八石八斗五升七合

六百七十六石一斗七升

八百二十四石六升九合

此村は和名抄に載せられたる六郷の一なり。其先は今の徳圓寺より常福寺迄の邊りを鶴飼村とて一村なりし。又廣谷寺の邊りを廣谷村と云ひしを、水野侯の時、合せて、和名抄の名によりて一村となる。

産社、清瀧神社

里人言。當社は其先十輪院の山上、高丸と云處に鎮坐ありしを、いつの頃にや此處に移すと云。其年紀しれず。洪鐘あり、銘云備後國吉田郡鶴飼村清瀧大明神、願主、有馬八郎兵衛近吉入道惠剛(六郡志、惠閑)。

延寶八年庚申(六郡志、八庚申天)九月吉日

産社、稻月神社 清瀧神社者、鶴飼の産社、稻月神社は廣谷の土生神なり。此兩社の來由、社家者傳る處の注進の記に云。

清瀧大明神、稻月大明神兩社者、勝照三年丁未初秋、麻戸皇太子守屋之逆臣御追討(討)之時、清涼殿惣司久米大臣、稻月大臣鬨戰、依有忠、當國國司被爲備候與申傳候、然處數百年後、宮松岸與申奉人、承安二年壬辰中春、吉備津彦大明神不思議之蒙御靈夢、則任御告之旨、二人の大臣奉崇神、清涼(瀧か)大明神、稻月大明神之兩社は也云々。

寛永十六年己卯彌生中之吉祥日 社務 意 ト

按に。麻戸皇太子、守屋を討給ふ時、此事に與る人の中に、稻月大臣、久米大臣と云人をみず。願に稻月は稻目にて文字似た

るをもて誤り傳へしにはあらずや、稻目宿禰大臣稱蘇我は、欽明天皇の皇妃姉岐多斯比賣の父なり。妃の妹意富藝多志比賣は、用明天皇の皇妃なり。廐戸皇子の異母なり。稻目龜麿は、宣化天皇の朝、命せられて國々に屯倉を建て糧を積み貯へて不慮の變に備ふ。是等の惠政によりて祭れるにや。馬子は東漢直をかたらひて、崇峻天皇を弑せり。守屋是を誅せんと皇太子にはかれども、用ひられずして亡ひたり。俗説辨に此事を辨して云。

崇峻天皇者、釋迦佛の化身なり。蘇我馬子、東漢直駒をかたらひて、崇峻天皇を弑す。此時、帝、四句の文を唱給ふ。我身本體釋迦尊、慈悲衆生即王位、慈眼世間無常理、終歸靈山寂光土と、是釋迦佛の化身なる故なり。

按。羅山翁、春秋の法を以て此事を書して云、八耳弑天皇と、八耳とは廐戸皇子なり。國史に、馬子弑崇峻とあり。弑逆を行ひしは馬子なるを八耳と書せる事は、春秋宣公四年の經に、夏六月乙酉鄭(公子)歸生弑其君(夷)とあり。弑せし人は公子宋なり。然るを歸生と記す事、聖筆の嚴なる處なり。よつて心を誅せしものなり。歸生は鄭の貴戚にして政を執し人なり。公子宋が君を弑せんとする時、鄭歸生に語らひて俱に謀らんと云ふ、歸生したがはずと言へども、又是を制し止めず、子宋終に君を弑す、歸生又是を討たず、其身、國の大臣として決斷なき事、斯の如し。手づから君を弑せすと云へども、其心、君を弑すると同じ。此故に聖人罪を歸生に歸して万世の爲に亂臣賊子の禁しめを殘し給へり。廐戸皇子も又貴戚にして執政し人なり。馬子が常に驕り恣なるを制し止め給はず、天皇を弑すと云へ共、又是を討たず、是鄭歸生と同じき者也。太子、馬子俱に佛法を好みて、其志相合、同氣相應する處より、罪惡ありと言へども見ざるが如し。皇太子は天資聰明の人なり、何ぞ聖人の道を學はず異端の教へに惑へるや。其弊終に君を弑するの凶逆をまぬかれず、羅山とあり。是を以て思へば、後世佛法を信する者、好すれども其惡をしつて廐戸馬子が惡をおはしたため、崇峻天皇を釋迦の化身とあやなしたるもの也。以上、俗説弁。斯の如くなる故に、崇峻天皇と守屋は佛法を忌み、皇太子と馬子は佛法を信して忠なる守屋を亡し、國敵の馬子は榮ふ。はしめ守屋、馬子を討んと乞ひしかど、皇太子佛法に志深きが故に惑はされて、馬子が罪を紀(糺)し給はず、天皇釋迦の化身たらば皇太子馬子と志合ひ給はん。然らば弑逆には逢ひ給はし。佛法に心なき故、弑逆にあひ給へり。天皇何ぞ釋迦の化身たらん。然る故に斯は御身の罪とはなりて、後人の謗りにあひ給へるぞ、いとくるし。

久米大臣とは、思ふに、神武の朝、道臣命、宇麻志麻治命、内裡守禦の軍兵を掌られし道臣命の司給へるを來米部と云、來米、久米訓似たるを以て誤り傳へしにはあらずや。用明天皇の皇子久米王と言ふあり。是廐戸皇太子の次の弟にて、此王は守屋を討給へる軍には會せず。新羅を征せんか爲に筑紫に至り。墮死し給ふとみへたり。又本州の國司ともみへされば、いかゞあるん。猶互考すべきのみ。

- 愛宕權現社 龍王社 嚴嶋神社 天満天神社 此外、小祠共に二十坐。
- 有馬茂右衛門 同 久右衛門 陶山權右衛門 若井義太夫

右四士は、水野家没落の浪士。有馬二士は元來此地の土着也。
廣谷(廣谿)

和名抄に載せられし六郷の一なり。今の廣谷寺は此谷によりて名付し寺なり。

鷓鴣 其先一村なりし。里諺に云、朝川此郷の向ひにて海に入りし比、鷓鴣を遣ふ者多かりし。其鷓鴣を飼ひし處なりと云ふ。

古へ穴の海、是より西御調郡へかけて潮満し事ありしよし。昔日本武尊、穴の惡神を誅し給ひし時、武倍山の御陣所より臨み見給ひし鷓鴣の瑞ありし處なり。其由は向永谷武倍山の條に合せみるへし。

碓井の水 往來の側にあり、其形小石碓の如し。炎暑旱魃と言へども清冷たる水、絶る事なし。其側に石佛の地藏尊を安置す。靈驗ありて近き比、難波人小堂を建たり。其堂に歌を書たり、云。

二世かけて、誓ひし願ひ、洩さまし、碓井の水の、あらん限りは。

傳へ言ふ。何時の頃の事にや有けん、上山村に一人の孝子あり、母につかへて怠り忤ふ事なし、定省心を盡せり。其母老ひて疾ひ病めり。臨終のまへに何なりとも御心にあふ事を好み給はれ、末期のわかれに侍らへば、いかなる品にても調へ參らせん。好み給はれ、と、せちに願ひければ、久しく碓井の水を飲まず、末期の水にかの水を汲て得させよと言ひければ、いと安き御事なりとて、足早に汲に下りけるが、廣谷迄は二里ばかりもありぬべし、今のほどもしれざる命なり、汲み得てかへりたりとて、落命ありては益なき事なり、しかじ淺井の水府中、光蓮寺(校訂者曰。府中に光蓮寺なし、仮に光圓寺なりとするも、淺井の水なるものを聞かず、恐くは金龍寺畔の石井の水か)を汲みて參らせんと思ひ、汲みかへりて母にあたへければ、母其水の味をよく覺へ居て、是は淺井の水なり、碓井の水にてはあらじと云ふを末期の詞にて、空しくなりてけり。其子大きになげきかなしみて、我是まで二親の令に違はざりしが、末期に及んで母の命に違ひける事の悔しさよと、なげきのあまりに、其後忌日毎の墓參りの手向水に、此碓井迄くみに來りしと云。

おしむべし此孝子其名を傳へずして、其孝蹟、唯口碑に残るのみ。

孝子、千助
官刻孝義録云。孝行者、阿部伊勢守領分、芦田郡廣谷村、百姓、千助、五十二才、天明三年褒美。此子又千助と名く、父が孝をおとさず、文化のはしめ褒賞給はる。

陽(陌)明山、十輪院 眞言宗、榮明寺末寺
開基秀雄法印。中興宥智法印と云ふ。宥智法印は榮明寺任職なり。元、東地寺と云ひしを、中興の節、改めて十輪院と號す。本尊觀世音菩薩は、元目崎村西明坊の本尊なりしを、西明坊荒廢によりて當寺へうつす。本尊の臺座に記して云。

數百歳の昔、讚州誕生院之法印宥範(福山志料、此下に様どある)、此榮明寺受勅開給候時云々。今依令破損給頼諸日那之助成、成彩色者也、寛永二年(福山志料此下に三月十一日とある)府中町村榮明寺自宥範、十六代自宥榮(福山志料、範榮)十六代之住持法印宥泉之時、再興之者也。

按に。是西明坊の事跡なるか、又當寺へ移せし時記せしにや。
備後准西國二十七番に列す。遍(遍)額の歌に

しなぐに、立る御法の、二世人の(は、世の人の)、ちゝにわかれて(るゝ)、心をそしる(とく)。
此寺地より西の山かけて准四國の石佛八十八所を營めり、比は寛政のはじめなり。

朝光山、廣谷寺 禪宗、永雲寺末寺

開基、封山和尚也。封山者、福山永雲寺開基なり。當地に一刹を興立して隱居地とす、故に永雲寺末寺となる。是萬國和尚の師なり、萬國は松永承天寺の住職也、後鞆津安國寺へ轉住。

清瀧山、常福寺 眞言宗、榮明寺末寺

開基分明ならず。中興、憲譽法印。
龍松山(六郡志、招陽山)德圓寺 眞宗、明淨寺末寺

開基、春教法師。

加納山、善行寺 同宗、德圓寺末寺

開基、善行法師。

町 村

里諺に、中古府中町の跡なる故に町村と云ふと。

租高、六百八十九石九斗三合(廣島縣史、六百九十七石一斗一合、六郡志、六百九十七石一斗三合)

四百九十七石四斗六升三合

五百二十二石二斗一合

産社、小野神社

里諺に云。むかし、いつの頃にやありけん、伊勢の國より軍兵ども來り、八尾の城を攻めし時、敗軍して軍陣守護の神璽を捨置逃かへる。里人小屋を營み迂し祭り、終に此地の氏神とし、大明神と稱す。其先は在家の屋敷の内に有りしが、金龍寺の後の山にうつし、其後今の地にうつすと云へり。軍神いつれを祭りし璽にやしれず。

按に。八尾城は杉原氏本城にして、山名氏も居城せし城なり。伊勢よりは百里を隔てり。此戦ひ何れも其將をしらず。但山名、足利家に背し比の事にや、然れども、伊勢より軍兵の來りしと云事いふかし。

惣社神社 木の宮神社 胡神社 龍王神社 良神社 此外、小祠共に十二坐。

荒木屋舗

荒木攝津守村重は、攝州花隈、尼が崎の城主にて、足利家に歴仕せり。織田信長の興るに及んで、是にしたがひ軍功を盡せしが、信長の行跡を疎み毛利家に心を寄せ、密に通じて城に據り織田家に背く。信長聞之て黒田氏をして、さとしけれども用ひざる故、諸將に令して城を攻めしむ。荒木勢ひ盡て城を忍び出、毛利家を力に中國に下り、暫此處に住し、後尾路に移ると云ふ。

洞木

小野十兵衛尉景忠、居の地なり。景忠は久佐村檜崎山の城主檜崎元兼の男なり。小野仁兵衛尉の家を繼て小野と稱す。毛利家に仕へて忠戦しはくなり。關が原乱後浪人し、後大坂城に入て豊臣家に仕へ、元和元年、大坂再亂に大に勇戦すと云へども、豊臣家没落によつて國に歸り此處に偶居す。其勇功傳云ふ、太閤、北條征伐の時、毛利家にありて小早川中納言隆景卿に従ひ行きぬ。駿州浮嶋が原の陣押に、川田太郎左衛門と相並て、川田は幟の大指物、景忠は二十四端の母衣にて押通りければ、太閤御覽ありて如何なる者ぞと御尋ありければ、毛利中納言輝元が勇臣小野十兵衛尉景忠、川田太郎左衛門と答て過去りぬ。太閤大きに

御感ありしと云ふ此事沼津にての事又碎玉話熊澤了海に、秀吉二十餘万の大軍を督攝して北條氏政、氏直 入朝せざるの罪を討つ。天正十八年三月下旬、沼津に宿陣す。小早川左衛門佐隆景の從兵河田八助、小野十兵衛とて大方の名を顯はしたる者あり。八助は大指物、十兵衛は十八端の母衣をかけて通る。秀吉はるかに見て、使番を以て其姓名を問はせらる。命を奉つて乗り付け、馬上より、主將の仰に候、各姓名を申されよと云。二士顧て返答なし。力及はず、馳歸りて斯と申せば、秀吉、扱は汝等下馬なくて名乗れと云ひたるならん、御教書など帶するか、兩陣勝負にかゝる時か、其折には佛神の前にも下馬せぬ作法なり。左なくては何ぞ人に勝れたる大指物をさし普通にてこへたる母衣をかけたる士に下馬なきは無禮なり、返答せぬこそ理りなりとて余人を以て下馬して問はせらるれば、各其姓名を云ふ。其後朝鮮陣の時、此母衣指物は異國の者も目をおどろかしたりと云へり。斯有る怪力にて、戰鬪の勇功はしるべきなり。其後浪人して大坂に入り城攻めらるの砌り、大に勇戦し、水野侯の陣に對し二十四端の母衣かけて打て出、貫抜を飛ひこへ、敵を拂ふて、しつゝと又始の如く飛こへて打入しとかや。其後、水野侯本州御拜任あり、封内御巡見の時、此處に白髮の老人あり、其容躰勇々數、常人にあらずとみへければ、侯、如何なる人ぞと近士を以て御尋ありければ、十兵衛と答ふ。侯、大坂にて彼勇壯を御覽あり、召抱へたく思召し、折から十兵衛此處にありければ、大に御悦ひあり、祿千石にて召抱ゆべき旨、命ありければ、二君には仕へずと言ひ切つて、終に出てまみへず、後此に卒すと云。或云。水野侯、十兵衛を祿千石にて召抱へらるべき御召符、時の里正へ下されければ、里正思ひけるは、十兵衛は大坂城にて隨一の勇士たりと聞へければ、定て御召出し、御失ひ給はんすとの事ならぬ。八十に及べる老人の失はれんも、いたはしき事なりと、病死の由を達し、十兵衛には、しかの由なり、他行御無用と告ければ、十兵衛心得たりと答へて後、親しき人に語りて曰、水野侯しかの趣きなりし由、里正斯計ひしとや、愚なる哉里正、匹夫の心引に合せ、我をいたはり死者とせり、召抱へんとありしとて、老て何ぞ祿むさはつて下風にたゞんや。侯も又勇英の士なり、我大坂にて矛を向けたりとて、何ぞ讐とし我を失はんとせらるべきと語られき。里正是を聞き、大に悔ひ恥にきと云ふ。

石井の水

石井庵の地中にあり。(校訂者曰。石井庵は金龍寺畔に在りしも今は無し)。

音なし川

密語橋

川は本山より出る小河なり。橋は此川に懸れり。教王山の向ひに圮橋あり。東の橋臺の側に小石碑を立たり。鞆浦に同名あり。川は奥州、紀州に同名あり。一説、懷中抄に歌ありと言へども、此抄、世に傳はらずと聞へけり。能因法師の歌枕にみへたり。熊野なる、音なし川に、渡さはや、さゝやきのはし、しのひくゝに。

一説に。密語の橋と云ふは、古へ朝川此邊り流れ來り、曲流して府に出て、今の石の鳥居の邊りより、此邊り迄、大圮橋懸れり、是をさゝやきのはしとは言ひし。今此橋のかゝりし川を、音無川と云ふは、紀州、奥州の音無川に渡せるはしを、密語橋と言ふに附會して、此川の名におふせたるなりと云ふ。さもあるべし。傳ふる歌の心も、此密語の橋を、かの音無川に渡さばやとこそ聞ゆれ。秋の寐覺、名所方角集など、府中にありと云ふは、此近きわたり、皆、府と稱せし古府の名によるものなり。今の府中は新府にて、朝川の曲流せし頃の河洲にてありしを、今のこく川除堤出來て町架とはなりしなり。或人、切紙にしるしこせし近代の歌。

口なしの、泊り求めて、來し我を、まつさゝやきの、橋はこゆへき。

右は備前大藤内の弟、瀧口將曹紀美領、此國へ來りしに、先吉備津宮を拜し、次に此あたりの勝をも尋ねんとて、よみしよし。

古郷を、思ひ涉りて、言のはの、昔をしのふ、さゝやきの橋。

右は熊野の祠官小串(福山志料、小中)平馬。

忍び音に、啼てそ渡る、郭公、爰も名におふ、さゝやきのはし。

右忠は豫州人、渡邊氏。

次は書捨し切紙、誰ともしれず。

密語橋に思ひよせて。

忍び路の、しほりとやみん、音無の、川にわたせし、さゝやきのはし。

音無しの、川音高し、五月雨に、みほとなるてふ、さゝやきのはし。

三熊野と、名におふ里に、音なしの、川はしつけき、さゝやきのはし。

教王山、榮明寺 眞言宗、御室末寺

開基分明ならず。中興開祖者、讚州志度(志度は誤りであらう)普通寺宥範大僧正の時、其弟子をして此寺を中興せしめ、宥範僧

正を以て中興の祖とす。僧正自此處に來り、中興せしにはあらず。元和の比、又宥範と云ふあり、後宮内に神宮寺を興して隱居し、別當となる。後故ありて死につけり。其事は深津郡光明寺宥範墓の條にあり。

其先、天正十三年焼失して、荒廢してありしを、宥範再興せり。又水野侯の時、法印宥智上人再興すとも云。

當寺は備後四箇の院家寺にて、其先末寺三十六箇寺あり。當寺さへ荒廢の事ありしにつれ、今は十四箇寺のみとなる。四箇の院家寺と云ふは、尾路西國寺、上下佛心院、中條廣山寺也。

補陀落山、潮音寺 禪宗、龍興寺末寺

開基、通巖徹大和尚。

當寺、古へは大寺のよしにて、坊舎多かりし。曇教庵、大喜庵など云ふ跡残り。寺前に松原ありて地名に残り。蓮池の跡、二王門の跡等は、地名に残れるのみ。曇教庵は、いつの比廢せしにやしれす。大喜庵は慶長の比廢せしとなん。

紫雲山、金龍寺 淨土宗、知恩院末寺

開基、覺蓮社圓譽上人眞阿廓翁和尚。當山號始稱蓮池出吉田寺、近曾今の山號寺號に改む。昔は天台宗の大刹にてありしとて、其境内と云ふ處、尤弘し。二王門の跡などありて、金剛力士の朽たるが今に残れり。

當寺所藏由來書記。

金龍寺記

山號額記

千手觀音大士略由

石井銘

石井庵記

點龍性濟律師行略。

本山村

租高、三百三十五石八斗五升九合（廣島縣史、六郡志、三百三十五石八斗五升八合）

四百八十四石九斗四升

三百五十九石九斗六升

産社、日吉山玉權現社

巖屋寺神創に比叡山をうつし、麓に日吉山王を勸請し鎮守とす。後本村の産社となる。

諏訪神社は土人云。當社は幡立山の城主甲斐次郎の靈を祭る、故に神事に神輿を彼山になす。

清瀧神社 土人言。滑良大明神也。此邊、都而なめら石なる故、斯云ふ。

此外、小祠共に十三坐。

幡立山城 此山頂に大石あり、幡立石と云ふ。

和田小次郎（福山志料、古城記、小太郎）

一本。桑田小次郎共云。

甲斐次郎光秀

天文年中在城。後、常村へ移り光秀寺開創す。

簸の池

本村より金丸へ越ゆる道の側の山頂曠平の地に、池大小七つあり。山頂と云へども、曠平なる故、常に池水満々たる事、本藩封中第一の水利にして、しかも絶景なり。むかし此池に大蛇すめり。又品治郡安井柏の山にも大蛇ありて雌雄なりし由、故に彼地の大蛇、此に來り、此池の大蛇彼處に通ひ、近きわたりに災をなす事大かたならず。故に柏の大蛇は勇武の人ありて、かの柏峠に這ひ渡りたるを伐たりとて、其跡を、蛇切か峠と云ふ。夫より此處の大蛇他の地に渡らず、此邊に災をなす事多ふき中に、其頃、其此方の山腹に、岩屋寺とて大刹ありて、頗る繁榮なりしが、住僧夜の間に失ける事、數度なりしかは、かの簸の池の大蛇なるへしと、麓の人々兎や角やと工夫をこらし、ある時大なる人形を造り、其腹の内へ焔硝（硝）を詰め、火を仕込み、衣服打着せて僧の寐て居るやうに、夜具かつかせて、人々は僧のいますすが如く、ものうち言ひて時分をはかり、暇乞ひして歸りけり。然るに大蛇、かの人々のかへるを見て、寺内へ這ひ込み、此人形を誠の僧なりと心得て、うかゝひ來り、夜具と俱に只一口に、のみて退きかへりしが、程なく火道より胴へ移り、焔硝に火渡るとひとしく、焔聲發して胴腹破れ、のたくり廻つて死してんけり。麓の人々は、今や〱と時刻をはかり、伺ひ見居ける處に、寺より北に大砲發せし様なる音して、うめきさけぶ聲しければ、扱はと翌朝、人々至り見るに、大蛇の腹破れ池の頭の曠野一片の赤地となり、焔氣に草木焦かれ、見るも恐しき躰なりしとかや。今に其處は草木生せず、名付て蛇摺と云、はその焦土となりしに、毒蛇の氣にあたり草木種を失すと云。此事岩屋寺の記録には萬壽四年三月十八日の事としるせり。

武田か瀧

一作二竹田

清瀧神社のまへ、都而一面の滑良石にて、常に水流れて直立の瀧にはあらず。高山の滴り出る水上高ふして濼川水勢はけしく、曝(瀑)布の如きなる白玉、千々に飛ちり、水勢強きに隨ひ壯觀又類ひあらず。尤興ある處とて春雨の晴間、白雨の晴後、雅客多し。故に里人名付て、たけだか瀧と云ふ。

巖屋山、青目寺

眞言宗、榮明寺末寺

本尊、觀世音菩薩。開基、讚州八嶋寺住職青目上人。人皇六十代 醍醐天皇延喜年中御建立ありて、勅願所たりしが、天慶七年人皇六十一代の秋、天火にて諸堂残らず灰燼となれり。夫よりさしたる造營もなく、衰廢年久しくして後、長久四年六十九代、後朱雀院十四年、八尾城主山名伊豆守清氏再興ありて百石の寄附田ありと云。

按に。長久四年は、後朱雀院の即位の七年に當る。山名伊豆守は足利將軍に隨身し、貞治の比、足利家を背て、南朝に歸順し、中國に勃興し八尾城に據り、隨將をして是に監せしむ。長久より貞治元年に至る迄、三百二十年なり。夫山名は新田式部太輔義國を祖とし、義國男大炊介義重、其男次郎義範、はじめて山名を稱す、是又長久より後なる事久し。況、山名系圖に、清氏はあれとも清氏と云はみへず。顧に伊豆守は伊豫守にて、清氏とは時氏か氏清かなるへし。又長久の比、石數の事はみへず、束納なり。山名の頃は貫納なり。寺傳脫(誤か)あるなるべし。六十九代 後朱雀院、長久四年再營あり。其後年經て山名伊豆守時氏、當國管領の時、造營せられ、百貫の地を寄附せられしと。若し斯ありしなるへし。

或云。當寺は元天台宗にて、鑿の池の處にありし由、去りし年、池の内掘をせし時、柱梁の類ひ又瓦など、ほり出せしと云ふ。又云。此寺は漢土の天台山を移したり、故に天台山の青目上人の像を彫刻して安置せり。八嶋寺の青目上人にはあらずと。又云、此寺は唐の天台山を移したりと云ふは天台山に青目上人ある故に言ひ出したるなり。實は比叡山をうつしたると見へたり其故は本堂の側に五輪の古塔あり。其銘に正應五年九十一代、二月廿八日、坐主...とあり、坐主の下に名字ありけにみへしが、雨露に磨滅してしれず。坐主は比叡山の職號にあらずや。此に坐主の碑あり、又麓に山王日吉の社あり、坐主の碑と此神とあるを以てみれば、比叡山をうつせしなるべし。因茲みれば、青目上人は天台山の青目上人にはあらず、八嶋寺の上人來りて開創せられしなるへし。

摺袈裟の銘に云。正元元年四月二十八日(福山志料、十五日)云々。

蓮花形の水鉢に銘あり、云。天文十二年(福山志料、年字なし)八月日。

志村山觀音

一作二紫群

山片巖洞の内に安置せり、當寺より一里餘を隔つと云へども當寺の境内とす。いと幽深殊勝の地にて、景色あり。

龜か嶽

一作二日吞山、又火吞山

當國の高山、龍山服部、蛇園山、星攀山に亞る。絶頂にて四方眺望するに蛇園山にひとしく、遠望猶眺めあり。山中に大奇石、所々にあり、其石景又いと眺めあり。又山中に金鑛多し、穴中にセムザムカウを生育す。

又云。蛇園山を火山と云ひ、此山を火吞山と云。火吞は火見なり。久佐山に火番屋舗と云ふ處あり、是又此山に亞けり。或云、蛇園は火にあらず、鑿也。

幡立石

思ふに。是等皆古への烽火臺の跡にて、今斯云ふにはあらずや。

幡立城山の山頂にあり。高さ數尋にして頂上の廣さ九尺四方はかり、中央に穴あり。是八尾城の主將當城に事ある時、近隣の士に相圖の大幡を立し穴なりとなん。又毛利家宮城攻に穴を穿ちて幡立られし。是より斯云ふ。山は龜か嶽につゞけり。

荒谷村

租高、二百九十三石三斗七升二合(廣島縣史、六郡志、二百九十三石三斗六升三合)

四百五十五石二斗六升八合

産社、日吉山王權現社

八幡宮三坐(福山志料、二社)

龍田神社

此外、小祠共に二十一坐。

龍田山、龍田大明神社

一本。龍田、レウダと訓し、神號はタツタと訓す。麓に流る、川を龍田川と云ふ。俗是を荒谷川と云へり。此荒谷より滴り出る川なればなり。此地楓の名所にして、歌に神南備山をよみ合せられたり。傳ふる處の和歌、皆山城、大和の神南備山の詠なり。神南備山は出口村にあり。此地や年宿たる幽深の溪澗、樹木鬱茂して寔に神明鎮坐あるべう覺しき勝境殊勝の地なり。傳へ言。

此地を龍田と云ふ事は、古へいつの頃にやありけん、ある夏の頃、大雨ふりて雷おちて昇る事を得ずして童子と化す。其處の人、是を養ひて子とせり。其後ある夏、早魃して田毎に水たへしに、此人の田のみ、より夕立ありて、其年の稻、八束にしなへり。其後大雨ふりければ、彼童子龍と化し天に登ると云ふ。故その童子を祭りて、龍と化し田に夕立せしよを以て龍田明神と祭り、處の名を龍田とは名付けける。袖中秘。記の意。

又云。當社祭神は天の御柱、國の御柱の神と申す。則、級長戸邊命、級長津彦命、風神なり。和州龍田明神と御同跡の神なり。日本書紀(卷一、神代上、四神出世章)曰。伊弉諾尊云(曰)、我所生之國唯有朝霧而荒(蕪)滿之哉、乃吹撥之氣化爲神、號云(曰)級長戸邊命(亦曰)級長津彦命。是風神也、云々。

按に。二説何れも祭神合はざるが如し、大和の龍田は風神にして龍蛇の由意はなかるべきに、一書に此處に傳ふ處の如き説ありて、其所の地名となり、神號も地名を稱して雷童の説と混合せり。神由に協はざるに似たり。此處に地名を、れう田と言ひ、神をたつ田明神と言ひ、風神の説をおふす。是又雷童の由意に協はず。大和の龍田は風神にて、雷童の説は地名におへれば、神は龍田に御鎮坐の風神なり。然るを此處に此例にならつて風神の説を、おふせたるものなり。此は、雷童の神化龍の由意にて、龍田明神と云ひ、地名を龍田といへば、風神の説は除きても可ならし歟。されど山をたつ田山と云ひ、神を龍田明神と稱し來れるをもて、並へ書して一笑を吐くのみ。

龍田の詠歌、多く大和、山城の名所に引ける處なれども、處の榮に、傳ふるまゝ蛇足をなすのみ。
古今集

龍田川、もみち葉流る、神南備の、みむろの山に、時雨ふるらし。

よみ人しらす

神南備の、山を過行、秋なれば、龍田川にそ、ぬさは手向る。

深 養 父

誰御祓、夕告鳥か、からころも、龍田の山に、おりはへて啼。

よみ人しらす

唐衣、龍田の山の、もみち葉は、はたものひろき、錦なり覺。
堀川百首

貫 之

龍田川、しからみかけて、神奈備の、みむろの山の、もみちををみる。
捨遺愚草

龍田山、神のみけしに、手向とや、くれ行く秋の、錦おるらん。
鬼の梁

巖石重疊に築き上た(た)字一字は衍(る)石臺の如し、景色眺望長日を忘る。
入梅蛇

片岸の巖石峨々たる直下に平石一面あり、其側の巖窟に大蛇すめり。五月入梅の日、此蛇出て彼石面にあり、曾て外に至らず、又災をなす事なし。只、石上に出て屈曲して在るのみ。扱出梅の日に至り、穴に入りて又出る事なし。故に里人は梅雨蛇と云ふ。攝津の國の栗花落井をしめすは唯水の潤乾のみ、此蛇の出入に梅雨をしる。近き頃此谷にて犢を追ふて呑みたりと沙汰せしが、是は外の毒蛇にて、梅雨蛇と云ふは、さして大きならず、犢などのむべきほどにはあらずと云。

入梅出梅の事、古賢者いろ／＼に理をおし説を立れども一定せざるも、むべなるかな。曆面入梅の日と言へども、年により晴乾なる事あり。曆面の日より程過て潤を催す事もあり。出梅に至りても浹洽して半夏生を過る迄も晴乾ならざる事もあり。此には蛇の出入あり、又梅實落る事、曆面に合ふは梅林ある里に云ふ事なり。攝津の國には栗花落井を以て入梅をしる。井水乾けるを以て出梅とす。京都長者町の西泉町に井あり、是も潤乾にて出入をしる。爾雅云、四五月梅欲黃落、則水潤土溽、柱礎皆汚、蒸鬱成雨、謂之梅雨云々。斯の如くなれば、理をおして一定しがたく年に暑寒の嚴柔ありけるが如し、變革定り難き者なり。此に此蛇出入の事は、蛇住める潤穴、常は水乾き、此日に至つて穴中潤ひ強く、潜り居がたく、則石面に出て水氣乾けるを待て穴に入る。又花實に其時をしるも、皆土風の氣候の變動なるらん。攝州の梅雨を知るは、又是等に異なり、其國矢田部郡山田庄野原村、栗花落井氏の庭に井あり、長四尺幅三尺、深さ一尺計にして、底白砂にて常に水なし、入梅の比、栗花落るを期として清泉涌出すと云。故に此家の姓とす。されど、乾入梅には泉涌かすと云。此家主の祖は山田郡司眞勝と云人、横菽右大臣豊盛の女、白瀧姫に戀慕し文送りし、其奥に
水無月の、稻葉の露も、こかるゝに、雲井をおちぬ、白瀧の糸。
姫のかへしに

雲井から、終にはおつる、白瀧を、さのみな戀ひそ、山田男よ。

帝是を聞召、白瀧姫に天國の名劔をそへて、眞勝にぞ下し給はりける。其後三とせを過て一男子を産みて終に死す。其家の東に葬る。其墓前より水涌き出たり。其側に栗の樹あり。其水涌き出し時、栗花落し比なり。帝聞召、哀れみ思し召、白瀧姫を辨才天と祭り、氏を栗花落井とそ賜はりしとかや。是等は土地の變革にあらず、天然の一奇事なり。

坂根嶺
丸山の山吹

此村は兩片に高山ありて岑巒の間なる溪間なり。人家は片岸の巖上を平かにして、礎へ其儘に家作りかけ、又は川岸にそふて居を下しけり。其澗底に屈曲の道をひらき、雲州、石州へ通する往還とす。出口村より上り入る其處を坂根と云ふ。此澗道を登りくゞて燈に至る。是より阿字村へ下る。上下甚險阻にして常に雲霧たへず。燈の側に一つの高嶺あり、是を丸山と云ふ。上下兩坂半を過るまで、色々の樹木生ひ繁り、坂道にさし覆ひ、炎天傘笠を手にす。扱、樹間に山吹兩片の満山にはびこり、我身もともに黄色をなす。暮春より孟夏の間、花時には山中青葉をうは、おそひにして、山地一圓に黄色をなし、曠野の菜花満開にひとしく、黄金の山をなし、沙金石地を埋めるが如し。雅人の一興將うかみてん。

黄葉夕陽村舎詩

(菅 晋 帥)

荒谷即事

野歩追歸鳥。遙窮澗水源。當峰雲欲宿。迎客石將言。圯上逢孤憤。林梢忽一村。敲詩安未得。環坐老松根。

同

偶逢空籟至。云送道光師。是曉應過此。今宵詎對誰。所經非俗路。隨在有佳詩。欲向杠夫問。扣夫恐不知。

西備名區卷之五十一 畢

西備名區卷之五十二

葦田郡 四

府 中 郡 出 口 上 山
目 崎 父 石 河 面

府中市村

租高、五十八石八斗九升九合(廣島縣史、六郡志、五十九石一升九合)

五百十二石二斗一升九合(廣島縣史、六郡志、五百四十二石二斗一升九合)

五百三十九石二斗二升七合(廣島縣史、六郡志、福山志料、五百三十九石二斗七升二合)

此郡は古へよりの國府にあらず、新府なり。國府の事は前に記せり。

産社、伊勢神明社 辨才天社 胡神社 此外、小祠共に九坐。

藤井喜兵衛 田原市之進 若林左近右衛門 木村安右衛門 豊田義兵衛

右五士者、水野侯没落の浪士。豊田者、松平下總侯に仕へしが、下總侯、國替によつて再び浪人し國に止る。

孝婦、つま女

官刻孝義録云。孝行者、阿部伊勢守領分、葦田郡府中市村、無田百姓、勘六後家娘、つま、五十九才、天明八年褒美。

節婦、あき女

同書。同領同郡同村、無田百姓、借屋住、半兵衛後家、あき、五十一才、寛政元年褒美。

孝子、福山屋次兵衛(福山志料、治兵衛)

褒賞あり、年月しれず。或云、寶曆年中。(福山志料、延享四年褒美米五俵)。

孝子、白銀屋吉郎兵衛

褒賞あり、年月しらす。或云、明和年中。

朝川

地名夫木集にみへたり、諸抄府中にありと云。水上は御調郡、世良郡より出て當郡に入る。今の府中の町架は其故地なり。水野の時、今の姿となる。是より東して品治郡に入り、深津郡に入て曲流し、沼隈郡と深津郡の間を東南して海に入る。

よみ人しらす

夫木集

稀に來て、あかすわかるゝ、朝川、涙を袖に、みほとなかるゝ。

續松葉集

などや身も、流るゝ後の、朝河、はしめの袖の、涙はかりを。

近世の人の詠

吉備のくになる、あした川をわたるとて

世の中の、人の心の、あした川、そゝきてなかつ、神のみたらし。

伴 逸 峰

名にも似す、はや暮かゝる(福山志料、わたる)、朝川、冬の日かけの、よとむ間(福山志料、瀬)もなく。

範 興

影残る、月をのこして(福山志料、うつして)、朝川、渉る瀬すゝし、水の白浪。

渡 邊 忠

はるゝと、水上霞む、朝川、朝わたりして、櫻狩せん。

西山 正

行水の、みどりも(福山志料、そ)霞む、朝川、河副(福山志料、そ)柳、影も流れて。

鴨 祐 爲

淺井の水

光蓮寺の寺中にあり(校訂者曰。古來府中に光圓寺あれと光蓮寺あるを聞かず、後考を俟つ)。むかし上山の孝子、碓井の水を汲

んと下りて此水をくみし事は、彼碓井の條にあり。

光曜山、明淨寺

眞宗、西本願寺末寺

元山南、光照寺末寺、近世に至りて西本願寺直末となる。開基、明淨法師者、鎌倉明光上人の直弟子なり。淨法師開基せる故、寺號とする處なり。其七世明觀法師に至り、本州芦田郡久佐村に一寺を造立して、住職せられしが、子孫相續して、天文の比に至り世嗣なく、時は戰國の頃なりしかは、寺相續の沙汰もなく、荒廢に及ひしが、毛利家の簞下藝州豊田郡小坂の城主、田坂某、善應、同善慶と言へる兄弟討死して、善慶の一子政秀と云ふ者出家して、教春法師と號し、則富寺を中興せしが、教春法師、久佐村城主榑崎と快からぬ事ありて、彼地を退き上山村に移れり。其後又高倉と云ふ處に草庵を營み、又其後土生村に移り、今の府中、古府を移して町架となるの時、此に移り營む。上山の御堂前、高倉、土生の如來堂と言へる處、皆其舊地なりと云。

(菅 晋 帥)

明淨寺席上限韻

偉饒歡呼徹曉聲。沈酣不免暗愁生。題詩掃畫尊前興。各寫陽關送別情。

琢磨山、光蓮(圓)寺

眞宗、明淨寺末寺

其先、出口村にあり。新府なるの砌り此に移る。

豐饒山法音寺

法華宗、妙顯寺末寺

其先、神石郡篠尾村にあり。是も新府なるの砌り此に移れり。

黃葉夕陽村舍詩

(菅 晋 帥)

道光師住府中、余緣事分路、遂宿他處、明日賦呈

一日分行一日愁。老懷臨別轉綢繆。明朝孤錫松江路。路上詩成誰唱酬。

自府中歸途中、同元英器甫賦

數曲溪光秋樹外。四來峰影夕陽中。攜行恐有詩相犯。品水評山見略同。

自府中歸途中作

憩娛流水一步看山。攜得吟朋意共閑。竹外謠聲耘好婦。倦。橋邊語響婦(市)人還。身辭亂石頽風際。路遠青秧翠荇間。搔首昨(昨)來行樂處。笠檐猶見碧雲鬟。

出口村

租高、八百一十一石一斗一合（廣島縣史、六郡志、八百一十四石一斗一合）

三百九十石二斗六升

四百一十石三斗八升一合

右租高八百餘（石）の内、新府へ分る。

産社、神南備神社

神南備山に御鎮坐、往古雲州三保が關より勸請すと云。

延喜式神名帳、備後國葦（葦）田郡の部に。神（賀）武奈備神社。

祭神、都味齒八重事代主命。式内備後十七社之一坐。

舊事本紀（卷四、地神本紀）云。大己貴命（中畧）娶于坐邊津宮、高降（津）姫命（神）上生一男（一女）。兒都味齒八重事代主神、坐倭國高市郡高市社（亦云）甘南備飛鳥社云々。

三代實錄（卷十四）曰。清和天皇、貞觀九年四月八日丁丑、授備後國從五位上甘南備神正五位下。

同書（卷卅四）曰。陽成天皇、元慶二年（十一月十三日甲辰）、授備後國正五位下甘南備神正五位上。

社傳云。永祿元年戊午、天下一同旱魃の時、國主毛利右馬頭元就朝臣、此神に寄ひあり、應驗ありて猿樂能興行ありて、田一町を寄附し給ふ。其後寶永三年、松平下總侯社壇造營と云。

羽中八幡宮

是は八尾城主の守護神なりし。古へは今の社のうへ、今宮の壇と云ふ處にありし。元祿三年（六郡志、福山志料、五年）此地に移し祭る。

芦高神社

龍王神社 明現神社 天満天神社 此外、小祠共に十七坐。

八尾山城

當城は日呑山の南方半腹にさし出たる孤丘也。此城地に上る道八つあり、麓に流尾八つあり、故に八尾城と云ふなり。

杉原伯耆守光平

鎮守府將軍貞盛後胤、鎌倉殿に仕へ頼家將軍より備後守護を賜り、當城を築て住す。

此家の系傳二派に記す。一は貞盛の孫正度、其末子伯耆守光平、是杉原の祖。一は貞盛の孫、正度の子、光平の弟正衡、其男正盛、其男忠盛、其男清盛、其男重盛、其男惟盛、其孫光平とみゆ。惟盛の後は木梨に記す。木梨に傳ふ處なり、合せみるへし。正度の系左の如し。

平貞盛

上（大日本史、常）平太、鎮守府將軍、從四位下、陸奥大守、從三位

維叙

右衛門尉、從四位下、上野、常陸、陸奥大守（大日本史、權守）

維將

太夫尉、常陸介、筑前肥後大守、從五位上直方祖父、北條祖

維敏

上野介、常陸介、陸奥守、從五位下

維衡

帶刀、上野、常陸介。伊勢、陸奥、出羽、伊豆、下野、佐渡大守

正度

齋宮介、帶刀長、常陸介、出羽、越前、大守、從四位下

維衡

駿河守、從五位下

貞季

從五位上、駿河守

季衡

木工介、太夫尉、下總守、從五位下、伊勢流祖

貞衡

安濃津三郎、帶刀長、掃部介、左衛門尉

光平	伯耆守、從五位下、始稱三杉原、杉原、本郷、木梨祖
正衡	從四位下 出羽守
正盛	右馬權頭、伊勢、因幡、讃岐大守、從四位上、兵庫頭
忠盛	院藏人、昇殿、院執權、左衛門大尉、內藏頭、右京大夫、歌人也
忠正	右馬介、從五位上
長盛	崇徳院北面
忠綱	皇后宮侍長
正綱	宇治左大臣、勾當
通正	平九郎
正友	馬屋原平五郎
忠重	播磨、備前大守、從五位下、刑部卿、正四位上
清盛	大政大臣、從一位
重盛	小松内大臣

惟盛 中宮權介、東宮權亮、左中將、從三位

是より光平に至る。世に多く惟盛を以て杉原の祖とす、異説あるを以て並へ書す。

邦平	右衛門尉	親氏	新右衛門尉
員平	從五位下 民部丞	是より木梨に續く	
宗光	四郎左衛門尉		
泰綱	淡路守		
良綱	四郎		
杉原民部丞員平	八尾二代		
光平男、實朝將軍に奉仕、任從五位下、備後守護職を賜はる。			
同 右衛門尉邦平			
同 嫡男、鎌倉奉仕。			
同 四郎左衛門尉宗光	光平三男		
同 淡路守泰綱	宗光一男		
同 四郎良綱	同 二男		
同 伯耆守泰能	泰綱一男		
杉原又三郎國經	泰綱二男		
同 新三郎仲綱	國經男		

同 三郎宗綱

仲綱男

宗綱、實者伯耆守泰能男、爲仲綱子。

同 民部丞光綱

八尾三世

員平嫡男、任從五位下。

同 三郎盛綱

同 四世

同 四郎忠綱

同 五世

實者、員平二男也。員平嫡光綱男盛綱早世、因而爲家嗣。

同 主計頭親綱

同 六世

同 左近將監時綱

同 七世

同 伯耆守光房

同 八世

同 民部丞親光

時綱二男、鎌倉奉仕、任從五位下。

同 伯耆守直光

同 九世

同 左近將監詮光

光房二男

同 四郎左衛門尉滿平

八尾十世

杉原彦三郎光親

滿平男、天文のはしめ丹州に移ると云ふ。

同 伯耆守元康

一本古城記に。當城主とみゆれども、何れの次なるをしらす。

同 玄番允恒清

員平三男

同 四郎左衛門清平

恒清男

同 四郎弘綱

清平男

同 三位房心光

恒清男

同 兵庫允明平

心光男

同 兵庫允政綱

明平男

同 兵庫允滿盛

政綱一男

同 五郎左衛門尉政光

同 二男

同 玄番允行光

同 三男

同 伊賀守師盛

滿盛男

同 安藝守長恒

師盛男

同 伊賀守孝盛

長恒男

杉原兵庫介時盛

孝盛男

同 法印權大僧都行盛

行光男

同 法印權大僧都行賢

行盛男

同 三位房行賀

行賢男

行賀者、多門院坊官。又杉本勸修寺坊官と云。

同 按察依眞觀

員平四男

同 準人介胤平

眞觀男

同 下總守

同

胤平男。信平爲平の事跡は木梨に傳ふ處、彼處に書して此に略しぬ。

八尾城は、杉原光平より世々の本城也。木梨杉原も此家の分流なり。然るに山名伊豆守、本州に打入りしより山名に従ふ。因茲、山名當城を根城として本州を平定して、城は杉原に返し與ふ。されど此後も山名本州に事ある時は當城に入て事を計るの本陣とす。故に山名世々の傳を傳ふ。又別館をしつらひ城代を置しかは、本主杉原は隠れたるか如し。故に山名本城主の如く思ひなし。杉の原の事跡傳はらず、今此に其人々を記すのみ。當所にあらざる人もあるべし。

山名伊豆守時氏

同 右衛門佐師義

傳云。山名氏其先是新田式部太輔義國より出たり。義國の男、大炊介義重、其男次郎義範初而山名と稱す、世々關東に候せり。伊豆守時氏、元弘建武の亂れ足利治部太輔高氏に屬し、軍功諸將にこへ、數國の大守に補せられ、驕奢甚しと言へ共、此を制する人なし。文和年中、山名父子、八幡合戦に功あり。時氏休息のため雲州へ下り、師義をして京都に在番せしむ。師義彼八幡合戦に功を盡しぬれば、忠賞我に勝る人あらじと思ひ、佐々木入道道譽に屬して訴訟の事ありて、度々道譽が屋鋪に至りけるに、道譽一度も師義に面會せず、心得られぬ計ひのみぞ多かりける。因茲、同八月文和元年二十六日、京都を立て伯州に下り、父時氏に斯と語れば、時氏大に怒て、道譽が目代吉田肥前守雲州に在りけるを追ひ出して、思ひ立子細をふれければ、富田、伊田、波多野、矢部、小幡等皆同意して、雲、伯、隱、因、四箇國、即時に打從へ、南方へ牒狀を送り、同二年五月、三千餘騎にて伯州を立て京都をさして攻め上れば、南方よりは四條大納言隆俊卿、法性寺左兵衛督康長を大将として、和田、楠、原、蜂谷、赤松彈正少弼氏範、湯淺、志貴、藤浪等、河、泉、紀の兵三千餘騎にて攻め上りぬ。京都には佐々木道譽五百餘騎にて楠を防ぎ戦へば、山名是を助けて京方討負け引退く。又細川入替つて楠と戦へば山名又楠を扶けて戦ふ故、細川討負引退きぬ。斯數日の戦ひ京方利を失ひける故、將軍義詮、江州さして落給へば、諸勢我もくと落行程に、佐々木秀勝(太平記、秀綱)殿して討死せり。官軍京都に、暫く逗留すと言へども、軍勢屬する事なし。因茲、南軍は南にかへり、西軍は伯州にぞ歸りける。斯て其後、山名、足利右兵衛佐直冬を取立、大将とし、同三年十二月、直冬、山名父子、五千餘騎にて伯州を打立處に、越中の桃井播磨守直常、足利家を背き、越中より兵を起し、越前の足利修理太夫高經も一味の旨、飛脚を以て通達す。扱諸軍牒し合せて京都に入れば、將軍又都を落て江州武佐寺へ越へ給へば、同四年正月、兩越并直冬の勢、都に入る。將軍方は勢集りて三万餘騎、武佐寺より引かへし都に入り、兩軍しばし戦ひ、官軍利なく三方ともに歸陣せり。其後、康安元年十月(太平記、七月)、伊豆守父子、隱雲伯因の勢、三千餘騎にて美作へ發向し、八箇所の城を落し、倉掛の城を攻めて、十一月四日、終に拔之。同二年、時氏子息師義を大将として備前備中へ發向す。一勢は備前二の堀に陣すれば、松田、河村、福林寺、浦上等、皆城に引籠つて出逢はず。一勢は多治部(太平記、多治目)備中守、檜崎備後守三河守共を大将として、備中新見へ打出たるに、秋庭三郎、多年拵へすまして水も兵糧も澤山なる松山の城へ兩將を引入しかば、當國の守護代越後守師秀、戦ふべきやうなく、備前へ落行てけり。因茲、諸處を攻るに一人も従がはざる者なし。只、陶山備前守が陶山城に唯一人、南海のはしにぞ残りける。備後國へは時氏三千餘騎にて足利直冬、富田彈正を伴ひ、打入れば、杉原左近將監詮光出迎へ、八尾の城に引入れければ、國中に従がはざる者は宮入道のみ。因茲、時氏は杉原に任せて本國も大事なりとて、足利直冬、富田彈正を止めて、其身は國に歸りけり。杉原差圖にて、富田彈正を大将とし

て、宮城へ差向ければ、直冬是を助けて、しばし戦ふ。宮入道是に對して富田、直冬利なく雲州にかへる。其後、貞治二年、山名、將軍家に歸降し、是迄押領の國十餘國を管領して京都に上れば、管領の國々に守護代をぞさし置ける。

足利右兵衛佐直冬朝臣

貞和五年、鞆浦を落て九州に至り給ひ、太宰少貳尙頼(頼尙)が聳となつて居ませしが、九州の者に背かれて、石州三隅を頼み居給ひ、山名中國に跋扈せし折から、大将と仰がる。先に山名、文和に兵を擧し比、本州に打入りしより、八尾の城主杉原左近將監詮光、山名に従ひ、本城を明け渡す。山名城に入て本陣とし、本州を平定して、元の如く城を杉原にかへしあたへて眼代を置く。康安二年、宮入道を攻んと備後に勢を向けし時、直冬大将として當城に在陣し、宮下野入道と戦ふ事數度に及へども、終に勝利なく、山名歸降の後、石州にあり。諸國の官方おとろへしかば、義滿將軍の時、降參して、わづかに食地を賜はり、石州に卒去と云ふ。

山名伊豆守清氏

本山、青目寺の傳に考合すへし。

山名彈正大弼是豐

山名左衛門督持豐入道宗全の次男。應仁年中、一族を離れ父に背き、細川右京太夫に與力す。是豐京都に候して後、細川の令にて兵庫にありしが、京都の大亂に、東陣を助けて父に背きけるを、宗全が、分國の者聞傳へ、是豐が領地、備後の守護代山内新左衛門が館へ、宗全の守護代宮田備後守多勢を卒(率)し攻め立る。聞之て、是豐備後に下りて城に據る。此城何れかしらぬ。おもには入へ江田、宮、山内、和智等、宮田を助けて是豐と戦ふ。藝州の吉川次郎三郎經基、細川に一味し、京都より駈下り、是豐を助けて合戦しばしなりしが、是豐終に戦ひ負けて本州を退き、石州に入ると云ふ。その終りをしらす。

宮田備後守重脩

同 備後守政輝

應仁の記に。應仁二年戊子九月三日内藤備前守、丹波の國の勢を相催し、久下、長澤、萩野、本庄、足立、芦田以下、大江山を打越へ、谷の堂、峰の堂、梅津、桂へ發向し、同六日嵯峨天龍寺を始として悉く放火しけり。山名金吾入道、是を聞て宮田備後守を大将として、同七日諸家の勢を相向け、りと云。

杉原石見守基康

一本古城記に。杉原石見守基康は、先祖世々八尾に住す。杉原姓の根本也。山名家とは由緒ある故此由緒前にあ。忠興も後に杉原考へし。と稱し、又山名とも稱す。忠興は八尾の杉原にて、土生淵上と同派なり。木梨の信平の末なり。山手の杉原は爲平の末なり。基康は時興の父、忠興の祖父なり。

山名宮内少輔時興

忠興、信平の末ならば、八尾の杉原の末にはあらず。但、光親、丹州へ移りし跡を基康領せしにや、不審。
一名伊豆守。山名家の一族にて、伯州米子を領し、尾高の城主なり。山名家衰廢により、此處へ移る。尾高に在て當城兼領せしなり。

同 宮内少輔忠興

初名理興と云、時興の男なり。大永四年、大内義興、藝州金山櫻尾を攻めし時、尼子に屬し、毛利家と俱に夜討し大内の軍を破る。其後大内に屬し、天文七年、大内兵部卿義隆の命に因て、神邊城主山名宮内少輔氏政を討つ。此賞として神邊城に氏政が領せし地を賜り神邊城に入る。元、尼子伊豫守晴久に屬して、尾高城を兼領せしが、神邊城に入て後、大内に從ひ、大内滅亡の後、尼子に從ひ、其後毛利侯に從ふと云。

毛利右馬頭元就朝臣

天文二年(陰德太平記、三年)、宮下野守を攻め給ふ時、本陣と召る。其比は山名、城主たり。山名は大内に從ひ、宮は尼子に從ふ故、毛利家も大内隨身によつて、大内の令を以て山名、毛利の勢を變して陣せしむと云ふ。

節婦、なつ女

なつは本村の百姓勘五郎妻なり。貞節ありて寛政六年褒賞せらる。

神奈備山

杜 川 楓

神奈備大明神鎮坐の山なり。山城、大和、備中に同名あり。詠歌多し。此地の詠のみあらず。同名多きに因みて以て此に附す。

古今集

神無月、時雨もいまた、ふらなくに、かねてうつらふ、神なひの杜。

同 集

千早振、神奈備山の、紅葉に、おもひはかけし、うつらふものを。

よみ人しらす

後撰集

旅寐して、妻乞ひぬらし、子規、神奈備山に、小夜更て啼。

拾遺集

かきくらし、時雨る空を、眺めつゝ、おもひこそやれ、神奈備の杜。

詞花集

紅に、みへし梢も、雪ふれば、白ゆふかくる、神奈備の杜。

新古今集

蛙啼、神奈備山に、かけみへて、今や咲らん、山ふきの花。

新敕撰集

千早振、神奈備山の、櫓の葉を、祝ひてそくむ、萬代の爲。

續拾遺集

冬の來る、神奈備山の、村時雨、ふらはともにそ、照る紅葉哉。

新後撰集

神葉に、霜の白ゆふ、かけてけり、神奈備山の、曙のそら。

同 集

夏くるゝ、神奈備川の、瀬をはやみ、みそきにかくる、浪のしらゆふ。

名歌集

千早振、神奈備山の、椎柴の、いやとしのはに、祈りまさらん。

光曉山、慶照寺

眞宗、明淨寺末寺

社會

出口村里正、大戸久三郎興起する處なり。其趣意、麥を人にかし、熟年には少つゝの利息を納れしめ、常熟には息をとらず。麥熟せざれば是を貧人にわかちあたへて飢餓をたすく。其窮民を救ひ、且其人の仁慈、高義なる、長州儒生永富氏はが記を作れり。其文に云。

よみ人しらす

貫 之

大政大臣

厚 見 王

辨 内 侍

野々宮左大臣

爲 經

行 成

備後國府社倉記

備後國府中人、大戸直純、家世富商、實直好學、目義著、稱鄉黨焉、嘗爲邑長吏、見歉年小民艱食、惻然心憫焉、得朱子社倉法、心深欽之、商(遮)會一官長事敗伏罪、有人譖直純、漁民賂賂官長者、有司信之、繫直純獄、鄉人推其義、而悲其冤、自父老子弟、至鏢寡惻獨、莫不千方禱請焉、事稍々得白、乃出直純獄、直純在獄三十日、與兇徒群處、窘厄備至、而益自激勵、憤然心嚮義也、乃出酌便宜、躬自損(捐)麥十石、且使其二子各出數斗、而募諸同志、不欲者勿強、斗升必錄、鄉人從義者五十餘人、得麥凡五十餘斛、以賑貧民、俾貸者出息什一、加其半、冬散之、夏則加息以斂、歉年蠲息之半、大飢則盡蠲之、自後歲必損(捐)三石二斗以繼之、蓋自俸也、如是六年、遷爲出口里正、乃止、鄉人相繼助義者、歲必數十人、而守視出納、必目邑吏幹事、吏民皆樂爲之用、始於天明戊申、至寬政丁巳、凡十年、得儲米百九十余名、以作社倉、先是里正上月則虎謂直純曰、邑有閑地數武、蓋園廢地而今猶復之、建倉于此不亦可乎、直純喜乃貸其地、歲收麥若干、以爲經營資、至是直純又與同志(謀)釀金度材、卜日經始、倉以丁巳六月成、高一丈有二尺、廣二丈有四尺、深一丈有五尺、瓦屋白盛、門牆守舍皆備焉、於是乎一鄉數千百家、官無斗升之費、而民有凶旱之儲、蓋直純之力也、余之至府中也、(自)嘗禮卿氏、管子之徒十有餘人、皆後先來見獨直純有事不至、浦上盛榮請爲直純作之記、余心已許之、既而直純裏事、來見稠人廣坐、言苟及義、直純淚爲之先下、余撫掌曰、有之哉、是(斯)人而有斯事、直純嘗還義金十兩于盛榮、盛榮知直純之還義而已受未必義、固辭不得、則欲以此起黨、貸金收子、以殖其財、直純喜遇與同志議、糾合錢財、以買學曰(田)、蓋副之也、出口邑民嘗發前吏贓訟久不決、及直純里(爲)正實其曲直、歸金于民、々欲得而分之、直純諭以義、自督其事、且損(捐)其俸、以爲社倉、邑有芹田川、雲石之要路也、每大雨(雨水)(必)洋溢、直純損材捐財、爲架二圯橋、遠近便之、邑嘗數罹災、(直純)知代茅以瓦可以紓患、乃損(捐)十數金致諸里正冀里正與邑吏戮力、一心募同志以集義月加年殖、庶幾可以成事也、其舉動率皆此類、而必引人同事、以身先之、任其勞而分其功、是以人々與行、以成其義云、夫古之君子窮則先其身、所謂生於憂患也、故孔子曰、陳蔡之厄、邱與二三子之幸也、小人反之其窮也濫、放辟邪侈無所不爲、今直純處窮而不回、學以明善、固執行之以成其義、蓋直純古之人與、且直純之志、立于園圃中、而其義成於園圃廢地、抑不亦異乎、余行天下多矣、性易服義、喜樂成人之美、所至必咨詢、先是十年、余在五嶋作喜和傳、去年遊天草、作小山清兵衛傳、并直純爲(三)、一則婦人死節而已、義之難如斯也夫、直純字子孝、一稱久三郎、今因其請作社倉記、並錄義行數條云。

于寬政戊午秋七月下浣

長門 永富友充國 撰



上山村

租高、三百二十九石八斗八升八合(廣島縣史、三百二十九石八斗八升三合。六郡志、三百五十九石八斗八升三合)

四百二十三石六斗五升四合

四百三十八石七斗六升八合(六郡志、福山志料、四百三十八石七斗八升六合)

産社、八幡宮 二坐 田邊神社 月入神社 此外、小祠共に二十三坐。

月入の杜

此郡は府中の西南より荒谷の西山にかゝり、高嶺の平地なる村落なり。此に月入の明神とて神在せり、此杜を云ふとぞ。此嶺、府中の邊りより見る時は望月、夜半に隠るゝ故、斯く名付けしとかや。或は月なしの森とも言へり。月入の明神は金山毘古命を祭れるよし。歌あり、土人言ひ傳ふ。古集にはみへざる處なり。

おほつかな、秋の半に、行てみん、備後の國府の、月なしの杜。

此歌、一説に。吉備のこふなると云々。

槻木の古株

古へ槻の大樹一幹あり。いつの比に伐りしにや、其株今に残れり。其根廻り十四五間計り、差渡し五間計と見へたり。此樹ありし時は、此一樹にて此一村をさし覆ひし故、是を月入の森と言ひしと言ひ傳へり。

馬酔木燒

此村には戸々正月元朝に馬酔木の青葉こめて燒く、是煙り多ふくして家内くろむとの祝意なるよし。爆聲まめこめとこそ聞ゆれ。余村には聞かす、唯此村のみの事とぞ。

上光山、長谷寺 禪宗、龍興寺末寺

孝子某あり。傳、碓井井の條に記せり。

目崎村

租高、三百四十五石二斗八升一合。(廣島縣史、六郡志、三百四十五石二斗八升)
三百七十五石五斗五升一合。(廣島縣史、六郡志、貳百六十五石八斗七升九合)
三百二十石四斗一升五合

産社、菅谷神社 天神社 二坐相殿に祭る。 此外、小祠共に五坐。
勅旨田

今此郡一處の地名に言ひ傳ふ。此郡一圓勅旨田たりしと、今はわつかに地名となる、是古への勅旨田の遺跡なるべし。往昔は勅旨省とて八省の外に今の諸侯の小納戸のごとき事ありて 天子の服装の物を司る役所にて、其雜費を此勅旨田より納めしとなり。桓武天皇の御宇、暫く止め給ひ内藏寮に合せられしが、其後又置かれしと。此に斯く勅旨田と言ひ傳ふれども、此國の事は古史にはみへず、洩れたるにや、いふかし。古史の載る處、略して記す左の如し。

日本逸史卷三十八に云。

淳和天皇、天長七年二月丙辰、武藏國空閑地二百二十町、爲勅旨田。

又正稅一百束充開發料類從國史第百五十九、田部

三月乙丙(酉か)巡察使攝津國乘稻二万八千三百束、充開河邊郡勅旨田料上同第百五十九、田部上勅旨田

五月乙未、長門國外嶋一處爲勅旨嶋、但其内之公私田地公輸所不在此例同上百五十九、田部上勅旨島

十一月丁酉、備前國空閑地五十町、充勂旨田同上勂旨田

十二月乙巳、備前國穀四百五十斛、爲橫串勂旨田料同上

同三十九に云。

天長八年五月庚申云々、下野國田地四百町五段、爲勂旨田第百五十七、田部上勂旨田

十月丁卯、攝津國田地九百八町、墾開爲勂旨田第百五十九、田部上勂旨田

同卷四十九に云。

九月癸卯、美濃國空閑地二十四町一段、爲勂旨田第百五十五、田部上勂旨田

若斯古制あり。本州、史に脱落せるなるへし。

猪子山、安樂寺 眞言宗、榮明寺末寺

此寺、慶長年中燒失せしを、榮明寺宥仙上人再興ありと云ふ。

多門屋鋪は、安樂寺の後にあり。昔、太郎坊、次郎坊と云天狗の住し處也と云。

父石村

租高、四百七十四石七斗八升一合。(廣島縣史、六郡志、四百七十四石七斗七升八合)

四百七十六石一斗七升八合。(廣島縣史、六郡志、四百七十六石一斗八升八合)

四百八十一石五斗三升四合。(廣島縣史、四百八十一石五斗一升三合。六郡志、福山志料、四百八十一石五斗一升四合)

産社、良神社 八幡宮 天王社 澤淵神社 此外、小祠共に十三坐。

名和城

和知豊後守元氏 大内家の幕下。甲努郡國留の城より此處に移り、文龜元年、城を築くと云。

同 豊後守元長

一本古城記に。父子國留城にあり、俱に此に移るとあり。

同 豊後守豊郷

初名又九郎。元より大内家に従ひ、毛利元就朝臣の姉(陰德太平記、妹(聲)たり。大内滅亡の後、毛利家に屬す。永祿年中、内謀して尼子に通ずと風聞あり。元就朝臣は雲州にありて尼子と戦ひ居給ふ處、此間へあり。此を糺さんと、大膳大夫隆元、和智の城に趣き給ふに、和智二心なき旨、神文を以てし、隆元を饗するに猿樂を以てせり。隆元も伯母聲なれば、偽りあらしと、打てて逗留あり、饗終つて歸られし其夕、腹痛して終に卒去せらる。因茲、元就大に立腹あり、是、毒殺に必定せり。和智兄弟を

誅すへしと、軍勢を向けられけるに、詮方なく城を出て豫州に走り、名嶋(後太平記、興居島)に居けるが、雲州平均して和智を召さる。和智通るべき様なく、舟に乗り渡りしが、宮嶋に懸りけるに、迎も遁れじとは思ひしかど、もしやと思ひ宮嶋にかけ上りけれ共、詮方なく社壇にかけ入りけるを、追手の者ども、神慮をも憚らず、神前にてさし殺しけると云ふ。

同 又八郎久豊

豊郷の舎弟。行狀前に同し。

同 右衛門尉隆實

一本古城記に。豊郷の兄弟とす。又、一本には豊郷より前代とす。行狀同しく分明ならず。並へ書して後考を残す。久豊は先に毛利家より領知給り、油木村に移る。行狀油木村にも傳ふ。豊郷、久豊兄弟、宮嶋にて誅せられ、怨恨奇異ありと、宮島大元の谷に、兄弟の宮を建て、毛利家より祭祀あり。其事の次第に云、永祿十年十月十五日、藝州嚴嶋の神主棚倉(後太平記、棚守)左近將監元秋、京都へ早馬を立て、朝廷へ奏して曰、去、永祿八年より以來、社壇鳴動して止まず、今年新に龜甲の赤幡、毎日神前より出て虚空に飛揚し、三鬼の天狗奇異を顯はす事いとまならず。是、備後の國の住人、和智兄弟、神前にて害せられしより以來、斯の如しと云々。因茲、諸卿御詮議あつて嚴嶋神主へ祭祀嚴重に可相勅命あり。毛利家へ仰せ下されけるは、去る年、備後父城主和智豊後守豊郷、同弟油木城主湯谷又八郎久豊等、備中守(前には大膳大夫とある)隆元を毒殺せしとて、嚴嶋禁戒の處にて誅せらる。其魂魄忽天魔となつて、其山の天狗を誘ひ奇異をなすと聞ゆ。其上、安藝の國にては、三日三夜、日月をみすと聞ゆ。早く嚴嶋の地を清め、社壇改造致すべしと云々。斯、毛利家へ勅下ありければ、元就朝臣も弘治合戦の時、宿願の子細もあればとて、早速に領掌あつて、推古天皇御造營の例にならつて、周防の國、黑髮山の良材を取寄せ、同十年十月初旬(後太平記、極月)より造營はじまり、同十一月四日(後太平記、同十一月卯月)に至つて諸社悉く落成して遷宮なる。此趣神主を以て、天聽に達し給ひければ、叡慮のあまり、吉田の社司卜部兼見を下向なさせられ、祭祀嚴重に執行はせ給ひけり。斯て又和智兄弟の宮を作り、三鬼大明神と崇め祭らせらる。そも此兄弟、如何なる故に斯奇變を顯はせしやと、其子細を尋るに、去、永祿六年、元就朝臣の嫡男、備中守隆元を毒殺せしと聞へしかは、元就朝臣、其實否を糺し給はんと思せしかども、尼子と對陣の砌りなれば、事延引しけるに、和智兄弟は小早川に従ひ伊豫の居興嶋(興居嶋)に在陣せしが、毛利元就朝臣より吉川、小早川へ、急き和智兄弟を藝州吉田へ送らるべしと使者を遣はされければ、兩川評議あつて、和智兄弟の義は、去天文年中より以來、當家の爲に度々軍功を擧て、此度豫州の戦ひに無比類、勵しける故、味方勝利を得て、大將宇都宮遠江守豊綱を降参させしめ、備後

三原へ送りしも、ひとへに彼等が忠義なり。今又九州へ數万騎を引具し發向の處に、箇様の沙汰あつては、諸軍勢の心もいかゞあるべき。此度は彼等兄弟の義、先忠に免して、御延引然るべしと、申し遣はされけれども、羽林間届け給はず、是非急に送るべしと、兩度の使者に、據なく和智一族五十余人なる中に、只兄弟二人を引分けて船に乗せ、警固の武士三百餘人にて、藝州吉田へ送られける。時に海上俄に風あれて渡りがたく、宮嶋に船をかく。兄弟は身に覺へなき罪なれども、倅人あつて我々を罪におとさんと計れば、申披かんとすれども其詮なし。所詮遁れぬ命なれば、運を天に任せて、社壇に取籠り、折を見合せ落行べしと、兄弟うなづき合ひ、側なる太刀を追究り、船より岡へ飛上り、社壇をさして馳行きける。警固の武士、大に驚き騒ぎける中に、佐武若狭守元直、井上伯耆守春忠、透間なく追かけ、社壇のまへにて戦ふうちに、三百餘人の警固の兵共、追々に馳集り、四方八方より切立ければ、終に叶はじと見切て社壇にかけ入り、自害してこそ失にける。(校訂者曰。後太平記には害死とあり、自殺では無い。)斯、難死に及ひける故にや、怨恨凝つて災變をなせり。是を祭りて和智の宮と號し、神璽三牀を立つ。中尊は當嶋彌山の靈鬼三鬼天狗、右は時媚鬼大明神、是、豊郷の靈を鎮祭す。左は奉(摩)羅鬼大明神、是、久豊の靈を鎮祭す。中尊神號を追帳鬼大明神と稱す。合して是を和智宮と云ふ。或云、宮嶋の三鬼とは此三靈を総て云也。

蘆田川

朝川なり。水脈は前に記せり。

戊戌三月朔訪禮卿宅

百里連_レ筈訪_レ故人。山陰芳草雨餘春。風流何必梅花下。禊飲方佳蘆水濱。

戊申二月廿六日蘆田川上吟歩

橋杓半籠楊柳烟。春風曳_レ杖過_レ晴川。研山畢竟求難得。碧玉灘頭歎_レ帽眠。

黄葉夕陽村舍詩

同_二西山先生、姫井仲明、頼千祺、近藤伯協_一遊_二父石村_一

父石石爲_レ村。石瀨鳴_二崖根_一。雄雉春山午。晴潭花影温。水中皆怪石。顆々爛_二光澤_一。沿_レ流寬_二无物_一。逍遙不知_レ夕。樵響斷_二前_一。清音轉杳然。牧牛遠_(還)昏谷。倦翼没_二紫烟_一。春嬉已幾場。此歡不可_レ忘。歸路踏_二明月_一。金波灑_二衣裳_一。

西山正

同

(菅 晋 帥)

河面村

租高、百五十五石六升六合（廣島縣史、六郡志、百五十五石六升六合）

百四十二石八斗一升三合

二百二十六石四斗二升九合

産社、皇太子神社

明現神社

御崎神社

此外、小祠共に十五坐。

河面城

榑崎太郎宗貞

久佐榑崎加賀守六世の孫、久佐より分家して、當城を築き住す。

榑崎市右衛門尉

文祿朝鮮征伐に、一族と俱に毛利侯に従ひ、彼土に渡り、平壤城攻の時、一婦人幼女を抱きさまよふ。軍士等是を殺さんとす。

榑崎是を憐みて、助け連かへり養育す。後其幼女成長せしかは、嫡子市右衛門が妻とす。慶長乱後、長州に供奉せしが、後歸國

し府中に住しける。今、長門屋某とは此榑崎の子孫なり。家に高祖の所持せしと云ふ鑑並感狀等を傳ふ。

神谷山、福泉寺

禪宗、龍興寺末寺

古牌一基あり。牌面に云。

泰叟了安居士

文明三年七月十六日

按に。榑崎氏の牌なるへし。

西備名區卷五十二 畢

西備名區卷之五十三

芦田郡

五

久佐村

阿字

行

膝

木野山
藤尾

久佐村

租高、三百七十八石六斗五升四合

三百六十四石六斗六升九合

四百三十三石三斗九升六合

産社、八幡宮

此外、小祠共に九坐。

榑崎朝山二子城

地方七八段歩あり。

榑崎加賀守豊武

宇多源氏、湯原左衛門尉末葉也。宇多加賀守と稱す。鎌倉殿より芦田郡地頭職を給はり、當國に下向し當城を築き居住し、地名

によつて豊武、榑崎を以、稱とす。

同 右衛門尉元康

一本古城記に。延慶二年、芦田郡、神石郡兩郡の地頭職を給はり、加賀守に任すと云。

又一本に。正慶二年、尊氏將軍より芦田郡地頭職を給はる。

按に。正慶は人皇九十六代 光嚴院即位元年、北條高時亡ふるの年なり。尊氏は元弘元年、北條の催促に應じて上洛し、京都

に至て志を變し、先帝の勅命として六波羅を攻め亡し、先帝重祚、建武に至て、先亡の餘類關東に起る。尊氏、東征を命せられて功あり、押て征夷將軍と稱す。朔敵となりて義貞と戦ひ、軍利なふして西國に沈落し、三年建武に至つて漸、京都に入れり。正慶は尊氏いまた士を封する勢ひにあらず。榑崎豊武、鎌倉より地頭職を給はつて下向すと云へるは、又延慶より已前にして、元康、二郡の地頭を給はりしこそ延慶なるべし。延慶は人皇九十四代、花園院即位元年、鎌倉將軍守邦親王の任三年也。足利より地頭を賜りしは曆應前後なるべし。

古蹟志に。高武藏守師直執達の御教書、今に三原の榑崎氏所持す。元、宇多氏なり、榑崎山に居城を構へしより本氏宇多を改めて榑崎を以て氏とすと云々。

是正しき證なり。正慶は誤りなるへし。

榑崎備後守元景

初名三郎左衛門尉

同 右京大夫利景

初名三郎左衛門尉。足利將軍より備中新見を賜はり領すと云。

備中府志に云。新見鳶巢城、當城開基は榑崎右京大夫利景、足利將軍家より宛行はる。康安の比、榑崎三郎左衛門尉、山名時氏に與力の事、太平記に顯然たり云々。

太平記に。康安元年(太平記、二年)云々、多治部(太平記、多治目)備中守、榑崎を侍大將として千餘騎、備中新見へ打出たるに、秋庭三郎、多年拵へすまして、水も兵糧も卓散なる松山城へ、多治部、榑崎を引入れしかは、當國の守護、備中守(太平記、越後守)師秀、戦ふへき様なく、備前徳倉の城へ引退くと云々。

榑崎備中守景貞

初名三郎左衛門尉 一名加賀守

同 三河守元安

同 三河守信景

同 二士、一本古城記に。世系しれず。

同 備中守宗眞

大永年中居住と云。

同 三河守貞長

初名三郎左衛門尉。永正五年、足利將軍義植(植)公御歸洛の時、大内に從ひ供奉すと云。

同 三郎左衛門尉豊景

初名彦左衛門尉 又名三河守

元大内簞下。大内滅亡の後、毛利家に隨ひ、毛利侯、陶と矛楯の節、藝、防、所々の戦ひに從ひ、毛利侯、雲州尼子と合戦隨かはざる處なし。就中、永祿六年、雲州馬瀨(瀨)原合戦に長大藏左衛門と勢を合せ、三百餘騎にて馬木、川副が軍を破り、豊景自身、馬木彦左(後太平記、右)衛門尉高成を討取る。長は川副(後太平記、川添)美作守常重を討てり。因茲、尼子大に敗して八幡山に引入けり。同十二年、毛利侯、九州立花に出軍、中國勢從之。其虛によつて藤井能登入道皓玄、大江田隼人佐(後太平記、助)陰德太平記、祐)等洛陽に蟄して在りしが、九國の亂を聞き、信長に訴へ兵具を賜はり、二百餘騎にて備中に下着し、山野の一探を催ふし、一万餘騎にて杉原播磨守盛重が城、神邊楓山城を攻め動す。盛重、立花在陣留主居の將、所原肥後守防にたへず、終に城を奪はれ、所原、這々の躰にて久佐村に馳行、榑崎に加勢を乞ふ。豊景、息男元兼は立花陣に從ひしかは、末子少輔五郎(陰德太平記、三郎)を引連、近郷の勢を催ふし、速時に押寄せ藤井を追落す。時に少輔五郎先登して討死せり。因茲、輝元卿より榑崎へ感書を賜はりける。此感狀、今、江良村榑崎の家時、持來れり。又江良より福田小野へ養子して今は小野の家あり。に持傳ふ。江良氏、其先榑崎より養子せし備中府志。新見鳶の巢の條上文前に記せり。永祿四年、榑崎彦左衛門尉豊景代、備後久佐に處替なり云々。毛利家諸士知行の跡、檢地すへしと所かへ多ふかりしと云ふ。因茲みれば、備中新見は先代より(領)せしにや、此處も先代より兼領の地なり。新見のかへ地何れか給はりしや、不審。

榑崎少輔五郎

豊景末子、神邊にて討死。

同 彈正少弼元兼

一名彈正忠隆兼

永祿年中、作州月田山城主となる。天正に作州浦上遠江守、草苅三郎左衛門尉等、秀吉に與力せんすとす。榑崎是を制せんとしければ、浦上、榑崎を討んとす。時に榑崎、因幡に通する關を守る。秀吉の臣、大谷喜隆(後太平記、吉隆)只一人、山伏の姿となり忍び通る。關守此者を捕へ、懷中を搜し、草苅謀叛の廻文を得たり。榑崎是を備後の輛へ送る。因茲、小早川の計義によつて、草苅景繼誅せられ、其跡、舍弟重繼に給はる。其後浦上退治の評定あつて、小早川三万餘騎にて備前岡山に陣し、宇喜田和泉守直家先陣して、天神山の城に押寄せ、榑崎元兼五百餘騎にて搦手に向ふ。天正四年八月十日に至つて浦上が兵七百餘騎にて討て出、激戦して味方敗せり。榑崎、浦上が郎等、明石飛彈守景親、同三郎左衛門尉景季父子に間に入る。明石、榑崎に組して城中に放火して裏切す。因茲、城陥り、浦上京都に落去る。其跡、宇喜田直家に賜はる。其後、文祿朝鮮征伐に毛利侯に從ひ、彼土に渡り釜山浦にて病て死すと云ふ。

又、殘太平記、天神山城没落の條此條前文と大同小異なり。蛇足なれ共、並へ書す。に、因幡の國の關所をば、作州月田山の守護人、檜崎彈正元兼奉つて關守を居へ置けるに、怪敷山伏一人通りける。關守懷中をさぐり捕れば、織田信長の廻文、又美作の國の住人、浦上宗景、同國草薙是繼、内通の書あり。關守あやしみ、先山伏を免し通し、通書は悉く奪取。此山伏は後に大谷刑部少輔喜隆、いまた慶松と言ひし時なり。扱、通書を備後の鞆の津に送りける。小早川左衛門佐、披て是を見給ふに、將軍義昭退治の廻文なり。草薙が弟、對馬守重繼、同一族左馬介(後太平記、助)同又次(後太平記、三)郎家臣黒岩土佐守、其勢百餘騎、安藝の吉田に在番す。是ぞ幸なりとて、悉く籠居に行はれしかは、景繼一族郎從歎き悲み、景繼を討果し降參しける間、弟重繼に家督をぞ給はりける。浦上聞之て、我逆心も顯はれける物よと天神山に糧を入れ、兵を招き集めて、數千騎にて楯籠る。近年浦上、信長の威を借りて、赤松下野守を追落し、所領を奪取、法外の働と聞へしかは急ぎ退治すべきと評定有て、天正七年八月、小早川左衛門佐隆景、八千(前には三万)餘騎を卒(率)し、作州へ發向し、天神山を打圍み攻め動す處に、吉川元春、伯州米子を發し、八千餘騎馳來つて搦手を打圍まる。浦上も用意の籠城なれば、既に長陣に及ばんとす。檜崎彈正元兼諫議しけるは、浦上が臣明石飛彈守、同三郎左衛門某、無二の親みあり、間牒を以て味方に屬べしと云ふ。尤然りと議して、牒て間書を認め、遠矢に屬て城中に放ちければ、宗景是を見て、明石父子を先誅すべしと、二の郭に押寄せ攻め戰ふ。明石寄手に斯と告しかは、折を得たりと喜び、一同に鬨を作つて攻め入ける。宗景防にたへて、本城に引籠る。明石先登にす、み、八月(後太平記、十月)二日の未曉に本城に攻め入ける。明石父子、變する志なかりし處に、宗景軍慮足らざる故に、味方を敵とし、不慮の謀にて、則(即)時城を落され、搦手より忍ひ出て京都の方へと落行ける。彼浦上が事、足利家に數代の家人として、武恩を捨て織田信長に組し、義昭卿を討つべき謀こそ大逆なれ。天曾而赦し給はず、累代の家運を滅す事、天なるかな。何人か落書して立にける。

檜崎久之丞

備中府志に云。小坂部村、周防の城主、檜崎彈正忠元兼、同嫡男久之丞、(天正年中)作州月田山の城主に替退あり(し)となり。元兼の男。父に従つて周防の城に在りし比、元龜元年、尼子、新宮黨兄弟をして、備中を討つ。諸城を陥れて皆部(陰德太平記、此口部)の城を攻む。城主植木下總守秀長卒去して、其男下總守秀資、士卒を從へ楯籠る。其節、久之丞(陰德太平記、久允)、小坂部周防城にありしが、加勢として此口部城に入る。中國太平記には、秀資が家の子とあれども、元來毛利家の士にして、周防の城主なり。此時、尼子兄弟、六千餘騎にて此城を攻めける故、檜崎加勢に入しなり。此人檜崎の勇英を繼ひて、精兵の手垂れなるが、尼子勢、城を取圍み、日々斥候を出して城の躰を伺ふを察して、唯一人、城の南口より忍ひ出て、向ひなる地に榜の大木ありけるを小楯に取て身を隠し、敵の來るを窺ひ待居たり。時に尼子方より入江甚四郎、竹股平内、初嶋荒太郎、五十根彈正、河合五郎、五騎打連れ、斥候として馳來れり。檜崎願ふ處ぞと、よつ引て兵と射る。元來柳の葉を百歩の外につり、百矢をも、あやまたざる程の利手なれば、其間遙かに遠かりしか共、なしかは以て仕損すべき、眞先に進んだる入江甚四郎が唯中を射通され、馬より下にどうと落る。其餘の者共、膽をけし、是は何方より來る矢ぞ、敵あらば驅散せと、四方をきつと見廻す處を、入江が次に扣へたる初嶋荒太郎、二の矢に又射落さる。河合、五十根、竹股是を見て色を變し、身をふるはし、馬を飛ばして味方の陣へと逃行きけりと云。

檜崎市之丞

檜崎の一族。何れの男なるをしらす。去天文二十二年毛利元就朝臣、奴可郡入江村西條鎚山城に尾和備後守、陶に組みして籠城せるを攻給ふ。時に城固ふして落去せず、故に謀つて城中の兵を偽、引出し給ふ時、先駈して多勢を打破り、大功を顯はしける。時に城將大林和泉守強弓の手垂れなりしかは、檜崎が味方を追ひまくり、一息ついて、ひかへたる處を、藪陰よりねらひよつて兵と射る。其矢、檜崎が兜の眞中に當り、髓を碎ひて矢先白く射出しけるにぞ、勇猛の市之丞なれとも、此矢一矢によはりて、馬より逆に落ければ、敵、首を取らんとかけ寄るを、毛利勢、稠數詰寄せける故、首をば渡さざりしと言へり。

檜崎東市正

天文二十四年、毛利家、陶と合戦の時、陶尾張守入道全(蓋)、藝州折敷畑に打て出つ、毛利侯是に向ひ給ふに、先陣熊谷伊豆守、一旦追ひ落されしか共、守りかへし、郎等末田新左(後太平記、右)衛門、防陣先隊、宮川甲斐守を討取れり。神保長(後太平記、宗)内、柿並小平太を討取。長大藏左衛門は東川左近將監を討つ。檜崎東市正(後太平記、市丞)は林主水正を討取ければ、陶方敗して久嶋になだれ落と云。

檜崎三河守

天文二十二年、市之丞討死とあり。二十四年、東市正、林主水正を討取とあり。同人なれば、年紀の誤あり。別人なれば死生のあやまちあり。故に並べ書す、可考索。

本村に玉禪寺と云ふ寺あり。檜崎氏の菩提所にて、世々の位牌を安置せし。檜崎氏退去の後、破壊せり。故に其残れる位牌を安禪寺に移せり。その牌面に云。

性巖宗眞居士 三河守

享祿三年三月二十一日

按に。宗眞の位牌なるへし。以下は前代に當る人みへす。

榑崎加賀守

安善寺の牌面に云。

南窓(福山志料、惠窓)春心居士

加賀守

天文十七年正月十九日

同 三河守

同 牌面に。

勝山忠英居士 三河守

弘治二年十月十四日(校訂者曰。原本、弘治二年とありしを、後に弘治の二字を抹消して其の傍らに元龜と記し、二とありしを三と改竄したる形跡がある、福山志料には弘治二年とある。)

同 出雲守

同 牌面に。

昌滿芳久居士 出雲守

弘治三年二月廿五日

同 三河守

又、清左衛門

同 牌面に

長屋常久居士 清左衛門

天正二年(福山志料、三年)八月十五日

同 三河守

英屋通(福山志料、道)雄居士

三河守(福山志料、吉藏)

慶長元年九月十八日

同 左馬介(福山志料、助)

同 牌面に。

吉藏道久居士(福山志料、單に道久) 左馬介

慶長十七年(福山志料、此下に閏とある)十一月七日

以上安善寺古牌の寫。

小野仁兵衛尉

一本古城記に。久佐村城主に列ねり。其世系年紀しれず。

同 十兵衛尉景忠

一本古城記に。榑崎三河守豊景の男、小野氏の家を繼ぐ云。

備中府志(卷之二、新見村鷲の巢城の項)豊景の條に。嫡男十兵衛尉景忠、駿河國沼津の宿にて、八端の武者上羅をかけて宿を通る。

太閤秀吉公、姓名を御尋あつて御褒美ありしは、相州小田原陣の時なり。武者物語にみへたり。

文祿朝鮮征伐に、毛利侯に従ひ、彼土に渡り軍功あり。景忠性豪強にして、中國無雙の怪力、敵陣に臨んで首を取る事、數をし

らず。差物二間四方の大戦、又或時は八端の母衣を懸けり。故に敵是を知つて大に恐怖し敢而近付事なし。時により差物を小に

して敵を謀り寄せて討事多ふし。慶長五年、中國諸士、毛利侯に従つて長州に移るの刻、浪人してありしが、慶元(長)大坂亂の

時、秀頼公の招に應じ籠城す。大坂没落によつて府中にかへり、老ひて卒す。

景忠の傳、町村洞木に記す。合せ見るべし。

一本古城記に。水野日向守勝成君、福山御移住の節、十兵衛景忠を尋ね給ふ。時に景忠府中にあり。府中里正思ふ様、景忠は大

坂籠城、一騎當千の英雄なり。籠城の罪、遁るべからず。八十有餘の今に至り、罪せられん事、いたまじき事なりと、我身にか

へて是を隠し、老死の旨を訴ふ。時に勝成宣はく、景忠大坂城中にて、二十四端の母衣をかけて、貫木を飛越へたるを見たり。

其勇猛凜然して當るべからず。武者振と言ひ精兵と言ひ、名譽の大勇剛、其名を得たり。いたはしや存命ならば、祿千石にて召

抱ゆべきの處、早く世を去りしこそ本意なけれど、おしみ給ふ。里正此事を聞て、ほそをかむと言へども、言語再ひかへらず黙

止しぬ。其身は露と消ると言へ共、名は斯、西天の今に輝く。一子甚兵衛と云者あり。山南光照寺の寺侍となり、病死して家系

を絶す。
しけのふ城

河内藏人

一本古城記。檜崎の臣。

荻原藏人丞

一本古城記。久佐村城主。

岡田孫八郎

一本古城記。久佐村城主、地名しれず。

有地右衛門

有地民部少輔元盛家の子。元盛此邊を伐り従かへ、檜崎山に居城せしめたるよし、彼家記と言ふ物にあり。

按に。檜崎氏は世々檜崎山に居して武功の士にして、毛利家の寵臣たりし。元盛も檜崎に並ひたる哲士なり。何ぞ檜崎を傾けん。よし戦に及ふ共、檜崎、小野の勇功、何ぞ輒く落去に及ばん、いふかし。

玉禪寺廢跡

檜崎氏世々の菩提所、檜崎退城の後、破壊して古牌多くありしを、安善寺に移せり。

迦葉山、安善寺

禪宗、龍興寺末寺

當寺に檜崎の古牌あり、前條の如し。是も足利家中代以後のみ、前代は廢散せしにやみへず。其牌面前條に委し、此に不舉。

元日神拜の古例 當郡岡屋谷と云一所に残れり。凡此谷の民家には都而元朝の雜煮に必、栗餅を用ゆ。扱此餅を湯に入れ、にへ立時、家内一同に『淡路が嶋に來候』と唱へ、家内老若一同に神拜し、雜煮を食するなり。いまだ其來由はしらす。『元朝や神代の事も思はる』などのおもかげを失はざるにや、おのころしまの事など、おもひ合はさる。

阿字村

租高、三百八十六石三斗二升八合(廣島縣史、六郡志、三百八十六石三斗二升六合)

五百二十八石三斗二升六合(廣島縣史、六郡志、五百二十八石三斗二升七合)

六百四石三斗四升五合

産社、八幡宮 山王神社

西の城 此外、小祠共に十五坐。

上里右近友門

一本古城記。登と稱す。上里氏、其先は三吉氏、三次郡三吉備後入道の家より出て、上里村に住す、よつて以、氏とす。其子孫

此に移りて檜崎の臣となり、後、毛利家に従ふと云。

上里右近尉

同 右近吉春

一本古城記に。祖父友門は山名家の従士たりしが、山名おとろへしかは、檜崎の家長となり、後、毛利家に従ふ。

千六山

此邊の高山なり。高嶺南郡より坂根丸山を見越して、猶はるかに高く見へ渡れり。嶺谷、凡千六丘六谷ありとて斯云ふ。

ことおふ

此郡、こと神祭りとて、里中、組を究めて、こと組の者集り、ことの神と申す神を祭り、赤豆飯を調し備へ、神酒を備へ、其組

の者、是を食し、神拜をなす、是をおふと云。此神は祇園社なりと言へり。

禪床山、實嚴寺 禪宗、龍興寺末寺

行藤村

租高、三百二十四石四斗一升三合(廣島縣史、六郡志、三百二十四石四斗三升一合)

四百三十一石一斗九升二合

西備名區 卷五十三

葦田郡

四百五十三石二斗二升六合

産社、八幡宮

嚴嶋神社

此外、小祠共に二十六坐。

白瀧山、醫光寺

禪宗、賢忠寺末寺

木野山村

租高、四百六十二石七斗五升六合(廣島縣史、六郡志、四百六十二石七斗五升三合)

五百三十一石五斗九升五合(廣島縣史、福山志料、五百一十一石五斗九升五合)

五百九十九石二斗八升七合

産社、明現神社

山王神社

二の宮

此外、小祠共に二十坐。

小林山城

一作林城、又小松城

木野山治部左衛門尉吉行

一本古城記に。元弘年中、櫻山四郎入道慈俊に屬す。是、芥川の祖なり。

芥川庄、次郎吉清

木野山吉行の嗣。初めて芥川と稱す。吉行本姓兒玉黨也。兒玉河内守家廣男、權頭廣高、庄と稱す。此末葉也。山名伊豆守時氏に從ふと云。

同 庄司(福山志料、庄之)次郎盛忠

同 三郎盛村

吉清より盛忠迄、數世、名字闕。盛忠一名庄左衛門。或云、杉原播磨守盛重舍弟、芥川の家を繼ぐと。

古蹟志に云。盛忠の舍弟盛村は藝州武田に屬し、狐爪木村を領す。盛村の嫡子盛宗は、武田没落の時、離散して、舍弟助右衛門

寄村は古市に住し、後、廣嶋に移ると。

同 七郎次郎

毛利侯に從ひ、天文二十四年七月、陶、毛利侯と合戦の時、香川左衛門尉光景と俱に、藝州仁保嶋の城を守る。同じき十日、大内、陶が兵、三浦越中守押寄せ來り、仁保嶋の城を攻む。時に七郎次郎、眞先かけて打て出、三浦五太夫、荒木十助と力戦して死すと云。

一本。香川が郎等とす。郎等にはあらず、加勢せしなり。

雁山城

檜崎伊賀守元定

久佐檜崎加賀守元康の舍弟、當城を築き移る。建武の亂れに、足利將軍に從ひ、湊川にて討死すと云。

同 又三郎

元定よりは是迄、世系闕。又三郎長州に移り、大内家に隨身す。子孫豊浦にありと云ふ。

芥川庄次郎吉久

檜崎加賀守家老、木野山氏の後孫也。

同 庄司左衛門吉見

吉久男、加賀守景貞に仕ふと云。

同 三郎

吉見男。一本古城記に、作州にて大功ありと。其年紀しれず。

同 庄次郎吉清

吉見孫、父の名闕。天正年中、作州天神山城攻に功ありと云。

虚空木

同瀧

本郷山嶺平圍の地、人家五十戸計りあり。此處より東にのそめは播州の沖浦を眼のまへに見る、紀の路、阿淡は霞みてみへすと云ふ。又瀧川あり、そら木の瀧と云ふ。

松林寺 禪宗、

桑木村

租高、二百石(廣島縣史、六郡志、百二十四石六斗九升)

二百四十四石七斗六升二合

二百七十三石五升七合

産社、八幡宮 此外、小祠共に十一坐。

森定城

入江大藏少輔正高

一本作正尊。神石郡父木野村、當郡藤尾村に同じ跡あり。杉原盛重臣。

古碑三所

一は、森定山(に)あり 入江氏の墓

一は、ヒジャ 左衛門墓

一は、南 左衛門墓

右三墓共に年紀姓名分明ならず。唯里人の斯言ひ傳ふのみ。

金丸村

租高、九百三十四石三斗八升六合

右は水野侯の時、常村を分けて置る一村なり。

千六十石五斗九升七合

産社、品治別(福山志料、分)神社

又稱釜敏(福山志料、俊)大明神

同 鶉見神社(福山志料、鶉見神社)

右二坐、相殿に鎮祭す。

八幡宮

良神社 嚴嶋大明神社

白鳩神社

白髮(髭)神社

玉の神社

青龍神社

鶉見神社

鉾御前神社

大和神社

妙顯神社

天満天神社

天神社に書寫の大般若經あり。弘法大師の自筆と申傳ふ。古へは全部ありしが、今は部闕たりと云。

此外、小祠共に三十九坐。

田能山城

金丸宗三郎

同 宗左衛門利政

同 宗三郎利之

一本古城記に。山名篠下、子孫尼子に屬すと。

又一本。尼子義久の時、宗三郎利之と云者、伯州米子合戦に討死すと云。

天神山城

村田八郎高敷

山名伊豆守時興幕下、永正二年より此地に住す。享祿年中、城を築くと。

村田隼人高英

元、山名幕下。大内家に従ひ、後、入江氏に従ひ、父木野に移る。

鳴津某

一本古城記。天神山の主とす。村田と前後しれず。

長者屋鋪

此地藤尾村に界を接す。其屋鋪と云處、巖石峨々たる處に作りかけたる家屋とみへて、礎の跡あり。直に石面に穴を穿ち礎とす、

其跡顯然たり。

權中納言貞(定)頼卿

此君備後守として御下向あり。府に入給ひて後、此處に館造らし住給ふ。ある時の歌に

葦山、へたてたれとも、月かけの、あまりあかきは、もりてなりけり。

貞(定)賴卿は清慎公の次男、大政大臣賴忠贈(諡か)廉義公の息、四條權大納言公任卿、其息兵部卿右大辨正二位に昇進し、寛仁二年(大日本史、永承元年)に逝去なり。

惣門の淵

藤尾より流れ出る瀧川の屈曲たる處にあり。此淵の上に惣門の跡あり。故に惣門の淵と云ふ。長者屋鋪と云は、此門の跡より上にあり。礎の跡と云は、大石の面に、一尺計の穴數多あり。是館造りかけし柱、此穴に礎したりと云ふ。又、關門と云處あり、此も惣門館の跡と等しく、礎の跡あり。

魚切の瀧

藤尾山より流れ出る瀧なり。上は藤尾村、下は本村なり。水簾一丈計なり。卯月すへつかた、弊麥色付し比、小鮎さばしり、河流をつたひ、此瀧壺に至り、水簾を登らんとして、落來る激水にせき落され、淵底におち入るもあり。又中流より瀧の外へ水玉につれて飛ちるもあり。千々の白玉、飛ちる中に、小鮎ちらつき、日かけにうつる水色、錦をさらすかと思ひやられ、得も言ひがたき景色は、かのつたへ聞、龍門に桃花のちる頃、數万の鯉魚、昇らんとして激浪にせき落され、巖尖にあてられ紅色となるに、桃花清風におとされて、かの鯉魚のたよふに、流れまじりぬる水面の景色、その大ひなる、此處は小なりと言へども、なぞらへて思ひやり、自その界に至る心地もぞせる。その飛ちる小鮎を、遊客手にうけてほこり、又わり子様の物うけて興するもあり。又は羅網を引てとらんとするもあり。これ又興をそへて、永き日の西にうすづくに至り、其景色うすらぎ、又の日を水簾に向つて約しけり。此景色、雨後一入、興をますと云ふ。其瀧壺の深さ測り量るともしる事なし。毎事此山奥より材木を伐り出すに、此谷水に流し出す。今日其材木、流水の激しきにつれ、此瀧壺におちいり、翌日に至り、漸々浮み出るを以て、其深さ幾干としる事なし。又此瀧壺に大鱈魚住めり。時々水簾を上り水上に遊べり。樵夫時として是をみる。その胴體五尺廻りもやあらん。長き事、數丈なり。獵者たまくと鳥銃にて試るに、忽雲霧をおこし、その形を隠す。又此水上に二重川と云ふ處あり。谷の中に小山の如き大石あり。水上より矢を射る如く流れ來る水、彼岩に突きかゝり、向ふの谷に入り、又上へ廻り流れて又此に會ひ廻り流る、故に二重川と字す。此水東北數里、神石郡父木野郎井關堺より流れ來る水なり。其さま小なりと云へども、江湖の流れ鹿飛に彷彿たり。水簾のはげしき事、云ふはかりなし。都而此水上魔魅ありと云ふ。又此上に數珠取と云ふ處あり。行かふ人、珠數を懷袖に入れ、或は手に持などし通るに、忽是を失ふと云ふ。

風穴

當邨北方の山邊にあり。しかし大穴あるにあらず、或石間より風を生ず。其四邊百歩ばかり、小石大石の間々皆涼風を生ず。是ごとみゆる事はなけれども、石間の土中より吹出す事、林間より吹出すが如し。或云、自風地中生矣とは、是等の謂なるべし。

功圓山、西福寺

眞宗、光善寺末寺

紫雲山、西園寺

同宗、西福寺末寺

法身山、光秀寺

同宗、光善寺末寺

開基、甲斐次郎光秀。元、本山村城主也。後、常村に移り今路の城にあり。其後退城して當寺を開基し我名を以て寺號とし、住職して子孫に傳ふ。

又當寺門前に古き石塔二基あり、自然石にて上に一片の平石を置り。其石、笠の如し、是を笠石と云ふ。是に因みて此邊りの小字を笠石と云ふ。其由來はしらす。

常村

租高、千九百八石四斗一升三合

内

九百六十五石七斗九升三合(廣島縣史、六郡志、九百六十五石七斗四升七合)

本村

九百四十二石六斗二升(廣島縣史、六郡志、九百三十四石三斗八升六合)

金丸

千三十石一斗七升六合

産社、八幡宮

當社者、元眞宮大明神とて、本州三社の大社、一宮、南宮、眞宮の一社なりしが、いつの頃にや、洪水に山崩れ埋れて、今の姿となる。今社内に良神と云古神靈あり。吉備津宮の良神の靈と同し。是は其先、此邊の地中に埋れ有しを、土巧をなせし時、掘出せしを社内に納むと言へり。其頃、古き祭器の類ひを掘出せしと云へり。其山崩れし時、残りし洪鐘あり。其銘に云、眞宮大明神とあり、證とする處、是耳也。

品治別(六郡志、脇。福山志料、分)神社

祭神、垂仁天皇第一の皇子、品牟都和氣命。古事紀(記)、作本牟智和氣命。

此命の御母者 開化天皇の皇子日古坐王の五女(古事記傳、六女)、沙本比賣命也。御兄沙本毘古王の事により、俱に失せ給ひしなり。此命の傳は品治郡の卷初に記しぬ。

午(牛)頭天皇社

社家者 延曆帝を祭ると云。

日本武神社 樽(櫛)原神社

白髮(鬚)神社

船迫神社

王子社

牛王神社

御崎神社

旅籠根(振)神社

天神社

此外、小祠共に二十四坐。

常城 日本紀

續日本書紀(卷八) 元正天皇紀曰。養老三年十二月戊戌、停備後國(安那都茨城)葦(葦)田郡常城云々。

芦浦城

渡邊太郎左衛門尉貞

初名、小三郎。山田渡邊信濃守男。山名守護代、出口八尾の城番宮田備後守に偶居す。應仁文明のみたれに、山内柏城に籠城す。山名宗全の守護代たり。宗全の男是豊、父に背き細川に一味し、本州に下り諸城を攻め、又柏城を攻るの刻、本州諸士、山内を扶けて後卷しければ、是豊大敗に及び石州に逐電す。此時、渡邊信濃守、是豊に従ひ攻手にあり。因而敗散して所々にさまよひしが、貞を宮田に預け置し因みにより宮田を頼み、山内に和を乞ひ山田に歸住す。貞、山内、宮田が情によつて當城に在番す

栗原左衛門尉元政

栗原、其先は千葉豊後入道直翁、當國に下向し、御調郡栗原村に住し、因而以て氏とす。元政、毛利家に従ひ、天文年中、當城を給はつて移る。

栗原左京亮

天文二十年、毛利侯、志川瀧山攻の時、働きありと云。

同 左衛門尉胤實

永祿年中居城。後、岩成村へ移る。其男某、慶長乱後、長洲供奉、子孫萩府に勤仕すと云。

日隅山城 一説に。岩成へ移りしは、天文年中にて、信教、又信儀とあり、可考。

此山、品治郡安井に堺を接す。故、彼村にも言ひ傳ふ故、彼處にも記す。

日隅若狭守入道元政

同 肥前守入道快真

安井に日隅の碑あり、延文元年と銘す。是、前代の人なるへし。

一本古城記に。宮下野守元信家老とあり。此迄世系闕。

同 五郎入道兼實

一本。天文年中の人、宮氏家長。

又。天文年中没落、子孫長州にあり。

又云。長州萩に宮刑部と云人あり、日隅の子孫は此家士にあり。

今路城

甲斐次郎光秀

はしめ本山村幡立山の城にあり。此に移つて金丸村に一寺を建立し、當城を出て彼寺に入り、實名を以て寺號とし、住職して世系を傳ふ。

葦浦

今、あすらと云ふ地名にあたる。

都禰

右兩所は和名抄に載せられたる六郷の在名、二所とも此に存在せり。

常陸山、宿院 眞言宗、榮明寺末寺

元、品治郡戸手村に在り。いつの頃にや、此に引移れり。其跡今に存在して宿院と云ふ地名に残れり。

銅榮山、光明寺

眞宗、光善寺末寺 當寺山號、はしめ葦浦山と云へり。其古へ此地に金山ありて繁榮なりし。今はたへて其事なしと云へども、金礦のあと多ふし。

故に改めて銅榮山と號すと云ふ。
弘雲山、長泉寺 眞宗、正覺寺末寺

藤尾村

租高、百六十七石八斗(廣島縣史、六郡志、百五十九石七斗五升四合)

三百七十六石九斗二合
四百五十七石五斗八升五合

當郡は高山多ふくして田畑少なく、地方甚廣ふして道路方四里余に及へり。故に山林の樹木を炭として、是を四邊にひきぐ、村民半はこれを産とせり。

産社、八大龍王神社

當社、父尾谷山の半腹に鎮坐あり。麓の川上に瀧あり、一のふり、二のふり、三のふりなど言へり、旱魃の時は當社に雨を乞ひ、瀧に御祓して吉凶を伺ふ。時に蛇、瀧壺に浮み出れば、雨必ふる。鱸魚出れば雨なしと云ふ。初め一の瀧に吉凶を卜し、驗なければ二の瀧に乞ふ、二の瀧に驗なければ三の瀧に至る。三の瀧にて驗なければ大旱に及ふと云。

國高依彦神社

祭神、國常立尊

延喜式神名帳、備後國葦田郡、國高依彦神社、

則、備後十七社式内の社也。其社地、何れの所なりしにや、しれす。いつの頃にか破壊に及び、神璽を龍王社に遷し、相殿に祭り來れりこそ。

白瀧山

今、龍王神鎮坐の山、富士尾山内の小字なり。

富士尾山

本村山分の惣名なり、故に藤尾村と云ふなり。

父尾谷

此谷、はしめは父母谷と云ひしとぞ。

父尾の瀧

前に所謂、三つの瀧なり。

月居の森

むかし月星あもりまし、止り給ふ處とて斯云ふ。

父尾の丸山

松浦大明神

以上の由來、父尾龍王の記に散在す。大に略して云。

往昔人皇三代 安寧天皇の即位元年、此山谷に 天神あもりし給ひ、五色の清雲、光りを放つ。郷人驚き拜し、視奉る處に、谷間俄に池となり、清水をたへて石梁なれり。其梁上に女神忽然と顯れ給ひ、諸人恐れ慎みて、あへて近付、事問ふ者もなき處に、一人の老翁、身を清淨め、近くすゝんて拜伏し、神慮を伺ひ奉りければ、かの 天神託して宣はく、我は天津國より此土に下生しぬる 天神の靈なり。父は橋、母は池なり。我は此の谷池に住みなんと思ふ海龍神、海童命なりと宣ひ、上の瀧穿に入り給ふ。夫より此谷を父母谷と號く。此谷の三つの瀧穿を拜して海龍王、海童の神と稱し奉りけり。今八大龍王と稱るは、兩部習合の祭典起りてより、是に因りし者也。其後四代 懿德天皇の御宇、此處に月星あもりまし、杜の梢に止り給ふ。是を月居の杜と云ふ。其池梁杜ともに此谷にあり。其後數の御世を経て十代 崇神天皇の御宇、吉備津彥命、吉備國の惣領となり給ひし頃、天下大に旱魃しける故、富士尾の山、父母谷の龍神は神威あらたなりと聞及はせ給ひ、此瀧穿に雪ひし給ひければ、瑞雨ありて其年の稻八束にしなへり。夫より遙に後、四十六代 孝謙天皇の御宇、大旱して 朝廷より雪ひありしと云ひ傳ふ。そも此山は東西南北、嶽嶺そひへ、巖石峨々として劔石の如く岨たちたる中に、數仞にわたる谷あり。是父尾谷なり。數十丈の水簾、谷石に碎けちつて、其響き迅雷の如し。是を父尾の瀧と云ふ。水簾瀧穿三重にあり。その 朝廷より雪ひし給ひし時、瀧穿より女神出現し給ひ、雨を祈り給ひければ大に瑞雨ありて、上 天子より下農民に至る迄、安快限りなかりけり。其大雨の時、龍神あらはれ虚空に飛行し給ひ、其雨止みなんとする時、龍神龍穿に入り給へは、女神は父尾の丸山に入り給ふ。其比、惠美朝臣國

造を賜り、見雲真人、大野真人等此國へ下りて守護し給ふ。時に村上某と云ふ者、此丸山に居けり。彼女神、此家に入給ひて止り給ふ。村上某に娘あり、玉豊姫と云ふ。其娘よくもてなし奉りければ、悦はせ給ひて、汝に子孫を與へん、我は是、松尾明神なりと、東をさして飛去り給ふ。玉豊姫、其月より懐妊し、男子を生す。其子長して松浦豊平と號す。其後、玉豊姫死して神といわひ、松浦大明神と號しける。

延暦二十年壬午、松浦大明神より西の川邊百八十五間の間、清雲たなひき、英光虚空に飛行し、御姿を顯はして白瀧山に上り給ひける。その頃迄は宮社なく、唯瀧穿を拜せしなり。此奇瑞によつて、其比の國司藤原園人、此處に宮社を御造營あつて、神璽を立て、祭典をなさしめ給ふ。醍醐天皇の御宇丁亥三月、國司藤原朝臣再ひ造營、社家者松浦左京大夫道貞と棟札にありと。

天元二年己卯九月、國司より再營。

長久三年、國司右京大夫兼從三位藤原朝臣備後守實宗再營。

元仁二年、本州守護土肥次郎實平建。

文永年中、此谷に金山興り、繁榮して町家連り起りし、町數十二、民家四千八百餘戸。其時の町名、市町、新町、喜三町、建小路、横小路、魚賣小路、遠所小路、口屋町、江田町、棚町等なりしが、今は所々の地名に残れり。

此處を富士尾と言ふ事は、龍山を備後不二と言ふにつけて此處を不二尾山と云ふ。かの山の尾つゞきなる故に、不二尾とは言ふなり。定家卿の歌とて語り傳ふ歌に云。

東路の、不二とやいはん、備後なる、とみしの山の、峰の白雲。

按に。斯の如きの説、本州の内にも間々あり。先、三谷郡三玉安田の山に富士山あり。此には、後鳥羽院の御製とて傳ふる歌には『みな人の、ふしとはしらて』とあり。又、雲備石の堺なる三瓶が嶽の歌に、『不二見ても、ふしとやいはん、石見湯、三瓶が嶽の、雪の明ほの。』西行の歌と云ふ。此處に傳ふる歌は定家卿の奥州岩木山の歌に、『不二見ても、不二とやいはん、陸奥の、岩木の山の、雪の明ほの。』此歌と風調相似たり。見者互考すへし。

正和五年、宮下野守入道再營。

此節、一宮社に廢せんとす。宮の造營いかゝあらん。

貞治四年九月、宮氏再營。

延徳二年、山名宮内少輔氏政建立。

元和八年二月、水野侯並(再)營。

享保六年、福藩大守今の社御造營。

長者屋鋪

石屋原山城

其先、金丸村分にて、彼村に由來を言傳ふ。今は本村に屬せり。權中納言定頼卿居館。又歌等、金丸にみるべし。

小松何某

一本古城記にみへたり。年紀不分明。

入江大藏少輔正高

一本古城記に。山名伊豆守時興家老。忠興卒去の後、杉原盛重の家臣となる。毛利屬國十五州第一の強力なり。其子何某、杉原没落の後浪人し、一人は近江に至り大石の家に偶居し、大石、淺野家の長となるの縁にて淺野家に仕ふ。大石は赤穂家長、内藏介良雄、先祖は入江氏より出て、入江氏の士なりしと云。又一人は坂田村に住し、後、山手村に移りて子孫あり。

富士尾金山

金山、文永年中よりはしまり繁昌し、追々町架連り榮へて十二町、四千八百餘戸に及へり。然るに寛正二年辛巳三月、長雨にて山崩れ金礦埋り、人民七千餘人死けり、其、金礦深き事、七十二町に及へりしに、此山崩れて礦口に水溢れ、土石礦にみちて、いかに共すへき様なく、掘子七千余人は礦中に死し、其事に懸りける人々、如何共すへき様なく、手を空ふして過ぎける處に、翌三年三月、大火にて町架一字も残らず焼失し、人々離散し、是より事止みぬと云。

魚切の瀧

本村山谷より激流せる水簾なり。此地其先は金丸に屬せしとて、彼村の事に言ひ傳ふ。又書きも傳へしが、今は本村に屬したり。其水景の眺望は金丸に記したれば、此に略しぬ。此水上には鱒多ふしと云。

高山硯

古へ硯石を出したる處なりと云ひ傳ふ、今は其事なし。高山、國中に多し。安那郡百谷、品治郡本郷永谷、是は村堺にして一處なり。此外、世良郡、惠蘇郡にあり。いまだいづれか其實地をしらず。

犬塚

品治郡服部本郷村に塚ひして、彼村も其地の事とす。彼村には古狸を犬をして、とらしめたり。此には猿を獵て死したる犬の爲に築し塚なりと言ひ傳ふ。

猿か城

山谷に古城地の如き處あり。語り傳、古へいつの頃にや、此處に古猿住みて其友を集め、人を誘ひたふらかし、終に大家を構へ、數百の大猿、人と化し、遠近の婦人をたふらかし、唱誘ひ入れ、帝王の居の如く王號を稱し、婦人をは皇妃と稱す。又四方の山賊此をよき事とし、此に入て手下となり、畜生を主として恥とせざるの溢れ者集り、近郷に災をなす。國司是を聞及はせられ、軍兵を向け給ひしかども、山嶽重疊にして其居巢を攻る事あたはず。幸ひなる哉、此山方三四里、草木大きに生ひしげり、斧鉞を入る事なければ、枯枝枯葉滿々たり。是に四方より火をかけたれば、滿山一面の炎となりて、其居巢に吹かけたれば、溢者共も猿も煙りにむせび、炎に焦れ、城内一面に燹體倒れ臥す。因茲、猿城一時に灰燼となり、其火一月を過ぎて消たりと云。斯て災ひ除けりとみゆる處に、古猿數十疋、兼て年久しく住みし窟中に這ひ入り、遁れ居しが、火鎮まり時過ぎて、古猿又近郷に災ひせしかば、國司より命あつて駿犬數百疋を集め、獵り盡し給ひしかば、彼古猿等悉く犬の爲に死し、犬も是か爲に多ふく死せしかば、彼爲に塚を築きて犬塚と名付と云ふ。此事里諺に小兒噺の如き説を傳ふ、是は誠しからねば略しぬ。

西備名區卷之五十三

畢

西備名區卷之六十六

三次郡 上

統 畧

方境

東、惠蘇郡。東南、三谿郡。南より西に廻り藝州高田郡坂村、上小原、下小原、高田原、下甲立、深瀬、秋町、粟屋、船木、川根に界し。西より北に廻り石州邑智郡上田、下口羽、阿須那、宇津井に界し。北、雲州飯石郡上赤穴に接す。

租高、二万二千四百六十九斗二升五合。

屬村、五十一

上志和智、横谷、大畠、光盛(守)、森山中、森山西、森山東、大山、伊加和志、大津、上作木、西野、上布野、戸河内、門田、香淀、目下、三原、小文、西入君、藤兼、茂田、石原、檀(櫃)田、泉吉田、穴笠、東河内、後山、畠敷、原村、十日市、上里、西酒屋、南畠敷、下坂(板)木、大ケ(力)谷、羽出底(庭)、上川立、福田、山家、岡三淵、四十貫、青河、東酒屋、南畠敷、下坂(板)木、大ケ(力)谷、羽出底(庭)、上川立、福田、山家、岡三淵、四十貫、青河、美與之

和名類聚抄に。三次の訓。

四郷

和名類聚抄云。上次、播次、下次、布努。

前三郷をさして三次と云ふ。或云、上次を南畠敷と云、播次を畠敷とす、下次を原、上里等をさす、布努は今一郷、上下布野村也。

又云。上里を上次、原を播次、十日市を下次とさすと。

後説可なるべし。

岩上川
或は鴻の川、又、三次川とも云。水上は三谿郡より當郡畠敷に入て原村を西し、藝備界鴻の川に入る。此處に五日市と云處に渡りあり、此を岩上川と云ふ。渡り三十五間餘なり。藝州高田郡より國界を北して此に會する川なり。是より鴻の川共、三次川とも云ふ。其會する上に渡りあり、又三十五間餘なり。是より國界を北して石州界に入て、石備の界を北す。此處にて鴻の川と云ふ。

布野川
水上、惠蘇郡竹地谷より西し、當郡櫃田、茂田を南西し布野に移り、國界に出て鴻の川に入る。

河内川
水上、惠蘇郡より南し、河内東西を経て岩上川に入る。

一路、本道雲州より大畠へ移り、南して光盛、大山、布野を経て三次へ東南し、又南して岩上川を渡り此渡り三十五間あり。西南し、又西北に折れて藝州に入る界に川あり、渡り三十五間餘也。

一路、惠蘇郡下村より三谿郡和智を経て畠敷に出、西して三次に出、酒屋東、坂板木西を経て三谿郡廻り神に移る。

一路、三谿郡三良坂より江田郷中を経て、當郡南畠敷を経て三次十日市にて本道へ移る。

一路、惠蘇郡大月より東西入君、小文を経て三次郡本道へ出る。

一、當郡石州に界たる大概邑智郡龜谷、上田、下口羽、阿須那、宇都津井村なり。

一、同藝州に界たるは、高田郡川根、佐々井、房後、船木、粟屋、秋町、下甲立、高田原、下小原村等なり。

出雲風土記飯石郡の條云。云々通過並通備後國之三次郡三坂、八十一里。徑常。波多徑、須佐徑、刻但志都美徑。以上三徑常無刻、但當有政時權置耳、並通備後國也。

同書末文云。云々。南西道、五十七步、至三妻伊川。渡廿五步、渡舟(船)一。又、南西廿九里一百八十步、至飯石郡郡家。又、自郡家南

八十里、至三國南西堺。通備後國三次郡。摠去國程一百六十六里二百五十七步也。

三瓶山
此山、中古迄、備雲石三州の界なりしが、いつの頃にやありけん、三州の論あり、終に石州に屬せられたり。其事の由傳へ言。

古へ三國の争ひおこり公廳に達す、訴訟紛々として斷獄いつれともわがちがたく、各國その證とすべき由緒(を)達すへしと命せられしかは、石見人

しらて見ば、不二とやいはん、石見湯、三瓶か嶽の、雪のあけほの。

と云ふ歌をしるして、是西行法師の歌とて國に傳へしよしを達せしかは、備雲よりは、そのいづれと極むべき由緒を達せざる故、終に石見に屬せられたりとなん云ふ。

按に。定家卿の歌に

不二見ても、不二とやいはん、陸奥の、岩木の山の、雪のあけほの。

とみへたり。此歌と風詠同調なり。箇様の例まゝ多し。西行の歌と傳ふれども家集には考へず。家集に洩れたるもいと多しと聞へけり。何れ眞僞は定めがたけれども、山を争ひし時、智ある人、是等の風調をもて西行の歌とし、證を公廳に立て石見に屬せられしならん。

又里諺に、かの山争ひの時、備後人は

はるかなる、三瓶が嶽を、詠めつゝ、幾瀬わたりし、鴻の川浪。

と云ふ歌をしるし出せしかど、誰人の作ともしれず、西行の歌とは其證おそれりとして用ひられざりしと云へり。按するに、此歌は新勅撰集に、攝政前の大政大臣

はるかなる、三上の山を、目にかけて、幾瀬わたりぬ、やすの川浪。

とみへたり。三瓶が嶽の歌と云は誰人の作とも傳へず、又備後たるべきしるしもみへず、新勅撰の歌と風調同詠にして、地名異のみ、證と立がたかりしは、むべなり。僞説たるべし。

三吉又五郎秀盛
一本に云。三吉又五郎秀盛と云ふ人は三吉一族なるべけれども、居住の地分明ならず。されど鎌倉に勤仕して、沼隈郡、三次郡兩郡の地頭職に補せられり。又、沼隈郡高諸社地の下し文に云。

備後國高諸社地、山鹿孫三郎事
任去年二月二十五日之下文、可被沙汰候、三吉又五郎秀盛之狀、依仰執達如件。

十月三日
西備名區 卷六十六 三次郡 一〇五 沙 彌

大山村

租高、二百五十八石四斗八升九合
三百三十七石一升四合

森山東村

租高、二百一十石五斗九升二合
百九十石一斗九升七合

伊加和志村

租高、二百五十九石二斗五升七合
二百一十七石四斗四升二合(廣島縣史、二百一十七石四斗四升七合)
睦者、千太郎兄弟四人
官刻孝義錄云。兄弟睦者、松平安藝守領分、三次郡伊加和志村、百姓、千太郎、六十二歲、天明三年褒美。
同書云。睦者、同領、同郡同村、同人弟、長十郎、六十歲、同年褒美。
同書云。睦者、同領、同郡同村、同人弟、彌三郎、五十八才、同時褒美。
同書云。同人弟、與次兵衛、五十六才、同時褒美。

大津村

租高、百三十三石二斗七合
六十二石一斗九升一合

上作木村

租高、三百二十七石二斗一合
百四十三石六斗六升九合

作木城

作木隼人亮

天文九年、尼子伊豫守晴久、和泉の城主和泉三郎五郎信行、毛利家に従ふを憤り、同六月八日雲伯の勢三千餘騎にて富田を打立、同日高野山に着陣、十三日湯木釜が峰を追ひ落し、十四日和泉に押寄せ、波多野勘能、米原平内先陣して、苧が瀬の橋を渡さんとす、作木隼人亮、和泉に加勢して先陣にすゝみ、橋に向ひ渡り來れる波多野勘能を切て落す、家士鬼十郎兵衛、川へ飛込み、其首を取る、三上源内、米原が渡り來り突懸る鏑をもき取れば、三原藤兵衛討て懸り戦ふ處を、元永と云僧、米原を射る、米原射られて引退くを、三原追かけ首を取ると云ふ。

作木新左衛門尉

一名、新右衛門。天文十一年、大内義隆、雲州發向に隨軍。

同二十一年、毛利元就朝臣、江田尾張守隆貫を攻め給ふ泉合戦の時、杭が瀬にて雲州尼子の先隊の將、米原右馬允を橋より射落し、首を取と云。

下作木村

租高、四百五十四石四斗一升四合

二百三十二石八斗九合

作木の瀧

一名、常清が瀧。水簾四十二丈ありと云へり。山景色、水簾の水勢、本州の瀧多ふき中に、此類又あらし。本州は中國高厚の地にして水簾數十箇所あり。那智の瀧、此瀧を最とす。土人言へらく、此瀧の景色日本一とも云べけれども、漲口の奥に人家ありて、折ふし不潔(潔)を流す、故に清からざる事ありて、日本一とは言ひがたしと。

青瀧寺廢跡

作木の瀧の邊りにあり。覺瓊(鑲)上人の開基にして靈地たりしが、いつの頃にや廢地となり、今は礎のみ残り。本尊は藥師如來、且上人の像を残し置かれしが、廢後本尊をば三次常運寺に移し、上人の像は今瀧の側なる憩亭にありとそ。

西野村

租高、三百三十三石八斗九升(廣島縣史、二百三十三石八斗九升)

二百十八石八斗八升五合

上布野村

租高、九百八十六石三斗七合

八百二十九石五斗一升四合

産社、知波夜比賣神社

布野山千早谷にあり。神號を以て地名とす。式内備後十七社の一所なり。

延喜式神名帳に。三次郡、知波夜毘(比)賣神社。

布努

和名類聚抄に載らる四郷の一處。

布野部

三吉太郎

康正二年造内裡段錢并國役引付

三貫五百八十二文、三吉太郎殿 備後國布野部段錢

布野山陣城 附 布野合戰 (校訂者曰。陰德太平記卷之十四、備後國府野合戰之事の條參照)

尼子伊豫守晴久、天文年中、三吉入道を攻めし時陣城とす。此邊戰跡多し、多くは尼子と取合なり。

尼子晴久は石州の益田、吉見、福屋、佐波が外は皆味方に屬しぬ、然らば先彼國は闇き、備後の三吉を退治して藝州に打入り、宍戸が河立の城を攻め取り、兩城に軍兵を入れ置き堅く守らせ、夫より晴久猛勢を帥ひて三吉邊に本陣を居へて、味方敵に破られざる行を設けて後、吉田へ攻入り、先年敗軍せし耻辱を清むべしと工夫して、先尼子紀伊守國久、同式部太輔、同左衛門太夫父子三人を大將として、龜井能登守、牛尾遠江守、平野又右衛門、神西三郎左衛門、池田、川添、卯山、松田、村井、熊野其外都合七千餘騎、備後國へ遣はさる。各先三吉を退治すべしとて、城より三里計を隔て府野と云ふ處に陣を取り、國中の兵士を招きけるに、宮、杉原等を始めとして多く一味して、晴久御出張候はゞ先陣を蒐べしとぞ望みける。國久大きに競ひ、此由晴久へ注進せられければ、修理大夫甚以て悦び、頓て分國の勢を帥ひて備後の敵を退治せんと、吉日良辰を撰ひ發足の日近きにあり、毛利元就朝臣は尼子勢備後に押入り三吉を退治せ(す)るよし聞給ひ、晴久籓本を出されなば何万騎と云ふ事しるべからず、先前鋒の新宮黨を切崩し候へとて、福原左近允貞俊、兒玉三郎右衛門就忠を大將として、栗屋孫次郎信賢、同太郎左衛門、井上彌四郎(陰德太平記は次)郎就信、福原中務、長屋縫殿允吉親等其勢千餘騎、天文十三年七月廿六日に吉田を打立、五里計が程の道なれば、其日三吉に着にけり。三吉廣隆大きに悦ひ福原、兒玉に對談して元就の御芳志淺からずと謝辭をのべ、軍事僉議共しけるが、廣隆が曰、新宮黨の勢七千餘騎とは披露し侍へども、誠は五千計りと見へて候、明日彼陣へ押寄せ一戰仕り、切崩し候はん事案の内に候、然らば吉田より御加勢の人々は二陣に控へられ侍はゞ後強く存し、先陣にすゝみ一合戰仕るべくにて候と言ひければ

福原貞俊、兒玉就忠、仰去御事に候へ共、御邊にのみ合戦させ申、吉田より加勢として是迄参り候者共は杵の後陣にひかへ見物仕つては、得こそ有間敷侍らへ、明日の合戦は吉田の者共仕るべくにて候と言ひたりける。されば兩人の者ども三吉と牒し合せて前後の備を定めたりと云ふ共、敵は多勢にて大將は國久父子、相從ふ者は龜井、牛尾等の勇士なれば、輒く勝たん事難かるべきに、増てや互に先を争ふ心深かりければ、敗績の機いまだ戦かはざる先に顯然たり。斯て福原、兒玉の者共は二十七日の夜半計りに打立、翌る二十八日の辰の刻、尼子の陣近く押寄せたり。貞俊、就忠は智も勇も形の如く備へたる者共なりけるが、此時は大きに進み過(け)るこそ方見(ツク)けれ。所は不案内なり、此程の秋雨に水かさ増り、河霧は深く立籠めぬ、何處か渡瀬とも白波の音計り聞へて、川の流れもみへざりけり。尼子の陣には、吉田勢打出たりと聞て、今宵や夜討する、今日や寄せ來ると、安き心もなく、外聞、物見を出し置きける間、敵の寄せ來る事を早く聞付け、先陣にありける牛尾遠江守、平野又右衛門、川添美作守青砥助右衛門、米原讚岐守、伊見源内左衛門等二千計りにて打て出、霧の紛れに近々と差寄て、散々に射させて敵のひるむ處を得たりやと突て懸る。貞俊、就忠、八重霧に咽んで備へ取次(シヨク)になり、既に叶がたくみへけるが、何れも劣らぬ勇士共なれば、敵陣へ蒐入て散々に戦ひけれ共、敵は多勢にて、しかも堅固なり、味方は小勢なるに備へみだれたりける間、忽おし立られ、十四五丁計り引たりける。爰にて味方何れか討れたる、何れか手負たると尋ねけるに、其日の大將福原、兒玉も深手負ひ、其外の者共、薄手深手二箇所三箇所負はぬ者はなかりけり。福原、兒玉は川霧に前後を忘じ、合戦に討負けたりし事の無念なれば、引かへして今一度合戦し、討死せんと勇みけれ共、栗屋孫次郎、井上彌次郎、福原中務、栗屋太郎左衛門、長屋縫殿允等、若何に福原、兒玉無念を散する討死せんと進むとも、彼等を討せては元就公の兩翼を失ひ給ふが如くなれば、唯面々一命を抛つて二人をば退くべきとて、此旨趣を二人の者に云ひたりければ、二人是を聞て各五人を討たせ、我等引退きたらんには何の面目あつてか元就公に再び見参に入るべき、我々討死して後にこそ面々は兎も角もなり給ふべけれど、曾て耳にも聞入れず、五人の者今は詮方なくて、然は面々も一同に引かへし候へしと方便つて屹つと目撃(クセ)したりければ、若き者共、貞俊、就忠を肩に引かけ、河を渡りて引にけり。かゝりける處に、福原が預りたる土(ツチ)奥(ウラ)の司(ツカサツ)なる庄十郎左衛門進み出て、福原が一組の軍士をば某進退仕て爰元(コト)に堪(コト)有へく候、面々も定て同心にて候べし。扱(ツク)最前(サキマ)は小勢を以て懸りて一戦したればこそ戦利をば失ひて侍らへ、此度は此處に備を立設け、敵の懸り來るを待て戦ひ侍らへんと云ひければ、栗屋太郎左衛門待て戦かはん事宜しき謀に侍らへども、敵の來らんする間に川霧晴れて候は、我軍勢の微なるを敵に見られ、戦利を失ふ端たるべし、思ふに敵は今朝の勝軍に誇り、我等氣おくれ勢盡たる小勢にて、唯今押寄せすべしと思ひも寄り侍らへし、此時川霧の紛れに押寄せ、敵の不意に出て(は)必定勝

利を得べきなり、面々いかにと云ひければ、皆此義尤なりとぞ同しける。されば勝軍したらん時たにも、小勢を以て大勢に懸らん事は難きものを、増てや是は初度の合戦に討負け、しかも大將たる二人は深手負ふて引退きたる時節、些もひるます小軍を以て再び大軍に馳せ向ふ事、剛將の下に弱兵なきならひと云ひながら、毛利家の兵程勇なるはなしと傳へ聞く千人は是を感稱せり。去程に栗屋、福原の者共、尼子の陣へ押寄せ一文字に切て懸り、散々に攻め戦ひ、最前負軍したりつる耻辱を雪ぐべきと思ふ心はいさめども、今朝の合戦さびしかりしに勞れ果、殊に小勢にて入替る後陣もなかりしかは、終に二度ひ討負けて、井上彌次郎、栗屋孫次郎、同太郎左衛門、福原中務、長屋縫殿允、庄十郎左衛門を先として、究竟の兵數百人、枕を並へて討死し、殘黨悉く本の陣へ引たりける。尼子方にも宗徒の兵十三人、其外雜兵多く討れにけり。尼子吏部、同金吾は今日兩度の合戦に討勝て大に悦び、勝鬨をどつとあげ、首實檢して左扇に擧げ足して居られければ、諸卒も皆油断して、勞れを休めん其爲に、酒のみ茶を喫し、鎧を脱ぎ弓を閑きて休足(息)す。然處に三吉廣隆は福原、兒玉手を負ひ、其外兵共死を一途に極めて敵陣に馳せ向ひたると聞て、吉田勢多く討せては我命活て何かせん、總而福原、兒玉合戦勝敗の理を考へず、唯先に蒐らんとのみ思ひ入て戦ひ仕損しつる事、足輕等の働には左も有ぬべし、貞俊、就忠が舉動には甚不足なり、我と牒し合せなば、今朝の軍には負けまじきものを、二人の者共日比の器量には相違の行跡(フシイ)、天狗の付たるにこそとて、其勢五百餘騎、策に鎧を合せ馳著てみれば、敵は油断して居たりけり。すは合戦は味方の勝利なるぞや、すゝめや者共とて真先に進んで蒐入ければ、相從ふ者共皆我先にと切てかゝる程に、尼子勢大きに驚き、敵の寄せたるはと云ふ程こそありけれ、弓を取ても矢をはげず、首鎧着ても忍の緒を取(占)る隙なく、鎗よ太刀よと言ひ旬りて混騒(ヒシヤウ)きに騒き周章ける間、敵に一合せも合せ得ず、はや後より雜兵等は我先にと逃て行ける間さしも大剛將と聞へし新官黨の人々も力及はず引かれにけり。是を見て備後の國の御家人池上、上里、森光、矢田貝、國留(陰徳太平記は富)、吉原など言ふ者ども、元來毛利家一味の志深かりければ、引敵の跡をしたひ、二三里はかりも追かけ、數百人討取けり。尼子の兵、里田與次郎等をはしめとして、宗徒の兵多く此退口に討れにけりと云。

御殿屋鋪

古へいかなる高貴の御在跡にや、由緒もしれず、唯斯云ひ傳ふのみなれども、今に除租の地なりとぞ。

下布野村

租高、八百八十九石五斗六合

七百五十五石六斗三升二合(廣島縣史、七百五十五石四斗二升二合)

此邊より雲州への通路、本道といへども冬十月よりは人馬の往來たへぬ程の深雪の地なり、要用あれば只丈夫のみ、たまさか通行せり。惠蘇郡高野山邊よりこのかた橋雪車など用る處なりとぞ。

戸河内村

租高、四百七十七石三斗四升六合

三百九十九石五斗二升九合

門田村

租高、二百四十六石七斗八升九合(廣島縣史、二百四十六石七斗九升八合)

百七十五石八斗六升七合

香淀村

租高、六百三十四石四斗三升二合

三百四十九石一斗一升四合(廣島縣史、三百四十九石一斗四升四合)

日下村

租高、二百八十七石六升三合

百八十六石六斗一升二合(廣島縣史、百八十六石三斗八升三合)

日下の里

今はひげ村と稱す。

一説に云。むかし二柱の大御神天の浮はしよりはしめて天降りましませし處なり、その天降りましませしよしは惠蘇郡の比婆山と言へども、はしめ此處にもありましくける處なりしが、ひがしによき處ありと見をなはし、かの比婆山にうつらせ給ふ、其時上り給ふ處を御坂と云ふ。今の三坂村。二柱の大御神、此處にもありましくしより、此深山幽谷の雲霧はれて日の輝きそめし如く二柱の大御神の御影向の輝きしを、後に日の神の生れまして輝き給ひしになぞらへ、日の下と云ひしを以て、後世國の號を日の本と云ひしも此よりおこれりとぞ。又、日の下をくさかど稱せし事は、天孫饒速日尊、天神の御詔をうけさせ給ひ天降り給ふ其處を日下と云ふ。是は河内の國峰か峯に天降り給ひし。日本書紀に、日下村(草香邑)青雲白肩の津とあるは今の牧方なり。古事紀(記)に日下高津之地とあり。斯天孫の天降りましくし處を日下と云ふに准へ稱すとも云なり。

日下城

迫田美濃守

由緒、年紀しれず。

三原村

租高、二百二十一石五斗七升七合

百七十九石四升四合(廣島縣史、百七十九石三斗二升四合)

三原屋鋪

三原藤兵衛尉

天文九年、尼子晴久、和泉三郎五郎を攻めし時、和泉に加勢し、苧か瀬にて尼子の先隊米原平内を討取しと云。

小文村

租高、百六十八石六斗四升六合
百五十九石一斗八升一合

西入君村

租高、千二百二石六斗三升二合
右は、東西二郷の古租高。
五百七十六石六斗八合(廣島縣史、五百七十六石一斗三升)
本龜山城
岸本兵庫介
天文年中、尼子晴久簾下。
福山城
甲尾越中守

毛利家の臣文藏(祿)より慶長五年迄在城。毛利家萩府へ移らせ給ふ時供奉せしと云。

孝子、喜七郎
官刻孝義録云。孝行者、松平安藝守領分、三次郎入君村、百姓、孫三郎養子、喜七郎、歳不知、天明三年褒美。
孝子、文藏

同書云。孝行者、同領、同郡同村、百姓、孫三郎實子、文藏、二十二才、同時褒美。
孝婦、喜七郎妻、れん女

同書云。孝行者、同領、同郡同村、同人妻、れん、二十一歳、同時褒美。
傳に云。文藏は三次郡入君村にて持高十石餘りの百姓なり。父孫三郎子なくして、喜七郎と云者を養子とせし後、政次郎、文藏とて二人の子生れければ、孫三郎が心にも養子と實子と同居をなさば、すへへの爲あしからんとて喜七郎に田を半ばかりわち別に家たてさせしが、其比は實子もまた幼くて、孫三郎が身すこやかに田畑の勤をもなせしが、政次郎は病んでうせ、孫三郎中風の病にふしければ、まだ十四五歳計なる文藏に萬まかせ置きしに、農事に力を盡し、父の病ひは母のたすけしをもて、文藏は家の事つとめしが、二年まへより母もまた(た)病にふしければ、文藏一人にて父母の老病を養ひ、晝夜となく心を盡して食味を調し、田畑をば大かた人に預け作らしめて、父母を介抱する事の外は他事なし。母も文藏が女にもあらで斯こまやかに介抱する事をいたはりきこへしかば、父母の二便などの事助る時などは殊さらに小歌うたひなどして、その勞苦せるさまを見せしとはかり、父母の心をやすめけり。冬にもなれば巨(火)燧して煖たかになさんと思へとも、火の用心も心元なしとて、石を焼きて木綿のきれに包み、父母のいねたる足をあたため、常に山に入り薪とり、三次町に持出て賣時も、必もち、くわしの類ひを求めかへりて父母の心をなくさめけり。其後妻を迎へしが、是もまたまめやかに舅姑につかへ、父母の寺に詣でんと云へは文藏父を脊おひ行き、妻をして母の側にあらしめ、又母を負ひ行く時は妻は父のかたへにありて其處用を辨し、夫婦ともに心を盡し、別家にする喜七郎が夫婦も、おり／＼訪ひ來りて起居をこふ。ある時言へらく、家にある文藏夫婦、別に住る喜七郎夫婦とかく念比に養ひ聞ゆれば、何ひとつ闕く事なけれど、先祖より持傳へたる田畑をわかちて兄弟家を異にせし事、今更心に懸り、文藏もまつしくなり行て、ごもかうもなしがたし、喜七郎夫婦のもの此家に歸り住みなば、めやすからんと云ふを、文藏も喜七郎に斯とつげてければ、喜七郎も父の言へる事むべなりとて家にかへり、喜七郎が娘の七才になれるあれば、此後は文藏に子出來ぬとも、家をば此娘につかせんと云ふに、喜七郎もまた貞實にて孝心なる者なれば、此家を娘につかせん事は、おもひもよらず、ひととなりて後は、いつちへなりとも縁もとめて、よめらせんにはしかじと云へば、喜七郎、文藏がまめやかなる志しを父も悦ひしとぞ。扱今年三月より喜七郎がわかれ居る事を止めて、本の家に歸りてより、もとよりとも／＼孝養せしが、猶文藏が心にやおちざりけん、けふよりしては喜七郎が子の列になり、父の孫とも見給へかしと云ふに、父母もその旨にまかせ、喜七郎にも其よしを聞へければ、是も又父母の旨に背かず、文藏が心には猶喜七郎が娘に家を譲らんと云に、喜七郎うけひかすして彌睦まし

く暮しけり。天明三年九月、領主よりほう美として米をあたふ。
孝婦、さな女

同書云。孝行者、松平安藝守領分、三次郡人君村、三田百姓、文三郎後家、さな、五十七歳、天明三年褒美。

東入君村

租高、七百九十九石六斗二升

藤兼村

租高、三百八石八斗三升五合(廣島縣史、三百八石八斗一升五合)

二百八十二石五斗二升八合(廣島縣史、二百八十二石五斗四升二合)

茂田村

租高、二百十九石七升三合

二百三十六石二斗九升四合

石原村

租高、三百二十四石三斗二升

三百三十五石一斗七升一合(廣島縣史、三百三十五石七斗九合)

櫃(櫃)田村

租高、五百十八石八斗八升八合(廣島縣史、五百十石八斗八升八合)

五百五十七石一斗三升

沓が原城

小瀧丹後守

年紀、由緒分明ならず。

三熊山城

城主、年紀分明ならず。

堂迫山城

吉田新三郎

雲州、尼子簀下。

泉吉田村

租高、百六十九石三斗七升六合(廣島縣史には六十九石三斗七升六合とあるが、恐らくは本書の方が正しからう)

二百十七石二斗八升三合(廣島縣史、二百七石二斗八升三合)

西河内村

租高、六百四十七石八斗九升四合

二百五十九石二斗九合(廣島縣史、二百五十九石二斗九升九合)

龜山城

河内治部之丞

年紀、由緒分明ならず。

東河内村

租高、四百七十九石三斗六升九合(廣島縣史、四百七十九石三斗六升五合)

一、二此租、西河内の分れ。

三百三十五石一斗一升三合

後山村

租高、二百八十三石五斗七升四合(廣島縣史、二百八十一石五斗七升四合)

三百四十石八斗八升

穴笠村

租高、二百八十八石八斗一升二合(廣島縣史、二百八十八石八斗一升三合)

三百二十石一斗六升

南畑敷村

租高、三百九十石七升二合(廣島縣史、三百九十石七升五合)

三百四十二石九斗二升(廣島縣史、三百七十二石九斗二升)

西酒屋村

租高、六百三十七石二斗三升

六百十二石八斗七升八合

潮權現社

佛池の側にあり。

佛池

小池にして深さ三尺ばかりなるあり、此池水に向つて念佛を唱ふる時は水ふつくと涌き上る故、参り詣る人多し。此池水潮の味ひありて一晝夜の内、水の増減ありて汐の差引其時をたかへず、早天にも水かれず、五月雨梅雨と言へども水ます事なし。故に此側なる小祠を潮權現と稱す。念佛すれば水わき上る故に、念佛池とも云ふ。

若し斯類ひ處々にあり、駿河國江尻と云ふ處に婆が池と云ふあり、往通ふ人、かの池の側に立よりて、うばくと呼べば水泡を吹出すとぞ。又、伊豆國熱海と云ふ處に平左衛門湯と云ふ處あり、是また立寄て平左衛門と呼ばれば湯吹出すとなり。同所に

法氣湯と云ふあり、平左衛門湯とひとしく法氣と呼ばれば温泉吹出せりとそ。又、美濃國谷郡に川あり、其川の渡りの橋を念佛橋と云ふ、其橋にて川に向つて念佛すれば水忽にわき上ると云へり。但是は念佛のみにあらず、高聲に何を呼ばれとも水わき上ると云ふ。是を咄と云ふとそ。是其地氣なる處なり。佛池も是等の類ひなるへし。

青木か瀧
水簾五間計りあり、青河村に堺ひたり、故、青河には青川の瀧と云。

東酒屋村

租高、五百九十三石二斗二升八合(廣島縣史、五百九十三石二斗三升八合)
七百二十石七斗九升六合

青河村

租高(記入缺) 『六百三十三石九升六合』
五百七十七石四斗四升九合』 (廣島縣史により補ふ)

青河山青屋城

陰德太平記には藝州青屋城とあり、本州にては三吉の臣、青屋入道の城にての戦ひと云ふ。傳へのまゝ記之。
青屋出羽入道友梅

一本古城記に。三吉の臣、永正年中大戦あり。傳に云、當城は三吉、高橋が領地堺にて常々諍論に及ひし處、大永三年三月、(石見國出羽城主)高橋大九郎久光、石州出羽より打て出、三千餘騎にて三月下旬當城に押寄せ嚴しく攻立ける。此由、三吉に聞へて三吉修理亮救はんと欲しけれども折節無勢にて救ふ事克はず日を過しける處に、同廿四日、高橋三千餘騎を三手にわけて三方より攻め懸りけるにぞ、青屋入道防ぎ兼て一方明きたる方より落行けるを、追かけ討程に城は忽落にけり。高橋が籓本の勢も此有様を見て分捕せんと皆城中へ乗入ければ、高橋父子は十騎ばかり残れる勢を左右に立て、首實檢して寛々としてありける處を、青屋入道落足にかへり見て數百人取てかへし、父子の者を牀几より引きおとし、首かき切てさし上げ、高橋父子をば青屋出羽入道が手へ討取たりと呼びりければ、城中へ乗り入たる兵ども、急き引きかへしけれども、青屋が勢は早く引退き、高橋殿父子の首をば三吉へ土産の爲に給はりて候とて、高聲に呼はりて、三吉をさして引退き、三吉へ斯と通しければ、修理亮此由を聞き大に悦び、青屋入道に勢を付けて青屋城を守りかへさんとせしに、高橋が勢は其場より、ちり／＼になつて逃かへりければ直に青屋入道に城を守らせ、是より高橋が城を攻め取らんと、一族他家の兵を催しけるに、久代、高野山、木梨、檜崎等一味して、其勢都合五千餘騎にて押寄せんとす。出羽城には久光討れて如何はせんと泣悲しむ處に、三吉押寄せると聞て、佐々部、岡、湯谷などの者ども、毛利家を頼み、女性少者を吉田へ送り、心安く最期の働き、主人の吊(弔)ひ合戦せんと僉議せし處に、毛利元就五百餘騎にて救ひ來り給ひ、三吉勢押寄せると我斯であらん程は何の恐かあらん、久光の吊(弔)ひ合戦は尋常にし、扱息女あれば人を撰んで婚姻整へ、高橋の家を相續すべし、心易く思はれ侍らへと仰せければ、高橋が家臣等一向に頼み奉ると拜謝して家人の如く成りける程に、高橋が所領一万六千餘貫、元就の成敗に歸し、三吉は手を空しくせり。三吉は何とぞ高橋が城を取んと、三吉城を打出しかども、元就、高橋が吊(弔)ひ合戦せんと、三吉待たる由を聞て、青河迄打出、陣取て見合せ居ける。此よし元就聞き給ひ、吉田勢に高橋が勢を合せて三千五百餘騎、同四月十五日青河へ發向し給ふに、三吉勢いかゞ思ひけん、一日(陰德太平記には一兩日)以前青河を引去り、己が城に引籠りける。青屋城には三吉、久代、高野山より撰兵八百餘騎を入れ置き、青屋が手勢合せて千餘人を籠りける。元就是を聞かれ、さらば其城攻め破れよとて、晝夜十四日も攻められけれども、城中疼まらず防戦しければ、急に落つべき様はみへざりける。され共、當城は水乏しき由其聞へあり、用水盡きば自ら落つべしと陣を固め後詰の用心して數日を経られける。青屋出羽守入道友梅は有功の老兵なれば、精米を以て水と見せ馬を洗ひ、水澤山なる跡を見せける故、寄手は思ひの外水澤山なりと思ひける。此に寄手の中に井上甚右衛門光親と云ふ者、城中の跡を窺はんと思ひ、城の屏の手に付て、いかに青屋殿に申すべき事の候と呼はりければ、城中より何事にて候ぞと答ふ、是は元就が家人井上甚右衛門光親と申す者にて候、我常に酒に酔り候といへ共、孤貧の者にて候へば酒債在(在)行處(在)不自由にて幾度も甲冑を解ひて是にあてんと欲し候へども、又いつか合戦の候べきと存し、空しく打過き候、唯酒家の門前にて涎を流すのみにて候、若城中に美酒の候はゞ一盃賜はり候へかし、枯腸を沾し候はんと所望したりければ、青屋は城内を候はんと欲し斯云ふなりと思ひ、扱は井上殿

にて御入候か、よくこそ御光來にて候へ、永々の籠城にて候へば蓄へたる薄酒共も、皆空樽のみに候、然れ共、濁酒などは少々残つて候やらん、一盞の空茶さへ人を酔はしむにて候へば、先此方へ御入候へ、承及ひたる驚舞をも一さし御所望仕べくにて候と戯むれ、城中へ請し饗應して數盃をすゝめければ、井上さし受け引受け、長鯨の百川を吸ふが如く痛飲せり。其後、入道何にても井上殿に御もてなしなく候に、此入道は藤原の春津、晋の王濟にも超たる馬の癖あつて、形の如く善馬どもを數多飼ひ置て候を、御慰みに御覽有べうもや候はんと言ひければ、井上夫こそ望む處に候と答ふ。さらばとて肥馬駿馬ども六七疋引立させ、扱畜へ置し處の水取出し、井上が眼前にて頭冷し口洗ひ(はせ)なしたりければ、當城に水なしと云ふは虚言なりと思ひける。良あつて、いとま乞て歸りければ、元就、光親を呼ひて、いかに汝は青屋に酒所望したりとな、次でに面白き事なれば城中の様もよく見つらん、委しく語り候へと有ければ、光親畏つて申す様、城中には兵糧澤山にありとみへて堀裏に依ひしと積み置て候水も澤山に候へばこそ飼ひ置きたる馬とも引出し、頭冷し足洗ひなど仕て候と申す。諸人は是を聞て、扱は此程城内に朝夕の馬を洗はせたるは誠に水澤山なるに疑ひなしと言ひければ、元就此城に水乏きは古來人の知る處なり、入道、耿恭が術を得ざれば、井を拜し水を涌出す事あるまし、唯汝に水澤山にありと知らせん爲にこそ、馬など洗ひて見せつる程の謀にほださるゝ事や有へき。又俵積み置たりとて信すへからず、祖述が土を囊にしたる謀なきにしもあらず。今三十餘日攻めなば立處に飢渴に及べしと仕寄せ、城樓組み上げ攻め近付ける程に、岩の丸一つ攻め破られて、程なく落つべき躰にみへけるが、元就其頃尼子に従ひ有しに、尼子藝州へ打入り西條鏡山を攻るるによつて、青屋をば先暫くさし置き、鏡山に來られ候へと云ひ送られける。折ふし城中水渴し兵糧盡て降參を乞ひける間、早速城受取行、其儘、青屋が命は助け置き、元就は西城へ打出らるとそ。(校訂者曰。陰徳太平記卷之四、高橋大九郎討死之事、丹比元就被攻、藝州青屋城一事、藝州西條鏡山落城之事の條参照)

青河の瀧
西酒屋村に界ひせし故、彼村にては青木が瀧とて彼の村の事とす。

西備名區卷之六十六 畢

西備名區卷之六十七

三次郡 下

島 敷	原 五 日 市	上 里	下 坂 (板) 木
大 ヶ 谷	羽 出 庭	下 河 立	下 志 和 知
福 田	山 家	岡 三 淵	四 十 貫

島 敷 村

租高、二千三十四石五合

千百七十九石四斗四升一合(廣島縣史、千百七十八石四斗四升一合)

産社、若一皇子神社

祭神、繼體天皇

天皇は 應神天皇五世の皇子、彦主人王之御子、男大迹王。

日本書紀(卷第十七、繼體天皇紀)云。 天皇壯大、愛士禮賢、意豁如(也)、(天皇年五十七歲、八年冬十二月己亥、)小泊瀬天皇

崩、而(元)(無)男女、可(絶)繼嗣、壬子、大伴金村大連議曰、方今(絶)無(繼)嗣(中略)元年(春)正月辛酉朔日甲子、大伴金村大連更

(籌)議而云、男大迹王、性慈仁順(孝順)、可(承)天緒云々。

曆年史云。同二十五年二月崩、冬葬、藍野陵、越前足羽明神是也。

繼體天皇者 應神天皇五世之孫也、應神之御子二派皇子と云。其御子大郎子と云、其御子を彦主人王と云、是繼體の御父也。

又説。應神の御子を私斐王と云、其御子彦主人王、是繼體の御父なりと云ふ。年久しく越前に住み給ふ。武烈天皇崩し給ひ、仁徳の皇孫たへさせ給ひければ、大伴金村大連、物部麁鹿火大連、巨勢男人大臣等、繼體を迎へ奉る。繼體五度迄辭し給へ共、金村頼りにすゝめ申すによりて即位し給ふ。時に御年五十八。都を山城の筒城に遷し、後又同じき乙訓に遷す。其後又、大和磐餘(余)玉穗宮に遷し給ふ。在位二十五年にして、歳八十二にて崩し給ふ。或は在位二十八年共言へり。比惠尾城

三吉備後守入道海雲

三吉家、姓は佐々木。當城開築分明ならず。元弘のはしめ、後醍醐天皇、笠置の皇城を逆賊の爲に落させ給ひ、隱岐の國へ御遷幸あつて後、通れて伯州船上山へ御遷幸によつて、近國の諸士馳付、御所を守護し奉る。時に三吉入道國內を催し、江田、廣澤山内、宮、杉原等を引連れ馳参り、御所の警固に候しける。六波羅、鎌倉没落し、天皇京都に還幸に従ひぬ。其後、新田、足利鬪諍に至り足利家に屬し、所々の軍に應ず。觀應元年、石州の住人三隅入道、足利右兵衛佐直冬の下知に應し、國中を打したがへ、庄園を掠め領し、逆威を恣にすと聞へければ、事大にならぬ先に退治すべしと、高越後守師泰に先中國をしつめて、後、九州へ下るべしと命せらる。師泰、同六月二十日都を立て路次の軍勢を卒(率)し、備後に入り石州へ發向し、七月廿七日の暮程に鴻の川に着て向ふを見れば、三隅が從將佐波善四郎、青杉、丸屋、鼓が崎三城を固め、三百騎計の勢にて川端へ打出、此を渡せと招たり。寄手二万餘騎、川ばたに打のぞみ渡し兼てみへたる處に、安藝國の住人毛利小太郎、高橋九郎左衛門二人一陣にすゝんで渡さんとす。三吉入道、其子新兵衛尉も等しく進んで毛利、高橋が郎等三百餘騎、三吉が勢三百餘騎、一度にさつと馬を打入て向の岸へかけ上たり。善四郎が兵共暫く支へて戦ひしが、散々かけ立られ引退けば、寄手彌勝に乗り、續て城へ乗入らんと進みければ、三城より木戸を開ひて同時に打出て、前後左右より散々に射る。三將の兵百餘人痛手を負ひ進み兼たるを、越後守見て三吉討たすな、あれ續けよと下知せられければ、山口七郎左衛門一千餘騎にて懸りければ、敵皆城中へ引入たり。寄手城の籠迄押詰たれども、城堅固にして進みがたく、ひかへて折々矢軍して日を送る處に、三吉黨の中に日頃より手柄を顯はしたる兵共三四人寄合ひ評定して、中國勢六千餘騎の中にて、夜討に剛れたる剛の者を撰り出す、其人々には

足立五郎左衛門 同子息又五郎 杉田彈正左衛門尉 後藤左衛門藏人種則
 後藤兵庫允泰則 熊井五郎左衛門尉政成 山口新左衛門尉 城所藤吾
 村上新三郎 同 彌次郎 神田八郎 奴可源吾

小原平四郎
 富田孫四郎
 那珂彦五郎

織田小次郎
 大庭孫三郎

井上源四郎
 山田又次郎

爪生源左衛門
 甕次郎左衛門

都合二十七人、八月廿五日の宵の程に城の後へ廻り嶮岨を上り、鼓が崎城の切岸の下につき、岩ほのかげにぬはれふして時をまつ處に、臥猪荒熊ども人かげにおどろき、城のまへなる篠原へ二三十疋も落ければ、城兵始の程は夜討やと心得て用心し、抛續松を出しみれば熊猪なれば若者ども弓押張、箠搔著けて三百騎計、落行熊の跡追ふて城の籠へ下りぬれば、残る者わつかになりぬ。夜既に明けて木戸は皆開きたれば、二十七人の者共どつと打入れれば、佐和善四郎暫く支へて戦ひしが膝口切られて引退く郎等前にかげふさがり討死しける其間に、役所に入り腹切て死す。其外の者共は青杉の城へ落行けり。されば善四郎討死しければ、城は忽落て、青杉、丸屋兩城も一日こたへて落去りける。越後守、三吉が此功によつて三城を落したれば、三吉を先陣とし國中に打出しかは、石見三十二箇所の城共、皆聞落(佈)してければ、唯三隅入道のみぞ嶮岨によりて城を堅く守り日を送りける

三吉新兵衛尉

是より宗隆に至る迄、數世名字闕。

同 備後守宗隆

初名新兵衛尉、字一作致隆。

大永四年、大内左京大夫義興、藝州櫻尾、銀山兩城を攻められし時、尼子經久に屬し、武田を助けて毛利元就と俱に夜討して、大内勢を破つて功あり。

同 備後守隆資

同 右兵衛大夫久高 高一作隆。

天文十八年、藝州高田郡粟屋村へ八幡宮を建立せり。此邨邊は三吉の領地なればなり。

三吉安房守政高 高一作隆

久高嫡男。粟屋八幡造營す。

同 備後守隆信入道

初名三郎、又新兵衛尉、後備後守。

隆信は右兵衛太夫久高の次男にて、藝州高田郡栗屋村勝山の城に居住せらる。然る處、兄政高早世に付、其男保高幼年の間、隆信勝山城は家人に守らせ、其身比惠尾城に入て宗領家を繼ぐ。其後、保高成長して勝山に歸住せしかども、保高家事心儘ならず萬事隆信の差圖なりければ憤りにたへず、天文のすへ隆信を比惠尾城に招きよせ、たまし討に討果す。因、茲栗屋村の村老哀れみて隆信の靈社を建て祭るとぞ。隆信存生の内に、永祿七年甲子十一月に牛頭天王社を勸請して宮社を造營せられ、其後旭大明神佃大明神、鹿嶋大明神、都而四社を造營せり。隆信死後、栗屋村をば栗屋五郎左衛門領しけると云ふ。

按に。永祿は隆信死後なり、存生の内ならば永正元年なるべし、愈永祿ならば討果されしは天正の末なるべし。

政高男なり、政高早世して保高幼年の間、久高次男備後守隆信は栗屋に別居せしが、畠敷村三吉の本城比惠尾城に入て、保高後見旁惣領家となり居しに、保高成長に至りても家事を任せず、是において天文十年辛卯、隆信を比惠尾城において討捨しが、隆信亡靈崇(患)りをなすとて、後、上里村^今の飛熊山城に移らるとぞ。

三吉新兵衛尉隆茂

一作登茂

同 修理亮廣隆

一名備後守

大永年中、尼子伊豫守經久、山陰道を守護し、雲州富田月山の城にあり。其比、大内左京大夫義興、天下の政務を執り武威を震ふと言へども、經久獨簇下に屬せず、却而大内領備中、備後、安藝を傾く。大永年中、毛利元就朝臣、大内に屬し、かの三箇國の諸士に大内歸服をすむ。經久是を憤り毛利を討んと欲せしかども、いまた三箇國一圓ならず。年月を送りしが、何様毛利を差置ては藝州手に入り難し。併、備後の三吉備後守廣隆、大内に荷擔すれば、先是より攻めんと、天文八年八月二日、經久井子息晴久、雲州を發馬す。相從ふ兵には一族尼子下野守、同刑部少輔、同式部少輔、外様には出羽小次郎、平野又右衛門尉、牛尾遠江守、神西三郎左衛門尉、龜井能登守、池田宗六郎、川添美作守、赤穴左京亮、三刀屋藏人介、三澤越中守、米原平内左衛門尉、佐波常陸介、津森惣兵衛尉、卯山飛彈守、松田藏人介、村井越中守、同孫右衛門尉、熊野兵衛入道、同五郎左衛門尉、福間大炊介、高松宮内少輔等、其外伯州の南條豐後守、小鴨左衛門尉、繁澤、江見、蜂塚、因幡の武田左衛門尉等、都合其勢五万六千餘騎、備後の三吉に押寄せ、布野の向ひなる鼓が崎、青杉、丸屋につゝいて鴻の川を前にあて、陣を取る。三吉廣隆此勢を見て、あざざやう／＼の尼子の勢や、此小城を攻んとて、斯大軍を以て押來る事、尼子が謀計闇に計られたり、恐るゝに足らざる處なり、いて用意をなすべしと、子息新兵衛尉を布野山崎に陣せしめ敵を迎ふ。翌日、尼子の先陣川を渡らんとして打出しが、

三吉方謀計ありげにみゆればとて、いまた渡らず見合せ居ける處に、毛利元就朝臣より一族福原左近大夫貞俊、兒玉右衛門尉就忠に井上彌次郎、栗屋太郎左衛門、長屋縫殿介を相添へ二千餘騎にて同廿七日布野に差向ける。貞俊、就忠、三吉と軍議し、八月廿八日就忠、貞俊、先陣とし、尼子が川向ひに陣取たる勢に向て布野に陣しければ、尼子勢を見て五千餘騎にて布野の陣を明け川はたに打臨みけれども、不知案内の事なれば渡し得ずしてある處に、三吉勢は筏を作つておし渡り、尼子の陣に押寄せければ、尼子の先勢大きに亂れ騒ぐ中に、牛尾、平野、川添等踏止つて防ぎ戰ふ中、尼子國久退兵五百餘騎にて後陣へ廻り打入りければ、三吉方既に亂れなんどみへけるが、早く勢を眞丸に備へて本の陣所へ引退く。福原、兒玉は一陣亂みだれて退きしが、初度の戦ひ味方の敗をなせしを憤り討死せんとす。栗屋太郎左衛門、井上彌次郎、長屋縫殿介、福原中務等強くいさめて二將を引退かしめ、川を渡して本陣に歸る。三吉は一旦本陣に引退しが、安藝勢の踏止つて防戦ひ居けるを見て、又急に打て出、兒玉、福原を救ふて攻め戰ふ。其間に兒玉、福原を退かしめて猶ふみ止つて激戦しけるが、尼子の大勢短兵急に攻め立ける故、三吉勢終に討負け比叡尾の城に引入りけり。尼子勢は布野、比叡尾兩所を圍んで攻め動かす。三吉廣隆は其頃狐を愛して數百疋を飼ひ置けるが、此軍起りしより夜々三吉、栗屋、江田、祝詞の近邊の山々にちり渡りて、野狐迄をさそはしめ、數千の火をともし、晝は遠山に色々の幡さし物をひるがへす躰をなし、藝備の諸勢三吉に加勢し、山々に陣せし躰にみせければ、尼子の諸將是を見て、近國の諸士三吉に加勢し山々に取上り加勢せんする様子とみへたり、味方大軍と言へ共此一所にあり、三方より後陣を討れ、又城方より打出なば、前後の敵に破らるへし、一先本陣へ引退き川を隔て、對陣せんと軍議して、困を解て本陣へ引入りけり。三吉廣隆是を見て我計畧當れりと思ひ、諸士を集めて夜討せんとす。然に福原、兒玉は最前の軍に討負け藝州へ引退きてありしが、三吉、尼子の大軍に圍れ、既に難義のよし毛利家へ聞へければ、又福原、兒玉に宗徒の兵二千餘騎を相添、三吉を救はしめられるに、藝州猪懸城主高九郎左衛門尉則近從ひ來る、其勢を合せて三吉新兵衛尉と三千餘騎にて鴻の川を打渡し大に戦ひ、牛角の軍して引退く、時に福原貞俊笠符を奪はる、貞俊引かへして討死せんとす、從士栗屋孫次郎信賢と云者は是を引止め引かへして其笠符持たる敵を射落し、幡笠符を取かへし、其首取て家人に持たせかへし、自敵三騎を討取、其身は終に討死せり。此時、吉田、三吉の兩勢二百餘騎討れ、尼子方には一千餘騎討死しけり。同九月二日の夜、吉田、三吉兩勢すくつて夜討をかけ焼討せんと、彼猛狐をすくつて數十疋をしたかへ、三吉勢五百餘騎前よりすゝみ、吉田勢、高橋と二千餘騎密に川上より尼子勢の後へ廻り、丑滿比と相圖を定め、三吉黨尼子の陣へ忍びより、松炬に火をうつし、かの狐共に投げあたへければ、狐銘々此松炬をくわへ、走り散つて陣屋に飛上りければ、諸陣一同にもへ上る。前より三吉黨関を作つて攻め入れれば、尼子方火を防か

んと騒ぎ立けれども、諸陣一時にもへ出れば防に手便なく、煙の中に途を失ひ、うろたへ騒ぐを、味方は兼て用意の事なれば、思ひのまゝに馳廻りて、分捕高名さまなり。尼子方に敵に向ふ者なく、火を遁れんと我先にと逃出る。其紛れに新兵衛尉隆慶、中村石見守隆定、矢部平次右衛門隆忠、三百餘騎の手勢を引具し先へ廻り、谷々所々に伏勢となり待かけ、亂れ騒ぎて逃行を、馳懸りて討取れば、五百餘級を得たりける。吉田勢も相圖をたかへず、陣屋等しくもへ上る處へ打入ければ、是も諸勢煙の中に途を失ひ、防んとする者なく、經久、晴久既に危ふかりしを、近習の者多ふく討死しける其間に、ほうく通れて單騎にして、雲州さして走りければ、吉田勢へも一千餘級を得たりけり。

前卷、府野合戦は天文十三年とあり。尼子勢、府野に陣する處、新宮黨のみ先勢として出陣せり。此戦ひ天文八年にして、尼子大將父子大軍にて出張して、石州の地に陣取れり。毛利家より加勢の將士は、八年も十三年も名字何れも同じけれども、戦鬪の次第は異なり。戦鬪の次第、陣所の異なるによれば、兩度の戦ひなり。加勢の將士の等しきによれば、年紀の誤りなり。また天文九年には三吉、尼子の方なりしよし、志和知城の條にみゆ。いつれをあやまりあるべし、考合すべし。

天文十一年、備雲石の士十三人、大内義隆卿をすゝめて雲州發向に供奉せり。義隆、富田月山城を困んで數月に及ふ。其内右十三人大半變心し又尼子に歸順し城に入る。よつて大内勢敗して退く、毛利元就朝臣後殿たり。廣隆志を變せず、毛利家と俱に殿して軍功ありし。

陰德太平記に。尼子左衛門尉晴久、備後三吉を退治し、夫より藝州に打入らんと、天文十三年新宮黨を大將として七千餘騎備後へ差遣はし、城より三里へだて、府野に陣す。毛利元就朝臣是を聞給ひ、福原左近允貞俊、兒玉三郎左衛門尉就忠を大將として、栗屋孫次郎信賢、同太郎左衛門、同彌次郎就信、福原中務、長尾縫殿允吉親等一千餘騎を加勢とし、七月二十六日、吉田を打立て三吉に着く。廣隆大に悦び軍議し、同廿七日、兒玉、福原、尼子の陣に押寄せ戦ひしが、吉田勢討負引退き、手負を後陣へ送り、又駈入り、井上彌次郎、栗屋孫次郎、同太郎左衛門、福原長藏、庄十郎左衛門等數百人討死し、殘黨本陣へ入りぬ。尼子方勝軍を悦び油断して居る處へ、三吉勢不意に押寄せければ、尼子方案に相違し、大に驚き騒ぎ、備へ亂れて大に敗す。時に本州の士、池上久三郎、上里豊後守、森光新四郎、矢田貝對馬守、國留某、吉原藤左衛門、尼子の催促に従ひ出陣して有けるが、元より毛利(利)家に心ある故、一同に尼子を背き三吉に一味し、雲州勢を追討し、數百人討取れば、尼子いよく敗して惣崩れとなり、散々に雲州へ引き入りける。此時、尼子方里田與次郎を始として、宗徒の兵多ふく此退口にうたると云ふ。

三吉式部太輔隆慶

初名新兵衛、一作隆景、廣隆の男なり。毛利家に隨身してありける處、元就朝臣の息、左衛門佐隆景と稱せらる故、改めて隆慶と稱す。毛利侯、陶と對戰の時、嚴嶋宮尾の城を固む。藝州古城記に、三次式部少輔とある是也。

三吉新衛尉政慶

天正十四年、毛利侯九州陣に障子が岳を攻め給へる時、城兵等、隆慶、政慶が陣に夜討す。父子強く戦つて追ひ退けしかは、諸陣驚き騒ぐ事なし。毛利侯其功を稱せらると云。

同 新兵衛尉政康

同 筑前守康俊

天正のすへ備中陣の催促に應せず、且先年備中陣に不覺あり、彼是毛利家の命に違ひ改易せられ、三吉を開き神邊へ越へ、杉原播磨守盛重を頼み、安那郡竹田村に住居すと云。

同 大炊介

同 丹後守

同 飛彈守

同 式部少輔高廣

同 新兵衛尉光義

同 右六士、一本古城記に三吉城主とす。しかし比叡尾城主とはみへず、故に並へ書す。

右三吉氏の事、近江源氏との説あり。又、藤原行成卿の子孫との説もあり。當城開築の祖分明ならざる故、二説並へ書す、可

互考。

三吉備後守兼範

一説に云。三吉家は藤原行成卿の四男兼範はしめて備後に下向し、夫より世々三吉に住す。

同 新兵衛尉宗高

兼範より十三世と云。

同 安房守致高

同 右一説。

按に。行成卿は九條右大臣師輔公の御嫡男、正二位大政大臣伊尹公四男、左少辨義孝卿の男なり。其一男は遠江守實經、二男陸奥守良經、三男兵部卿從二位行經、四男は甲斐守永觀なり。其餘の御子は皆女子ありなり。永觀改めて兼範と名乗られしにや。又別に男子ありしや悉しからず。永觀の男は信濃守永清と云ひし、永清の男は法印權大僧都にて南都興福寺の別當とみへ

佐々木三吉備中守秀綱

一説に云。近江源氏佐々木源三秀義七男、七郎秀綱、城州八幡に住し備中守と稱す。後、備後國三次に住し、是より三吉を以て氏とすと云。

同 少納言房覺辨

秀綱數世の後孫、觀應年中足利家に屬し、備後惠蘇郡地頭職を給はりて、和泉村并安那郡竹田村、御調郡和泉村、重永村を領すと云。

同 筑前守康住

又覺辨數世の孫、世々御調和泉重永、安那郡竹田を兼領し、三次郡三吉に住す。天正年中毛利家の命に違ひ改易せられて豫州に移り住す。筑前守幼子なり、襁褓の内にして母に懷かれ、備前兒嶋に知音ありければ暫く彼處に移り居て、後竹田村に歸住すと云ふ。

又云。安那郡竹田村鼓氏は三吉家にして、姓を改め鼓とす。又、堤共云。

佐々木系圖を按するに。秀義の男に秀綱みへす。秀義嫡男太郎定綱、次男次郎經高、三郎盛綱、四郎高綱、五郎義清、六郎嚴秀、七男は能惠とて或難小説にみへたり、僧なり、系圖に稱なし。秀綱は能惠、後に歸俗し士となりたるにや、いふかし。

又、定綱の男信綱の四男に彌四郎秀綱あり。信綱の嫡男太郎左衛門重綱は、承久宇治川渡に父に従ひ、文永四年六十四才にて死す。此元久元年の出生にて、宇治川渡は十七才の比なり、四郎は十才はかりなるべし。此人にはあらず。又、定綱六男帶刀左衛門尉時綱が男に太郎秀綱あり、彌四郎秀綱同時なり、二人の内何れか備後へ下向せしにや、分明ならず。三吉家、佐々木氏ならば、海雲は此二士の内のの子孫なるべし。何れにも佐々木氏なれば、秀義の子孫と稱して難なかるべし。されど行成卿子孫と云ふ説あれば、猶可三考。

節婦、すめ女

官刻孝義錄云。貞節者、松平安藝守領分、三次郡畠敷村、百姓、六兵衛後家、すめ、三十九歳、寛政元年褒美。

岩屋寺

本尊觀世音菩薩。備後准西國十七番に列す。遍(遍)額の歌に

皆人の、心のあかを、すくけとや、瀧津なかれて、世に出るなり。

原 村 十日市 五日市

租高、二千五百九十八石一斗三升五合

七百八石七斗四升一合

千百七十九石四斗八升

在組 町組

産社、大歳神社

天延元年癸酉鎮坐。永祿年中三吉右近大夫豊長再建す。神靈は三吉修理亮廣隆寄附。其後、慶長十九年尾關石見守正勝再營せり。神主は志和知の城主上里越後守なり。豊長再興の節、上里氏を神主とせしより、世々神主として祭祠すと云ふ。

傳云。當社は建速須佐之男神、出雲の國に天降りまし、八岐の大地を討給ひ出雲に止り給ひし後、南海に通ひ給ひし比、大市比賣と云神を娶り給ひ、三柱の御子生れます。大年神、宇迦之御魂神、須勢理毘賣神是なり。須勢理毘賣神は出雲國に入まして大國主之神、大國主之神は須佐之男の神の六世の孫なり、其神六世の祖神の女の妃となり給ひ、大年神、宇迦之御魂神は菅原の中津國に主となり給ひし後、宇迦之御魂神は月弓尊に殺され給ひし後は、大年神も此國を去り給ひき。後の世いつの比にや有けん、此里に白鷺飛ひ來り、曠野に止る事三日にして天に羽うちて飛去りぬ。郷人其處に行きみれば大なる稻穂三莖あり、こはふしきなるかな、鷺の三日止りし跡に稻穂三莖あり、五穀の神の與へ給ひしならんと、是を種とし田作る事をなせしかは、其年より稻豊に登り、國富さかへしとなん。故かの三日止りし鷺の持來りし稻穂三莖の吉瑞により、所の名を三吉とは此時より申しける。甚(其)處に後、宮を建て、彼鷺の御魂を勸請し、大鷺の神と申せしが、後に伊勢にて鷺の稻穂をくわへて下界へ下りしは、天照大神の御田の稻穂を、大年の神の給はりて國々へ下させ給ふと云ふ事を聞て、其人國にかへり、此事を一郷に云ひふれて、かの大鷺の社を再興し、大年の神社とは崇め申せりと云ふ。

是、天延元年の鎮坐なるべし。

舊事記(卷第四、地神本紀)云。(前畧)素盞鳴(鸞)尊(中畧)後(復)娶三大山祇神女、名大市姫(生)三神、兒大年神、次稻倉魂神云々。

一書云。伊勢内宮別宮有_二大歲神社_一、此神化_二白鷺_一、飛止_二志摩國答志郡伊雜葦原_一、啄_二稻穗_一、因建_二社於此處_一、伊佐波登美神宮是也、倭姬命移_二之伊勢度會郡_一、號_二大年神社_一。倭姬世記。

卜部兼國の記に云。伊勢内宮の別宮に大年神社あり。此神天上にある天狹田、天長田は天照大神作らせ給ふ御田なり。其稻穂をくわへて下界へ下し給ふなり。南_三膽_三浮_三（膽部）州にある米の種是なり。神宮の社司鷲を喰はさるは此謂れなり。

三次城

淺野因幡守長治

同 和泉守長尙

同 式部少輔長廩

藩翰譜（卷七）曰。以上は統畧淺野。因幡守（源）長治は、但馬守長晟の長子、母賤ければ家をは繼かず、寛永十一年（九〇〇）十一月二日、備後の國を分つて、三次（吉）の城を給ふ。五万石、別に御。延寶三年正月十九日に卒す、長治はしめ安藝守光晟朝臣の次男を養ひ、和泉守長尙と云ふ、二十三歳にして寛文六年七月廿八日に卒しければ、又光晟が三男を養ふて子とす、式部少輔長廩（吉）、又（父）長治か家をつく。

沼の城

三吉豊前守

年紀、由緒分明ならず。

孝子、甚兵衛

官刻孝義錄云。孝行者、松平安藝守領分、三次郡原村五日市、百姓、鍛冶、甚兵衛、三十八才、元文五年褒美。

孝子、與助

同書云。孝行者、同領、同郡同村十日市、百姓、糸車師、與助、四十五才、寛保三年褒美。

孝婦、よし女

同書云。孝行者、同領、同郡同村、同人姉、よし、四十七歳、同時褒美。

孝婦、さん女

同書云。孝行者、同領、同郡同村、百姓、念比屋源右衛門妻、さん、歳二十八才、寶曆十一年褒美。

傳に云。さんは三次郡原村の内、十日市町の念比屋源右衛門が妻なり。十一年前に此家によめりし、舅姑によくつかへ夫にも睦しかりしが、舅忠右衛門は七八年此かた、姑は一二年が程病ひにかゝり、夫もまた六年前より煩ひ、六つになれる男子虎之助と

言へるを合せて、家の内五人くらせど、三人は病者にて、病の症は等しからねど、行歩叶はずして、枕を並べて打臥ぬれば、世渡るわざもなり難く、元より町に住むと云へども、高壹石八斗あまりの、わつかなる田を耕せしが、今は營にくるしくて、持地の内も人にあづけ、聊の處をさんが手作して、隣家の者の扶助をも得てしかど、年々に貧苦して朝夕の煙も立かたかりしを、舅姑には其さまをしらしめず、食物も心の限りすゝめけり。舅は短氣なる生れなるうへ長き病におかされて心もひがみ、さまゝにせめきこへ、姑并に夫迄、病の久敷につかれしかは、筋なき事をも言ひ出るに、露計りも心にさからはず、斯るまつしき中に、魚鳥の類ひ迄買求てすゝめ、日夜二便の事をたすけて、聊勞とせず、外より餅など貰へる事あれば、其子にはあたへずして、舅姑にのみくわせ、常に人の爲に布木綿などおりて、病者を養ふ料とはなしけり。去年の春さんおもき病を得て、腦（惱）みし時は、家の内の者飢渴にも及ぶべければ、三人の病者は親族の元に呼びとり、さんは親里にかへりて病を養へるうちにも、舅姑の事のみ云出て案し煩ひ、やうく五六十日程経て快くなりしかは家に歸らんと云を、今しばしが程親里にありて養生をもなしてよと云ふに、舅姑の事心元なく、いまた歩行もくるしきを、病をつとめて歸り、舅姑夫の介抱怠らさりけり。寶曆十一年、領主よりほう美として米をさらせしとそ。

孝子、市内

同書云。孝行者、同領、同郡同村、浮過百姓、市内、三十三才、寛政三年褒美。

孝子、平次郎

同書云。孝行者、同領、同郡同村、浮過百姓、借屋住、平次郎、四十七歳、同年褒美。

三次川 鴻の川共云

此川、此處にて藝備の水會して大河となり、北に流れて石州に入る。石備の間、古、戦多かりし處なり。

永祿九年十一月、尼子義久、毛利侯に攻め詰められ、山中麴之介がすゝめによつて、同二日剃髮して天山瑞閑と號し、降參して益田吉見が陣に來らる。兩將是を洗合の本陣へ送る。元就朝臣對面あつて藝州へ下さる。時に三次川にて、義久の北の方

行すへは、鴻の川霧、せきとめて、いつみよしの、道やひらけん。と詠せられしかは、義久入道も

みよし川、霧とちこむる、瀬々に來て、世を渡らんと、名をば流しつ。

結城山、吉祥院

本尊、觀世音菩薩。備後准西國十六番に列す遍(遍)額の歌に
後の世を、契りて結ふ、あかの水を(水の)、あはれ御法の、恵みふかしも。

當寺の什物に、菅君御眞筆の御影とてあり。山内須藤通資、鎌倉より持傳へて家寶たりしを、甲山城在任の砌、軍功の賞とて家
人石原氏に與へられしを當寺に納むと云。又、眞(實か)盛の太刀は河北與七郎持傳へしを當寺に納む、後に右眞盛の太刀に、備
前一文字の長刀を相添へ、福嶋殿へ上げられしと云。

松雲山、醫王山、西江寺

當寺に、尾關石見の墓并位牌あり。本は青巖寺と云ひしを、石見菩提寺として、寺號を西江寺と改められしと云。

照林坊

眞宗の開祖、親鸞上人の同等なる弟子、明光上人、本州に下向し、山南村光照寺を開基し、中國を普く化益ありし其隨者、新屋、
菊屋、弘角と云三人の隨一、新屋と言へるが、上人の命を受、本州并雲石を化度の爲、此處に來り一寺を建立し坊舎を建て、照
林坊と號し、光照寺に従ふ。よつて本州北方并に雲石の信者、此化導に従ひ、末寺數多屬し、俱に光照寺末寺となる。後年、光
照寺より此邊并雲石の末寺、照林坊に預け支配せしめらる。備雲石の門徒、光照寺を本寺とは稱すれ共、今は照林坊中本寺の列
の如し。門徒、親鸞上人を御開山と尊とめども、親鸞上人は西國に化益なし。明光上人は西國を普く化益し其門を弘め給へは、
西國の門徒は親鸞上人よりも明光上人をこそ尊とむべけれ。

成光丹池

宗祐池

右、二池とも來由あるよしなれども、其説詳らかならず。

綠岩

三次川にあり、碧綠類ひあらしと云。

土居の淵

或は古土居の淵とも云。古土居とて三吉氏の屋鋪の跡あり、その下なる故に斯云ふとぞ。

上里村

租高、四百七十八石七斗五升三合(廣島縣史、四百五十六石一斗六合)

飛熊山城 一作比熊山

三吉新兵衛尉直道

同 新兵衛尉政慶

同 新兵衛尉光義

三吉式部少輔高廣

同 若狹守

同 安房守

右は、一本古城記の儘。年紀、來由俱にしれず。

三吉備後守保高

天文年中、畠敷本城より移る。

同 右近大夫豊長

永祿年中、三次大歲神社再興すと云。

尾關山城守

同 石見守正勝

福嶋正則臣。

積山城

今、此山を尾關山と云。

尾關石見守正勝

常山紀談卷之十五、福島家の士大將東照宮を拜する事の條に云。關が原の軍に軍功ありし諸將の家臣を召て 東照宮御盃を下さ
れし時、福嶋正則の侍大將、福嶋丹波は跋なり、尾關石見は瞎也、長尾隼人は聾なりしかは、近習の人々、よくもかたわの集り
(候)と密語けるを聞召、汝等年若く共よく聞け、女は容儀を貴(尊)ふ事ぞかし、男は形はいかにもあれ、かゝる軍に功名したる
を男とはするぞかし、彼三人は世に勝れたる大功(剛)の者なり、汝等か志、十に二三を彼者に似せたらば、よかりなるとぞ仰せ
ける。

碎玉話に云。熊澤了海先生著。

一、豊臣秀頼、大坂籠城の時、福嶋左衛門大夫正則は、武州江戸にあり、藝州には嫡子備後守正勝を留置、家臣福嶋丹波、尾關
石見が方に以て使者、我秀吉の恩厚き事世に隠れなし、汝等兩人の覺悟によつて備後守が武將の譽れ有へくは我を捨殺せ、是本望

也、必疑を殘さざれど、自筆の書を與へられぬ。此において二臣、備州の前に出て、丹波今度大坂に與力せば其勢を以て秀頼に服歸する者多からん、大坂方勝利においては福嶋家の榮昌勿論也、又大坂方討負けて自害す共、武名後昆に傳はらん。關東に一味したり共、定而本意とは思はれじ、世間の誹謗も口惜かるべし、石見はいかにと言へば、石見尤なり、されども眼前に父君を捨殺し給はん事、天命の絶つ所、人情の憎む處、有へくもなき事なり。只、時勢を慮つて家を立、身を存せんこそ宜しかるべし。天下の大事を引受けて大坂方の勝利にならん事、主の道、將の能を比するに、千に一利もあるべからずと云ふ。依之石見が議に任せて關東にぞ組みせられける。

尾關の淵

積山の麓にあり。此山を尾關山と云は、尾關の居城山なりし故、斯く云ふ。淵は此居山の下にあればなり。

上坂(板)木村

租高、六百五十五石四斗九升九合
三百五十二石八升一合

下坂(板)木村

租高、四百二十七石九斗七升一合
奇特者、孫七郎
官刻孝義錄云。奇特者、松平安藝守領分、三次郡下坂(板)木村、百姓、孫七(郎)、六十六歳、天明三年褒美。

大が谷村

租高、二百五十九石七斗四升八合
二百三十一石九升六合

羽出庭村

租高、九百三十四石一斗三升(廣島縣史、九百三十九石一斗三升)
九百二十二石六斗一升九合

上河立村

租高、九百九十石五斗二合
六百四十六石七斗三升四合(廣島縣史、六百四十六石一斗九升三合)

下河立村

租高、三百八十一石一斗九升三合
平城山城
城主、年紀、分明ならず。或云、三吉氏の臣と云。

上志和知村

租高、千七百一十一石三斗二升一合
六百四石八斗四升四合

産社、八幡宮

上下兩邨の土生神也。鎮坐の山を八幡山と云。則、古城山なり。

八幡山城

中村石見守慶久

一作度久

同 石見守隆定

陰德太平記、藝州岩屋合戦の條に云。

尼子晴久は、備後の三吉式部少輔隆慶が味方する故、尼子下野守、同紀伊守、同式部太輔を大將として三千餘騎、天文九年六月下旬、雲州を發馬し、三吉に着き、志和知の八幡山に三吉が臣、中村石見守が城へ陣をうつす。此河向ひは藝州岩屋城にて、高田郡深瀬の城主、窻(安)戸安藝守元源が領知にて、舍弟深瀬彈正忠隆兼を籠め置けり。尼子はをせめんと大河を前にあてゝ陣す、深瀬も川向ひに打出て散々に射る、尼子射すくめられて川を渡り得ずして八幡山に引入けり。(校訂者曰。陰德太平記、卷之十、藝州岩屋城合戦之事の條の大意である)。

志和知城

永正十三年、毛利備中守興元、當城を攻め落さる。此城、三吉の持城にて、其臣を差置かると云。然れとも城將名字しれず、戰鬪の動靜もしれず、興元より從士福原宗左衛門へ感狀をあたへられし、其書に云。

二月二日於志和知城切崩、抽忠戰、感志之至候、剩、數箇所被疵之條、其譽無比類候、於向後彌可勵戰功一事專要也、恐々謹言。

永正十三年

二月十三日

興元判

福原宗左衛門殿

上里越後守守光

三吉一族。大歲神社の神主となり、今に子孫相續すと云。又、毛利元就、天文のすへ和泉合戦の時、志和知に本陣を構へられしと云。

下志和知村

租高、七百一十八斗二升三合

福田村

租高、百五十一石九斗二升七合
百四十四斗八升一合

山家村

租高、六百三十三石九升六合
三百十九石五斗八升四合

山家城

尾關石見守

一本古城記。福嶋臣。

岡三淵村

租高、百五十五石四斗六升五合

四十貫村

租高、六百十九石七斗七升二合

西備名區卷之六十七 畢

西備名區卷之六十八

三上郡上

統畧

方境

東、甲努郡。北、奴可郡。西、惠蘇郡に界し。南、三谿郡に接す。

租高、一万三千六百四石八斗七升

屬村、十九

五郷

和名類聚抄云。

多可 今の多可村一村の郷名

信敷 古の庄号、今本村にあり。

土木 一ツ木ト云。

神代

三上 在所分明ならず、今の郡名。

美可美

同書に。三上の訓。

庄原川

奴可郡西城川、久里より當郡多可へ移り、庄原へ西南し、惠蘇郡山の内の北へ通り、三次郡へ西南し、三次川へ入る。是、兒が沼の水脈なり。

赤川

水上、本村上谷より滴り出て、高門、實留を西南し、三谷郡へ入り、江田川に會し、三次郡に入る。此川上、峰、赤川の邊にて五箇所渡るなり。